

第1章 総則

第1節 災害の履歴	震-1-2
1. 東日本大震災の被害	震-1-2
2. 千葉県が影響を受けた主な地震・津波災害	震-1-6
3. その他災害	震-1-9
第2節 地震被害想定	震-1-10
1. 想定地震の条件等	震-1-10
2. 震度・液状化予測	震-1-12
3. 被害予測の概要	震-1-15
4. 防災対策上の課題	震-1-23

第1章 総則

第1節 災害の履歴

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大級の地震によって発生した未曾有の災害であり、東北3県を中心とした広域かつ甚大な被害が発生し、佐倉市においても、液状化等の地盤被害により、住家等への大きな被害をもたらした。

また、記録の残る限り、関東大震災以来の大きな被害をもたらした地震災害であったことから、ほとんどの住民が初めて経験する災害であり、帰宅困難者の発生や福島第一原子力発電所事故を契機とする計画停電等の問題もあり、大きな混乱をもたらした。

1. 東日本大震災の被害

(1) 概要

① 地震動

平成23年3月11日 14時46分、太平洋三陸沖、牡鹿半島の東南東約130km付近の深さ約24kmの地点で、モーメントマグニチュード9.0、日本観測史上最大の巨大地震が発生した。震源域は、東北地方から関東地方にかけての太平洋沖の長さ約450km、幅約200kmの広範囲に及ぶもので、千葉県においても印西市と成田市の一部で震度6弱を観測したほか、佐倉市でも震度5強を観測した。

② 人的被害

全国での人的被害は、平成30年2月時点において、死者19,630名 行方不明者2,569名 負傷者6,230名（うち重傷者700名）となっている。（平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（第157報）平成30年3月7日 消防庁災害対策本部）

千葉県内でも、平成30年2月時点において、死者22名 行方不明者2名 負傷者261名（うち重傷者30名）の人的被害が発生しており、佐倉市内でも、負傷者3名（うち重傷者2名）の人的被害が発生している。

③ 建築物被害

全国での建築物（住家）被害は、平成30年2月時点において、全壊121,781棟 半壊280,962棟 一部損壊744,530棟となっている。

千葉県内でも、平成30年2月時点において、全壊801棟 半壊10,152棟 一部破損55,043棟の建築物（住家）被害が発生しており、佐倉市内でも、全壊33棟 半壊234棟 一部破損1,606棟の建築物（住家）被害が発生している。

④ 地盤被害

長時間のゆれに伴って広範囲で液状化が発生したほか、地盤沈下、擁壁崩壊等の地盤被害が発生した。佐倉市においても、沿岸部の埋立地ほどではないものの、かつて湿地や田であった場所を埋め立てた場所や傾斜地を盛土した場所を中心に地盤被害に伴う住家等の被害が多く発生している。

⑤ 津波被害

この地震によって巨大な津波も発生し、岩手県大船渡市では最大波高16.7m（気象庁推定値 平成23年3月 地震・火山月報（防災編））、同宮古市で最大遡上高38.9m（東京海洋大学調査値）に達した。

千葉県においても、銚子で最大波高2.5m、館山で同1.7m、湾内の千葉でも同0.9m（気象庁発表値 平成23年3月 地震・火山月報（防災編））を記録した。

なお、本市は千葉県内でも内陸に位置することから、津波の影響は受けていない。

⑥ 東京電力福島第一原子力発電所事故

今回の地震では、東京電力福島第一原子力発電所も被害を受けた。

東京電力福島第一原子力発電所では、地震・津波の影響を受け、全電源の喪失により原子炉が冷却できなくなり、大量の放射性物質の漏洩を伴う重大な原子力事故に発展した。

この事故により、計画停電の実施、東京電力福島第一原子力発電所の周辺地域住民が長期の避難を強いられる等、広範囲に影響が生じた。

千葉県内でも、計画停電の実施、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥から高濃度の放射性物質が検出されるといった影響が生じた。

(2) 市内の被害状況

佐倉市内における被害状況は、次のとおりである。

項目		被害数等	備考	
人的被害	負傷者	3名	(令和3年12月末時点)	
	うち重傷者	2名		
建築物被害	住家	全壊	33棟	(令和3年12月末時点)
		半壊	240棟	
			うち大規模半壊	
		一部損壊	1,672棟	
	非住家	全壊	5棟	
		半壊	6棟	
			うち大規模半壊	
一部損壊	59棟			
避難所関係	避難所開設	24箇所	H23.3.11 16:00 避難所開設 H23.3.13 15:00 全避難所閉鎖	
	避難者・帰宅困難者	385名		

項目		被害数等	備考
ライフライン被害	停電	約 4,000 軒	H23.3.12 17:00 頃 復旧
	断水	20,834 戸	H23.3.13 4:00 頃 復旧
	ガス供給停止	1,320 戸 (千成地区)	H23.6.3 復旧

※ ライフライン被害については、「東日本大震災の記録（平成25年3月 千葉県発行）」及び「経済産業省 地震被害情報（第12報）」を参照

項目			被害金額	
公共施設等被害金額	公立文教施設	小学校	39,628 千円	
		中学校	14,741 千円	
	公共土木施設	道路・橋梁	91,685 千円	
		河川護岸	847 千円	
		公共下水施設	74,878 千円	
	公共施設	水道施設	20,143 千円	
		庁舎	5,796 千円	
		公民館・体育館・美術館・集会所等	39,205 千円	
		保育園等	9,249 千円	
		公園施設	5,709 千円	
	農業被害	農業用施設	362,000 千円	
		その他施設	2,294 千円	
	合計			671,739 千円

(平成26年12月8日時点)

※ 上記被害のほか、酒々井リサイクル文化センター（佐倉市、酒々井町清掃組合管理）内の施設でも被害が発生しているが、当該施設は、酒々井町に存在することから、除外している。（被害施設：2施設 被害金額：3,978千円）

(3) 東日本大震災から得られた課題等

① 建築物被害・地盤被害

浦安市をはじめとする東京湾岸の市では、広範囲の液状化により上下水道等のライフラインが寸断したほか、住家等の建物が傾くなどの大きな被害が発生した。

佐倉市においても、東京湾岸ほどではないものの、かつて湿地や田であった場所を埋め立てた場所や傾斜地を盛土した場所を中心に地盤被害に伴う住家等の被害が多く発生した。

② 支援物資等の供給

阪神・淡路大震災以降、被災地に対する広域支援体制が充実し、支援物資についても全国から集積されることとなったが、支援を受け入れる被災地では、大量の支援物資の運搬や保管のノウハウに乏しいことや、運送可能な輸送路の確保、運送手段の確保に困難が生じたことから、被災現地への物資の供給が滞るなど、円滑な物資の供給を行う上での課題が指摘されている。

佐倉市内においても、佐倉市東部を中心に大規模な断水が発生し、防災井戸や給水車等による飲料水の供給を実施したが、多くの住民が飲料水の確保に困窮する事態が発生した。

③ 情報伝達体制・手段

地震発生直後より、佐倉市内各所において発生した被害情報の収集や必要な情報発信を行ってきたところであるが、電話回線の混線や防災行政無線（移動系）の輻輳（ふくそう）などにより、職員間の情報伝達が十分に行われなかったという問題が生じた。

また、住民に対する情報発信においても、防災行政無線（同報系）は市内を完全にカバーしきれていないうえ、音声による情報伝達ということもあり、特に屋内にいる住民に対して十分な情報伝達を行うことができなかつたほか、メール配信サービスについても、ほとんどの住民が登録を行っていなかったことから、情報伝達ツールとして十分に機能したとは言い難い状況であった。

さらには、計画停電に関する情報が不十分な状況で実施されることが決定されるなど、混乱が広がったことから、災害対策本部事務局が、電話対応に追われる状況となり、迅速な災害対応に少なからず影響を及ぼすこととなった。

なお、一部の自主防災組織や自治会・町内会等では、佐倉市ホームページなど閲覧できる住民が、当該情報を印刷し緊急回覧を実施するなどし、情報不足による混乱の低減に努めたといった事例も報告されているところである。

④ 帰宅困難者

県内主要駅を中心に多くの帰宅困難者等が発生し、佐倉市においてもJR佐倉駅や京成佐倉駅を中心に鉄道の不通による帰宅困難者等が発生した。

佐倉市では、これら帰宅困難者等の対応として、近隣の避難所の開放を行ったところであるが、災害の規模によっては、帰宅困難者を近隣の避難所に受け入れるという対応のみでは十分な対応を行えない可能性が考えられる。

なお、帰宅困難者の中に成田国際空港に向かう途中であったと思われる外国人観光客がいたとの報告もあり、日本語の理解が十分ではない外国人に対する情報提供の在り方についても検討する必要がある。

⑤ 庁内体制

佐倉市地域防災計画（平成20年度修正）では、災害対策本部は、災害応急対応が完了したと認められる場合、閉鎖すると定められており、佐倉市災害対策本部については、全ての避難所が閉鎖され、断水がほぼ解消された平成23年3月13日に閉鎖を行ったところであるが、実際には復旧・復興支援業務や県外からの避難者への対応等、所属を横断して行う必要がある業務が長期に渡り発生し、業務の遂行に影響を及ぼした。

⑥ 防災活動拠点の被災

佐倉市においては、一部の避難所において、体育館の天井等に被害が発生したことにより、他の避難スペースを利用したといった報告がなされてはいるものの、幸いにも災害対応業務に大きな影響を及ぼすといった被害の発生は報告されていない。

しかし、他の地域においては、防災活動拠点となる庁舎等が被害を受けたことにより、災害対応業務に大きな影響を及ぼすといった事態が報告されているところである。

2. 千葉県が影響を受けた主な地震・津波災害

市域における地震による災害履歴は、被害の明白な記録が少ない。このため、千葉県が影響を受けた江戸時代以降の主な地震を以下のとおり示す。

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		M	県内最大震度	地 変	津 波	人命・家屋等の被害
		東経 北緯	震央 地名					
1	1605. 2. 3 (慶長9年 12月16日)	134.9 33.0	東海・南海・西海 諸道	7.9			房総半島東岸に大津波が来襲した。一時潮が引いて30余町(30ha)干潟になり、ついで津波が来襲した。上総下総の沿岸45か村の漁村農村が押し流された。大津波は小山の中腹まで押し寄せた。	死者多数
2	1677. 11. 4 (延宝5年 10月9日)	142.0 35.5	磐城・常陸・安房・上総・下総	8.0		勝浦から東浪見にかけて多くの被害が発生した。	房総沿岸に大津波があった。各地の推定津波浸水高は、東浪見村6.0~7.5m、矢指戸村5.5~7.0m、岩船浦6.5~8.0m、御宿浦4.5~7.0m、沢倉村5.5~7.0mなどであった。	銚子市高神1万余の樹木が倒れた。家や漁船の被害が大きかった。東浪見で倒家50戸、水死者97名、和泉浦で倒家多数、田畑浸水、水死者13名、大原で倒家25戸、水死者9名、矢差戸で倒家25戸、水死者13名、岩船で倒家40戸、水死者57名、御宿で倒家30戸、水死者36名
3	1703. 12. 31 (元禄16年 11月23日)	139.8 34.7	江戸・関東諸国	7.9 ~ 8.2	6	安房地方で山くずれが多く発生した。嶺岡山で亀裂が生じたのをはじめ各地で地割れが生じた。	房総沿岸に大津波があった。各地の痕跡高は、御宿8m、勝浦7m、鴨川6.5m、千倉9.2m、相浜11~12m、保田6.5mなどであった。	津波による被害が主であった。安房小湊で570軒流失、死者100名、御宿で倒家440戸、死者20余名、千倉、布良で死者多数、九十九里南部津波で壊滅。
4	1855. 11. 11 (安政2年 10月2日)	139.8 35.7	江戸及び付近	7.0 ~ 7.1	6	浦安、船橋地区で地面に亀裂が生じ、噴砂がみられた。松戸から浦安にかけての地域で震度6。	木更津の海岸で小規模な津波がみられた。	下総地方で倒家多く、死傷者も多数でた。

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		M	県内最大震度	地 変	津 波	人命・家屋等の被害
		東経 北緯	震央 地名					
5	1909. 3. 13 (明治 42 年)	(8:19) 141.5 34.5 (23:29) 141.5 34.5	房総半 島沖	(8: 19) 6.7 (23: 29) 7.5		名洗で地盤に亀裂が生じた。		銚子で家屋の傾斜2戸と煙突の挫折があった。
6	1921. 12. 8 (大正 10 年)	140.2 36.0	茨城県 南部	7.0		印旛郡で道路に亀裂が生じた。		印旛郡で土蔵破損数か所、千葉や成田で多少の被害があった。
7	1922. 4. 26 (大正 11 年)	139.8 35.2	千葉県 西岸	6.9	5	布良で崖くずれ。		建物全壊 8 戸、破損 771 戸、小学校傾斜 1 棟。館山、木更津、大多喜等で土蔵や倉庫等の壁落下。
8	1923. 9. 1 (大正 12 年)	139.1 35.3	神奈川 県西部	7.9	6	安房地方で地割れ、噴砂、噴水が多見した。上総、安房地方の丘陵地では山くずれが多発した。三芳村付近に地震断層が生じた。	布良付近で津波による浸水があった。各地の推定津波高は布良 4.5 m、洲崎 4m、勝山 2.2 m、木更津 1.8mなどであった。	千葉県全体で死者 1,335 名、負傷者 3,426 名、行方不明者 7 名、全壊家屋 31,186 戸、半壊 14,919 戸、焼失 647 戸、流失 71 戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流失は布良の津波によるものである。
9	1953. 11. 26 (昭和 28 年)	141.7 34.0	房総半 島南東 沖	7.4	5		銚子付近で最大波高 3 m 記録したが、被害なし。	館山、富崎で墓石が転倒し、犬吠埼灯台の水銀がこぼれた。
10	1960. 5. 23 (昭和 35 年)	74.5W 39.5S	チリ沖	8.5			九十九里浜、銚子、勝浦、天羽などの海岸に津波がおこった。津波の波高は銚子で 153cm、布良で 67cm であった。	津波による被害は死者 1 名(銚子)、負傷 2 名、半壊家屋 11 戸、田畑の冠水 173ha に及んだ。
11	1987. 12. 17 (昭和 62 年)	140.5 35.4	千葉県 東方沖	6.7	5	山武、長生郡市を中心に、崖くずれ、道路の亀裂、陥没、堤防の沈下、地盤の液状化現象等が多数発生した。また、崖くずれの危険に伴う住民避難が生じた。		千葉県全体で死者 2 名、負傷者 144 名、全壊家屋 16 棟、半壊家屋 102 棟、一部損壊 71,212 棟、断水 49,752 戸、停電 287,900 戸、ガス供給停止 4,967 戸、ブロック塀等の倒壊 2,792 か所が発生した。なお、住家被害のほとんどが屋根瓦の崩落によるものであった。
12	1989. 3. 6 (平成元年)	140.7 35.7	千葉県 北部	6.0	5	佐原市ほか4町で農業用水施設(地下埋設管)に破損が生じた。		佐原市ほか4市町で屋根瓦の落下による家屋の一部破損が 12 棟、多古町において水道管の亀裂により断水 70 戸の被害がでた。
13	2005. 4. 11 (平成 17 年)		千葉県 北東部	6.1	5強			県内で家屋の一部損壊 4 棟の被害がでた。

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		M	県内最大震度	地 変	津 波	人命・家屋等の被害
		東経 北緯	震央 地名					
14	2005. 7. 23 (平成 17年)		千葉県 北西部	6.0	5弱			県内で負傷者 8 名、家屋の一部損壊 3 棟の被害がでた。その他、関東近県で約 6 万 4 千台のエレベーターが停止し、78 件の閉じ込めが発生した。 鉄道については、東北、上越、長野、東海道新幹線、関東地方の JR 等の各線で点検のため運転を中止し、運転再開まで最大で約 7 時間を要した。
15	2011. 3. 11 (平成 23年)	142.9 38.1	三陸沖	9.0	6弱	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。 市街地では、地震時、建物は ゆっくりと大きく揺れ、道路では敷地等の境がずれるように水平移動を繰り返す、間もなく地面から大量の泥水が湧き出した。マンホールは歩道の真ん中で大きく突出し、電柱や信号機は傾き、沈み込んだ。泥水の噴出とともに、戸建等の住宅が ゆっくりと沈み込み、各地で噴砂、沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等の様々な液状化被害が発生した。 水道、下水道等のライフラインも、液状化により至る所で管が破壊された。	津波観測点「銚子」では押波による第一波を 15 時 13 分に観測。17 時 22 分に津波の最大の高さ 2.5m を観測した。潮位計のデータでは、13 日以降も津波による潮位変化が観測されている。 九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から 3km 近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18.8km まで遡上、浸水面積は九十九里地域(銚子市～いすみ市)で 23.7k㎡ に達した。 この津波は、旭市飯岡地区に甚大な被害をもたらした。海岸防御ラインの背後に砂丘や保安林のないこの地区に、7.6m と推定される第 3 波の津波が襲来し、県民の生命・財産を奪い去った。	平成 26 年 2 月 3 日現在 死者 22 名(うち、津波による死者 14 名(旭市 13 名、山武市 1 名)、行方不明者 2 名(津波による)、負傷者 256 名 建物全壊 801 棟、半壊 10,121 棟、一部損壊 54,930 棟、建物火災 15 件、床上浸水 157 棟、床下浸水 731 棟 水道断水 177,254 戸、減水 129,000 戸 下水道 24,300 戸で使用制限 ガス 8,631 戸で停止 電気 34 万 7 千戸で停電 国道、県道で全面通行止め 33 カ所、片側通行規制 12 カ所 農業施設の損壊 2,257 カ所ほか 漁船転覆・乗り上げ等 390 隻 石油コンビナート爆発事故(市原市) 福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質が検出された。
16	2012.3. 14 (平成 24年)	140.9 35.7	千葉県 東方沖	6.1	5強	銚子市市道の一部で、液状化による噴砂等が発生した。		県内で死者 1 名、負傷者 1 名、家屋の半壊 2 棟、一部損壊 219 棟の被害がでた。その他、銚子市では ブロック塀等が 4 か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約 14,800 軒以上に 断水が発生した。
17	2018.7. 7 (平成 30年)	140.6 35.1	千葉県 東方沖	6.0	5弱			被害なし。

18	2019.5.25 (令和元年)	140.3 53.3	千葉県 北東部	5.1	5弱			千葉市で軽傷者1名。
19	2020.6.25 (令和2年)	141.1 35.5	千葉県 東方沖	6.1	5弱			市原市で重傷者1名、 いすみ市で軽傷者1 名。

※ 県内において震度5弱以上を観測した地震を記載
震度不明のものはM7.0以上のものを記載

(出典：千葉県地域防災計画)

3. その他災害

その他災害(人為的災害)は主として火災であるが、最近5年間における発生状況は、次のとおりである。

		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
		件数	損害額 (千円)	件数	損害額 (千円)	件数	損害額 (千円)	件数	損害額 (千円)	件数	損害額 (千円)
火災 区分	建物	16	43,318	24	36,065	28	170,493	13	86,916	33	50,689
	林野	1	-	6	-	5	-	3	-	2	-
	車両	4	3,061	5	22,379	6	6,623	5	32,170	4	4,758
	その他	13		14		10		19		17	

(出典：消防年報 佐倉市八街市酒々井町消防組合)

第2節 地震被害想定

市では、平成19年度千葉県地震被害想定調査をもとに平成24年度に「佐倉市防災アセスメント調査」を実施した。

「佐倉市防災アセスメント調査」では、東京湾北部地震を想定地震とし、地震動、液状化、建物の被害、土木構造物やライフラインの被害状況、火災の発生等を予測した。以下にその概要を記載する。

1. 想定地震の条件等

平成19年度千葉県地震被害想定調査では、中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」や、地震調査研究推進本部「主要活断層の長期評価」等の調査研究成果と過去の地震履歴から、「東京湾北部地震 (Mw7.3)」、「千葉県東方沖地震 (Mw6.8)」、「三浦半島断層群による地震 (Mw6.9)」の震源が設定された。

このうち、佐倉市における被害が最も大きいのは、「東京湾北部地震」であることから、この地震を想定地震として、「佐倉市防災アセスメント調査」を実施した。

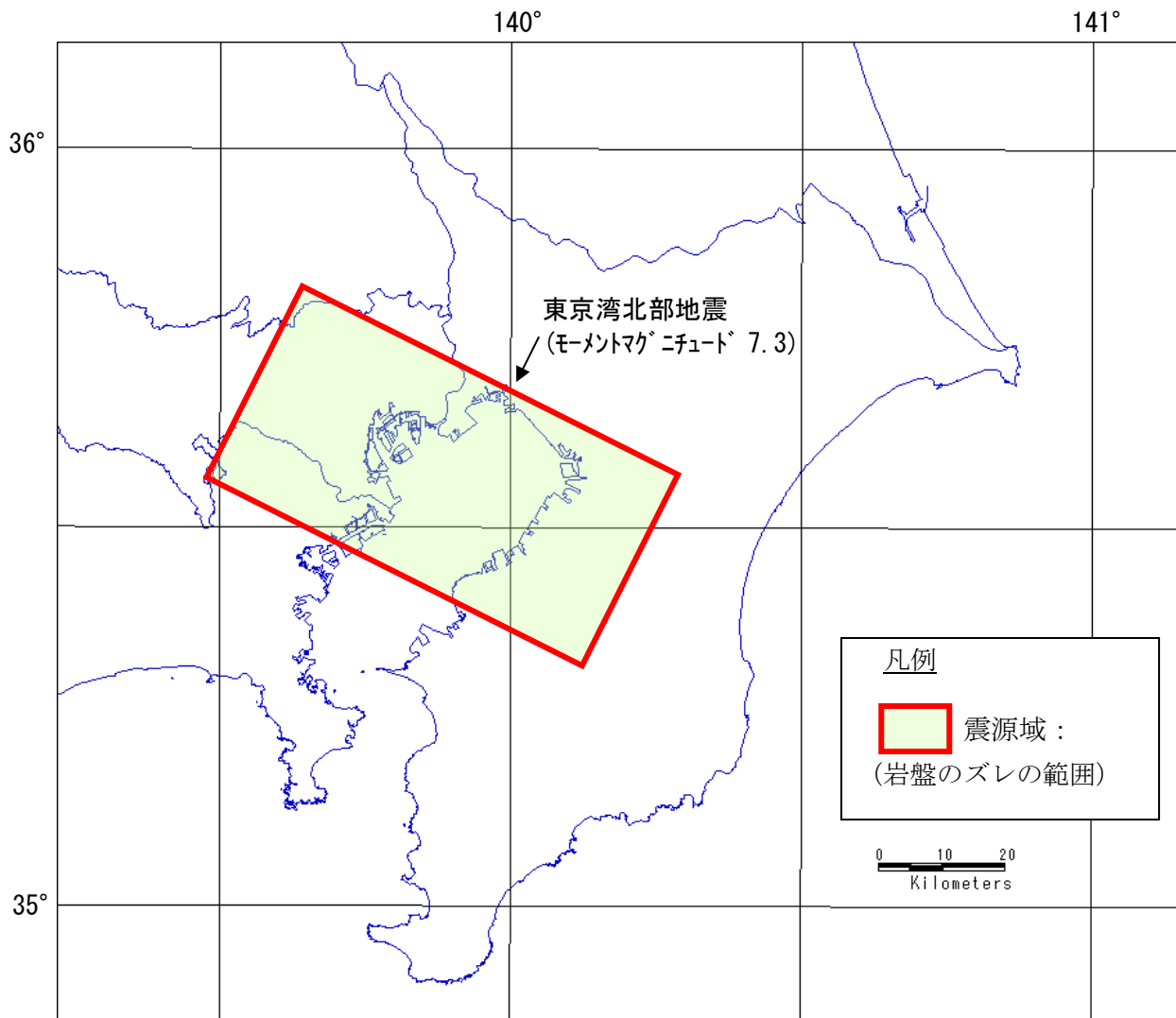
なお、平成19年度千葉県地震被害想定調査では、東京湾北部地震について、中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」で検討された震源断層モデルのうち、千葉県側に影響が大きいケースの震源断層モデルを用いている。また、近年の研究によって、フィリピン海プレートの深さ分布について、新しい知見が得られ、同プレート上面が浅くなることが分かったことから、中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」で検討された震源断層モデルより浅い位置に想定震源断層モデルの深さを修正している。

想定地震名	マグニチュード (Mw) ※	その他条件等
東京湾北部地震	7.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震発生の時季時刻 冬の18時 ・ 人口・世帯 平成23年12月末の人口及び世帯 ・ 建物 平成24年1月1日の固定資産課税データ 平成24年3月末の市有建物データ

※ モーメントマグニチュード (Mw)

モーメントマグニチュード (Mw) とは、地震を引き起こした断層 (震源断層) の面積や断層における平均変位、断層付近の地殻の剛性率から求められる開放されたひずみエネルギーに対応するマグニチュードで、地震計で観測された地震の変位振幅、又は速度振幅から求めた地震の規模である気象庁マグニチュード (Mj) とは異なる。

【震源域図】

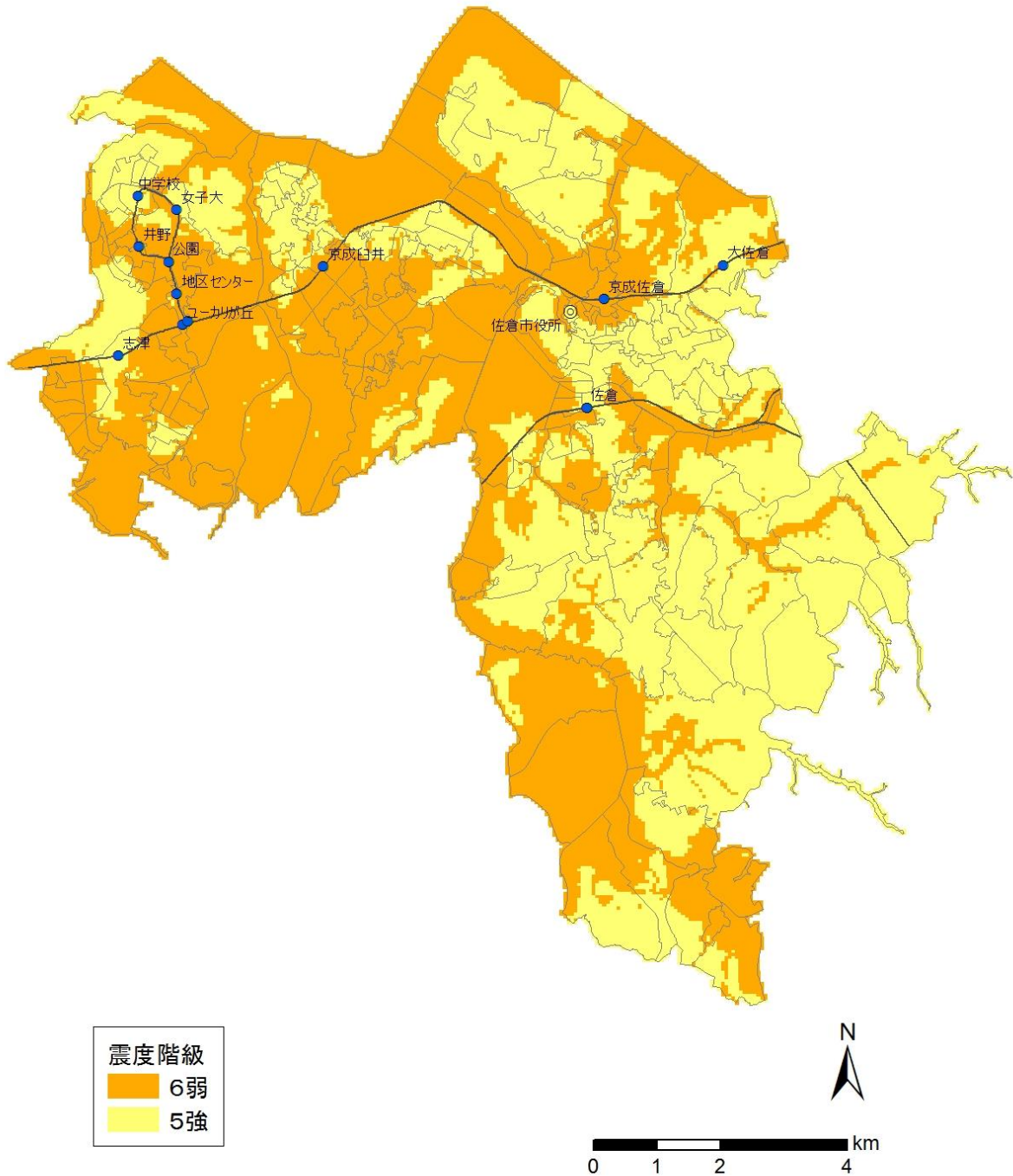


2. 震度・液状化予測

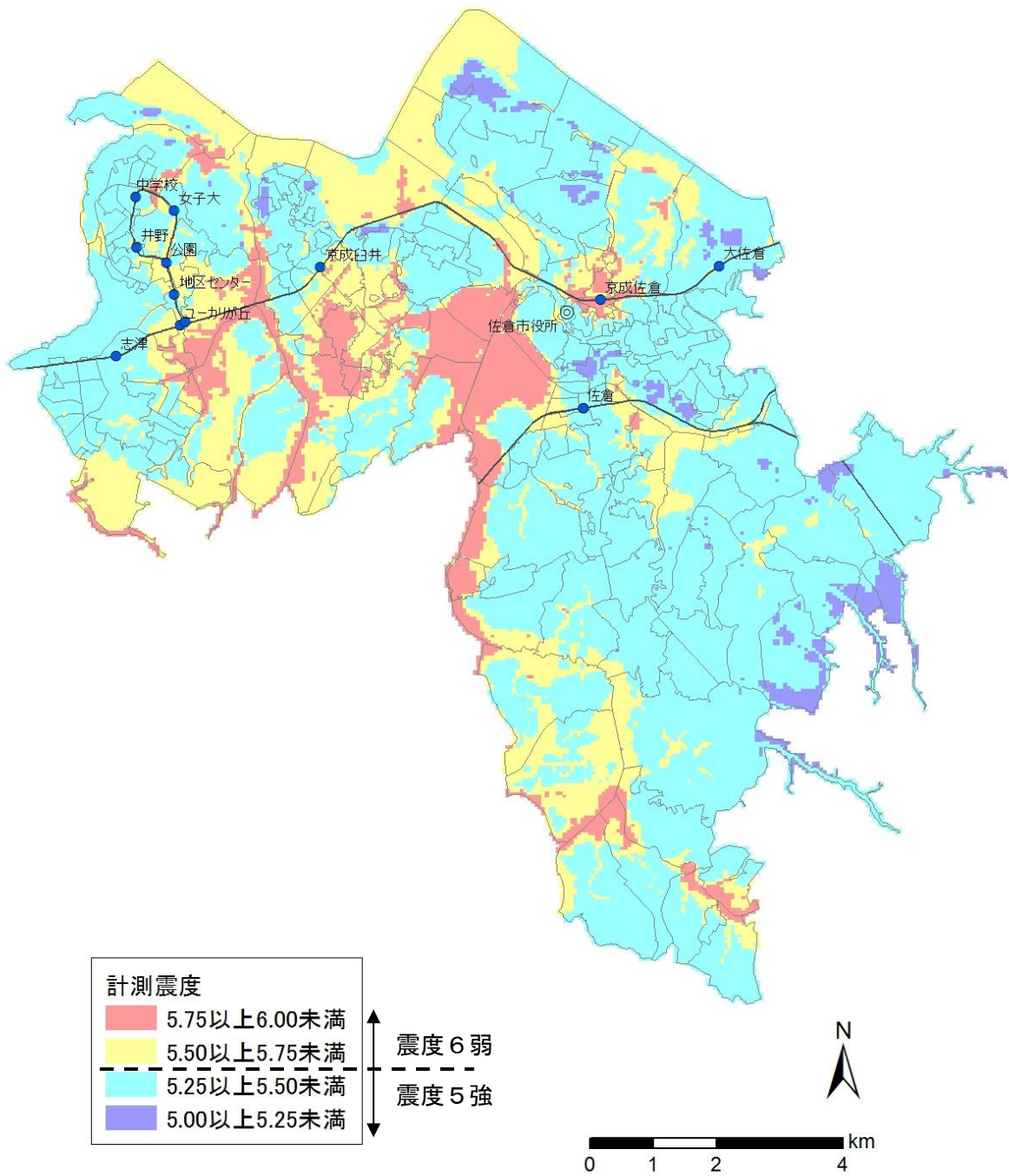
(1) 震度予測

東京湾北部地震による佐倉市内の地震動の強さは、震度5強から震度6弱と予測され、市の西側を中心に、市内の半分程度が震度6弱という予測結果となっている。

【震度分布図】



【計測震度分布図】



※ 計測震度

震度は、「計測震度計」によって測定されており、観測点における揺れの強さの程度を数値化した計測震度から次のとおり換算される。

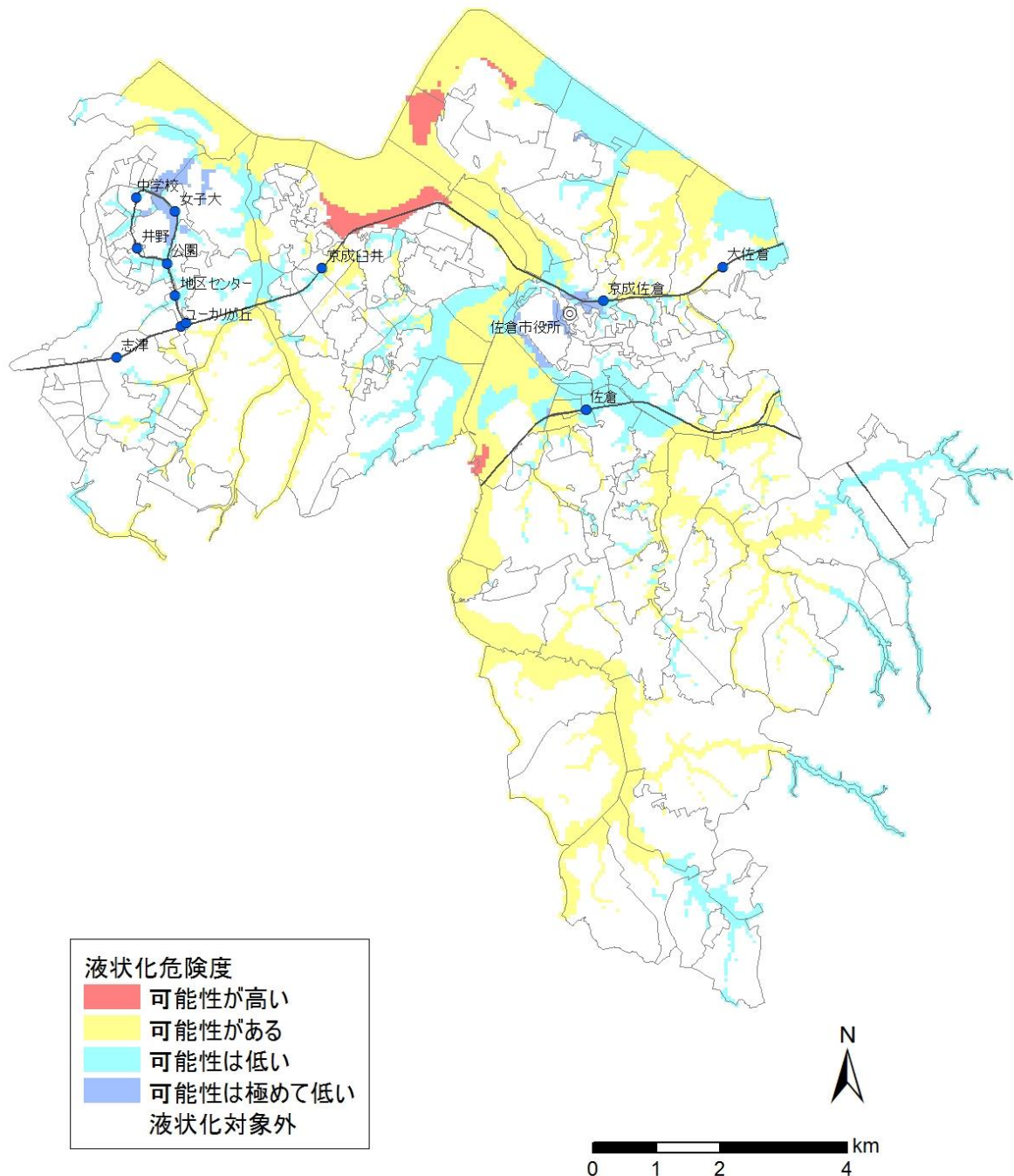
震度階級	計測震度	震度階級	計測震度
0	0.5未満	5弱	4.5以上5.0未満
1	0.5以上1.5未満	5強	5.0以上5.5未満
2	1.5以上2.5未満	6弱	5.5以上6.0未満
3	2.5以上3.5未満	6強	6.0以上6.5未満
4	3.5以上4.5未満	7	6.5以上

(2) 液状化予測

液状化現象とは、砂質土に富む地下水位の浅い地盤に、地震動のような繰り返しの外力が加わることで、砂粒子のすき間に存在する水の圧力が上昇し、地下水とともに砂が地表に吹き上げる現象である。

東京湾北部地震による佐倉市内の液状化危険度分布は、次のとおりであり、現在、田又は湿地であった場所、あるいは以前そうであった場所において、発生可能性がある。

【液状化危険度予測図】



3. 被害予測の概要

(1) 建物被害

東京湾北部地震における要因別建物被害予測は、次のとおりである。

	全建物棟数	全壊棟数 (率)	半壊棟数 (率)	全半壊棟数 (率)
揺れ		553 (0.9%)	4,183 (7.2%)	4,735 (8.1%)
液状化		10 (0.0%)	49 (0.1%)	59 (0.1%)
急傾斜地崩壊		25 (0.0%)	59 (0.1%)	84 (0.1%)
合計	58,434	588 (0.9%)	4,291 (7.4%)	4,878 (8.3%)

※ 合計は、小数点以下四捨五入の関係で合わない場合がある。

※ 「佐倉市防災アセスメント調査」では、急傾斜地崩壊による建物被害予測を戸数単位で行っているが、「戸数=棟数」と仮定して記載を行った。

※ 揺れ及び液状化による建物被害は、固定資産税台帳データより予測したものになる。住宅・土地統計調査（平成20年度）では、住宅総数65,340棟となっており、住宅・土地統計調査（平成20年度）に基づき、建物被害の予測を行った場合、被害建物数は増加する可能性がある。

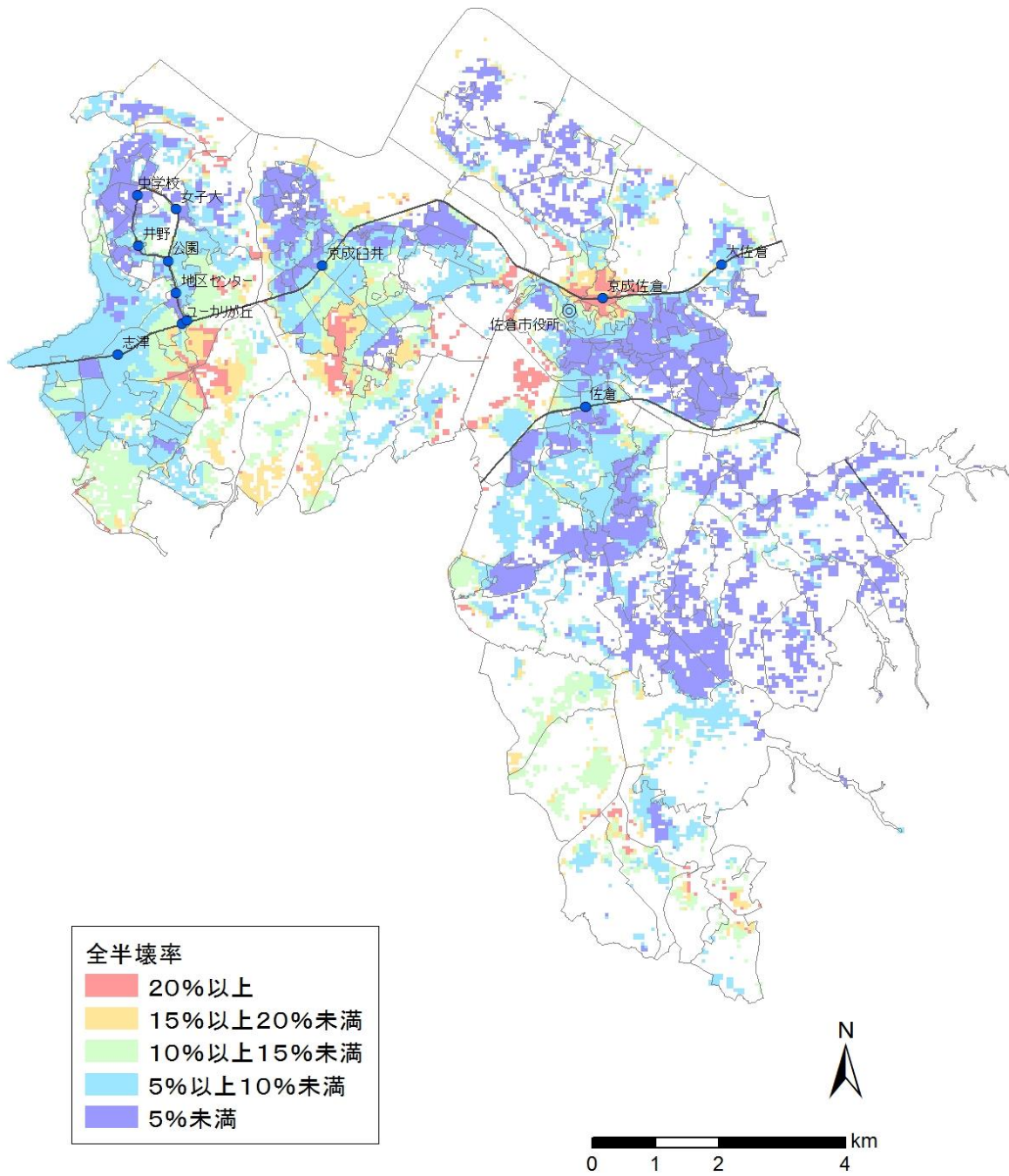
また、地区ごとの揺れ及び液状化による建物被害予測は、次のとおりである。

地区名	全建物棟数	全壊棟数 (率)	半壊棟数 (率)	全半壊棟数 (率)
佐倉地区	10,306	90 (0.9%)	637 (6.2%)	727 (7.1%)
臼井地区	10,951	83 (0.8%)	748 (6.8%)	831 (7.6%)
志津地区	21,852	239 (1.1%)	1,742 (8.0%)	1,981 (9.1%)
根郷地区	9,241	61 (0.7%)	528 (5.7%)	589 (6.4%)
和田地区	1,117	3 (0.3%)	44 (4.0%)	47 (4.3%)
弥富地区	1,097	16 (1.4%)	103 (9.4%)	119 (10.8%)
千代田地区	3,870	71 (1.8%)	429 (11.1%)	500 (12.9%)
合計	58,434	563 (1.0%)	4,231 (7.2%)	4,794 (8.2%)

(揺れ+液状化による建物被害予測)

※ 合計は、小数点以下四捨五入の関係で合わない場合がある。

【揺れ及び液状化による建物全半壊率予測図】



(2) 地震火災の予測

建物が大規模に倒壊するような激甚災害の場合、火災の発生が懸念される。木造建物が密集し、空地や幅員の広い道路が少ない地域では、延焼の可能性がある。

佐倉市の場合、昭和55年以前の木造建物が多く分布している地域では、地震の揺れによる建物被害が多いため、出火の可能性が高い。

「佐倉市防災アセスメント調査」では、以下の条件により、出火・延焼被害予測を行った。

- ① 地震（揺れ）により全壊した建物から出火・延焼すると想定する。
- ② 出火要因は、一般火気器具、電熱器具、電気機器・配線、化学薬品とする。
- ③ 出火率がもっとも大きくなる「冬・18時」と想定する。
- ④ 上水道の機能停止が予想されることから、消火栓は使用不可能とする。
- ⑤ 防火水槽やプールは使用可能とする。
- ⑥ 消防水利から半径80mは消火可能とする。
- ⑦ 隣接地域への延焼可能性評価は、中央防災会議「首都直下地震対策」の被害予測手法に基づき、不燃領域率※が50%未満のところを対象とする。

上記の条件からの地震火災の予測結果は、市全域の全出火件数は12件、初期消火で消えなかった炎上出火件数は6件である。

この炎上出火件数から出火点メッシュを設定し、消防力及び不燃領域率を加味し、火災による焼失棟数を算出した。

なお、佐倉市内の不燃領域率は、概ね50%以上であり、中央防災会議（2005）では、不燃領域率が50%以上の場合、隣接メッシュへの延焼可能性は「無し」とみなしている。

炎上出火点を設定されたメッシュの不燃領域率は、50%以上であることから、延焼はないものと予測を行った。

このため、「炎上出火件数 = 焼失棟数」となり、東京湾北部地震による焼失棟数予測は、6棟となる。

ただし、当該予測は、上記の条件下におけるものであることから、上記の条件を超える事態となった場合には、延焼の可能性を否定できるものではない。

	炎上出火件数	焼失棟数
市内合計	6件	6棟

※ 不燃領域率

不燃領域率とは、建物分布地域の面積に対する、燃え広がりにくい要素（道路や公園などの空地、非木造建物など）の割合である。

不燃領域率が小さいほど、延焼の可能性が高い都市構造であるといえる。

「佐倉市防災アセスメント調査」では、都市計画基本図の建物外形データと固定資産税台帳データから、以下に示す式で不燃領域率を求めた。

$$\text{不燃領域率} = (\text{メッシュ全面積} - \text{木造・低層非木造建物の面積}) / (\text{メッシュ全面積})$$

(3) ライフライン等被害

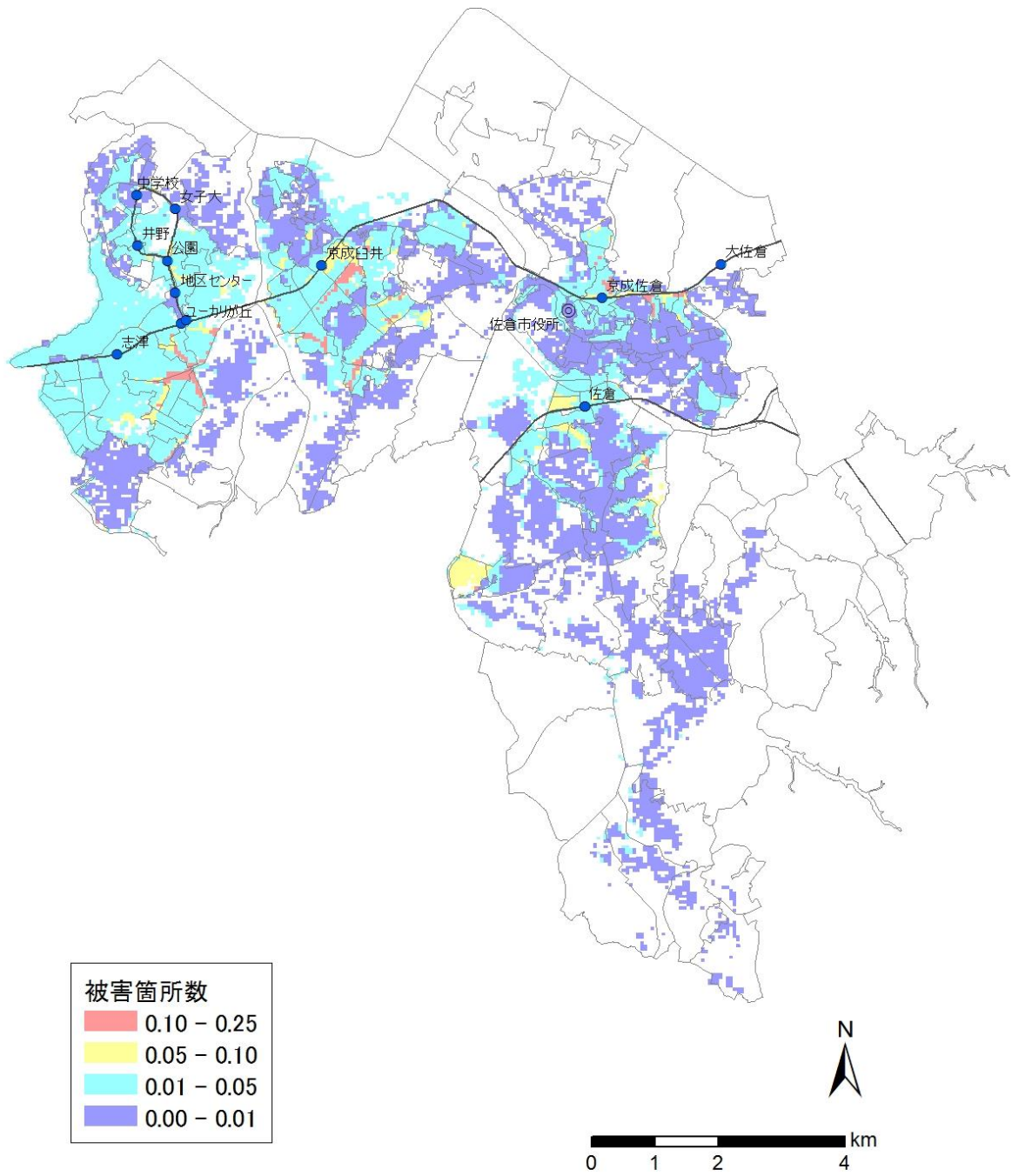
東京湾北部地震におけるライフライン等被害予測は、次のとおりである。

上水道	管路総延長 763.5km 中 被害箇所数合計 204 箇所 被害率 0.27 (箇所/km) 断水世帯数 45,360 世帯
下水道	総延長 623.5km 中 被害延長合計 13.4km 被害率 2.1%
電力	電柱総本数 28,789 本中 被害本数合計 76 本 被害率 0.26% 停電世帯数 1,672 世帯
ガス	震度 5 強が予想される地域：2.5%～12.2%のガス停止率 震度 6 弱が予想される地域：17.6%～63.5%のガス停止率
震災廃棄物	合計 219,396 トン

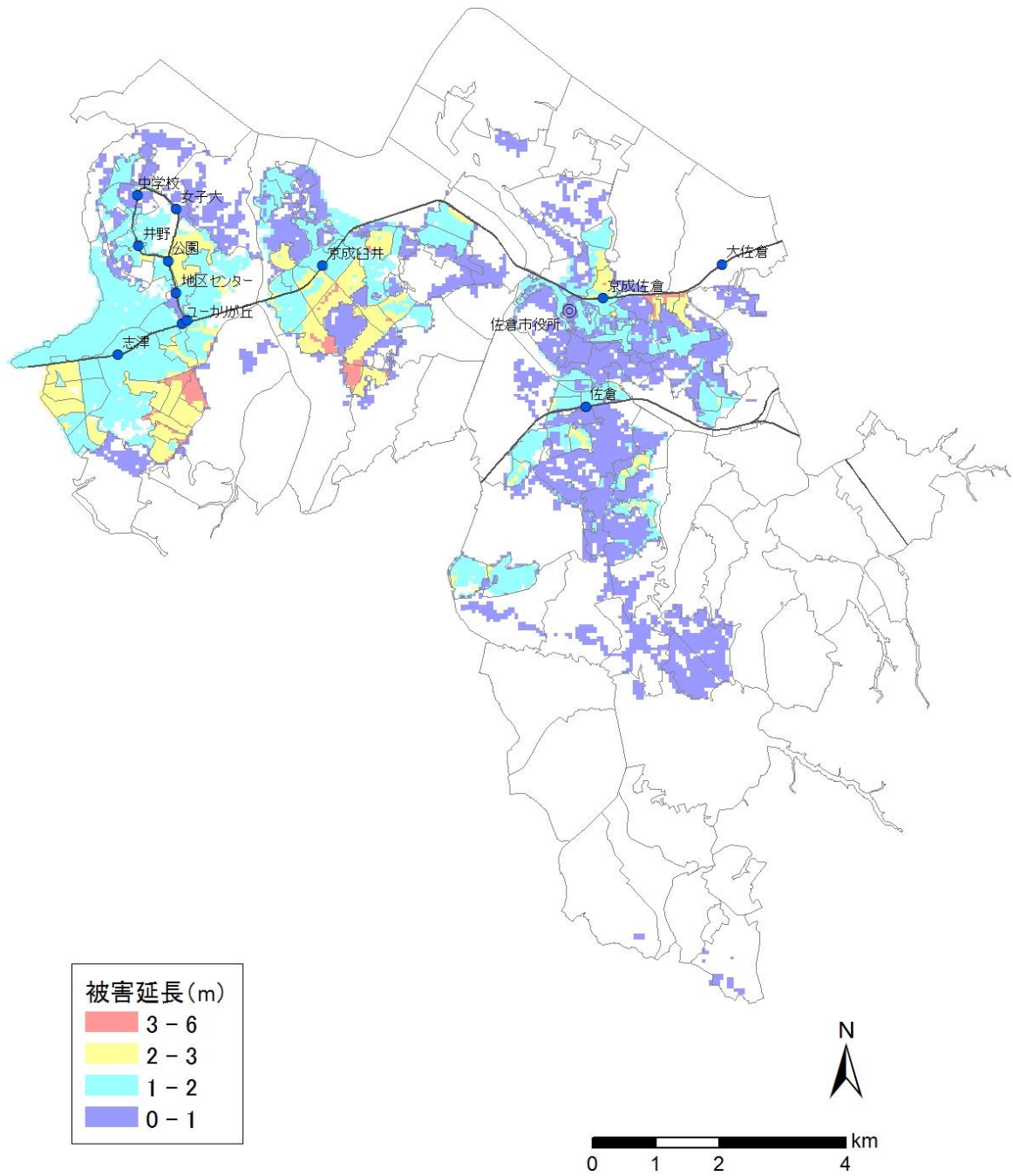
なお、平成 19 年度千葉県地震被害想定調査での東京湾北部地震におけるライフライン復旧予測は、次のとおりとなっている。

上水道	千葉県全体で 70 日程度を要する。	
下水道	(復旧予測なし)	
電力	千葉県全体で電柱復旧に 6 日程度を要する。	
ガス	都市ガス	千葉県全体で 14 日程度を要する。
	L P ガス	千葉県全体で 3 日程度を要する。

【上水道被害予測図】



【下水道被害予測図】



(4) 人的被害

東京湾北部地震における要因別の人的被害の予測は、次のとおりである。

項目		人的被害数
死者合計		38人
	建物被害による死者	35人
	火災による死者	0人
	急傾斜地崩壊による死者	2人
負傷者合計		690人
	建物被害による負傷者	664人
	うち重傷者	10人
	火災による負傷者	4人
	うち重傷者	1人
	急傾斜地崩壊による負傷者	22人
	うち重傷者	11人

※ 合計は、小数点以下四捨五入の関係で合わない場合がある。

※ 急傾斜地崩壊による人的被害予測は、「戸数 = 棟数」としたうえで、平成19年度千葉県地震被害想定調査の手法を用いて算出した。

平成19年度千葉県地震被害想定調査における算出手法は、次のとおりである。

- ・ 死傷者数 = 急傾斜地崩壊による大破棟数 (全壊棟数 × 0.7) × 死傷率
- 死者率 : 0.098
- 重傷率 : 0.625
- 負傷率 : 1.250

また、東京湾北部地震における建物被害による地区別の人的被害の予測は、次のとおりである。

地区名	死者	負傷者	重傷者
佐倉地区	6人	98人	2人
臼井地区	5人	112人	2人
志津地区	15人	276人	4人
根郷地区	4人	78人	1人
和田地区	0人	5人	0人
弥富地区	1人	14人	0人
千代田地区	5人	81人	2人
合計	35人	664人	10人

(建物被害による人的被害予測)

※ 合計は、小数点以下四捨五入の関係で合わない場合がある。

(5) 避難者数

東京湾北部地震における地区別の避難人口予測は、次のとおりである。

地区名	避難人口 (人)			うち避難所生活者 (人)			うち疎開者 (人)		
	1日後	4日後	1月後	1日後	4日後	1月後	1日後	4日後	1月後
佐倉地区	5,519	2,556	1,286	3,587	1,661	836	1,931	895	450
臼井地区	5,783	2,649	1,305	3,759	1,722	848	2,024	927	457
志津地区	14,226	6,799	3,616	9,247	4,419	2,350	4,979	2,380	1,266
根郷地区	4,471	1,944	862	2,906	1,264	560	1,565	681	302
和田地区	344	136	46	224	88	30	121	47	16
弥富地区	347	178	106	225	116	69	121	62	37
千代田地区	2,316	1,258	805	1,506	818	523	811	440	282
合計	33,006	15,520	8,026	21,454	10,088	5,217	11,552	5,432	2,809

※ 合計は、小数点以下四捨五入の関係で合わない場合がある。

※ 疎開者とは、親類等を頼る等、避難所以外へ避難する人である。

(6) 帰宅困難者数

東京湾北部地震における佐倉市内で発生する住民以外の滞留帰宅困難者予測は、次のとおりである。

なお、下表の予測数は、他市町村で帰宅困難となった後に、徒歩等により佐倉市内を通過する帰宅困難者数は含んでおらず、佐倉市内における帰宅困難者数は、7,631人以上となる可能性がある。

	千葉県	茨城県	東京都	埼玉県	神奈川県	その他	合計
佐倉市内に通勤・通学する 他市町村住民	6,612人	208人	512人	141人	91人	67人	7,631人

また、東京湾北部地震において、佐倉市民の周辺他市町村における帰宅困難者予測は、次のとおりである。

	千葉県	茨城県	東京都	埼玉県	神奈川県	その他	合計
他市町村に通勤・通学する 市民	14,897人	236人	18,403人	461人	507人	198人	34,702人

4. 防災対策上の課題

「佐倉市防災アセスメント調査」では、被害予測結果をもとに、地域の危険性を総合的に把握し、防災対策上の課題の抽出・整理を行った。

防災対策上の課題の概要は、以下のとおりである。

予測項目	防災課題
地震動	東京湾北部地震（Mw7.3）による地震動の強さは、最大震度が6弱の強い揺れに見舞われる予測となった。 この地震動の強さは、平成23年3月11日の東日本大震災時に経験した震度5強より、1ランク上のもので、強地震動に対する防災対策の充実が必要である。
液状化	東京湾北部地震（Mw7.3）による強い揺れにより、市北部の印旛沼の周辺等で液状化の可能性が高いと評価されたほか、それ以外の場所でも、現在、田又は湿地であった場所、あるいは以前そうであった場所で液状化の可能性があると評価された。 液状化による建物被害等を軽減させるために、液状化危険度予測マップや液状化対策に関する情報提供といった対策が必要である。
急傾斜地崩壊	市内には急傾斜地崩壊危険箇所が188箇所ある。 また、令和3年5月末時点で土砂災害防止法に基づく警戒区域に204箇所（特別警戒区域は197箇所）が指定されている。 今後、地震に伴う土砂災害のみならず、地震後の降雨による土砂災害等の複合災害についても検討する必要がある。 また、危険の周知等の情報の伝達方法や、土砂災害のおそれがある場合の避難に関する事項等について、住民への周知に努める必要がある。
建物被害	全建物棟数は58,434棟であり、そのうち47,843棟（82%）が木造建物である。 昭和55年以前の木造建物は14,467棟で、木造建物全体の30%にあたる。 揺れ及び液状化により、全壊する建物は563棟、半壊する建物は4,231棟、計4,794棟の建物が何らかの甚大な被害を受ける結果となった。 特に、揺れによる建物被害が多く発生することが予測されることから、昭和55年以前に建築された建物の所有者に対し、簡易耐震診断を実施するように啓発する必要がある。

予測項目	防災課題
地震火災	<p>想定結果では、佐倉市内は不燃領域率が高く、延焼の危険性が低いことから、焼失棟数は6棟で止まった。</p> <p>しかし、昭和55年以前の木造建物が密集する地域では、出火防止の徹底を図るため、出火防止に関する知識等の普及を図るほか、住民による初期消火の徹底を図るため、消火器具の設置を促進するとともに、初期消火に関する知識や技術の普及を図る必要がある。</p> <p>また、道路、公園、緑地等の都市基盤施設は、災害時における避難地、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペースとして防災上の役割が非常に高いことから、これらの都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間の確保を図る必要がある。</p>
ライフライン被害	<p>ライフラインの機能停止により多くの避難者が発生する可能性がある。</p> <p>このことから、上下水道管の耐震化はもとより、上下水道の被害に伴う避難者対策が必要である。</p> <p>また、自助として、家庭や事務所においてライフラインの途絶に備えて、飲料水の備蓄等を行うように呼びかける必要がある。</p> <p>また、上水道が復旧しても下水道被害によるトイレ問題があることからして、簡易トイレや携帯トイレの備蓄等を行うよう呼びかける必要がある。</p>
人的被害	<p>建物被害による死者が35人と予測されており、建物の耐震化を進めることや、住宅内の家具・家電等の転倒防止を実施するように啓発する必要がある。</p> <p>また、重傷者を含む負傷者は664人と予測されており、迅速な救急・救助活動と医療機関への搬送体制確立・維持するための体制を検討する必要がある。</p>
避難人口	<p>地震発生1日後が最大で33,006人の避難者が発生する予測となっており、市全体の19%が避難者となる可能性がある。</p> <p>なお、避難所生活者は21,454人と予測され、これに対する避難所の受入れ可能人員は25,308人であることから、東京湾北部地震(Mw7.3)のケースでは受入れ可能である。</p> <p>住宅が全壊することにより避難を余儀なくされる人のほかに、ライフラインの被害(特に電気、上水道)により避難する人が少なくない。</p> <p>各世帯において備蓄を行うことで、ライフラインの被害による避難者数は減少することから、自助として、飲料水の備蓄等を行うように呼びかける必要がある。</p>

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及・防災教育の強化	震-2-5
1. 住民・事業所等に対する防災知識の普及と意識啓発	震-2-5
2. 学校教育・社会教育における防災教育の強化	震-2-6
3. 人権尊重、男女の違い等多様化するニーズへの配慮	震-2-7
4. 過去の災害教訓の伝承	震-2-7
第2節 自主防災体制の育成	震-2-8
1. 自主防災組織の結成促進・地域防災ネットワークづくりへの支援	震-2-8
2. 自主防災組織への支援	震-2-9
3. 事業所における自主防災体制等の整備・強化	震-2-9
4. 防災訓練の実施等	震-2-11
第3節 災害に関する調査・把握	震-2-12
1. 災害に関する調査等	震-2-12
2. 災害復興のまちづくり研究	震-2-12
第4節 都市の防災機能の強化・ライフライン確保体制の整備	震-2-13
1. 市街地の整備	震-2-13
2. 道路及び交通施設の安全化	震-2-14
3. 河川・水路の整備	震-2-15
4. 農地・農業施設	震-2-16
5. ライフライン等の災害対応力の強化	震-2-16
6. ライフライン等確保体制の整備	震-2-18
7. 住民等への広報	震-2-20
第5節 建築物等の安全対策の推進	震-2-22
1. 建築物等の耐震対策	震-2-22
2. 建築物等の安全対策	震-2-25
3. 被災建築物応急危険度判定制度	震-2-26
第6節 地盤災害予防対策の推進	震-2-27
1. 液状化対策の推進	震-2-27
2. 土砂災害対策	震-2-28
3. 宅地防災対策	震-2-31
4. 地盤沈下の防止	震-2-32
5. 各種データの保存	震-2-33
6. 被災宅地危険度判定体制の整備	震-2-33

第7節 火災等予防対策	震-2-34
1. 地震火災の防止対策	震-2-34
2. 建築物の不燃化の促進	震-2-36
3. 防災空間の確保	震-2-36
4. 林野火災予防対策	震-2-36
5. 文化財の保護対策	震-2-37
第8節 消防、救助・救急体制の整備	震-2-38
1. 消防力の充実	震-2-38
2. 広域応援体制の充実	震-2-40
3. 消防思想の普及	震-2-40
4. 消防計画及びその推進	震-2-41
第9節 応急医療体制の整備	震-2-42
1. 医療関係機関等との連携強化	震-2-42
2. 医療体制等の確保	震-2-43
3. 医薬品等の確保体制の整備	震-2-44
4. 国民健康保険の一部負担金の減免、徴収猶予	震-2-44
第10節 防災拠点の整備・充実	震-2-45
1. 防災拠点の整備・充実	震-2-45
2. 広域応援に関する拠点候補地	震-2-47
第11節 避難体制の確立及び避難施設等の整備	震-2-48
1. 避難誘導體制の整備	震-2-48
2. 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定	震-2-49
3. 指定避難所施設の整備等	震-2-57
4. 広域避難に関する支援要請又は受入れ	震-2-58
5. 応急仮設住宅対策	震-2-60
第12節 帰宅困難者等対策	震-2-62
1. 帰宅困難者等	震-2-62
2. 一斉帰宅の抑制	震-2-62
3. 帰宅困難者等の安全確保対策	震-2-63
4. 帰宅支援対策	震-2-64
5. 関係機関と連携した取組み	震-2-65
第13節 要配慮者の安全確保対策	震-2-66
1. 福祉のまちづくり（交流と支え合いの地域づくり）の推進	震-2-66
2. 在宅の要配慮者に対する対応	震-2-67
3. 社会福祉施設等における対策	震-2-77

4. 外国人に対する対策	震-2-77
第14節 緊急輸送体制の整備	震-2-79
1. 輸送手段の整備	震-2-79
2. 陸上輸送体制の整備	震-2-79
3. 航空輸送体制の整備	震-2-82
4. 水上輸送体制の整備	震-2-82
5. 交通混乱の防止対策	震-2-82
6. 公共交通機関	震-2-82
第15節 備蓄・物流体制の整備	震-2-83
1. 備蓄意識の高揚	震-2-83
2. 市における備蓄・調達体制の整備	震-2-83
3. 県における備蓄・調達体制の整備	震-2-85
4. 県及び市における災害時の物流体制の整備	震-2-86
第16節 防災用資機材の整備・調達	震-2-87
1. 防災用資機材等の整備	震-2-87
2. 調達・活用の体制	震-2-88
第17節 廃棄物等処理体制の整備	震-2-89
1. 震災廃棄物処理計画等の整備	震-2-89
2. 廃棄物等処理施設における災害対応力の強化	震-2-91
3. 障害物の除去	震-2-91
4. 処理負担	震-2-92
第18節 営農対策の推進	震-2-93
1. 指導及び助言	震-2-93
2. 広報活動による啓発	震-2-93
3. 農地・農業用施設	震-2-93
第19節 ボランティア・NPO活動環境の整備	震-2-94
1. 受入体制の整備	震-2-94
2. ボランティアの活動分野	震-2-95
3. ボランティア意識の啓発等	震-2-95
4. 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成	震-2-96
5. 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修	震-2-96
第20節 情報収集伝達体制の整備	震-2-97
1. 情報収集システムの整備・充実	震-2-97

2. 情報収集伝達体制の強化	震-2-100
3. 通信手段の整備	震-2-100
4. 指定避難所における連絡体制の整備	震-2-102
5. 災害広報体制等の整備	震-2-102
6. 安否情報提供体制の整備及び安否確認手段の周知・啓発	震-2-104
第21節 防災活動組織の整備	震-2-105
1. 活動組織体制の整備	震-2-105
2. 動員体制の整備・充実	震-2-105
3. 行動マニュアル等の作成	震-2-106
4. 関係機関等との連携体制の整備	震-2-106
5. 職員の育成	震-2-107
6. 学校等における防災体制の確立	震-2-107
7. 保育園等における防災体制の確立	震-2-108
第22節 防災訓練	震-2-109
1. 総合防災訓練等の実施	震-2-109
2. 組織動員訓練等の実施	震-2-109
3. 地域防災訓練の実施等	震-2-110
第23節 業務継続計画等の策定	震-2-111
1. 業務継続計画（BCP）の策定	震-2-111
2. 事業継続計画（BCP）の策定	震-2-112
3. 受援体制・計画の整備	震-2-113

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及・防災教育の強化

危機管理部 市民部 こども支援部 健康推進部
産業振興部 教育委員会
佐倉市八街市酒々井町消防組合 千葉県
住民・事業所

《基本方針》

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民等の生命、身体、財産を守るためには、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、地震についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが必要不可欠である。

このため、市及び防災関係機関は、住民一人ひとりが、平常時から災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行えるよう防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、住民等の防災及び減災意識の向上を図るとともに、防災教育の推進に努める。

また、市及び防災関係機関は、被害想定等の実施や災害危険箇所の把握に努め、これらの調査結果等をもとに、可能な限り多様な媒体を用いて、住民等の防災及び減災意識の向上を図るとともに、本市に被害をもたらす大規模な地震に関する必要な資料を定常的に収集するとともに、継続的に調査研究を進める。

各地域の自主防災組織、自治会・町内会等や各事業所等は、地域住民や従業員等に対し、地震についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけるよう啓発し、一人ひとりの防災力を高めるとともに、組織力を強化することにより、防災体制の充実を図る。

さらに、災害発生時において、組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、各地域の自主防災組織、自治会・町内会等や各事業所は、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、市及び防災関係機関は、震災知識の普及にあたっては、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、性的少数者（LGBT等）、外国人等の要配慮者に対する配慮のほか、男女双方の視点への配慮が必要である旨を十分周知するよう努める。

1. 住民・事業所等に対する防災知識の普及と意識啓発

災害発生時において、犠牲者とならないためには、自助が不可欠である。自助なくしては、共助は発揮できず、自助・共助なくして、公助は発揮できない。

このため、市、県及び防災関係機関は、災害対策の基本は、自助・共助であり、公助の役割はその補完であることを周知徹底し、自助・共助の取組みを強化するために、防災に関する正しい知識の普及及び自ら考え行動する力を身につける等の防災意識啓発に努める。

また、住民・事業所等が佐倉市の危険度について把握することにより、日頃からの備えについて推進が図られるよう、市は、平成24年度に実施した「佐倉市防災アセスメント調査」の結果について、十分な周知を図る。

防災知識の普及等の実施にあたっては、広報誌等の印刷物、株式会社広域高速ネット二

九六（ケーブルネット296）による市提供番組等のあらゆる広報媒体を活用するほか、防災研修会を通じて行うなど、防災以外の事業においても実施に努める。

なお、防災知識の普及等の実施にあたっては、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者へ配慮をした広報資料の作成及び男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

(1) 自らの身を守るための知識

- ① 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
- ② 食糧、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- ③ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置
- ④ 緊急地震速報に関する知識及び活用方法
- ⑤ 避難路、避難場所、避難方法の確認及び避難時の心得
- ⑥ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
- ⑦ 災害時の連絡先及び連絡方法
- ⑧ 地域の地盤状況や災害危険箇所
- ⑨ 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）
- ⑩ 帰宅困難者の心得
- ⑪ 地震保険の制度
- ⑫ 「地震イコール津波、即避難」等の津波防災意識

(2) 地域防災力を向上させるための知識

- ① 救助救護の方法
- ② 自主防災活動の実施及び自主防災組織等の地域との連携
- ③ 防災訓練の実施
- ④ 企業の事業継続計画（BCP）や防災マニュアル等の作成

(3) その他一般的な知識

- ① 地震、液状化等に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
- ② 各防災関係機関の震災対策
- ③ 地域防災計画の概要

2. 学校教育・社会教育における防災教育の強化

市及び防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に、今後の地震発生確率の観点から、現在、幼少期の住民は、将来何らかの大地震に遭遇することが、ほぼ確実視されることから、幼少期からの防災教育の実施は、必要不可欠である。このため、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進にあたっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする意識を身につける、状況に応じた判断力を身につける等、防災意識及び思考力の向上を図り、より具体的で継続

的な指導を展開する。なお、実際の学習指導においては、防災教育のための専門の時間を確保するよう努めるが、防災教育のための専門の時間を確保することが困難な場合には、各教科指導の中に防災教育の要素を取り入れるといった工夫を行うことで、確実に防災教育を実施する。

このほか、生涯学習活動等においても、防災教育の実施とその充実を図る。

3. 人権尊重、男女の違い等多様化するニーズへの対応

(1) 人権尊重

防災知識の普及及び防災教育の実施にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など、災害に際して迅速かつ適切な行動を取ることが困難な人や、必要な情報が十分に得られない、理解することが困難な人等がおり、このような「要配慮者」については、援護を必要とする状態が一人ひとり異なることを認識し、対応する必要がある旨の周知を図る。

(2) 男女の違い等多様化するニーズへの対応

過去の災害時には、育児、介護、家事などの家庭的責任が増大し、その責任が女性に集中したり、女性や子どもを狙った犯罪が増加したり様々な問題が明らかになっている。

このことから、防災知識の普及及び防災教育の実施にあたっては、固定的な性別役割分担意識をなくし、方針決定過程や地域活動への女性の参画を促進する等、防災対策に、男女平等参画の視点を取り入れるとともに、男女の違い等多様化するニーズへの対応が必要である旨の周知を図る。

具体的には、女性が安心して着替え・授乳などができる女性専用スペースの確保、周囲に気兼ねなく子どもを遊ばせられるスペースの確保、安全に配慮したトイレの設置、防犯パトロールの実施、指定避難所における女性・子どもへの暴力防止等について周知を図る。

なお、多様化するニーズへの対応についての周知にあたっては、市民部自治人権推進課や男女平等参画を推進する拠点施設においても、危機管理部危機管理課と連携を図りながら実施に努める。

4. 過去の災害教訓の伝承

県及び市は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民等に閲覧できるよう公開に努める。

また、住民等は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

第2節 自主防災体制の育成

危機管理部 市民部 産業振興部
教育委員会
佐倉市八街市酒々井町消防組合
千葉県 関係機関
住民・事業所

《基本方針》

災害による被害の発生や拡大の防止のためには、発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織等の共助や事業所の防災体制を強化する等、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

住民及び事業所等による自主的な防災活動が、被害の拡大を防止する役割を担っていることをふまえ、地域における自主防災体制の整備に努める。

1. 自主防災組織の結成促進・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、地域における自主的な救助活動や防災活動が必要である。

具体的には、予防対策の推進、出火防止の推進、初期消火体制の整備、被災者の救出救護、避難支援体制の整備が必要であり、特に、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）については、所在を把握するとともに、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市は、地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施等を推進する。また、地域住民と協力して避難行動要支援者避難支援をはじめとする要配慮者の安全確保体制の整備に努めることとする。

また、県は、自主防災組織の機能強化を図るため、市町村との連携のもと、大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担うことが期待される災害対策コーディネーターの養成を促進する等、共助の中核となる人材育成を促進する。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用し、男女平等参画のもとに活動を実施するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

このほか、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員・児童委員、小中学校、地域のボランティア、まちづくり協議会等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、市と県は、協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織に求められる活動形態は、次のとおりである。

(1) 平常時

- ① 防災知識・意識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、各家庭内での安全対策の推進、地域コミュニティの醸成）
- ② 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）

- ③ 防災訓練の実施（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）
- ④ 家庭の安全点検に関する広報・啓発（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検）
- ⑤ 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備）
- ⑥ 要配慮者対策（避難行動要支援者の把握及び避難行動支援方法の検討、要配慮者に対する支援内容の整理等）
- ⑦ 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業等との合同訓練、市・学校等との避難所運営訓練）

（2）発災時

- ① 情報の収集及び伝達（被害の状況、ライフラインの状況、避難勧告又は指示等）
- ② 出火防止、初期消火
- ③ 救出・救護（救出活動・救護活動）
- ④ 避難（避難誘導、避難所の運営等）
- ⑤ 給食・給水（避難所での食糧や飲料水、救援物資の配分、炊き出し等）

2. 自主防災組織への支援

市は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う消火、救助・救護活動を支援するため、技術的指導や資機材の整備助成等に努める。

また、地域における災害時の応急活動や平常時の防災訓練の場でのリーダーとなる人材の育成に努め、地域防災力の向上を図る。

なお、自主防災組織への支援の実施にあたっては、女性が地域活動に大きな役割を果たしていることを踏まえ、その経験や能力が活用できるよう組織の在り方についての意識啓発等に努めるとともに、女性向けの防災知識の普及啓発等により、女性リーダーの育成に努め、男女のニーズの違いに配慮した地域防災活動の推進を図る。

（1）技術的指導

自主防災組織のリーダー研修等の実施に努める。

また、地域での防災活動に対する技術的指導、助言を行うとともに、防火・防災講習会、体験イベント型訓練、図上訓練等の支援に努める。

（2）資機材の整備助成等

市は、自主防災組織に対し、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災用資機材の貸与を行う。

また、自主防災組織は、市より貸与を受けた防災用資機材を活用した訓練等の実施や防災用資機材の定期的な点検を実施するとともに、その維持管理に努める。

3. 事業所における自主防災体制等の整備・強化

（1）防災・防火管理体制の強化

学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設の管理権原者は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うとともに、出火の防止、初期消火体制の強化等に努める。

高層建築物、雑居ビル等の防災体制について、消防法第8条の2の規定により、管理権原者には、「統括防火管理者」の選任を行うことが義務付けられている。また、選任さ

れた統括防火管理者は、建築物全体の防火管理に係る消防計画の作成、当該消防計画に基づく建築物全体の避難訓練等の実施等、建築物全体の防火管理上必要な業務の実施に努める。

なお、平成21年6月から、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、消防法第36条の規定により防災管理者の選任（共同防災管理を実施している建築物等においては「統括防災管理者」の選任）、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう努める。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制の確立を図る。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災関係機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられることから、危険物施設等管理者は、自主防災体制の確立を図る。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県は、高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

(3) 中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取組みが遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組みの促進を図るものとし、中小企業者等は、事業継続計画（BCP）の策定に努める。

(4) 従業員、利用者等の帰宅困難者対策

従業員、利用者等の帰宅困難者対策として、従業員等の施設内待機に係る計画を定めておくほか、冊子等（電子媒体も含む）により、施設内待機に係る計画の従業員等への周知に努める。

また、従業員、利用者等が事業所等の施設内に一定期間待機するために必要な水、食糧、毛布、簡易トイレ、携帯トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等の備蓄に努める。

このほか、従業員等の安否確認手段、従業員等と家族の安否確認手段の確保の取組みのほか、帰宅時間が集中しないための対応として、事業所における帰宅者の順序をあらかじめ定めておく等の帰宅ルールの策定に努める。

(5) 地域への貢献

事業所は、地域構成員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い人づくりのため、事業所の周辺住民、自主防災組織等と連携・協力し、その災害対策活動に積極的に協力するよう努める。

(6) 応急対策活動への協力

市及びその他の行政機関が実施する災害対策事業、並びに災害発生時の救援・救助活動への協力体制整備の取組みの促進を図る。

4. 防災訓練の実施等

各地域の自主防災組織、自治会・町内会等や各事業所等は、地域住民や従業員等の一人ひとりの防災力を高め、組織力を強化し、災害発生時においては、組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるようにすることを目的に、実践的な防災訓練等を積極的に実施する。

なお、防災訓練の内容等については、「第22節 防災訓練」に定めるところによる。

第3節 災害に関する調査・把握

危機管理部 土木部 都市部
上下水道部

《基本方針》

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な災害対策を推進するため、災害の発生状況や発生原因、地域の危険度、その他災害に関する事項について、調査・研究を行うとともに、その成果及び災害対策に関する情報を公表する。

また、災害予防及び円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。

1. 災害に関する調査等

- (1) 市は、災害の発生状況や発生原因、地域の危険度、その他災害に関する事項について、適宜調査及び研究を実施し、その成果を災害対策に反映させる。
- (2) 市は、調査及び研究の成果について、住民・事業所等に公表するとともに、災害対策に関する情報の積極的な公表に努める。

特に、平成24年度に実施した「佐倉市防災アセスメント調査」の結果について、地震や液状化等に関する一般知識等と合わせ、十分な周知を図る。

2. 災害復興のまちづくり研究

地震災害や大規模市街地火災によって、市街地等が壊滅的な被害を受けた場合、被災後の市街地の復興(新しいまちづくり)が円滑に進められるよう、あらかじめ市街地等の整備のあり方、整備手法、土地利用計画等について住民等とともに検討を推進する。

第4節 都市の防災機能の強化・ライフライン確保体制の整備

危機管理部 産業振興部 土木部
都市部 上下水道部
千葉県 関係機関
住民・事業所

《基本方針》

市をはじめ関係機関は、災害時における安全を確保するため、市街地の不燃化や防災空間の確保、都市基盤施設の防災機能の強化、土木構造物の耐震対策の実施、ライフライン施設や公共交通機関施設の災害対応力の強化等によって都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

また、女性、高齢者、傷病者、障害者、乳幼児、外国人等の視点も踏まえながら防災都市づくり計画を策定し、きめ細かな防災対策を含めた都市防災対策を推進する。

1. 市街地の整備

市は、住民の合意を得ながら、都市マスタープラン等に基づいて、市街地の不燃化や避難場所・避難路となる公園・道路等の都市基盤施設の効果的整備による防災空間の確保等、都市防災機能の強化を図り、ユニバーサルデザインに配慮しながら、災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 防災機能を高める都市基盤施設配置

本市の都市構造は、土地区画整理事業等で計画的に面整備がおこなわれた市街地が分散し、その間に農地、樹林地等の緑地が位置していることから比較的災害に強い構造であるといえる。しかし、既存市街地のなかには、木造住宅の密集と細街路が目立ち、公園等の都市基盤施設整備が遅れている区域も多いことから、防火区画を考慮した計画的な施設配置が望まれる。

このため、既存市街地等の木造住宅が密集し、延焼の危険性の高い地域を中心に、鹿島川、高崎川、手繰川等の主要河川、都市計画道路を中心とした主要幹線道路、鉄道、公園等で構成される延焼遮断帯で囲むことによって延焼をくい止める防火区画の概念を活用した施設配置を推進する。

(2) 市街地の不燃化の促進

① 防火、準防火地域の指定

市は、地震時の火災、大規模市街地火災等を防止するため、商業系地域等で土地の高度利用を図るべき地域並びに避難路及び避難場所周辺地区、密集市街地等の都市防災上耐火化・不燃化を図る必要のある地域については、都市計画の見直し時期に建築物の現況や公共施設の配置状況等を勘案しながら、防火地域や準防火地域を指定し、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

② その他建築基準法に基づく延焼防止措置

建築制限防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条の規定によるいわゆる屋根不燃区域に佐倉市全域が指定されていることから、これに基づき木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

③ 既存市街地の整備

道路・公園等の防災関連施設が不足している既成市街地については、地区整備の方針の策定に努めるとともに、方針に沿って民間の建築活動を適切に誘導し、建物の耐火・不燃化や老朽住宅の建て替えの促進、生活道路の拡幅整備、公共空地の確保等の施策推進に努める。

(3) 公園等の防災機能の強化及び防災空間の確保

公園・緑地等の都市基盤施設は、災害時における避難場所、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。また、応急救助活動、応急物資集積の基地やヘリポートとしても活用できる重要な施設である。

このため、市及び関係機関はこれらの都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間の確保を図る。

① 都市公園等の整備

災害時における避難場所の確保、火災の延焼防止、各種災害応急活動の円滑な実施を図るため、都市公園等の体系的な整備を推進する。

このため、一時避難場所としての活用のほか、火災の延焼防止のためのオープンスペースとなる近隣公園や緊急避難の場所となる身近な都市公園等について、関係機関等との協議を密にして、その配置や規模等の検討を行いながら、適正な配置・整備に努める。

また、災害応急対策に必要となる施設（井戸、耐震性貯水槽、公衆トイレ等）の整備を進めることにより、防災機能の強化を図る。

② 緑地・広場等の整備・保全

火災による延焼防止を図るため、公園・緑地、広場等のオープンスペースの整備を推進するとともに、並木、工場等の大規模施設の周辺緑地、生産緑地、農地、林地の保全に努め、延焼遮断効果の向上を図る。

また、災害拠点病院として指定されている東邦大学医療センター佐倉病院や指定避難所のひとつである千葉県立佐倉西高等学校に近いという好立地にある（仮称）佐倉西部自然公園のその広大で平坦な多目的広場部分について、応急救助活動、応急物資集積やヘリポート等として活用できるよう防災機能を付加した整備を図る。

③ その他防災空地の確保

広場や空地等の所有者、占有者、管理者は、市長が必要と認めたときは、防災空地（災害応急活動に利用される空地）として、その土地の一時利用に協力するよう努める。

2. 道路及び交通施設の安全化

市及び関係機関は、道路、交通施設等の都市基盤施設に、被害を最小限に止めるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

(1) 耐震性の強化

① 施設構造物の耐震対策にあたっては、直下型地震又は海溝型地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。

② 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に即した耐震対策を実施する。

③ 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、多重化による代替性をもたせる等、都市防災システム全体としての機能確保に努める。

④ 干拓地等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

(2) 道路の防災機能の強化及び道路・緑道の整備

道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず、震災時においては、火災の延焼防止機能も有している。

道路の新設・拡幅は、沿道建築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止する等、災害に強い街づくりに貢献するところが大きい。

以上のことから、市及び関係機関は、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、緊急性の高い道路から防災機能の強化及び整備に努める。

① 道路の防災機能の強化

避難路、延焼遮断帯としての機能を強化するため、主に次のような対策に努める。

ア 既存幹線道路等の拡幅

イ 耐火性能の高い樹種による緑化及び無電柱化の推進

ウ 不法占有物件の除去

エ 沿道建築物の不燃化

オ 工場等の大規模沿道施設の緑化

また、国及び県にあつては、市域の骨格道路である国道 51 号、同 296 号、主要地方道千葉八街横芝線、同千葉臼井印西線、同佐倉印西線、同成東酒々井線、県道佐倉停車場千代田線、同四街道上志津線、同神門八街線等の防災機能の強化に努め、市においては、主要な市道の防災機能の強化に努める。

このほか、主に次のような対策を行い、災害に強い道づくりに努める。

ア 道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変容や破壊等の被害危険性の調査及び危険箇所への必要な対策の実施

イ 緊急度の高い道路橋・高架道路等からの耐震対策の実施

ウ 橋梁、横断歩道橋等の定期的な点検の実施及び危険箇所への必要な対策の実施

② 道路・緑道の整備

道路・緑道は、災害時における避難路として、また、消防、救助・救護活動及び災害応急活動のための物資の緊急輸送路、大規模火災時の延焼遮断帯として重要な機能を有しているため、整備に努める。

(3) 鉄軌道施設

鉄軌道施設の耐震補強については、「既存鉄道施設の耐震補強に関する指針」、「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」に基づき実施する。

3. 河川・水路の整備

(1) 河川の防災機能の強化

県及び関係機関は、水防施設の崩壊による洪水、浸水を防止するため、河川・用排水路改修や治水・用水施設の整備を促進するとともに、大規模地震等の災害時において、緊急用水の供給源として活用できる川づくりを図る。

(2) 河川・水路の耐震対策

県、市及び関係機関は、河川・水路による地震水害を防止するため、堤防、護岸等の

河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、河川・水路構造物の耐震性の向上に努める。

4. 農地・農業施設

農地・農業施設の災害対応力の強化については、「第18節 営農対策の推進」に定めるところによる。

5. ライフライン等の災害対応力の強化

都市の地下には上下水道管やガス管が、また地上には電気施設等が、網の目のように整備されている。

震災時、これらの施設が被害を受けると都市生活機能をまひさせるばかりではなく、応急対策を実施するうえでの大きな障害になる要因となることから、各施設の耐震性の強化等、地震に強いライフラインづくりを行っていく必要がある。

上下水道、ごみ・し尿処理、電力、ガス等のライフライン等に関わる事業者は、地震による被害を防止するため、平常時から施設・設備の強化と保全に努める。

(1) 上水道

災害による断水、出細りを防止するため、上水道施設の強化と保全に努める。

① 水道施設設備の強化

ア 水道施設については、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（公益社団法人日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐える十分な強度の確保に努める。

イ 浄水場施設については、建屋、機械設備及び場内管路、浄水施設の耐震性を確保する。また、自家発電装置等の施設整備に努める。

ウ 配水管路については、耐震性の高い配管材料により耐震管路網の整備に努める。なお、配水管路の耐震化にあたっては、配水管路の老朽度に応じ、計画的に進める。

エ 管路のブロック化等により被害の最小化について検討を進める。

オ 常時監視並びに巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。

② 水道の安定供給

自己水源の確保に努める。

(2) 公共下水道等

災害による公共下水道施設等の機能の低下、停止を防止するため、施設及び設備の強化と保全に努める。

県及び市（上下水道部）は、管渠については、変位を吸収する措置等による耐震性の向上、ポンプ場の耐震化を図るとともに、施設の流入・流出管の接合部の不等沈下、損傷を防止するため、当該部の耐震化に努める。また、県は、処理場の耐震化を図る。

このほか、常時監視並びに巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。

(3) ごみ処理施設・し尿処理施設（佐倉市、酒々井町清掃組合 印旛衛生施設管理組合）

ごみ処理施設及びし尿処理施設の災害対応力の強化については、「第17節 廃棄物等処理体制の整備」に定めるところによる。

(4) 都市ガス（東京ガスネットワーク株式会社、角栄ガス株式会社）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス供給施設の強化と保全に努める。

① ガス供給施設の耐震性等の確保

新設設備は、ガス事業法「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強等を行うとともに、ガスホルダーやガス導管の設計は、地震力を考慮して設計するほか、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮して設置する。

また、ガス導管材料は高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手・構造等を採用し、耐震性の向上に努める。とくに、低圧導管には地盤変異を吸収し、地震による損傷を最小限に食い止めるポリエチレン管（PE管）の使用を促進する。

② 安全性の確保

各施設・設備の定期点検等（特に埋設管や地下ピット）の着実な実施と、基準不適合設備の解消を進める。

③ 二次災害の防止

大規模地震発生時に二次災害の発生を防止するため、地区ガバナの遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化等を行う。

また、地震発生時、各地の地震動が把握できるよう工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナには、S Iセンサーの設置を行う。

このほか、二次災害を防止するため、震度5相当以上の地震時にガスを遮断する安全システム（マイコンメーター）の普及促進に努める。

(5) LPガス(一般社団法人千葉県LPガス協会、日本瓦斯株式会社)

LPガス供給施設の強化と保全に努めるとともに、日常より定期点検等の実施、応急資機材の整備等により、消費設備の事故防止と震災時の二次災害を防ぎ、消費者の安全確保を図る。

① 安全性の確保

消費先の容器設置状況が基準に適合しているか確認し、容器のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底を図る。また、埋設管による供給施設についても、安全性の確保に努めるとともに、製造所・供給所等のガス施設においても、各種災害に耐えうる十分な強度の確保を図るとともに、各施設・設備の定期点検等（特に埋設管や地下ピット）の着実な実施と、基準不適合設備の解消を進める。

② 二次災害の防止

マイコンメーター等の安全器具の普及を促進し、さらに感震機能を備えた安全装置の導入についても促進を図るほか、消費者に対し、周知パンフレット等により地震時の元栓、器具栓、容器バルブの閉止等の措置について啓発に努める。

また、指定避難所に指定されている施設や避難所に指定される可能性が高い公共的施設等への安全器具の設置を図る。

③ ガスの安定供給

大規模地震に際して、販売施設、充填所等の被害によりガスの円滑な供給が不能となる事態が予想されることから、他地域からの供給経路、応援体制等を整備し、供給の円滑と保安の確保を図る。

また、市から災害時の応急対策として、ガス供給の要請がある場合に備え、体制を整備する。

(6) 電力供給施設(東京電力パワーグリッド株式会社成田支社)

災害による電力の供給停止を防止するため、法令である電気設備の技術基準に基づき、電力供給施設の保守・保全に努める。

(7) 電気通信施設(東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、その他の通信事業者)

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備の強化と保全に努める。

マンホール・ハンドホール及び埋設管路から構成されている土木設備について、管路の接続には、離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高めるほか、構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。また、耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

線路設備について、中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進するほか、幹線系ルートは、プライオリティ付けを行い、高規格な中口径管路・とう洞に収容し、設備の耐震性強化を図る。

また、局内設備として、交換機等は、キャビネット型設備(自立型)の導入を促進し、耐震性の強化を図るほか、通信設備の周辺装置について、転倒防止対策を実施する。

(8) 電線共同溝の整備

電線共同溝について、震災時における電柱倒壊、電線切断の危険を回避するとともに、電力の安定供給、通信の信頼性の向上を図るため整備に努める。

(9) 放送施設(日本放送協会千葉放送局)

災害時の放送が確保されるよう、放送施設・設備の防災性の強化と保全に努める。

6. ライフライン等確保体制の整備

災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制の整備に努める。

(1) 上水道

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速な応急復旧を実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

① 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努めるほか、応急復旧活動マニュアルの整備、施設管理図書等の整備を推進する。

② 災害対策用資機材の整備点検

災害によって被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄や調達等による確保体制の整備を推進するとともに、給水車、給水タンク等の保有資機材の整備点検を行う。

また、災害時における情報の収集・連絡活動を迅速かつ的確に行う手段として、通信機器等の整備及び保守管理を行う。

③ 協力体制の整備

災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、千葉県内の事業者や関係業者との協定を締結し、協力体制を整備する。

(2) 公共下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速な応急復旧を実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

① 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努めるほか、応急復旧活動マニュアルの整備、施設管理図書等の整備を推進する。

② 災害対策用資機材の整備点検

災害によって被災した公共下水道施設等を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄や調達等による確保体制の整備を推進するとともに、保有資機材の整備点検を行う。また、災害時における情報の収集・連絡活動を迅速かつ的確に行う手段として、通信機器等の整備及び保守管理を行う。

③ 協力体制の整備

県と協力して広域的な支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進するほか、災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努める等の協力体制を整備する。

(3) ガス(東京ガスネットワーク株式会社、角栄ガス株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会、日本瓦斯株式会社)

災害時における二次災害等の被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧が実施できるよう努める。

① 応急復旧体制の強化

応急措置判断支援システムの開発・導入、被害状況と復旧作業工程に応じた効率的な動員体制や連絡体制の整備とともに、応急復旧計画の策定を推進する。

② 市との連携体制の整備

災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から市との連携体制の整備に努める。

③ 災害復旧用資機材等の整備

資機材及び代替燃料の確保体制を整備する。

また、消火・防火設備の充実を推進する。

④ 協力体制の整備

東京ガスネットワーク株式会社及び角栄ガス株式会社は、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(一般社団法人日本ガス協会)に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力が得られる体制づくりを推進する。

また、一般社団法人千葉県LPガス協会及び日本瓦斯株式会社は、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化を検討・推進していく。

(4) 電力(東京電力パワーグリッド株式会社成田支社)

令和2年7月に市との間で締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、停電の未然の防止、災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧に努める。

① 応急復旧体制の強化

被害状況を迅速かつ的確に把握する体制やシステムの整備、対策要員の動員体制の

整備とともに、優先復旧計画の策定を推進する。

② 市との連携体制の整備

災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から市との連携体制の整備に努めるとともに、佐倉市内の停電復旧を優先すべき重要施設について、情報を共有する。

③ 災害復旧用資機材の整備点検

資機材の確保体制、災害対策用設備の整備とともに、災害対策用車両の配備増強等を推進する。

④ 協力体制の整備

非常災害時における被害に対し、災害復旧資機材等の相互融通等を行い、電気事業本来の責務を遂行できるよう推進する。

(5) 電気通信(東日本電信電話株式会社)

令和2年12月に市との間で「災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定」を締結、災害時における公衆通信サービスの確保とともに、災害によって電気通信施設又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧が実施できるよう努める。

① 応急復旧体制の強化

広い範囲の地域で災害が発生した場合、被災設備等の迅速な応急復旧を図り、通信を確保することを目的に、作業体制や応急復旧用資機材の確保体制等が確立されるよう推進する。

② 市との連携体制の整備

災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から市との連携体制の整備に努めるとともに、佐倉市内の通信設備復旧を優先すべき重要施設について、情報を共有する。

③ 災害復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資材、災害対策用機器、消耗品を確保するとともに、必要な整備点検の実施を推進する。

④ 協力体制の整備

グループ会社、工事会社と協調するとともに、商用電源、発電用燃料、冷却水等の確保及び緊急輸送等の協力体制づくりを推進する。

7. 住民等への広報

災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、住民等の意識向上を図る。

(1) 上水道施設、下水道施設

平常時から、飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止、非常時の下水排除の制限等についての広報に努める。

(2) 電力供給施設、ガス供給施設

電力供給会社、ガス供給施設会社は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報に努める。

また、市は、電力供給会社やガス供給施設会社からの広報依頼があった場合には、積極的に広報協力を行う。

(3) 電気通信施設

電気通信会社は、災害時における通信輻輳緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の利用方法、緊急通話の場合にかかりやすい公衆電話の利用等、災害時の電話利用における注意事項について広報に努める。

また、市は、電気通信会社からの広報協力依頼があった場合には、積極的に広報協力を行うほか、住民等向けの災害対策に係る広報を実施する場合には、電気通信に関する広報の実施に努める。

第5節 建築物等の安全対策の推進

危機管理部 都市部 資産経営部
市各施設所管部局
佐倉市八街市酒々井町消防組合
千葉県 関係機関
住民・事業所

《基本方針》

昭和30年代以降の急激な都市への人口及び産業の集中により、都市の既成市街地のなかには、道路・公園等の都市基盤の整備が不足し、かつ、比較的古い木造住宅が密集する市街地等が相当数存在しており、建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがある。

また、建築基準法の耐震基準に適合しない既存建築物、ブロック塀や落下物等について、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

市、県、関係機関及び住民・事業所は、所管施設について、地震による建築物の倒壊や大規模火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、建物の点検整備を強化し、耐震・耐火性を保つよう努める。特に、市、県及び関係機関は、公立教育施設、庁舎等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する。

また、市、県及び関係機関は、民間の建築物について、耐震化・不燃化の促進を図ること及びその重要度に応じて防災対策を実施することの周知徹底を図り、安全性の向上に努める。

1. 建築物等の耐震対策

阪神・淡路大震災においては、昭和56年以前に建築された比較的古い建築物に大きな被害が集中した。こうした事態に対処するため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図ることは、引き続き重要な課題である。

このため、市、県及び関係機関は、地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、昭和56年以前に建設された建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しない建築物、いわゆる新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、それ以後に建設された建築物においても、防災上の重要度に応じて耐震性の向上を図る。

(1) 公共建築物の耐震化

公共建築物は、災害時の防災拠点や応急対策活動拠点として重要な役割を担うことから、防災上の重要度に応じた分類を行い、新耐震基準施行以前に建設された建築物の耐震診断を順次行うとともに、その結果に基づき、重要性や緊急性を考慮して計画的な耐震改修の実施に努める。

また、今後計画する建築物については、その建物がもつ防災上の役割を勘案し、一般の建築物より大きな地震にも耐えられるよう設計を行う。

(2) 教育施設の耐震化

① 県立学校・市立小中学校の耐震化の推進

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場、かつ、災害時には地域住民等の指定避難所としての役割を持つことから、県は、県立学校について、千葉

県耐震改修促進計画及び県有建築物の耐震化整備プログラムに基づき、耐震化を進める。

② 私立学校施設の耐震化の促進

県は、私立学校等に対して国及び県の補助制度や日本私立学校振興・共済事業団の融資制度を活用し、速やかに校舎等の耐震化を進めるよう指導する。

(3) 民間建築物等の耐震化等

① 耐震改修等促進施策の実施

市、県及び関係機関は、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震改修等促進のための施策を推進する。

また、市は、平成12年5月以前に建設された民間の建築物等について、耐震診断、耐震改修の実施が容易となるよう「木造建築物耐震診断補助事業」及び「木造住宅補強改造工事補助事業」等の推進を図るとともに、市は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」及び「千葉県耐震改修促進計画」、「佐倉市耐震改修促進計画」に基づき、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努める。

さらに、市は、同法に基づき、耐震診断を行いその結果を報告することが義務付けられている建築物等の所有者に対しては、その着実な実施のために制度の周知等に努める。

このほか、市は、震災発生時に一人で避難することが困難な者がいる世帯を対象に、住宅が倒壊しても一定の空間を確保することで命を守る装置である「耐震シェルター」の設置について、推進を図る。

なお、緊急性の高い施設とは、以下の既存建築物とする。

ア 用途や規模等の特性によって設定する建築物

1) 被災時にその機能確保が求められる建築物

例：避難施設、救護・救援施設、災害復旧拠点施設、ライフライン管理施設等

2) 高齢者、障害者等の要配慮者が利用する建築物

例：社会福祉施設、老人保健施設等

3) 多数の者が利用する一定規模以上の建築物

例：百貨店、劇場、映画館等

イ 県及び市が震災時の避難、救援復旧活動等に使用する道路等として定めた以下の沿道区域内等に存する建築物

1) 避難路の沿道区域や避難地の周辺区域

2) 千葉県地域防災計画や佐倉市地域防災計画に基づく緊急輸送道路の沿道区域

3) 自然水利に面する道路の沿道区域

ウ 震災時に大きな被害が想定される比較的古い木造住宅が密集する市街地等の建築物

② 民間建築物等の防災対策の広報・周知

建築物の安全性の確保は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において実施することが原則であることから、所有者等に対し、耐震改修等を積極的に実施するよう、指導に努める。

また、住宅の被害に対しては、全壊や大規模半壊といった大きな被害の場合、被災者生活再建支援法等により復旧支援があるものの、当該支援のみで再建が可能とはな

っていない。このため、市及び関係機関は、被害を受けた場合にあっても、補修をはじめとする維持管理を実施できるよう十分な資力を備えるよう啓発を行うほか、地震保険への加入促進に努めるものとする。

(4) ブロック塀や石垣等の安全対策・落下物等防止対策・老朽建築物等安全対策

① ブロック塀等の倒壊防止

平成24年度に実施した「佐倉市防災アセスメント調査」では、危険ブロック塀等のデータがないために、ブロック塀や石垣等の倒壊による人的被害の想定を行っていないが、過去の地震災害では、ブロック塀や石垣等の倒壊により、多くの人的被害が発生しており、本市においても、ブロック塀や石垣等の倒壊による人的被害の可能性がある。

また、ブロック塀や石垣等の倒壊は、人的被害の発生原因となるのみならず、災害時の避難活動や応急対策活動の妨げとなる。

このことから、県及び市は、所有者に対して安全点検と倒壊防止策の指導に努めるとともに、「危険コンクリートブロック塀等の除去及び緑化推進事業」の推進を図り、生け垣、又はフェンスへの転換や改善の推進に努める。

② 自動販売機の転倒防止

県は、関係団体等と連携して、「自動販売機据付基準」の周知等を行い自動販売機の転倒防止を推進する。

③ 屋外広告物等の落下防止対策

「千葉県屋外広告物条例」に基づき、倒壊や落下により住民等に危害を及ぼすことがないように、屋外広告物の設置者・管理者に対し、補修等必要な管理を行い、良好な状態を保持するよう啓発に努める。

また、「千葉県落下物防止対策指導指針」（平成2年11月制定）に基づき、建築物の窓ガラス、袖看板等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及・建築物の所有者等への啓発等に努めるほか、商業地域等の人通りの多い道路や避難路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス、袖看板等の落下による危険性のあるものについては、建築物の所有者等に対して、適切な改修や補修の指導を行う。

④ 老朽建築物等安全対策

倒壊等の危険性のある老朽建築物については、建築物の所有者等に対して、適切な改修や補修等の指導を行う。

(5) 高層建築物における対策

過去の地震において、千葉県内でもエレベーターに地震時管制運転装置が設置されていたにもかかわらず、閉じ込めが発生したほか、平成23年3月に発生した東日本大震災においても停電によりエレベーターが使用不能となり、住民生活に多大な影響を及ぼしたことから、エレベーターの閉じ込め対策の推進及びエレベーターの復旧の推進に努める。

① エレベーターの閉じ込め防止対策

地震時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置を設けていない既存エレベーターについて、高層建築物の所有者や管理者等は、同装置の設置に努める。

② エレベーターの停止に対する復旧の推進

地震等の災害時に、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、高層建築物の所有者や管理者等は、関係団体等と連携し対策を進める。

③ 共同備蓄の推進等

高層集合住宅等は、停電等により、エレベーターが使用不能となった場合、著しく日常生活が困難となることから、管理組合等において、食糧・飲料水・その他生活必需物資の共同備蓄を進めるとともに、各家庭での備蓄の推進について啓発に努める。

また、エレベーターでの閉じ込め被害が発生した場合に備え、管理組合等は、エレベーター内に備蓄品を配置するといった対策にも努める。

(6) 家具・大型家電の転倒防止

市、県及び関係機関は、ホームページ、広報紙及び各種イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策を啓発する。

また、市は、家具・大型家電の転倒防止対策のうち、家具の固定工事について、補助事業を実施する等により、家具の固定化の推進を図る。

2. 建築物等の安全対策

市及び県は、建築物の安全性を確保し、住民等の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導・助言を行うとともに、防災知識の普及や要配慮者対策を実施し、建築物等の安全対策を推進する。

(1) 「宅地造成工事規制区域」の指定による、崖崩れや土砂の流出等の災害発生の危険性が高い地区等における災害防止のための指導を行う。

また、関係機関と連携のうえ、ポスターや印刷物の配布、広報紙の活用、講習会の開催等によって、住民等に対し建築物に関する防火対策、液状化対策等の災害予防の知識の普及に努める。

(2) 特定建築物、特定建築設備等の安全確保

① 防災指導

不特定多数の人々が入り出りする特定建築物及び特定建築設備等については、建築基準法に基づく定期報告(建築基準法第12条)の時期に防災上必要な指導を行う。

※「特定建築物」…劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅、遊技場等の不特定多数の人々が利用する建物(建築基準法第12条)

「特定建築設備等」……換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給排水設備、昇降機、防火設備

② 防災設備の充実

特定建築物の所有者又は管理者は、消火設備、避雷設備等の防災設備を設置又は改修するとともに、警備体制の充実を図る。

③ 防災・防火管理体制の強化

「第2節 自主防災体制の育成」による。

(3) 工事現場災害防止対策

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等、工事現場の危害防止について、関係機関の指導により安全確保を図る。

3. 被災建築物応急危険度判定制度

(1) 被災建築物応急危険度判定実施体制の整備

市は、住民の安全確保を図るため、県及び建築関係団体と協力して、平成18年3月に策定した「佐倉市被災建築物応急危険度判定震前準備計画書」及び「佐倉市被災建築物応急危険度判定実施本部業務マニュアル」等に基づき、被災建築物応急危険度判定を実施する体制を整備するほか、市有建築物について、被災建築物応急危険度判定を必要に応じ実施するための体制を整備する。

また、県は、全国被災建築物応急危険度判定協議会の定める要綱等に基づき、県内における応急危険度判定に関する実施体制の整備を図り、10都県被災建築物応急危険度判定協議会（「震災時等の相互応援に関する協定」平成8年6月締結）の規約に基づき、広域的な相互支援体制の整備に努める。

(2) 被災建築物応急危険度判定士の確保

市単独で、被災建築物応急危険度判定を実施することが困難な場合には、県に要請を行うこととなっているが、市有施設及び市内の住家等の被災建築物応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、「災害時における建築物被害状況調査の協力に関する協定」に基づき、一般社団法人千葉県建築士会及び公益社団法人千葉県建築士事務所協会に所属する建築士に応援を要請することとしている。

災害発生時における活動協力を円滑に行うため、相互の連絡体制を定め、平常時から連携強化に努める。

(3) 被災建築物応急危険度判定士の養成

建築士等の資格を有する市職員に対し、県及び関係団体が主催する「被災建築物応急危険度判定士認定講習会」の受講を促す等により、被災建築物応急危険度判定士としての養成を推進する。

(4) 制度の普及啓発

市は、県及び建築関係団体と協力して、応急危険度判定制度の趣旨について住民等の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

特に、災害に係る住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）とは、制度の趣旨が異なり、応急危険度判定結果と災害に係る住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）結果とは、一致するものではないことについて、十分な普及啓発に努める。

(5) 応急危険度判定を受けた者の責務

応急危険度判定を受けた所有者等は、その結果に基づき、避難・建築物の補強等、適切な対応を図るよう努める。

第6節 地盤災害予防対策の推進

危機管理部 産業振興部 環境部 土木部 都市部
資産経営部
千葉県 関係機関

《基本方針》

市、県及び関係機関は、土砂災害等を未然に防止するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下、「急傾斜地法」という。）等に基づき土砂災害の防止に努める。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、佐倉市内においても、かつて水辺・湿地・水田であった低地に造成された住宅地等において、広域にわたり液状化現象を含む地盤被害が発生した。また、千葉県内においても、液状化現象による人的被害は、ほとんどなかったものの、各地で大量の噴砂や沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等により多くの建物や道路、上下水道等のライフラインに被害が生じたところである。このため、液状化対策をはじめとする地盤災害防止対策を推進していく。

1. 液状化対策の推進

上下水道施設等のライフラインや、道路・橋梁等の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、住民等の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであるため、地盤の改良や施設の耐震化の推進等、液状化しにくい又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、住民・事業者に対する液状化に関する知識の普及に努める。

さらに、液状化現象により、ライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

(1) ライフライン施設、公共施設の液状化対策

① 上水道施設

地中配管設備等について、地盤特性を十分に把握し、適切な管種の選定、建物等との取付け部における伸縮性、可とう性のある管の採用や地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を必要に応じ適切に実施する。

② 公共下水道施設等

地中配管設備等について、地盤特性を十分に把握し、適切な管種の選定、建物等との取付け部における伸縮性、可とう性のある管の採用や地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を必要に応じ適切に実施する。

③ 道路橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁については、液状化が予想される地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込む等の方法を講じて落橋や倒壊を防ぐ。

④ 河川・水路

河川・水路においては、堤防や護岸等の液状化等による被害により、通常の水位で浸水するおそれもあるため、堤防や護岸等の整備にあたっては液状化対策等の耐震対

策を考慮して実施する。

⑤ 公共建築物

市及び県は、市有建築物や県有建築物について、防災上特に重要な施設の設置にあたっては、地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策等の実施に努める。

また、市及び県は、市有建築物や県有建築物について、新築、建て替え時に個別の液状化対策の対応を行う。

(2) 液状化対策の広報・周知

① 液状化現象に関する知識及び液状化しやすさマップや揺れやすさマップの広報・周知

東日本大震災を受け、平成23年度に県が公表した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」、平成24年度に市が実施した「佐倉市防災アセスメント調査結果」について、住民等にわかりやすく広報・周知を行う。

また、住民・事業所の液状化対策を推進するために重要な情報となる地盤情報を収集・公表し、住民・事業所に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうよう努める。

② 住宅の液状化対策工法等の広報・周知

建築物の耐震化と同様に、建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、液状化対策に努めるよう、指導を徹底していく必要がある。

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、住民等の個人の生活や経済面に大きな負担がかかる。このことから、住民等に対し、「液状化しやすさマップ」を参考に、液状化発生のリスクがある地域においては、住宅建築前に、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良等の液状化対策工法を選定して行う必要があることを広報、啓発する。

既存住宅においては、液状化対策工法はかなり限られるが、国や大学等の研究機関が住宅建築後の液状化対策工法について研究を進めていることから、市及び県は、これらの研究結果や施工例の情報を収集して、住民等への広報に努める。

また、住宅の被害について、全壊や大規模半壊といった大きな被害に対しては、被災者生活再建支援法等により復旧支援があるものの、当該支援のみで再建が可能とはなっていない。このため、市及び関係機関は、被害を受けた場合にあっては、補修をはじめとする維持管理を実施できるよう十分な資力を備えるよう啓発を行うほか、地震保険への加入促進に努めるものとする。

2. 土砂災害対策

市域内には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号以下「急傾斜地法」という。）に基づく急傾斜地崩壊危険区域が20箇所指定され、山腹崩壊危険地区も21箇所指定されている。

また、崩壊のおそれのある急傾斜地崩壊危険箇所が188箇所あげられており、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域が順次指定されている（令和3年5月末時点で204箇所指定）。

市及び県は、土砂災害から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれのある

区域を明らかにするとともに、ハード対策を趣旨とする急傾斜地法及び警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行う等、ソフト対策を趣旨とする土砂災害防止法に基づき、次に掲げる事項について推進する。

(1) 土砂災害危険箇所等の把握・周知

県は、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある土地、当該土地のうち建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地について、その土地の利用状況、人家、公共施設等の状況、過去の災害実態等について調査する。

さらに、土砂災害防止法第4条第2項の規定により、その結果を公表する。

また、市は、上記結果を対象地域の住民等に対し周知することにより、住民等の防災意識の向上を図る。

このほか、県及び市は、梅雨期・台風期等の長雨、豪雨が予想される時期に関係機関と協力して防災パトロールを実施する。

(2) 急傾斜地崩壊防止対策の推進

県は、急傾斜地法に基づき、急傾斜地崩壊危険区域における崩壊防止対策を促進するとともに、相当数の居住者の危険が予想される急傾斜地崩壊危険箇所については、地域住民の協力を得ながら急傾斜地法第3条の規定に基づき急傾斜地崩壊危険区域として指定を促進する。

また、県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

【急傾斜地崩壊危険区域指定基準】

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- a 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- b 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- c 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

(3) 佐倉市災害対策条例に基づく重点整備地区への支援

市は、佐倉市災害対策条例に基づき、市の定める重点整備地区内における急傾斜地の崩壊防止工事を行う者に対し、必要な支援を実施し、安全な居住環境の確保を推進する。

(4) 土砂災害防止法に基づく対策の推進

① 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定

令和3年5月末時点において、市内では204箇所の土砂災害警戒区域と197箇所の特別警戒区域が指定されている。今後も、土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定予定地である急傾斜地崩壊危険箇所より、順次指定がなされる予定となっている。

県は、急傾斜地崩壊危険箇所の調査を実施し、土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定に努める。なお、市は、県が実施する土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定に協力をする。

② 土砂災害ハザードマップの整備・提供

市は、土砂災害危険性の事前周知を図るとともに、住民等の防災意識の向上を図るため、土砂災害の発生が想定される区域や避難場所、災害対策関係施設等を明示した土砂災害ハザードマップの整備を行う。また、ハザードマップ作成にあたっては、土砂災害の対象となる区域に居住する住民等に参加を求めていくものとする。

市は、土砂災害ハザードマップの整備を行った後は、住民等に対し、印刷物の配布や広報紙、インターネットによる公表等、多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、適宜見直しを行い、常に最新の情報を提供できるよう努める。

③ 警戒避難体制の整備

ア 千葉県土砂災害警戒情報システムの活用

千葉県土砂災害警戒情報システムを活用し、土砂災害の危険が予想される地区を的確に把握するための体制の整備に努める。

イ 警戒・避難・救護等緊急対策に関する体制整備

市は、土砂災害の発生に対し、警戒・避難・救護等が円滑に実施できるよう、住民・事業所の協力のもとに、次のような措置により体制の強化を図る。

- 1) 市は、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、「要配慮者利用施設」という。）で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。また、当該施設の所有者又は管理者は、災害に備えて、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にした防災計画を策定する。市は、当該施設の防災計画策定にあたり必要な支援を行う。

なお、土砂災害警戒区域内に存する要配慮者利用施設の名称及び所在地等については、資料編に掲げるとおりである。

- 2) 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の施設管理者及び在宅の避難行動要支援者や住民が、土砂災害の危険性が発生した際に適切な対応ができるよう、土砂災害に関する情報等の的確かつ迅速な伝達体制を整備するとともに、対象となる住民や要配慮者利用施設等の対応状況等を確認するための体制の整備に努める。
- 3) 個々の土砂災害危険箇所について、地域の実情に応じた避難場所及び避難路の選定、確保等に努めるとともに、避難路を選定、確保した場合は、土砂災害ハザードマップに明示する。

なお、避難路の選定、確保にあたっては、土砂災害等に対する安全性が確保されたルートを選ぶことが基本となるが、やむを得ず土砂災害等の危険性がある箇所を有するルートを選ぶ場合には、土砂災害等の危険性がある区間を明示する。

- 4) 避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保をいう。以下同じ。）等の伝達については、電話、佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））、広報車、FM放送による緊急情報放送、エリアメール、緊急速報メール、メール配信サービス、ホームページ、SNS、災害情報共有システム（Lアラート）等を用いる。

なお、住民や要配慮者利用施設管理者等は、佐倉市メール配信サービスに登録する等により、自ら情報を取得するための備えに努める。

(5) 土砂災害警戒情報の発表

① 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表され、土砂災害発生の可能性が高まったときに、県と銚子地方気象台が共同で発表する。

② 土砂災害警戒情報の発表単位

土砂災害警戒情報は、市町村単位で発表される。

③ 土砂災害警戒情報の発表基準

土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が、土砂災害発生危険基準線（Critical Line 以下「CL」という。）を超過するときに発表される。

④ 土砂災害警戒情報の解除基準

降雨の実況値を基に作成した指標が、CLを下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合、解除される。

なお、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標がCLを下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ、解除する場合もある。

⑤ 市の対応

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、住民等に周知するとともに、千葉県土砂災害警戒情報システムを活用し、必要に応じ避難情報を発令し、上記の避難情報等の伝達手段により土砂災害警戒区域内の住民等に周知徹底を図る。

また、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準及び発令範囲を設定する。

なお、避難指示等の発令の際には避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

このほか、市は、「第22節 防災訓練」に定めるところにより、土砂災害に係る避難訓練の実施に努める。

(6) 土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準

地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。

県は、平成25年5月15日付け国土交通省及び気象庁の事務連絡「土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準の設定と見直し」に基づき、地震等の発生後における土砂災害警戒情報の発表・解除に関する暫定的な運用基準を銚子地方気象台と協議したうえで設定し、「千葉県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に定め、地震等発生時における土砂災害警戒情報の的確な運用に努める。

3. 宅地防災対策

(1) 土地利用の適正化

市は、市域における宅地造成工事について、都市計画法及び宅地造成等規制法施行令の技術基準に基づいて許可と完了検査を行い、災害の防止を図る。

また、宅地災害の防止を図るため、住民等からの情報提供等により、宅地等の地盤や擁壁等に危険を発見した場合は、擁壁の改善、宅地保全について宅地の所有者に勧告する等、宅地の災害防止に努める。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域に対する措置

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

(3) 土砂災害特別警戒区域に対する措置

土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域は、県により、土砂災害特別警戒区域として指定されることになる。土砂災害特別警戒区域においては、県により次の措置が講じられる。

- ① 建売分譲、宅地分譲、社会福祉施設等の開発行為に対する許可
- ② 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ③ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ④ 勧告による移転者への融資及び資金の確保

4. 地盤沈下の防止

河川沿岸等の低地帯は、浸水等の災害に対してぜい弱である。従来から行ってきた地盤沈下防止対策は、低地帯化の進行を停止させ、被害防止に資するものである。

地盤沈下の原因のひとつとして、地下水の過剰揚水による泥層の収縮によるものがあるが、北総地域でも一部沈下がみられることから、佐倉市においては、千葉県環境保全条例により、工業用水法、ビル用水法に規定される用水、水道用水、農業用水、鉱業用水、ゴルフ場（10ha以上）での散水を規制対象として、「ストレーナの位置：250m以深、吐出口断面積：21cm²以下」という内容の地下水汲上げ規制がなされている。

なお、市では、指定避難所を中心に防災井戸の設置を行っているが、一定の条件を具備した非常用井戸については、例外的に設置できるものとされている。

【非常用井戸として認められる要件】

- ① 地震その他の災害により、上水道等が停止した場合の必要最小限の用水を確保する揚水施設で、国、県又は市町村の地域防災計画に位置づけられているもの
- ② 設置主体は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び医療法人等
- ③ 設置場所は、避難場所、備蓄基地等の防災拠点と医療機関等
- ④ 災害時に設置場所周辺の住民に飲料水が供給できること
- ⑤ 井戸ストレーナの深さは、周辺井戸に影響を与えない深さ、耐震構造で自家発電施設が併設されていること
- ⑥ 災害時以外に使用しないことが配管、水量測定器等で確認できる構造であること（保守管理に必要な場合等を除く。）

5. 各種データの保存

市、県及び関係機関等は、急傾斜地崩壊防止施設等の所管施設が被災した際に、円滑な応急復旧、あるいは改良復旧等が施行できるよう、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備や複製の保存に努める。

6. 被災宅地危険度判定体制の整備

(1) 被災宅地危険度判定実施体制の整備

市は、住民の安全確保を図るため、県及び関係団体と協力して、地震によって被災した宅地等の危険度判定を実施する体制の整備を図る。

また、宅地危険度判定に必要なマニュアル、備品の整備に努めるとともに、県から派遣された危険度判定士の受入れ体制の整備を図るほか、支援体制の整備を図る。

(2) 宅地危険度判定士の養成

土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する市職員に対し、県及び関係団体が主催する「被災宅地危険度判定士養成講習会」の受講を促す等により、宅地危険度判定士としての養成を推進する。

(3) 制度の普及啓発

市は、県及び関係団体と協力して、危険度判定制度の趣旨について、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第7節 火災等予防対策

危機管理部 産業振興部 土木部 都市部
教育委員会
佐倉市八街市酒々井町消防組合
千葉県 関係機関

《基本方針》

大正12年9月に発生した関東大震災では、死者の9割弱が火災を原因とするものであった。都市化の進展した市街地では、可燃物の密集、ガソリン等各種危険物の貯蔵・取扱量の増大、木造住宅が密集する市街地等の拡大等、依然として、火災による二次災害の危険性は高い。

今後、起こりうる首都直下地震等の大地震においては、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えることが重要であり、一般家庭や危険物施設等への指導による出火防止や建築物の不燃化促進等を実施する必要がある。

このため、市及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、火災の発生を防止するとともに、地震等に伴う市街地火災、林野火災等に対し、延焼の拡大を防止するため、建築物の不燃化促進、出火防止と初期消火の徹底、事業所をはじめとする防火管理体制の強化を図り、あわせて住民等に対し消火器や地震発生時の火気の取扱い等の啓発活動の推進に努める。

また、火災による被害を最小限にとどめるため、消防力の充実に努める。

1. 地震火災の防止対策

平成24年度に実施した「佐倉市防災アセスメント調査」では、出火点を全壊建物からの出火、初期消火率50%、消防水利の半径80mは消火可能、出火点は不燃領域率50%未満の地点のため延焼無しとの仮定に基づき、被害想定を行ったことから、炎上出火件数6件、焼失棟数6棟となっている。

しかし、一般家庭や事業所等において、十分な出火防止が行われていないことにより、全壊建物以外から出火する場合や高齢化や地域コミュニティの希薄化、初期消火にあたる人員の不足等により、自助や共助による初期消火ができない場合等のケースが生じた場合には、上記被害想定以上の被害が発生する可能性がある。

特に、道路の幅員が狭い地域や公園等のオープンスペースが少ない地域、木造住宅が多く分布している地域において出火した場合は、延焼が拡大する可能性がある。

(1) 出火の防止

① 一般家庭に対する指導

一般家庭内における出火を防止するため市及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、自主防災組織や自治会・町内会等の各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方法について指導を行うこととし、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が市内全ての住宅に適正に設置されるよう努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよ

う啓発する等により、出火防止対策を推進する。

② 防火対象物の防火管理体制の確立

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置と消防計画の作成を履行させるとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、防火管理体制の確立を図る。

なお、平成24年6月の消防法改正により、平成26年4月以降、共同防火管理を実施している建築物等においては、「統括防火管理者」の選任が義務付けられたことから、必ず統括防火管理者の選任がなされるよう指導を行う。

③ 予防査察の強化

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、消防法4条の規定による立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期する。

④ 危険物施設等の保安監督の指導

県及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。また、佐倉市八街市酒々井町消防組合は、佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

⑤ 危険物取扱者保安教育の徹底

県は、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所において、取扱作業に従事する危険物取扱者に対して取扱作業の保安に関する講習を実施する。

⑥ 消防設備士に対する教育の徹底

県は、消防設備士資格取得者に対し、消防用設備等に関する技術の進歩に伴い、これらに対応し得るよう消防設備士の講習を実施する。

⑦ 化学薬品等の出火防止

県及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化の指導を行う。

⑧ 消防同意制度の活用

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条及び建築基準法第93条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

⑨ 火の使用の制限に関する周知

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、住民等に対し、火災に関する警報が発せられた場合における火の使用制限について、周知徹底を図る。

なお、佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例における、火災警報発令下での火の使用制限については、次のとおりである。

ア 山林、原野等において火入れをしないこと

- イ 煙火を消費しないこと
- ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと
- エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと
- オ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと
- カ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること
- キ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行なうこと

(2) 初期消火

- ① 市及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。
- ② 市、佐倉市八街市酒々井町消防組合及び県は、住民等に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織を指導する。

(3) 延焼拡大の防止

① 消防水利の整備

震災時においては、消火栓は、水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、市は、耐震性貯水槽等の整備による消防水利の計画的な整備を図るほか、プールや自然水利等の活用等による消防水利の確保を図る。

② 市街地における空中消火の検討

市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、市及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成21年3月）」を基に、市街地における空中消火について検討する。

2. 建築物の不燃化の促進

「第4節 都市の防災機能の強化・ライフライン確保体制の整備」による。

3. 防災空間の確保

「第4節 都市の防災機能の強化・ライフライン確保体制の整備」による。

4. 林野火災予防対策

本市には約4,400haの緑地があり、都市計画区域面積の42%を占めている。このため、県、市及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、関係機関等と協力して、火災危険期を重点に適切な広報等の予防措置を行うほか、消防計画に定めるところにより、予防対策を行う。

(1) 広報宣伝

① ラジオ、テレビ、新聞等の各種広報等による注意喚起

県、市及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））、広報紙等を利用し、住民等に対する注意喚起を行う。

このほか、市、佐倉市消防団、佐倉市八街市酒々井町消防組合及び県は、各種行事や火災予防運動等を通して、住民等に対する注意喚起を行う。

② 学校教育による指導

県、市及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、各学校において、児童生徒等に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導に努める。

(2) 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の規定に基づく火の使用制限

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、住民等に対し、火災に関する警報が発せられた場合における火の使用制限について、周知徹底を図る。

(3) 林野等の管理

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り、火災の起こりにくい森林の育成に努める。

5. 文化財の保護対策

文化財は貴重な国民的財産であることを十分に認識し、予想される災害に対して、保存のための万全の配慮を行うとともに、良好な状況のもとに文化財を維持管理するよう努める。

特に、文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。

(1) 文化財防災意識の普及と啓発

文化財保護強調週間、文化財防火デー等の行事を通じて所有者、住民、見学者等に対して、文化財防災意識の高揚を図るための啓発活動に努める。

(2) 予防体制の確立

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。

管理にあたっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受けるものとする。

また、日常的な措置として、特に文化財の所有者及び管理者が法人等の場合は、防火管理者を定め、消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく等により、予防体制の確立を図る。

(3) 消防用設備の整備、保存施設等の充実

文化財保護対象物を所蔵する建造物及び文化財建造物における消防用設備、避雷設備等の防災設備の設置又は改修を促進するとともに、保護対象物の保存施設の整備・充実並びに警備体制の充実を図る。

特に、消防用設備について、文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備等の消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備に努める。

第8節 消防、救助・救急体制の整備

危機管理部
佐倉市八街市酒々井町消防組合 佐倉市消防団
千葉県 関係機関

《基本方針》

大規模災害・特殊災害等の各種災害時の迅速かつ的確な消防、救助・救急活動を実施するため、高度な技術・資機材等、消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

1. 消防力の充実

大規模火災等に備えて、消防力の充実に努める。

(1) 消防施設等の整備

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日 消防庁告示1号）に基づき、必要な施設を整備する。

市は、佐倉市八街市酒々井町消防組合が実施する消防力の増強の実現のため、他の構成市町と連携を図り、十分な予算措置に努める。

また、県は、大規模災害の発生に対処するために、市及び佐倉市八街市酒々井町消防組合が行う消防施設等の整備を拡充するため財政支援を行っていくものとする。

① 消防署等の整備

市街地等における人口を基準として、地域における、地勢、道路事情、建築物の構造等の事情を勘案し、消防署等の合理的な配置、増強を推進する。

佐倉市八街市酒々井町消防組合の庁舎等は、地震災害時において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有するよう整備するほか、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置する。

また、佐倉市八街市酒々井町消防組合は、大規模な地震災害及び風水害時等において、佐倉市八街市酒々井町消防組合の庁舎が被災により災害応急対策の拠点としての機能を維持することが困難となった場合に備え、他の署所、公共施設等を活用して当該機能を確保する計画の策定に努める。

② 動力消防ポンプの整備

市街地等における人口を基準として、地域における、地勢、道路事情、建築物の構造等の事情を勘案し、動力消防ポンプの合理的な配置、増強を推進する。

③ 消防ポンプ自動車等の整備

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、消防ポンプ自動車、はしご自動車、屈折はしご自動車、化学消防車、泡消火薬剤搬送車、救急自動車、救助工作車及び指揮車等を整備する。

④ 通信設備の整備

情報収集伝達能力の強化のため、消防救急無線設備や消防専用電話装置を整備する。

⑤ N B C災害対応資機材の整備

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、構成市町の人口規模、その他の地域の実情に応じて、放射性物質、生物剤及び化学剤による災害に対応するための資機材（N B C災害対応資機材）を配置する。

(2) 活動体制の整備

「消防力の整備指針」(平成12年1月20日 消防庁告示1号)に基づき、必要な人員を確保する。

① 消防職員の配置

迅速かつ的確な消防活動を実施するため、消防職員を適切に配置し、初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御体制、救助・救急体制、後方支援体制等の整備に努める。

② 消防職員の職務能力向上

消防職員は、訓練を受けること等を通じ、次に掲げる区分に応じた能力を備え、その専門性を高めるとともに、複数の業務の知識、技術及び経験を経ることにより、職務能力を総合的に高めるよう努める。

ア 警防要員

水火災又は地震等の災害の防御等に関する知識及び技術を有し、災害現場における警防活動等を的確に行うことができる能力

イ 予防要員

防火査察（火災の調査を含む。）及び防火管理、危険物、消防用設備等その他の火災の予防に関する知識及び技術を有し、火災の予防に関する業務等を的確に行うことができる能力

ウ 救急隊の隊員

救急医学に関する知識並びに傷病者の観察、応急処置等に関する知識及び技術を有し、傷病者の搬送等の活動を的確に行うことができる能力

エ 救助隊の隊員

救助資機材等の取扱い及び各種災害における救助技術等に関する知識及び技術を有し、人命救助等の活動を的確に行うことができる能力

(3) 消防団の活性化

消防団は、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることから、市及び佐倉市消防団は、活動能力等の向上を図るため、組織の活性化等に努める。

また、佐倉市消防団は、震災時等には常備消防を補完して消火活動を行うとともに、平常時は住民や自主防災組織や自治会・町内会等に対して出火防止、初期消火等の指導に努める。

① 組織の整備・強化

市及び佐倉市消防団は、若手リーダーの育成、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、女性、事業所の従業員に対する入団促進等によって、消防団員の確保を図り、組織の強化に努める。

なお、消防団員確保のため、市は、次の点について取組みを行う。

ア 事業者の消防団活動に対する理解の促進

1) 消防団協力事業所表示制度の促進

2) 消防団協力事業所等に対する入札における優遇制度の導入

イ 消防団への加入の促進

- 1) 幅広い住民等に向けた広報啓発活動
- 2) 市職員の加入促進
- 3) 大学等に対する働きかけ（学生等の消防団活動に対する評価や修学上の配慮等）
- 4) 大学生等の就職活動用に、消防団活動を積極的に評価する推薦状の発出
- 5) 企業等に対する働きかけ（就職活動において消防団活動を積極的に評価）
- 6) 女性の加入促進

ウ 消防団員の処遇の改善

② 消防施設・装備の改善・強化

市は、消防団機庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の資機材の充実強化を図る。

③ 消防団員の教育訓練

市、佐倉市消防団及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、消防団員の防災に関する知識の高度化及び技能の向上を図るために教育訓練を実施する。

2. 広域応援体制の充実

消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されていることから、市及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、消防相互応援協定締結の消防機関等との連携体制を強化するほか、受け入れ体制の整備に努める。

また、県は、県内の消防力の向上及び市町村間の相互応援能力の向上のため、千葉県消防広域相互応援協定に基づく災害対応に際し出動する消防車両等の整備に対し、市町村の財政事情その他必要に応じ支援を行う。

《千葉県広域消防相互応援協定》

（千葉県下市町村及び一部事務組合 平成4年4月1日締結）

《東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定》

（千葉市、市川市、船橋市、成田市、佐倉市、習志野市、浦安市、四街道市、印旛郡酒々井町、富里市、香取広域市町村圏事務組合、佐倉市八街市酒々井町消防組合、潮来市、鹿行広域事務組合 平成25年4月10日締結）

《成田国際空港消防相互応援協定》

（成田市消防本部、香取広域市町村圏事務組合消防本部、佐倉市八街市酒々井町消防組合、山武郡市広域行政組合消防本部、匝瑳市横芝光町消防組合消防本部、富里市消防本部、栄町消防本部、四街道市消防本部、印西地区消防組合消防本部、成田国際空港株式会社 平成18年5月18日締結）

3. 消防思想の普及

市、佐倉市消防団、佐倉市八街市酒々井町消防組合及び県は、各種行事や火災予防運動、各種講習会等において、消防思想の普及徹底を図る。

4. 消防計画及びその推進

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、消防力を地震時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、都市構造、災害態様の変化に応じ、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。

なお、佐倉市八街市酒々井町消防組合は、特に次の項目について推進を図る。

- ① 組織計画に関すること
- ② 消防力等の整備計画に関すること
- ③ 調査計画に関すること
- ④ 教育訓練計画に関すること
- ⑤ 災害予防計画に関すること
- ⑥ 警報発令伝達計画に関すること
- ⑦ 情報計画に関すること
- ⑧ 火災警防計画に関すること
- ⑨ 風水害等警防計画に関すること
- ⑩ 避難計画に関すること
- ⑪ 救助救急計画に関すること
- ⑫ 応援協力計画に関すること
- ⑬ 震災時の警防計画に関すること

第9節 応急医療体制の整備

こども支援部 健康推進部
 佐倉市八街市酒々井町消防組合
 千葉県 印旛保健所(健康福祉センター)
 関係機関 住民・事業所

《基本方針》

市及び県は、災害時に迅速かつ的確な医療が行えるよう、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集伝達体制、医療救護班・歯科医療班（以下「医療救護班等」という。）の整備、災害医療の拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療体制を整備する。

1. 医療関係機関等との連携強化

市は、県、佐倉市八街市酒々井町消防組合、公益社団法人印旛市郡医師会（以下「印旛市郡医師会」という。）、公益社団法人印旛郡市歯科医師会（以下「印旛郡市歯科医師会」という。）及び佐倉市薬剤師会等と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、医療救護体制を平常時から整備する。

(1) 災害医療情報の収集伝達体制の整備

市は、県、佐倉市八街市酒々井町消防組合、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会及び佐倉市薬剤師会等との連携のもと、発災時において、以下について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行うことができるよう平常時から、情報ネットワークの強化・推進を図る。

- ① 傷病者等の発生状況
- ② 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- ③ 避難所及び救護所の設置状況
- ④ 医薬品及び医療資器材の需給状況
- ⑤ 医療施設、救護所等への交通状況
- ⑥ その他医療救護活動に資する事項

(2) 協力体制の確立

① 印旛市郡医師会医療関係機関等との協力体制の確立

市は、一時に多数の傷病者等が発生した場合等に対応するため、印旛市郡医師会等と常に協力体制を形成しておく等により、応急医療体制を整備する。

② 県との連携強化

発災時には、県は、県庁に災害医療本部を設置し、各健康福祉センター（保健所）に合同救護本部を設置し、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施することになる。

このため、市は、県との連携を緊密に保つことにより、発災時における応急医療の迅速かつ的確な実施に努める。

2. 医療体制等の確保

市は、関係機関の協力を得て、災害時における医療体制の整備に努めるほか、市内での災害医療体制のみで処理不可能な場合に備え、近隣市町村、県、その他の関係機関との連携強化に努める。

また、県は、災害拠点病院や災害医療協力病院等を確保することにより、入院治療を要する傷病者等の受入施設を必要に応じて広域的に確保する。

発災時には、傷病者等に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、市及び県は、緊密な連携のもと、協力して、救護所の設置や医療救護班の派遣等により医療救護活動を行うことになる。

このため、市及び県は、災害により医療機関が喪失、機能停止、又は当該医療機関の診療可能患者数をはるかに超える患者が発生し、現に医療を必要とし、医療を受けられない者がいる場合において、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、医療救護班による応急的な医療と必要な医療が行える医療機関への搬送が実施できる体制等の整備を行う。

(1) 救護所の設置場所の選定等

市は、救護所設置予定場所を事前に調査・検討し、災害の発生・拡大の状況を見て救護所を設置できるよう体制を整備する。

(2) 医療施設の確保

県は、災害時における広域的な地域医療の拠点として、災害拠点病院を確保する。災害拠点病院は、耐震耐火構造とし、電気・水道・ガス等のライフライン途絶時等においても診療機能を維持するための予備電源や予備水源の確保、救急搬送のための臨時ヘリポートの確保等の必要な施設整備を行う。

このほか、災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとし、他の医療機関についても県医師会の協力を得て、傷病者や難病患者等、人工透析患者の治療、受入にあたる災害医療協力病院等としての確保を図る。

(3) 地域医療連携の推進

県、市、印旛市郡医師会等やその他関係機関は、災害時における医療救護班の受入れ、調整及び医薬品や医療資器材等の応援が迅速に進み、地域医療との連携した医療活動が実施できるよう、平常時から地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

また、県は、医師等が不足する事態に備え、医療ボランティア等の受入れ及び活動の調整を行うことができる体制の整備を推進する。

(4) 印旛市郡医師会及び印旛郡市歯科医師会による医療救護班等の整備

佐倉市においては、市立病院がないのみならず、職員としての医師の採用も行っていないことから、市としての医療救護活動は、印旛市郡医師会が組織する医療救護班、印旛郡市歯科医師会が組織する歯科医療班に頼らざるを得ない。

このため、印旛市郡医師会及び印旛郡市歯科医師会は、協定に基づき、医療救護班等の編成、派遣方法等に関する計画を策定し、市に提出する。

(5) 搬送体制の整備

市は、災害時における搬送が必要な傷病者等を想定し、車両等を利用した搬送手段について、関係機関との協議に努めるほか、市内の旅客自動車運送事業者等との協定締結

の推進に努めるとともに、協定締結後は、相互の連絡体制を定め、平常時から連携強化に努める。

なお、原則として、被災現場から医療施設や救護所等への搬送は、市や佐倉市八街市酒々井町消防組合、住民等が、医療施設や救護所等から後方医療施設までの搬送は、市、佐倉市八街市酒々井町消防組合及び県が関係機関との連携のもとに実施する。

また、市は、市内の医療機関では、入院治療を要する傷病者等を受入することが困難である等、後方医療施設への搬送が必要な場合を想定し、広域医療搬送の手段について、関係機関との協議に努める。

※ 広域医療搬送とは、重傷者のうち、被災地内での治療が困難で、被災地外の医療機関において緊急に治療することが必要な者であり、かつ、搬送中に生命の危険の少ない病態の患者を被災地区外の医療施設まで迅速に搬送し、治療することをいう。

(6) 助産体制等の確保

市は、一般社団法人千葉県助産師会（以下「千葉県助産師会」という。）やその他関係機関の協力を得て、主に次のような妊産婦及び乳幼児に対する支援活動等を実施できる体制の確保に努める。

- ① 妊産婦及び乳幼児に対する健康診断等の巡回相談ならびに心身のケア
- ② 妊産婦及び乳幼児に対する病院・助産院への転送の可否等の決定
- ③ 転送困難な妊産婦及び乳幼児への処置
- ④ その他必要とする業務

3. 医薬品等の確保体制の整備

(1) 医薬品、医療資器材の確保

- ① 県及び市は、医薬品、医療資器材の整備確保に努め、医薬品、医療資器材の備蓄拡充や品目の見直しを検討する。
- ② 県は、市町村等から医薬品等の提供について要請を受けたときに、備蓄しているものを提供できる体制を整備する。
- ③ 県は、医薬品、医療資器材等が不足した場合に備え、卸売業者への供給の要請や国、他都道府県への協力要請により調達する体制を整備する。
- ④ 市は、医薬品、医療資器材の調達のため、平常時から佐倉市薬剤師会や関連業者との協力体制の整備に努める。

(2) 血液製剤の確保

県は、災害時において、県内での血液製剤の供給が不足する場合に備え、厚生労働省を通じ、日本赤十字社に支援を要請し調達する体制を確認する。

4. 国民健康保険の一部負担金の減免、徴収猶予

市は、国民健康保険法等に基づき、震災、風水害等の災害により著しい損害を受けた等の特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難な者に対し、一部負担金を減免、徴収猶予するものとし、実施のために必要な体制等を整備する。

第10節 防災拠点の整備・充実

危機管理部 市民部 こども支援部 都市部
健康推進部 産業振興部 教育委員会
佐倉市八街市酒々井町消防組合
千葉県 関係機関
住民・事業所

《基本方針》

災害応急対応を円滑に行うためには、各種防災施設の整備が重要である。このため、市及び関係機関は、防災活動を実施するための拠点整備に努める。

1. 防災拠点の整備・充実

防災中枢拠点施設である市役所をはじめ、他の防災拠点施設の耐震性の向上、施設の設備充実を図り、災害発生時の防災機能の確保を図る。なお、消防施設の整備については、「第8節 消防、救助・救急体制の整備」に定めるところにより、避難所施設の整備については、「第11節 避難体制の確立及び避難施設等の整備」に定めるところによる。

(1) 防災中枢施設の整備・充実

災害対策本部が設置される市役所庁舎及び災害対策本部設置場所の代替施設として期待されるミレニアムセンター佐倉については、耐震性の確保のほか、情報収集・伝達手段等の整備を進めるとともに、災害対応力の増強を図る。

また、市役所等の自家発電設備等の整備、通信設備等のバックアップ対策の充実を図るほか、迅速な災害応急対策の実施を可能とするためのシステムの構築を図る。

なお、情報収集・伝達手段等の整備については、「第20節 情報収集伝達体制の整備」に定めるところによる。

(2) 防災拠点の整備

① 指定避難所等の防災拠点施設における連絡体制の整備

地域の防災拠点施設となる小・中学校及び各出張所・派出所等と災害対策本部との連絡体制の整備については、「第20節 情報収集伝達体制の整備」に定めるところによる。

② 防災活動拠点施設の整備

地域の防災活動の拠点となる施設、公園・広場の整備に努めるとともに、隣接した避難所、物資の備蓄等の機能を備えた公共施設との連携を図る。特に次の施設については、施設の使用目的を達することができるよう施設の整備及び維持に努める。

ア 応急仮設住宅建設候補地

西志津スポーツ等多目的施設を応急仮設住宅建設候補地に位置付けるものとし、市は、施設の維持に努める。

なお、応急仮設住宅建設候補地として必要な機能については、「第11節 避難体制の確立及び避難施設等の整備」に定めるところによる。

イ 物資集積拠点候補地

佐倉市民体育館を物資集積拠点候補地として位置付け、市は、施設の維持に努めるとともに、過去の災害時の物資集積拠点における支援物資の滞留等の教訓を踏ま

え、新たな拠点整備について検討する。

また、その他の公共施設等についても、災害状況に応じて選定するものとし、適宜施設管理者と協議して開設する。その際、選定した集積拠点を県に報告する。

なお、指定管理者制度を導入している施設や民間物流事業者の管理する物流倉庫についても開設の対象として検討し、物資集積拠点に指定された場合、指定管理者や民間物流事業者は、開設及び運営について必要な協力をする。

市は、民間物流業者との「物流倉庫等の借用等に関する協定の締結」を推進する。

ウ 遺体安置所候補地

佐倉市民体育館を遺体安置所候補地として位置付けるものとし、市は、施設の維持に努める。

また、その他の公共施設等についても、災害状況に応じて選定するものとし、適宜施設管理者と協議して開設する。なお、指定管理者制度を導入している施設についても開設の対象とし、遺体安置所に指定された場合、指定管理者は、開設及び運営について必要な協力をする。

エ ヘリコプター臨時離発着場候補地

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時のヘリコプター臨時離発着場の確保が重要であり、市は、その確保に努める。なお、使用の際に混乱が予想される指定緊急避難場所の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し指定緊急避難場所と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

ヘリコプター臨時離発着場候補地については、次のとおりである。

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 1) 市立佐倉小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 2) 市立内郷小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 3) 市立志津小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 4) 市立上志津小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 5) 市立臼井小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 6) 市立印南小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 7) 市立根郷小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 8) 市立和田小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 9) 市立弥富小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 10) 市立千代田小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 11) 市立井野小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 12) 市立佐倉中学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 13) 市立志津中学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 14) 市立南部中学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 15) 佐倉城址公園自由広場 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：自由広場 |
| 16) 岩名陸上競技場 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：陸上競技場 |
| 17) 山王公園 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：公園 |

オ その他防災活動拠点候補地

(仮称)佐倉西部自然公園について、災害拠点病院として指定されている東邦大学医療センター佐倉病院や指定避難所のひとつである千葉県立佐倉西高等学校に近い

という好立地にあることから、その広大で平坦な多目的広場部分について、応急救助活動、応急物資集積やヘリポート等として活用できるよう防災機能を付加した整備を図る。

また、岩名運動公園、七井戸公園、山王公園、ユーカリが丘南公園、寺崎北公園、佐倉城址公園といった規模の大きい公園については、防災活動拠点として活用できるよう防災機能を付加した整備に努めるとともに、防災活動拠点としての規模及び機能を有するよう、市は、その維持に努める。

(3) 市職員等の宿泊施設等の確保

災害対策の第一線で勤務する市職員等の体力・思考力・判断力持続のため、宿泊施設等の確保は必要不可欠である。

このため、市は、市職員等の宿泊施設等について、庁舎内に専用の部屋を確保するほか、市有施設の利用や民間宿泊施設等の借り上げによって対応する。

なお、宿泊施設の候補地としては、佐倉草ぶえの丘、佐倉市立青少年センターや市営住宅が考えられることから、市は、整備及び維持に努める。

ただし、市営住宅については、「第3章 災害応急計画 第18節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等」に定めるとおり、被災者用応急住宅として、提供することとしており、原則として、被災者用応急住宅としての提供を優先する。

2. 広域応援に関する拠点候補地

(1) 活動拠点等候補地の選定

県等は、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊及び自衛隊の各部隊の支援を円滑に受け入れるための進出拠点・応急対策活動拠点の候補地をあらかじめ選定する。

なお、岩名運動公園、七井戸公園、山王公園、ユーカリが丘南公園、寺崎北公園、佐倉城址公園といった規模の大きい公園やこれら公園に準じる規模を有する公園等については、大規模災害時の緊急消防援助隊、警察災害派遣隊及び自衛隊の各部隊の活動拠点として利用することが想定されることから、各部隊の活動拠点としての規模及び機能を有するよう、市は、整備及び維持に努める。

なお、千葉県では、平成26年2月に「千葉県防災支援ネットワーク基本計画」を策定し、広域活動拠点や広域物資拠点、広域災害医療拠点といった広域防災拠点の指定を行ったところであり、佐倉市内においては、岩名運動公園が広域防災拠点（自衛隊の後方支援活動拠点）に指定がなされている。

(2) 派遣職員等の宿泊施設等の確保

災害対策の第一線で勤務する派遣職員等の体力・思考力・判断力持続のため、宿泊施設等の確保は必要不可欠である。

このため、市は、派遣職員等の宿泊施設等について、状況を勘案しながら適宜確保するものとし、市有施設の利用や民間宿泊施設等の借り上げによって対応する。

なお、宿泊施設の候補地としては、佐倉草ぶえの丘、佐倉市立青少年センターや市営住宅が考えられることから、市は、整備及び維持に努める。

ただし、市営住宅については、「第3章 災害応急計画 第18節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等」に定めるとおり、被災者用応急住宅として、提供することとしており、原則として、被災者用応急住宅としての提供を優先する。

第11節 避難体制の確立及び避難施設等の整備

危機管理部	企画政策部	市民部	福祉部	こども支援部
健康推進部	環境部	産業振興部	土木部	都市部
教育委員会	上下水道部	千葉県	関係機関	
住民・事業所				

《基本方針》

緊急に避難する場所としての避難場所や避難施設としての避難所等を選定し、住民等に周知する等の体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る。

1. 避難誘導體制の整備

災害発生時に、安全かつ円滑な避難を行うための体制を整備する。

(1) 住民等の避難体制

① 災害時避難のあり方

地震発生時には、住宅等の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、各地域の実情や避難行動要支援者の存在等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。

② 避難行動要支援者に対する避難行動支援・住民相互の避難行動支援

阪神・淡路大震災において、倒壊住宅等から救助・救出された方の9割以上が、自助や共助によるものであったことから、避難所等の安全な場所までの避難行動時における公助は、ほとんど期待ができないと推定される。また、日頃の近隣住民の支え合い（住民固有の役割）の延長線上に、災害時における住民相互の避難誘導や避難支援等があることから、自助（家族を含む）・共助を避難行動支援の基本とする。

特に、自ら避難することが困難である避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域において、自治会・町内会等や自主防災組織、民生委員・児童委員は、日頃から避難行動要支援者の居住や生活状況等の把握に努めるほか、避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努める。

また、避難行動要支援者自身も、日頃から、積極的に地域活動へ参加する等により、近隣との交流に努める。

③ 避難支援体制の整備への支援

市は、自主防災活動への支援等を通じ、共助による避難支援体制の整備の取組みへの支援に努める。

なお、市では、地域における避難支援体制整備を支援することを目的に、平成27年11月に、地域住民が主体となって避難行動要支援者の把握から支援の確立までを示す参考書として「地域における避難行動要支援者支援の手引き」を作成したところだが、他の自治体や市内における先進事例等の研究を行い、適宜修正を行う。

④ 災害避難時における家庭動物等の飼育管理のための備え

過去の災害において、家庭動物等が飼い主と離れ離れになってしまう事例が多数発生したが、このような動物を保護することは多大な労力と時間を要するだけでなく、その間に家庭動物等が負傷し、場合によっては、衰弱・死亡するおそれもある。また、

不妊去勢処置がなされていない場合、繁殖により増加することで、住民の安全や公衆衛生上の環境が悪化することも懸念される。

このような事態を防ぐために、災害時の同行避難を推進することは、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも、必要な措置であることから、市、県及び関係機関は、飼い主を含めた住民に対し、主に以下の点について、啓発に努める。

ア 様々な人が共同生活を送る指定避難所において、家庭動物等を飼育する場合は、動物が苦手な人、アレルギーを持っている人等への特別の配慮が求められ、また、家庭動物等との同行避難とは、指定避難所における家庭動物等との同居を意味するものではないことから、飼い主には、家庭動物等のしつけと健康管理について、次のような備えを行うこと

- 1) ケージやキャリーバッグに入ることを嫌がらないように日頃から慣らすこと
- 2) 人やほかの動物を怖がらないようにしつけること（特に犬の場合、不必要に吠えないようしつけを行うこと）
- 3) 決められた場所で排泄ができるようしつけること
- 4) 各種ワクチン接種を行うこと
- 5) 寄生虫の予防、駆除を行うこと
- 6) 繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を行うこと

イ 避難後は、決められた飼育場所で、原則として、飼い主自身が飼育管理を行うこと

ウ 家庭動物等が迷子にならないための対策を行うこと（所有者の明示）

エ 家庭動物用の避難用品や備蓄品を確保しておくこと

オ 避難先や避難ルートの確認等の準備を行うこと

カ 避難を要しないよう住まいの防災対策を行うこと

(2) 案内標識等の設置

指定緊急避難場所、指定避難所等への案内標識や誘導標識等の整備に努める。

(3) 避難に関する広報

指定緊急避難場所、指定避難所等を明示した地図の作成及び住民等への配布等を行うとともに、日本語の理解が十分ではない外国人対応として、表示の翻訳等に努める。

(4) 公的施設等の管理者のとりべき措置

学校、病院、大規模商業施設、集会施設等の不特定多数の人々集まる施設の管理者は、大規模災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹底を図る。

2. 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定

災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための指定緊急避難場所、指定避難所の整備を推進するほか、避難路となる道路等の安全性の確保に努める。

なお、専ら避難生活を送る場所として避難所と、洪水、土砂災害等からの緊急一時的に避難する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

(1) 避難場所

市は、災害対策基本法第49条の4に基づき、災害の危険が及ばない場所又は施設について、洪水、土砂災害等の災害の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

また、住民・事業所等は、火災の延焼や余震等の二次災害に備えて、安全性が確保されている全ての公園や空き地等を一時的に避難できる場所として活用する。

① 指定緊急避難場所

ア 指定緊急避難場所の指定

災害対策基本法第49条の4に基づき、市は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設又は場所を、洪水、土砂災害等の災害対策基本法施行令第20条の4で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設置するものとする。

なお、指定緊急避難場所を指定するにあたっては、市が管理する施設又は場所を除き、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得る。(災害対策基本法第49条の4第2項)

また、指定緊急避難場所については、原則として、避難者等1人あたり概ね3㎡以上の有効面積を確保するほか、災害対策基本法施行令第20条の3で定める基準に適合する施設又は場所を指定する。

1) 管理条件（災害対策基本法施行令第20条の3第1号等）

指定緊急避難場所がその役割を果たすためには、災害が差し迫った状況や発災時において避難者等が緊急的に避難し、身の安全を確保することができる必要があることから、次の管理条件を満たす場所を指定する。

- ・発災時等に避難者等に開放されること（災害対策基本法施行令第20条の3第1号）
- ・避難者等の受け入れの用に供する場所について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動等により避難経路上に障害が生じることがないようにする等、避難上の支障を生じさせないこと（災害対策基本法施行規則第1条の3）

2) 立地条件（災害対策基本法施行令第20条の3第2号）

原則として、異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内に立地していることを条件とする。

なお、災害が発生するおそれがある区域とは、例えば、洪水については水防法（昭和24年法律第193号）の浸水想定区域（水防法第14条第1項）、土砂災害については土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の土砂災害警戒区域（土砂災害防止法第6条第1項）や土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条第1項）等が該当する。

このため、市は、指定緊急避難場所の指定にあたっては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に立地していないか確認するほか、過去の災害履歴等を参考にして、災害が発生するおそれがない区域に存しているか、指定緊急避難場所ごとに確認を行う。

3) 構造条件（災害対策基本法施行令第20条の3第2号ただし書（イ及びロ）等）

指定緊急避難場所は、災害が発生するおそれがない区域内に立地されている

ことが基本となるが、仮に立地条件を満たさない場合であっても、当該施設が異常な現象に対して安全な構造のものであることや、洪水等に係る施設については、想定水位以上の高さに避難をしてきた居住者等を受け入れる部分があり、かつ当該部分までの避難上有効な経路があることという「構造条件」を満たしている場合には、指定緊急避難場所として指定することは可能である。

「異常な現象に対して安全な構造」については、災害対策基本法施行規則第1条の4において、「当該異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃等の事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動、沈下等を生じない構造であること等」と定められているところである。

このため、具体的には、土砂災害については、土砂災害特別警戒区域内に立地する施設に関しては既に安全な構造に関する基準として建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3に基づき定められている基準などを基に判断し、また、土砂災害警戒区域内に立地する施設に関しても鉄筋コンクリート造等の極力強固な構造などを備えている場合には、指定緊急避難場所として指定することができるものとする。

このほか、洪水や内水はん濫等については、基本的に堤防等の近傍に立地しておらず、かつ想定水位以上の高さに避難スペースがあるという条件を満たしている場合には、指定緊急避難場所として指定することができるものとする。

4) 地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準（災害対策基本法施行令第20条の3第3号等）

地震については、他の異常な現象とは異なり、地震の揺れはあらゆる地域で発生する可能性があり、災害が発生するおそれがない区域を想定することは困難であることから、当該施設が地震に対して安全な構造を有している場合や、当該場所又はその周辺に人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物等の物がない場合、指定緊急避難場所として指定する。

「地震に対して安全な構造」の具体的な内容については、災害対策基本法施行規則第1条の5において「建築基準法等に適合するものであること」と定められているところであり、少なくとも施設を指定する場合には、当該施設が昭和56年に定められたいわゆる「新耐震基準」に適合する必要がある。

5) 指定緊急避難場所の周知

市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

6) 誘導標識の設置

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

イ 指定緊急避難場所を指定した旨の県知事への通知及び公示等

市は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、災害対策基本法第49条の4第3項に基づき、その旨を県知事に「通知」するとともに、「公示」する。

ウ 指定緊急避難場所の変更等に関する届出

指定緊急避難場所の管理者は、指定緊急避難場所を廃止し、又は指定緊急避難場所の現状に災害対策基本法施行令第20条の5で定める重要な変更を加えようとするときは、災害対策基本法第49条の5に基づき、変更の内容について記載した書面である届出書を市に提出する。

なお、災害対策基本法施行令第20条の5で定める重要な変更とは、次のとおりである。

- 1) 避難者等受入用部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更
- 2) 改築又は増築による当該指定緊急避難場所の構造耐力上主要な部分の変更
- 3) 指定緊急避難場所の避難者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路の廃止

エ 指定緊急避難場所の指定の取消し

市は、指定緊急避難場所が廃止された場合や指定緊急避難場所が指定基準に適合しなくなったと認めるときは、災害対策基本法第49条の6に基づき、当該指定緊急避難場所の指定を取り消す。

なお、指定を取り消した場合にあっては、その旨を県知事に「通知」するとともに、「公示」する。

② 一時避難場所

火災の延焼や余震等の二次災害に備えて、住民や帰宅困難者等が一時的に避難できる場所を一時避難場所とし、住民・事業所等は、あらかじめ活用する一時避難場所について、確認するよう努める。

なお、一時避難場所として活用すべき場所については、原則として、浸水や土砂災害等の危険性がなく、安全性が確保されている全ての公園や空き地等を活用する。

また、市は、一時避難場所として活用が見込まれる都市公園の整備等を行う場合には、避難者1人あたり概ね3㎡以上の有効面積が確保できるよう努める。

(2) 避難所

① 指定避難所

市は、災害対策基本法第49条の7に基づき、避難者等が一定期間滞在する場として、指定避難所を指定するものとし、県も指定避難所の確保に協力する。

ア 指定避難所の指定

災害対策基本法第49条の7に基づき、市は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合において、避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災者等を一時的に滞在させるための施設を指定避難所として指定する。

なお、指定避難所を指定するにあたっては、市が管理する施設を除き、当該指定避難所の管理者の同意を得る。(災害対策基本法第49条の7第2項)

指定管理者制度を導入している施設についても指定の対象とし、指定避難所に

指定された場合、指定管理者は、開設及び運営について必要な協力をする。

また、指定避難所については、原則として、避難者等1人あたり概ね4㎡以上の有効面積を確保するほか、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する施設を指定する。

1) 規模条件（災害対策基本法施行令第20条の6第1号）

被災者の保護を適切かつ効果的に行うためには、一定の規模が必要であり、極端に小さな施設は、避難所に適さない。

このため、指定避難所として指定する施設については、想定される被災者の数に対し、十分な面積を有する施設とする。

2) 構造条件（災害対策基本法施行令第20条の6第2号）

指定避難所として使用する必要が生じた場合に、避難者等を滞在させることが可能な状態とするために資機材を移動させる等、多くの手間や時間がかかるような施設は、避難施設としては適当ではなく、比較的速やかに、避難者等を受け入れ、又は生活関連物資を避難者等に配布することが可能な構造又は設備を有することが求められる。

このため、具体的には、多数の避難者等の出入りに適した出入口等を有していることや多数の避難者等が使用できるトイレ、水道等の設備を有している施設を指定する。

3) 立地条件（災害対策基本法施行令第20条の6第3号）

自然災害の発生により既に避難している避難者等が二次的に避難をするような事態をできるだけ避けるため、指定避難所の立地場所は、この種の災害の影響が比較的少ない場所とする必要がある。

このため、具体的には、洪水の浸水想定区域や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等、災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設を極力避けて指定する。

ただし、当該災害が発生するおそれがある区域の近隣において、他に規模条件や構造条件を満たす適当な施設が存しない場合で、かつ想定される災害による影響が大きいと判断される場合にあっては、この限りではない。

4) 交通条件（災害対策基本法施行令第20条の6第4号）

指定避難所は、避難者等に対して供給する緊急物資の搬入等を行う必要があることから、適当な幅の道路に接している等、車両等による物資の供給や避難が比較的容易に行うことができる場所に立地している必要がある。

このため、車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所に立地している施設を指定する。

5) その他

上記に掲げた各基準のほか、災害対策基本法第49条の7第1項においては、政令で定める基準に適合する「公共施設その他の施設」を指定避難所として指定しなければならないと規定している。

ここでいう「公共施設」としては、学校等の施設を想定しているところであり、避難生活を一定期間送るのには適切ではない公園や広場等、構造物、建築物ではない単なる場所は、ここでいう公共施設には含まれないとされている。

なお、学校等の公共施設を例示している理由は、災害発生時に指定避難所として使用したとしても、広く施設の存在が公に知らされており、住民等に認知されているといった特徴を有することが理由とされている。

以上のことから、学校等の公共施設を優先的に指定避難所として指定する。

また、「その他の施設」としては、公共施設を含め、広く施設一般が想定されている。具体的には、避難者等が避難生活を送るにあたって、その一定の生活環境を確保する観点から、ホテルや旅館等の民間施設も含まれるものとされていることから、必要に応じ、こうした民間施設についても、指定することを検討する。

イ 指定避難所を指定した旨の県知事への通知及び公示等

市は、指定避難所を指定しようとするときは、災害対策基本法第49条の7第2項に基づき、その旨を県知事に「通知」するとともに、「公示」する。

ウ 指定避難所の変更等に関する届出

指定避難所の管理者は、指定避難所を廃止し、又は指定避難所の現状に災害対策基本法施行令第20条の7で定める重要な変更を加えようとするときは、災害対策基本法第49条の7第2項に基づき、変更の内容について記載した書面である届出書を市に提出する。

なお、災害対策基本法施行令第20条の7で定める重要な変更とは、次のとおりである。

- 1) 避難者等の滞在の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更

エ 指定避難所の指定の取消し

市は、指定避難所が廃止された場合や指定避難所が指定基準に適合しなくなると認めるときは、災害対策基本法第49条の7第2項に基づき、当該指定避難所の指定を取り消す。

なお、指定を取り消した場合にあっては、その旨を県知事に「通知」するとともに、「公示」する。

② 福祉避難所及び福祉避難室

市は、避難生活に特別な配慮を必要とする要配慮者に対して、要配慮者の特性に応じ、「福祉避難所」又は「福祉避難室」を設置する。

福祉避難所は、緊急の入院加療等を必要としないものの、避難所での生活において特別な配慮が受けられる等の専門性の高いサービスを必要とする高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を対象にするものとし、市は、要配慮者が安心して生活ができる体制が整備されている施設について、福祉避難所として、選定又は指定を行う。

また、福祉避難室は、専門性の高いサービスは必要としないものの指定避難所では避難生活に困難が生じる者を対象にするものとし、市は、全ての指定避難所において、設置できるよう設置場所の確認等、体制の整備に努める。

ア 福祉避難所の選定又は指定

市は、「① 指定避難所」に掲げる災害対策基本法施行令第20条の6に定める指定避難所の指定基準のうち1)～4)に適合し、かつ次に掲げる福祉避難所に関する指定基準に適合する施設について、(指定)福祉避難所として、指定を行う。

また、「① 指定避難所」に掲げる災害対策基本法施行令第20条の6に定める指

定避難所の指定基準のうち 1)～4)に適合しない施設や指定を行うことが困難な施設についても、次に掲げる福祉避難所に関する指定基準に適合する場合は、(臨時)福祉避難所として、選定を行う。

民間の社会福祉施設等を福祉避難所として、選定又は指定する場合は、市と当該施設管理者との間で十分調整をし、福祉避難所の選定又は指定に関する協定書を締結することを原則とする。

指定管理者制度を導入している施設についても選定又は指定の対象とし、福祉避難所に選定又は指定された場合、指定管理者は、開設及び運営について必要な協力をする。

なお、妊産婦及び乳幼児については、必ずしも災害対策基本法施行令第20条の6に定める(指定)福祉避難所の指定基準を満たしていない施設であっても福祉避難所機能としては問題がないことから、宿泊施設の客室等を(臨時)福祉避難所として、選定を行うよう努める。

1) 福祉避難所に関する指定基準(災害対策基本法施行令第20条の6第5号)

指定避難所では生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられる等、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した社会福祉施設等を(臨時)福祉避難所として、選定又は(指定)福祉避難所として、指定することが求められる。

具体的には、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適していることや、生活相談員等が配置され、避難所での生活に関して必要に応じて相談等を受けることができる体制が整備されていること等が必要とされている。

このため、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていることや災害発生時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること、災害発生時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること等、要配慮者にとって良好な生活環境が確保されている施設を選定又は指定する。

2) 妊産婦及び乳幼児を対象とした(臨時)福祉避難所選定にあたっての留意点

妊産婦及び乳幼児を対象とした(臨時)福祉避難所選定にあたっては、宿泊施設の客室等を候補施設として想定するものとするが、感染症等のリスクの低減、心身への負担の軽減が図れる施設を選定するよう留意する。

また、軽度の傷病処置及び緊急の分べんがあった場合に対応できるよう、助産師、保健師等の看護職が配置できる施設を選定するよう留意する。

イ 福祉避難室等の選定

市は、専門性の高いサービスは必要としないものの一般の避難スペースでは避難生活に困難が生じる要配慮者に対し、指定避難所の施設内において、指定避難所環境と比べて居住性が高い等の要配慮者にとって、良好な生活環境が確保されている部屋を福祉避難室として、あらかじめ選定するよう努める。

なお、一般の避難スペースと比べて居住性が高い部屋とは、要配慮者の特性にもよるが、1階にある移動等が容易な部屋、和室や空調設備のある部屋、個室等が該当する。

また、妊産婦及び乳幼児を対象に、個室等の視覚的、空間的に離れた場所を育児室又はこども避難室として、あらかじめ選定するよう努める。

ウ 福祉避難所を選定又は指定した旨の公表等

市は、(臨時)福祉避難所を選定又は(指定)福祉避難所を指定した場合には、当該施設の情報(場所、受入れ可能人数、提供可能な支援内容、設備内容等)や避難方法について、要配慮者やその家族、地域住民に対し周知を図る。

なお、周知を図る際には、福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される2次的避難所であり、指定避難所のように最初から避難所として利用することはできない旨について、伝える。

ただし、(臨時)福祉避難所の施設管理者から公表について、差し控えるよう要請等があった場合には、この限りではない。(指定)福祉避難所については、災害対策基本法第49条の7第2項の規定により、公示義務がある。)

エ 福祉避難所を選定又は指定の取消し

市は、福祉避難所として選定又は指定している施設が廃止された場合や福祉避難所が指定基準に適合しなくなったと認めるときは、当該福祉避難所を選定又は指定を取り消す。

なお、指定を取り消した場合にあっては、その旨を県知事に「通知」するとともに、「公示」するほか、その旨を要配慮者やその家族、地域住民に対し周知する。

また、選定を取り消した場合で、当該施設を公表している場合にあっては、その旨を要配慮者やその家族、地域住民に対し周知する。

③ その他の避難所(臨時避難所)

市は、指定避難所若しくは(指定)福祉避難所として指定していない、又は(臨時)福祉避難所として選定していないその他の施設について、必要に応じ臨時の避難所として開設するものとし、多数の避難生活者が発生した場合に備え、市所管施設以外の公共施設及び民間施設の管理者との協議等を行い、臨時に開設が可能な避難施設の確保に努める。

受入れにあたっては、指定避難所と同様に、避難所生活者1人あたり概ね4㎡以上の面積を確保することとする。

また、指定管理者制度を導入している施設についても開設の対象とし、臨時避難所に指定された場合、指定管理者は、開設及び運営について必要な協力をする。

なお、市有施設における臨時避難所の候補施設は、次のとおりである。

このうち、佐倉草ぶえの丘及び青少年センター(岩名運動公園内)については、「第10節 防災拠点の整備・充実」及び「第3章 災害応急計画 第4節 自衛隊への災害派遣要請」に定めるとおり、派遣職員等や自衛隊災害派遣部隊の宿泊施設の候補地でもある。当該施設の活用については、原則として、派遣職員等や自衛隊災害派遣部隊の宿泊施設としての活用を優先する。

西部保健福祉センター及び南部保健福祉センターについては、救護所設置場所の候補地でもある。当該施設の活用については、原則として、救護所としての活用を優先する。

地区名	候補施設名
佐 倉	佐倉草ぶえの丘 青少年センター（岩名運動公園内） （仮）佐倉図書館等新町活性化複合施設（夢咲くら館）
臼井・千代田	臼井公民館 市民音楽ホール 千代田・染井野ふれあいセンター
志津北部	志津市民プラザ 志津コミュニティセンター
志津南部	西部保健福祉センター 西志津ふれあいセンター
根 郷	根郷公民館 南部保健福祉センター 佐倉南図書館
和 田	和田公民館 和田ふるさと館
弥 富	弥富公民館

（3）避難路

指定緊急避難場所、指定避難所への避難が安全かつ円滑に行われるよう、都市計画道路の整備や道路改良等の事業により総合的な避難路の整備を推進するほか、避難路として使用される道路について、安全性の点検等、適切な措置を講じておく。

また、市は、指定緊急避難場所、指定避難所に安全に避難できるよう日頃から住民・事業所に対し、あらかじめ避難路の確認と選択を行うよう周知徹底に努めるものとし、住民・事業所は、避難路の選定にあたっては、次の条件及び地域特性に留意する。

- ① 幅員がおおむね4 m以上の道路及び緑道
- ② 落下物、倒壊物による危険等、避難にあたっての障害のおそれが少ないこと

3. 指定避難所施設の整備等

市及び関係機関は、指定避難所の施設整備に努めるものとし、福祉避難所の施設整備についても、これに準じるものとする。

なお、指定避難所施設と災害対策本部との連絡体制の整備については、「第20節 情報収集伝達体制の整備」に定めるところによる。

（1）指定避難所施設の整備等

指定避難所施設の整備等については、次の点に留意する。

- ① 指定避難所としての使用が予定される施設の耐震性の確保やできる限りの液状化対策の実施に努めるとともに、対象地域の被災住民が避難できる規模を持てるよう施設の整備に努める。
- ② 指定避難所としての使用が予定される施設については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。
- ③ 指定避難所における通信機器等の施設・設備の整備に努める。
- ④ 指定避難所に食糧、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガス等の非常用燃料の確保等に努める。

- ⑤ 市は、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため指定避難所等に防災井戸の整備を行い、その維持に努める。
- ⑥ 指定避難所での生活用水等が確保されるよう、指定避難所に指定されている小中学校の既存プールの維持に努める。
- ⑦ 指定避難所のうち、小中学校については、給食室等を災害時における炊出し場所として利用できるようLPガス等の燃料や調理用水等の整備に努める。
- ⑧ 指定避難所に間仕切りや照明等、避難者等のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- ⑨ 家庭動物等の同行避難に備え、避難所における家庭動物等のためのスペースの確保に努める。
- ⑩ 指定避難所の良好な衛生環境を確保するため、市はマンホールトイレの整備に努める。
- ⑪ 福祉避難所については、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対応するため、要配慮者の日常生活上の支援を行うために必要な消耗品や簡易ベッド等の整備及びおおむね10人の要配慮者に1人の生活相談職員（要配慮者に対する生活支援・心のケア・相談等を行ううえで専門的な知識を有する者）等を配置すること等に努める。
- ⑫ 市は、指定避難所について、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査し、定期的に指定避難所としての適性について検討を行い、避難所機能の整備充実に努める。
- ⑬ オストメイトに対応した障害者用トイレの設置に努める。

(2) 指定避難所の管理

- ① 市は、指定避難所の管理責任者を別途定める。
- ② 市は、指定避難所に備蓄を行った備蓄品について、災害が発生した場合、迅速に使用できるよう、定期的に点検を行い、耐用年数、賞味期限のあるものは随時入換えを行う等、管理の徹底を図る。
- ③ 市は、指定避難所の運営に必要な事項について示した「避難所運営マニュアル」について、避難所配備職員や指定避難所の施設職員に周知徹底するほか、住民や関係機関等に対しても周知に努める。また、必要に応じ、「避難所運営マニュアル」の修正を行う。
- ④ 市は、指定避難所となっている小学校、中学校及び高等学校等について、管理者及び市教育委員会、県教育委員会と使用する施設の区分(屋内運動場、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等についての協議に基づき、「避難所フロアマップ」の作成及び定期的な修正を行うことにより、災害時における避難所開設や災害復旧期における速やかな教育活動の再開等ができるよう留意する。

4. 広域避難に関する支援要請又は受入れ

県及び市は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行う。

(1) 広域避難の調整手続等

① 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

1) 他の市町村に対する広域避難受入れ要請

市は、市域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議する。

なお、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介

等の調整を行うほか、運送事業者の協力を得て被災者の移送を行う等、被災市町村を支援するものとする。

2) 他の市町村からの被災者の受入れ

広域避難を要する被災者の受入れ協議を受けた場合には、市は、同時被災等、受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れる。

受入れ施設の選定にあたっては、原則として「2. 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定」に定める施設から、受入れ可能施設を選定する。

② 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

1) 他の市町村に対する広域避難受入れ要請

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、市は県に対し要請を行うものとし、県は被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請する等の協議を行うほか、運送事業者の協力を得て被災者の移送を行う等、被災市町村を支援する。

協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受ける。

2) 他の市町村からの被災者の受入れ

他の被災都道府県から千葉県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県は、県内市町村との調整を行い、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援する。

当市が受入れ先に決定された場合には、市は、同時被災等、受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れる。

受入れ施設の選定にあたっては、原則として「2. 指定避難場所、指定避難所等の指定」に定める施設から、受入れ可能施設を選定する。

(2) 広域避難手段の確保等

市は、災害時において、集団での広域避難が必要な場合を想定し、車両等を利用した広域避難手段について、関係機関との協議に努めるほか、市内の旅客自動車運送事業者等との協定締結を推進する。

なお、協定締結後は、災害発生時における活動協力を円滑に行うため、相互の連絡体制を定め、平常時から連携強化に努める。

また、市は、集団での広域避難を実施する場合には、避難先の情報を把握するものとし、広域避難者の所在の把握に努める。

(3) 広域避難者への支援

県及び市は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、広域避難者への支援を行う。

① 避難者情報の収集・提供等

広域避難が行われた場合、住所地（避難前住所他）の市町村や県では、避難した住民の所在地等の情報把握が重要となる。

1) 他の市町村に対し広域避難受入れ要請を行う場合

県は、避難者から避難先等に関する情報の任意による提供を受け、その情報を避難前の市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

本市の住民が広域避難を行った場合には、市は、広域避難者に対し、避難先等に

関する情報を提供するよう呼びかけるとともに、受入先の市町村等に対し、広域避難者からの避難先等に関する情報の受け付けについて、協力を要請する。

広域避難者から任意により提供された情報等をもとに、被災者の居所等の把握を行い、所在が確認できる広域避難者に対しては、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮するほか、広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

2) 他の市町村から被災者を受入れた場合

県は、避難者から避難先等に関する情報の任意による提供を受け、その情報を避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

市は、広域避難者の受入を行った場合には、避難者からの任意による避難先等に関する情報の提供を受け付ける。

② 住宅等の滞在施設の提供

広域避難者の受入を行った場合における公共施設等の受入体制を補完するため、県及び市は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

5. 応急仮設住宅対策

災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対し、早期に一時的な居住の安定が図られる体制の整備に努める。

(1) 応急仮設住宅建設候補地の選定

西志津スポーツ等多目的施設を応急仮設住宅建設候補地に位置付けるものとし、市は、施設の維持に努める。

また、西志津スポーツ等多目的施設のみでは、応急仮設住宅建設用地として不足することが想定されることから、その他の都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅が建設可能な候補地の事前選定に努める。

なお、候補地の選定にあたっては、以下の物理的条件を備えたものとする。

- ① 既成の市街地と同一の生活圏（できれば同一行政区域内）に含まれる位置にあるか、もしくは公共交通機関の手当てが可能で、既成市街地へのアクセスが容易であること
- ② 地震による地盤の液状化のおそれがないこと
- ③ 敷地や周辺道路を含め、土砂災害等、二次的な災害を受ける危険性がないこと
- ④ 敷地の接する道路が、入居者の生活や建設工事の際の資材搬入等に支障のないように整備されていること（最低4 t車が通行可能であること）
- ⑤ 候補地周辺に上水道、電気、雨水排水が整備されている、もしくは容易に整備可能（整備については、道路管理部局・上下水道事業管理者・上下水道指定工事業者・ガス事業者等と事前打合せが必要な場合があるため、必ず確認すること併せて、量水器等、機材の提供等についても打合せること）で、汚水雑排水の放流先が確保できること
- ⑥ 防火対策の為、河川・井戸・消火栓及び防火水槽等の消火水利が確保可能である、もしくは整備可能であること
- ⑦ 敷地及びその周辺の高低差が少ない、もしくは容易に整地可能となること
- ⑧ 建築基準法により制限を受ける場合があるので、防火地域内はなるべく避けること

- ⑨ 候補地1ヶ所につき、10戸（一戸あたり29.7㎡）以上の応急仮設住宅を建設できる敷地を選択することを推奨（建設可能区域面積が1,000㎡以上を推奨）
- (2) 市営住宅の一時使用
応急仮設住宅の建設のほか、市は、被災者に対し、一時的な居住地としての市営住宅の提供が行えるよう事前準備に努める。
- (3) 民間賃貸住宅の借り上げ
公営住宅の一時提供や応急仮設住宅の建設では十分対応できない場合、県及び市は、関係団体と協力をし、応急仮設住宅の建設に代えて、借り上げにより民間賃貸住宅を提供できるよう事前準備に努める。
- (4) 要配慮者に配慮した応急仮設住宅の確保
市は、県と協力して、要配慮者の生活に配慮した構造・設備の応急仮設住宅が確保されるよう努める。

第12節 帰宅困難者等対策

危機管理部 市民部 教育委員会
千葉県 関係機関

《基本方針》

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、県内主要駅を中心に、帰宅しようと駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られ、多くの帰宅困難者等が発生した。佐倉市においてもJR佐倉駅や京成佐倉駅を中心に鉄道の不通による帰宅困難者等が発生したところである。

帰宅困難者等に対する行動の基本ルールが十分周知されていなかったことや、駅と市町村との情報連絡体制が不十分であったことにより、都内や県内の一部の駅周辺では混乱も生じた。

本市では、帰宅困難者等の対応として、近隣の避難所の開放を行ったところであるが、災害の規模によっては、帰宅困難者を近隣の避難所に受け入れるという対応のみでは十分な対応を行えない可能性が考えられることから、災害発生時における基本原則（むやみに移動を開始しない）の普及や、交通事業者との情報連絡体制の確立、佐倉市内における各企業の事業所等において従業員等を留めるといった対応を求める等、帰宅困難者等対策の見直しを図ることが必要である。

このため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会や九都県市首脳会議等における研究・検討を踏まえ、国や周辺都県、市町村等、関係機関との連携・協力体制を確立し、帰宅困難者等対策の推進を図るとともに、住民、事業者は、それぞれの役割に応じた対策に努める。

1. 帰宅困難者等

(1) 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

(2) 帰宅困難者の発生予想数

「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書」によると、千葉県北西部直下地震において、通勤や通学により自宅を離れている際に被災し、千葉県内すべての公共交通機関が停止した場合、県内での帰宅困難者(県民以外を含む)は最大約73万6千人と予測されている。

2. 一斉帰宅の抑制

(1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、県及び市は、広報誌、ホームページ、ポスター等の様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、県及び市は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板(web171)、ツイッター・Facebook等のSNS等の通話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校等の関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校等の関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、県及び市は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況等について、テレビ・ラジオ放送やホームページ、メール配信サービス、SNS等を活用した情報提供、指定避難所や駅周辺に所在する公民館等の市有施設、一時滞在施設等における情報の掲示等のほか、関係機関と連携して、駅周辺施設等における情報の掲示等についても検討・実施していく。

また、県及び市は、エリアメール、緊急速報メールや駅周辺のデジタルサイネージ※等を活用した情報提供方法についても、検討・実施していく。

※ デジタルサイネージ

デジタルサイネージとは、屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストア等、一般家庭以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイ等の電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。

(4) 企業、学校等の関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、県及び市は、企業、学校等の関係機関に対し、従業員や児童生徒等を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知等の対策を要請する。

また、施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水、食糧、毛布等の備蓄について、企業は自ら準備に努めることとし、学校については、自ら準備に努めるほか、市や家庭、地域と連携協力して準備に努めることとする。

3. 帰宅困難者等の安全確保対策

(1) 一時滞在施設の確保と周知

県及び市は、主に駅周辺に所在する公民館等の所管する施設から耐震性等の安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設の指定に努める。

民間施設についても、市は、当該事業者と協議を行い、事前に協定や覚書等を締結する等により、一時滞在施設の指定に努めるとともに、一時滞在施設の指定後は、相互の連絡体制を定め、平常時から連携強化に努める。

なお、指定済み一時滞在施設及び市有施設における一時滞在施設指定の候補施設とし

ては、次のとおりである。

近隣駅名	候補施設名
J R 佐倉駅	印旛合同庁舎（県有施設 指定済み）
京成佐倉駅	ミレニアムセンター佐倉
臼井駅	臼井公民館 市民音楽ホール
ユーカリが丘駅	志津コミュニティセンター
志津駅	志津市民プラザ 西志津ふれあいセンター

また、県及び市は、一時滞在施設の指定を行った場合には、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

災害発生時において、一時滞在施設を開設した場合にあっては、帰宅困難者等に対する備蓄食糧や備蓄資機材の提供に努めるものとし、備蓄がなされていない施設については、物資の集積拠点等からの輸送等により提供できるよう体制を整備する。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、県及び市は、あらかじめ大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図り、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

また、大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

なお、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順の検討にあたっては、避難行動要支援者や外国人旅行者等への配慮にも努める。

(3) 企業、学校等の関係機関における訓練実施の要請

県及び市は、企業・学校等の関係機関に対し、従業員や顧客、児童生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練等、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

4. 帰宅支援対策

(1) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

県は、九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、県内で店舗を営営する事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、県及び市は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、ホームページや広報誌等を活用した広報を実施する。

(2) 搬送手段の確保

県は、障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れ等の自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシー等の確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努める。

5. 関係機関と連携した取組み

(1) 千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会

県は、市町村や交通事業者、大規模集客施設事業者や経済団体等の関係機関の参画を得て設立した「千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会」を中心に、個人で準備・行動できることの普及・啓発を図るとともに、関係機関との連携を図りながら対策を検討・実施する。

また、市は、「千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会」にて決定された事項等について、本市の帰宅困難者等対策への反映や協力を努める。

(2) 駅周辺帰宅困難者等対策協議会

大量の帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺においては、各駅周辺の地域事情等に鑑みた、実効性の高い対策を検討・実施していくことが必要である。

市は、県や関係機関の協力のもと、佐倉市内駅周辺帰宅困難者等対策協議会を設立し、情報連絡体制の確立、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等の安全確保、安全確保後の徒歩帰宅支援等のテーマを中心に対策を検討・実施していく。

第13節 要配慮者の安全確保対策

危機管理部 企画政策部 市民部 福祉部
 こども支援部 健康推進部 教育委員会
 千葉県 関係機関 住民・事業所

《基本方針》

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察される等、高齢者や障害者等の災害時に支援を要する人々の犠牲が多く、また、避難生活においても特別な配慮が必要となっている。

また、平成25年6月21日付けにて、災害対策基本法が改正され、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の名簿の作成等について新規に規定がされたほか、災害対策基本法の改正を受けて、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）を全面的に改定したものとして、平成25年8月には、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されたところである。

以上のことを踏まえ、県及び市町村等は、高齢者や障害者のほか、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を含めた要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

なお、支援対策の整備にあたっては佐倉市地域福祉計画等と連携がとれるよう調整を行う。

1. 福祉のまちづくり（交流と支え合いの地域づくり）の推進

要配慮者対策とは、地域福祉とも不可分であることから、要配慮者対策を進めるにあたっては、福祉のまちづくり（交流と支え合いの地域づくり）を推進することが必要不可欠である。

（1）地域福祉ネットワークづくり

市は、住民、自主防災組織、自治会・町内会等の地域や関係機関・団体の協力のもと、日ごろの見守り・声かけ活動や、地域の中での支え合い、助け合いのある環境づくりに努める。

また、地域や関係機関・団体のネットワーク化によるひとり暮らし高齢者等の孤立・孤独死防止、虐待防止のための、見守りネットワークづくりを検討する。

（2）地域での交流

住民一人ひとりが自分たちの住む地域のことに関心を持ち、地域でのニーズや生活課題を把握し、その解決に向けて知恵を出し合い、地域住民が協力して、具体的な支え合い活動に結びつけていくことが重要となっている。

そのため、住民等は、日頃からのあいさつや自然な声かけを行い、近隣とのつきあいを深めるよう努める。

自主防災組織、自治会・町内会等をはじめとした各種団体は、自分たちが住む地域社会への関心が高まるよう活動の実施や地域での交流する場や機会を設けるよう努める。

また、市や社会福祉協議会等は、自主防災組織、自治会・町内会等をはじめとした各種団体の活動や地域での交流に対して支援を行うほか、高齢者や障害者等の積極的な社会参加の促進と地域住民相互間のコミュニティ強化等、誰もが住みよい福祉のまちづく

りの推進を図る。

(3) 福祉意識の啓発等

人は、互いに関わり合い、助け合い、地域を形成し、社会で共存しながら暮らしている。高齢者や障害者等がその人らしく暮らしていくためには、当事者や家族だけではなく、近隣や地域をはじめ、ボランティアや障害者関係団体、行政機関、教育機関等、多くの人たちの理解とつながりが重要となる。

子どもの頃から福祉への関心が持てるよう小・中学校等では高齢者や障害者等への理解を深めるための教育の実施が大切である。また、多くの人々が福祉への関心を高め、福祉への関わりを持てるよう福祉意識の啓発や福祉への理解を広める必要がある。

このことから、市は、福祉意識の啓発や福祉への理解を広めることを目的とした学校教育及び社会教育の実施とその充実を図る。

(4) 高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備の推進

千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、病院、劇場、集会場、展示場、百貨店、共同住宅、事務所、学校等の不特定多数の者が利用する建築物、公共交通機関の施設、公園等の公益的施設について、施設等の建築主は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるように、施設等の整備に努める。

2. 在宅の要配慮者に対する対応

市及び住民等は、避難行動要支援者の把握に努め、災害発生時等に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。

また、市は、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者に関しても可能な限り把握するよう努める。

(1) 避難行動要支援者名簿の整備

市は、避難行動要支援者の把握に努め、災害発生時等に迅速な対応が取れるよう備えることとし、避難行動要支援者の特性に応じて、避難行動要支援者名簿を整備し、管理する。

① 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

主として生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準のいずれかに該当する者を避難行動要支援者とし、避難行動要支援者名簿に掲載する。

【避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準】

①	要介護認定者	要介護認定区分3、4又は5	
②	障害者	視覚障害	1級又は2級
		聴覚障害	2級から6級
		上肢機能障害	1級又は2級
		下肢機能障害	1級又は2級
		体幹機能障害	1級、2級又は3級
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能障害	1級から6級

②	障害者	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害	1級から6級
		呼吸器機能障害	1級又は3級
		心臓機能障害	1級又は3級
		精神障害	1級
		知的障害	㉠又はA
		障害支援区分4、5又は6	
③	高齢者	避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準①に該当しない65歳以上の要支援・要介護認定者で一人暮らし又は高齢者のみ世帯に属する者のうち、本人等からの申出があった者で、市長が避難支援等の必要を認める者	
④	難病患者等	難病患者等のうち、重症患者の認定を受けている者のうち、本人等からの申出があった者で、市長が避難支援等の必要を認める者	
⑤	乳幼児	保護者等からの申出があった者で、市長が避難支援等の必要を認める者	
⑥	妊産婦	本人等からの申出があった者で、市長が避難支援等の必要を認める者	
⑦	外国人	日本語による意思疎通に支障があり、本人等からの申出があった者で、市長が避難支援等の必要を認める者	
⑧	その他	上記避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準には該当しないが、日中高齢者のみ世帯等、上記避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準に準じる程度に、災害発生時等において自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のうち、本人等からの申出があった者で、市長が避難支援等の必要を認める者	

② 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿は、福祉部が保有する情報、福祉部が千葉県知事から取得する情報、及び自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求める支援希望者から収集した情報を取りまとめ、作成する。

③ 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、避難行動要支援者名簿について、年1回更新を行う。

なお、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求める支援希望者の登録受付自体は、随時実施するが、その際、避難行動要支援者名簿への反映は、直近の更新時となる旨を説明するよう留意する。

④ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿の記載事項は、次のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

(2) 避難行動要支援者の名簿情報の提供

市は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報提供の同意が得られた者の名簿情報を、あらかじめ避難支援等関係者に提供することができる。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには「災害対策基本法第49条の11第3項」を根拠として、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供することができる。

① 避難支援等関係者

名簿情報を提供する避難支援関係者は、次のとおりとする。

また、下記避難支援関係者のうち、“ア”から“サ”までは、同意を得られた避難行動要支援者の名簿情報を平常時から提供することができるものとする。

ただし、名簿情報は、下記全ての団体等に、一律に提供するものではなく、避難支援等に取り組むことを目的に、これらの団体等からの申し出があった場合に、提供するものとし、また、市は、名簿情報の受取りを強制してはならないものとする。

なお、佐倉市教育委員会については、佐倉市の機関のひとつであるが、災害対策基本法第49条の10及び第49条の11における「内部」とは、地方自治法第158条第1項の規定により市町村長の権限に属せられた事務を分掌させるために設けられた「内部組織」を指しており、このため、市の機関であっても、教育委員会等は、「内部」に含まれない（平成25年8月19日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）等通知）とされていることから、外部に相当する避難支援等関係者と位置付ける。

ア 佐倉市教育委員会

イ 佐倉市上下水道事業管理者（上下水道部）

ウ 千葉県警察

エ 佐倉市八街市酒々井町消防組合

オ 佐倉市消防団

カ 民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員

キ 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会

ク 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に規定する地域包括支援センター

ケ 災害対策基本法に規定する自主防災組織

コ 自治会・町内会等

サ 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に規定する区分所有者の団体

シ 災害発生後に派遣された自衛隊の部隊

ス 災害発生後に派遣された緊急消防援助隊をはじめとする他の地方公共団体からの応援消防機関

セ 災害発生後に派遣された警察災害派遣隊をはじめとする他の都道府県警察からの応援部隊

ソ 災害発生後に避難行動要支援者の安否確認をすることを目的とした障害者団体等

② 平常時における名簿情報の外部提供

ア 名簿情報提供に係る同意の確認

1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準①及び②に該当する者

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準①及び②に該当する者については、避難行動要支援者名簿に登録された旨を通知すると同時に、避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて、原則として、郵送により同意を確認する。

なお、避難行動要支援者本人に判断能力が欠けている場合にあつては、親権者や法定代理人等からの同意を得るものとする。

また、同意の意思については、変更の申出がない限り、名簿の更新時に自動継続とする。

2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準③から⑧に該当する者

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準③から⑧に該当する者については、避難行動要支援者名簿への掲載希望登録時に、避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて同意を得るものとする。

なお、避難行動要支援者本人に判断能力が欠けている場合にあつては、親権者や法定代理人等からの同意を得るものとする。

避難支援等関係者への名簿情報を提供することについて同意を得ることができない者については、原則として、避難行動要支援者名簿への掲載希望登録は受け付けることができないものとする。

また、同意の意思については、登録解除の申出がない限り、名簿の更新時に自動継続とする。

イ 避難支援等関係者への名簿情報提供手続き

平常時における名簿情報の外部提供は、「(2) 避難行動要支援者の名簿情報の提供 ①避難支援等関係者」に掲げる避難支援等関係者のうち、“ア”から“サ”までについて、避難支援等に取り組むことを目的に、提供の申し出を行い、かつ、名簿情報の提供及び適正管理に関する覚書を締結した団体等（以下「平常時覚書締結団体等」という。）に対し、行うものとする。

市は、名簿情報の提供及び適正管理に関する覚書を締結後、平常時覚書締結団体等に対し、実際の避難支援等に活用され得ない情報については除外する等、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供するとともに、平常時覚書締結団体等に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求める。

ウ 名簿情報の適正管理

名簿情報の取扱いについては、個人単位では守秘義務を課すことにより秘密保持を図ることとされている（災害対策基本法第49条の13）ところであるが、名簿情報が不用意に外部漏えいする危険性を最小化するためには、このような個人単位での措置はもとより、名簿情報を受け取る団体等においても、名簿情報を取り扱う役員、職員又は構成員を必要最小限に限定するなど、名簿情報の管理に関し組織単位で適切な措置を講じられることが求められる。

このことから、市及び平常時覚書締結団体等は、名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講じる等、個人の権利利益の保護に必要な措置を講じなければならない

いものとする。

1) 市における名簿情報の適正管理

市内部における避難行動要支援者名簿情報の管理については、佐倉市個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーの遵守を徹底する。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

2) 平常時覚書締結団体等における名簿情報の適正管理

平常時覚書締結団体等における避難行動要支援者名簿情報の管理については、次のとおり名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならないものとし、市は、平常時覚書締結団体等における名簿情報の適正な管理を促進するため、必要に応じ、平常時覚書締結団体等を対象とした研修を実施する。

なお、名簿情報として直接的に知り得る情報に加え、名簿情報を利用した避難支援等の活動に携わる中で知り得た非公知の情報である家庭環境、人種、国籍、門地、信条等も秘密保持義務が課せられることから、これら情報についても、漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

- ・組織の内部で名簿情報を取り扱う者を限定すること
- ・組織の代表者や名簿情報を取り扱う者が変更となった場合には、後任者又は新規に名簿情報を取り扱うこととなった者に確実に名簿の引継ぎを行うとともに、名簿情報の適正管理について、周知徹底を図ること
- ・組織の代表者や名簿情報を取り扱う者が変更となった場合には、その都度、市に報告すること
- ・必要以上の名簿情報の複製を禁止すること
- ・名簿情報を複製した場合には市に報告すること
- ・名簿情報（複製した名簿含む）の保管場所及び方法を指定すること
- ・平常時は鍵のかかる金庫等に保管する等の名簿情報（複製した名簿含む）の流出防止を実施すること
- ・名簿情報（複製した名簿含む）の取扱状況を定期的に市に報告すること
- ・使用後又は名簿が不要となった場合は、名簿情報（複製した名簿含む）を市に返却すること
- ・名簿情報（複製した名簿含む）を避難支援等以外の目的のためには使用しないこと（避難支援等に関係のない第三者に名簿情報を漏らすことを含む。）

③ 災害発生時等における名簿情報の外部提供

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合であって、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときは、市は、災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づき、避難行動要支援者本人の同意を得ることを要せずに、名簿情報を外部提供することができる。

ア 避難支援等関係者への名簿情報提供手続き

災害発生時等における名簿情報の外部提供は、「(2) 避難行動要支援者の名簿情報の提供 ①避難支援等関係者」に掲げる避難支援等関係者のうち、避難支援等に取り組むことを目的に、提供の申し出を行い、かつ、名簿情報の提供及び適正管理に関する覚書を締結した団体等（以下「災害発生時覚書締結団体等」という。）に対

し、行うものとする。

なお、緊急を要する場合においては、口頭での申し出の受付及び名簿情報の提供を行い、事後速やかに名簿情報の提供及び適正管理に関する覚書を締結する。

ただし、緊急を要する場合に限り、「(2) 避難行動要支援者の名簿情報の提供 ① 避難支援等関係者」に掲げる避難支援等関係者のうち、職務として避難支援等に携わる消防機関や警察機関、自衛隊等の職員については、地方公務員法等において秘密漏えいに関する罪が設けられており、仮にこれらの者が名簿情報を外部に漏えいした場合には、これらの法令に基づき所要の罰則が課せられることから、これら機関に名簿情報の提供を行う場合には、名簿情報の提供及び適正管理に関する覚書に準じる簡易な書面に代えることができるものとする。

また、緊急を要する場合であっても、市は、災害発生時覚書締結団体等に対し、実際の避難支援等に活用され得ない情報については除外する等、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供するものとともに、災害発生時覚書締結団体等に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求める。

イ 名簿情報の適正管理

災害発生時等における名簿情報の外部提供についても、災害発生時等であれば無条件に認められるものではなく、また、平常時における名簿情報の外部提供同様に名簿の適正管理が求められるほか、名簿情報の取扱いについては、個人単位での守秘義務が課せられることになる。

このことから、平常時における名簿情報の外部提供同様に、市及び災害発生時覚書締結団体等は、名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講じる等、個人の権利利益の保護に必要な措置を講じなければならないものとする。

④ 秘密保持義務

避難行動要支援者名簿に記載された名簿情報は、避難行動要支援者に関する心身の機能の障害や疾病に関する情報等といった極めて秘匿性の高い秘密を含むものであることから、災害対策基本法第49条の13では、秘密保持義務について規定がなされている。

秘密保持義務を果たすため、市及び名簿情報の提供及び適正管理に関する覚書を締結した団体等は、「(2) 避難行動要支援者の名簿情報の提供 ②平常時における名簿情報の外部提供 ウ名簿情報の適正管理」及び「(2) 避難行動要支援者の名簿情報の提供 ③災害発生時等における名簿情報の外部提供 イ名簿情報の適正管理」に定めるところにより、平常時、災害発生時等に関わらず、名簿情報の適正管理を行わなければならない。

ア 義務の対象者

災害対策基本法第49条の13による秘密保持義務が課せられる対象者については、第49条の11第2項又は第3項の規定により、市から名簿情報の提供を受けた者又は名簿情報の提供を受けた団体の職員等であって、実際に名簿情報を取得した者となる。

つまり、秘密保持義務が課せられる対象者とは、市から直接、名簿情報の提供を受けた法人や団体ではなく、これら法人や団体において、実際に名簿情報を取り扱う役員又は職員に対して、義務が課せられる。また、自主防災組織や自治会・町内

会等においては、実際に名簿情報を取り扱う構成員に対して、義務が課せられる。

また、災害対策基本法第49条の13による秘密保持義務は、名簿情報を活用した避難支援等を行う立場にあった間はもとより、これらの立場を退いた後についても引き続き課せられることから、名簿情報を取扱う者は、この点についても、十分に理解しておかなければならない。

なお、秘密保持義務は、平常時における提供名簿情報と災害発生時等における提供名簿情報のいずれの名簿情報を取得した者にも課せられるものであるが、災害発生時等において、避難支援等の応援のために緊急的に名簿情報の提供を受けた住民等については、災害対策基本法第49条の13による秘密保持義務は課せられないとされている。

イ 義務の内容

災害対策基本法第49条の13に基づく秘密保持義務の内容は、市から直接又は間接に名簿情報の提供を受けた個人について、名簿情報の提供によって知り得た避難行動要支援者に関する秘密を将来にわたり正当な理由なく他者に漏らさないことである。

1) 義務が課せられる期間

「(2)避難行動要支援者の名簿情報の提供 ④秘密保持義務 ア義務の対象者」に記載したとおり、秘密保持義務は、名簿情報を活用した避難支援等を行う立場にあった間はもとより、これらの立場を退いた後についても引き続き課せられるものである。

つまり、名簿情報を受けとった以降、一生涯に渡り、課せられ続けることとなる。

2) 義務の対象となる秘密

秘密保持義務の対象となる「秘密」とは、一般に『非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値するものをいう。』と解されており（最判昭和52年12月19日）、災害対策基本法に定める避難行動要支援者に関しては、心身の機能の障害に関する情報や疾病その他の健康状態に関する情報等が典型的に該当するものと考えられる。また、名簿情報として直接的に知り得るこれらの秘密に加え、名簿情報を利用した避難支援等の活動に携わる中で知り得た非公知の情報である家庭環境、人種、国籍、門地、信条等も秘密に該当しうる。

ウ 秘密保持義務の違反

市から直接又は間接に名簿情報の提供を受けた個人が、名簿情報それ自体及び名簿情報を利用した避難支援等の活動に携わる中で知り得た非公知の情報を正当な理由なく他者に漏らした場合、秘密保持義務違反となる。

1) 秘密保持義務違反の内容

具体的には、一般的な名簿情報等の漏洩はもとより、市及び避難行動要支援者名簿に掲載された者の関知しない者に独断で名簿情報を提供すること、名簿情報を避難行動要支援者に対する避難支援等とは関係のない事業等に転用することが秘密保持義務違反に該当する。

2) 義務違反による罰則等

災害対策基本法それ自体において、罰則規定は設けられていない。

しかし、名簿情報を提供先として想定される者のうち、職務として避難支援等に携わる消防機関や警察機関、自衛隊等の職員については、地方公務員法等において秘密漏えいに関する罪が設けられており、これらの者が名簿情報を外部に漏えいした場合には、これらの法令に基づき所要の罰則が科せられる。

なお、自主防災組織や自治会・町内会等の構成員等、職務としてではなく善意に基づき無償で避難支援等に携わる者については、名簿情報の受領については、災害対策基本法をはじめとする法令において、基本的に守秘義務違反に対する罰則規定は設けられていないが、名簿情報が漏えいし、民法709条に基づく損害賠償訴訟が提起された場合には、災害対策基本法第49条の13による秘密保持義務違反が不法行為責任の認定根拠となり得ることから、秘密保持義務違反がないよう十分な留意が必要である。

エ 秘密保持義務の適用除外

災害対策基本法第49条の13による秘密保持の対象となるのは、名簿情報の提供を受けたことによって直接又は間接に知り得た秘密である。

つまり、災害対策基本法に基づく名簿情報の提供を受ける以前から地縁関係等を通じて同様の事実を既に知っていた場合や災害対策基本法に基づく名簿情報の提供を受けず、自主防災組織や自治会・町内会等で独自に収集し、作成した名簿等の情報は、災害対策基本法第49条の13による秘密保持の対象とはならない。

ただし、自主防災組織や自治会・町内会等で独自に収集し、作成した名簿等の情報も、プライバシー情報であることから、適正管理に努める必要がある。

(3) 避難支援体制の整備

① 基本的な考え方

大規模な災害が発生した場合には、行政による避難支援は困難となる。そのため、市は、家族、近隣の者、自主防災組織、自治会・町内会等、避難行動要支援者の身近にいる人がまずは避難支援にあたるよう、日頃から住民等に対する啓発を行う。

② 避難支援体制構築の取組み

災害時における情報伝達や救助、避難誘導等といった避難行動要支援者の避難支援の実施には、自主防災組織や自治会・町内会等の地域コミュニティによる共助による取組みが重要となる。

このため、自主防災組織や自治会・町内会等は、避難行動要支援者の避難支援体制構築の取組みに努める。

なお、避難行動要支援者の避難支援を実施するための体制づくりにあたっては、男女双方の意見を取り入れたうえで、救助体制の中に女性を位置付ける。

また、市は、自主防災活動への支援等を通じ、これら共助による取組みへの支援に努める。

なお、市では、平成27年11月に、地域住民が主体となって避難行動要支援者の把握から支援の確立までを示す参考書として「地域における避難行動要支援者支援の手引き」を作成したところだが、他の自治体や市内における先進事例等の研究を行い、適宜修正を行う。

③ 避難情報等の情報伝達

市は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じた情報伝達体制の確立に

努めるとともに、災害発生時等には、速やかに避難情報等の伝達を図る。

特に、情報伝達漏れを防ぐためにも有効であるメール配信サービスについて、市は、登録を行うよう避難行動要支援者本人や家族、避難支援等関係者に対し、周知に努める。

④ 安否情報の収集等

避難行動要支援者は、避難準備・高齢者等避難開始等を確実に受信できていない場合も多いことから、避難支援等関係者は、避難してこない者を戸別訪問する等により積極的に安否確認を行う必要がある。

積極的な安否情報の収集については、避難支援等関係者のうち、特に近隣の者、自主防災組織、自治会・町内会等といった避難行動要支援者の身近にいる人による実施が期待されることから、避難支援等関係者のうち、特に自主防災組織や自治会・町内会等の地域コミュニティは、あらかじめ安否情報の収集体制について、整備に努める。

なお、佐倉市では、ひとり暮らし等の高齢者に関する情報を、緊急時の対応や各種在宅福祉サービスを提供することを目的に、民生委員の協力を得て、「高齢者台帳」を作成していることから、特に民生委員については、必要に応じ、「高齢者台帳」も活用する。

⑤ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。

このため、避難支援等関係者において、避難支援等関係者の避難支援の実施の責任を有する者は、避難支援等関係者の避難支援に従事する役員、職員又は構成員の安全の確保に十分に配慮しなければならないものとする。

また、市は、避難行動要支援者に対し、災害時の避難行動支援が必ず保障されるものではないこと、避難行動支援の実施について、避難支援等関係者に法的な責任や義務はないことについて、周知を図る。

(4) 避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）等の策定

避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）等の作成は、地域の協力のもと、避難行動要支援者と避難支援等関係者間において作成するものとし、市は、作成にあたっての必要な支援を実施する。

避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）等の作成にあたっては、災害が発生する危険性の高い地域に居住する避難行動要支援者から重点的・優先的に進めるよう努める。

なお、避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）は、避難行動要支援者本人及び周囲の人（避難支援等関係者等）が、避難行動要支援者本人に必要な支援内容を認識するための手段であることから、他の方法により支援内容の確認ができていて、又は避難行動要支援者及び避難支援等関係者といった当事者間で、支援内容の共通認識ができていれば、個人情報漏洩防止のためにも、あえて避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）等を作成する必要はない。

ただし、避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）等を作成していない場合、災害発生時において避難支援等関係者が不在等のときに、必要な支援内容が不明となる可能性があることから、緊急連絡カード等を作成し、避難行動要支援者本人等が所持する

ことも検討する。なお、市では、75歳以上の者、又は65歳以上で特に必要な者に対し、平成25年度から「佐倉市救急医療情報キット」を配布していることから、これを活用することも検討する。

(5) 防災設備等の整備

県及び市は、ひとり暮らしや寝たきり高齢者、障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや文字放送受信装置等の普及に努めるほか、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

また、市は、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うためのメール配信サービスへの登録の普及に努める。

(6) 避難施設等の整備

市は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の指定や、社会福祉施設等の福祉避難所として開設が可能な施設を選定するように努める。

なお、福祉避難所の指定等については、「第11節 避難体制の確立及び避難施設等の整備」に定めるところによる。

また、県は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努めるほか、市は、他市町村等との協力関係の構築に努める。

県及び市は、要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品の整備に努める。また、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、授乳に配慮するための設備等の整備に努めるほか、食物アレルギー対応食品についても確保に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者本人や家族、支援者等で備えることとする。

このほか、市は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月 内閣府（防災担当）」や「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28年4月 内閣府（防災担当）」、関係団体の意見等を参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備の確保に努めるほか、要配慮者や女性に十分配慮した部屋割りを行う等の避難所運営が実施できるよう体制整備に努める。

(7) 防災知識の普及、防災訓練の充実

県及び市は、要配慮者本人や家族、社会福祉施設等に対し、パンフレットの配布等、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

(8) 在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者への支援

県及び市は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者による地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

3. 社会福祉施設等における対策

県及び市は、社会福祉施設等において、防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設等の管理者は、災害時に施設自体が倒壊・破損したり、火災が発生したりすることのないよう施設や危険物を常時点検する等、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食糧、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入所者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制・計画等の整備

社会福祉施設や老人保健施設等の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、市や県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

(3) 地域社会との連携

社会福祉施設や老人保健施設等の入所者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分である。このため、市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織や自治会・町内会等との日常の連携が密になるよう努め、災害時に地域からの入所者等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者等は、施設の職員や入所者等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者等が、災害発生時等の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

4. 外国人に対する対策

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

県及び市は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人について、災害発生時等に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

- ① 多言語による広報の充実
- ② 指定緊急避難場所、指定避難所の標識等の災害に関する表示板の翻訳
- ③ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 外国人に対する対応

県は、災害時における日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、各市町村からの迅速な派遣要請が可能となるよう、平常時から各市町村に対し、派遣制度の周知を図るとともに、語学ボランティア及び災害時外国人サポーターの養成に努める。

また、市は、避難所等に日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティア等の派遣ができるよう、平常時から公益財団法人佐倉国際交流基金やボランティア等との連携に努める。

このほか、日本語理解が十分でない外国人が、自身の情報（氏名、国籍、連絡先、既往歴等）を伝える手段（ツール）について今後検討していく。

第14節 緊急輸送体制の整備

危機管理部	土木部	都市部
資産経営部		
千葉県	関係機関	

《基本方針》

災害発生時における避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

1. 輸送手段の整備

市、県及び関係機関は、陸上輸送、航空輸送、水上輸送等、緊急時に確保可能な輸送手段を把握する。

また、平常時から災害時に備えて関係機関、民間団体等との協定締結等による協力体制の推進に努める。

2. 陸上輸送体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送道路の選定や効率的な陸上輸送を行うための事前対応に努める。また、新たに緊急輸送道路が選定、又は変更された場合は、その路線名及び区間について、住民や関係機関等への周知に努める。

(1) 緊急輸送道路の選定

① 県選定の緊急輸送道路

県が選定している佐倉市に係る緊急輸送道路は、別表のとおりである。

県選定の緊急輸送道路については、機能別に1次、2次及び3次路線に分類し、1次路線は、隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通じる主要な市町村道等となり、2次路線、3次路線は、1次路線を補完し市町村役場等を相互連絡する県道・市道等となっている。

② 市選定の緊急輸送道路

市は、県の選定する1次路線及び2次路線を補完するほか、ヘリコプター臨時離発着場、市内の防災備蓄倉庫、緊急医療機関や活動拠点候補地等を連絡するため、必要に応じ、市道等の緊急輸送道路としての選定に努める。

(2) 緊急通行車両の事前届出

市所有の車両については、緊急通行車両の事前届出を行う。

(3) 備品等の整備

三角コーン、通行禁止等の看板等、必要な備品の整備に努める。

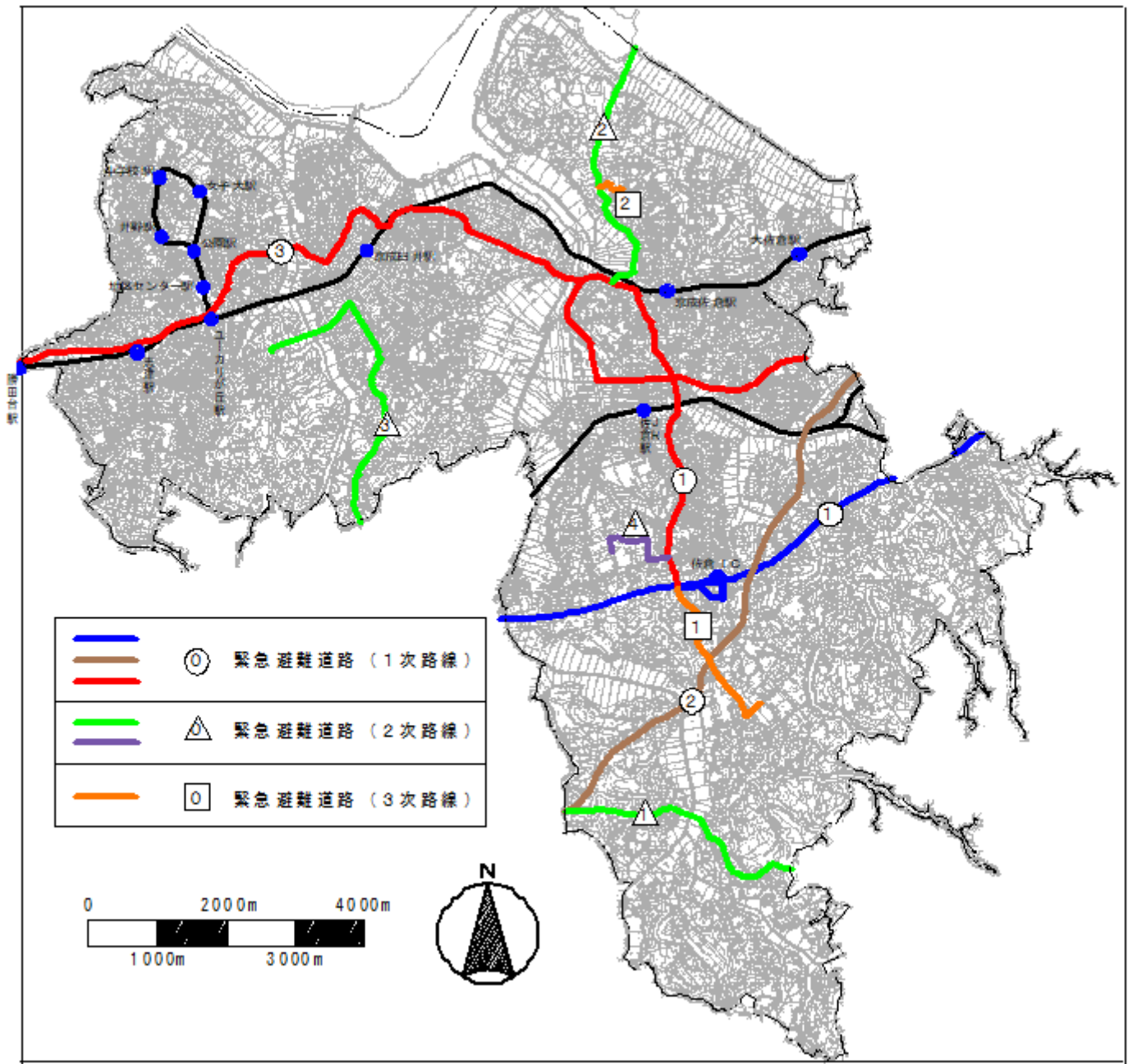
(4) 道路障害物除去対策の検討

① 障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去方法の検討を推進する。

② 関係機関や道路管理者と、災害時のための対処方法の協議に努める。

③ 建設用重機を所有する民間団体や業者等との協定締結を推進する等により、災害時の協力体制の確立に努める。

【千葉県緊急輸送ネットワーク（佐倉市内）】



■ 1次路線

ルート番号	路線名	起点	～	終点	車線数	管理者
1	東関東自動車道水戸線	大篠塚 上勝田	～	八木 上勝田	4～6	東日本高速道路株式会社
	主要地方道佐倉印西線	鎗木町	～	小篠塚	2	県
	一般国道 296 号	鎗木町	～	田町	2	県
2	一般国道 51 号	坂戸	～	長熊	2	国
3	一般国道 296 号	井野	～	大蛇町	2	県

■ 2次路線

ルート番号	路線名	起点	～	終点	車線数	管理者
1	主要地方道千葉八街横芝線	坂戸	～	岩富町	2	県
2	主要地方道佐倉印西線	田町	～	萩山新田干拓	2	県
3	市道Ⅰ-33号線	石川	～	太田	2	市
	市道Ⅱ-15号線	太田	～	太田	2	市
	市道 4-269号線	太田	～	太田	2	市
	市道 4-268号線	太田	～	太田	2	市
4	主要地方道千葉印西線	吉見	～	王子台六丁目	2	県
	市道Ⅰ-9号線	王子台六丁目	～	下志津	2	市
	市道Ⅰ-32号線	王子台六丁目	～	王子台四丁目	2～4	市
	市道Ⅱ-5号線	下志津	～	下志津	2	市

■ 3次路線

ルート番号	路線名	起点	～	終点	車線数	管理者
1	主要地方道佐倉印西線	小篠塚	～	神門	2	県
	一般県道神門八街線	神門	～	岩富	2	県
	市道 4-597号線	岩富	～	大作一丁目	2	市
2	市道Ⅱ-8号線	岩名	～	岩名	2	市
	市道 1-433号線	岩名	～	岩名	2	市
	市道 1-432号線	岩名	～	岩名	2	市

3. 航空輸送体制の整備

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時のヘリコプター臨時離発着場の確保が重要であり、市は、その確保に努める。

特に、使用の際に混乱が予想される指定緊急避難場所の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し指定緊急避難場所と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

4. 水上輸送体制の整備

災害時において、印旛沼を利用した水上輸送が実施される場合に備えて、物資等の積み降ろしが可能な緊急時の船着場の確保について検討を行う。

5. 交通混乱の防止対策

(1) 災害時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時から緊急輸送路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

(2) 災害時避難のあり方等の周知徹底

緊急輸送体制確保のため、災害時の避難にあたっては、極力車両を使用しないことや緊急時においては、応急対策活動のため一般の交通を規制することがあることを広報等によって周知徹底に努める。

(3) 交通規制・管制体制の整備

交通安全施設の整備等、県公安委員会及び警察が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。

6. 公共交通機関

公共交通機関各社は、災害発生時においても円滑な交通手段を確保するため、事業継続計画（BCP）の策定等、平常時から体制を整備するよう努める。

(1) 各鉄軌道会社（東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、山万株式会社）

災害発生時における乗客の避難、災害発生直後の被害状況及び安全点検を行うための人材の確保、応急復旧のための資機材の確保に努める。

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者

市内に路線を有する一般乗合旅客自動車運送事業者は、災害時においても可能な限り運行が確保されるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止が図れるよう事前準備に努める。

第15節 備蓄・物流体制の整備

危機管理部 福祉部 こども支援部
 上下水道部 教育委員会 健康推進部
 千葉県 関係機関 住民・事業所

《基本方針》

県及び市は、住民や自主防災組織、自治会・町内会等、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、災害による住家の全壊、全焼等により、水、食糧、その他生活必需物資の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

1. 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等における食糧・飲料水等の備蓄を推進するため、県及び市は、救援が途絶した状況にも対応できるよう、3日分～1週間分程度の食糧、飲料水、その他生活必需物資を非常時に持ち出しできる状態で備蓄すること等、住民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、事業者に対しても、災害発生に備えて、従業員、利用者等が事業所等の施設内に一定期間待機するために必要な水、食糧等の備蓄について普及啓発を推進する。

また、自主防災組織等における炊き出し用機材や救助用機材等の整備を促進する。

なお、高層集合住宅等は、停電等により、エレベーターが使用不能となった場合、著しく住民生活が困難となることから、管理組合等において共同備蓄を進めるほか、管理組合等は、各家庭における備蓄の推進について啓発に努める。備蓄の数量については、エレベーターが使用可能となるまでの日数も考慮し、より多くの食糧、飲料水、その他生活必需物資の備蓄に努める。

2. 市における備蓄・調達体制の整備

市における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものである。ただし、市は、基礎的な地方公共団体として、避難生活が長期化した場合等において、一義的に被災者への食糧・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

また、災害対応業務の継続のため、市の災害対応職員を対象とした備蓄についても検討を行う。

(1) 飲料水の確保

災害時において、被災者1人あたり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、防災井戸の設置、貯水槽の設置、応急給水用資機材等について整備増強を行う。

- ① 災害発生時において迅速な給水活動を実施するために、市の水道水源の維持に努めるとともに、災害時の給水拠点として整備を図る。

② 次のような非常用飲料水確保のための整備を促進する。

- ア 防災井戸の設置
- イ 指定緊急避難場所・指定避難所への飲料水用耐震性貯水槽設置
- ウ 学校等のプールの維持

③ 給水車による応急給水体制の整備を図る。

④ 給水車、給水タンク、臨時給水栓、非常用飲料水袋、ろ水器等の応急給水用資機材等の整備・充実を図る。

(2) 食糧及び生活必需物資の備蓄・民間業者等との協定締結の推進・県との連携強化

生命維持や生活に最低限必要な食糧・その他生活必需物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性等の避難生活等に配慮する。

また、消費期限が短い等の備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、民間業者等との協定締結の推進に努めるとともに、協定締結後は、相互の連絡体制を定め、平常時から連携強化に努める。

なお、千葉県では、「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」を策定し、当該指針に基づき、円滑な「支援物資の管理供給体制」を構築することを目的とした「災害時における物流計画」を策定していることから、市は、平常時から県との連携強化を図るとともに、支援を受けるための体制の整備に努める。

① 重要物資の確保

- ア アルファ米、クラッカー
- イ 要配慮者等を考慮した食糧
- ウ アレルギー対策用食品
- エ 粉ミルク
- オ ほ乳瓶
- カ 毛布
- キ 紙おむつ（乳幼児用・大人用）
- ク 生理用品
- ケ 簡易トイレ、携帯トイレ

② その他用品の確保

- ア 精米、即席麺等の主食
- イ 野菜、漬物、菓子類等の副食
- ウ 被服(肌着等)
- エ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- オ 光熱用品(LPガス、LPガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等)
- カ 日用品(石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等)
- キ 医薬品等(常備薬、救急セット)
- ク 要配慮者用介護機器、補装具、日常生活用具等(車椅子、トイレ、盲人用杖、補聴器、点字器等)

(3) 備蓄体制の整備

① 防災備蓄倉庫等の整備

災害が発生した場合、各地域において迅速に備蓄品が使用できるよう、分散備蓄のための防災備蓄倉庫の整備・維持に努めるとともに、必要に応じて、食糧、毛布等の重要物資の備蓄増強のために新たな防災備蓄倉庫を整備する。また、福祉避難所、一時滞在施設等の施設についても備蓄設備の整備を検討する。

② 備蓄品の管理

災害が発生した場合、迅速に備蓄品を使用できるよう、定期的に備蓄品の点検を行い、耐用年数、賞味期限のあるものは随時入換えを行う等、管理の徹底を図る。

(4) 市の災害対応職員を対象とした備蓄

① 備蓄品目

発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食糧・飲料水・その他生活必需物資を対象とする。

品目の選定に際しては、ある程度の長期保管に耐え得るものとする必要があることから、原則として、5年以上の消費期限又は耐用年数を有するものに限定する。

ア 食糧（主食）

発災初期に生命維持のために最低限必要な物資として、加熱調理が不要な長期保存用のクラッカーやアルファ化米等の備蓄に努める。

イ 飲料水

市は、被災者等に対する本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため、指定避難所等に防災井戸の整備を行っているところであるが、市の災害対応職員についても、当該防災井戸を使用する。

ウ トイレ（携帯トイレ）等

上下水道の使用が不可能な場合であっても、災害対応業務の継続が必要なことから、既存の便器に装着して使用する携帯トイレの備蓄に努める。

なお、災害対応業務の継続のため、必要に応じ、毛布等の備蓄に努める。

② 備蓄目標量の算定にあたっての基本的考え方

ア 食糧は、1人あたり1日1食程度を供給するための備蓄に努める。

市による備蓄量を補完するため、平常時から市の災害対応職員は、自助による食糧・飲料水の備蓄に努めることとし、その意識啓発に努める。

イ 携帯トイレについては、一人あたり1日5回分の使用を想定した備蓄に努めるほか、平常時から市の災害対応職員は、自助による携帯トイレの備蓄に努めることとし、その意識啓発に努める。

3. 県における備蓄・調達体制の整備

県は、市町村が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や調達が困難になった場合等に備え、広域地方公共団体として市町村を補完する立場から、物資の備蓄・調達体制の整備等に努める。

(1) 生命維持や生活に最低限必要な食糧・飲料水・その他生活必需物資・資機材を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に際しては、民間からの調達を組み合わせるうえで、市

町村を補完する立場から、備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図る。

なお、備蓄物資の選定に際しては、要配慮者や女性の避難生活等に配慮する。

- (2) 備蓄品目の選定等に際しては、情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況となる被災市町村に対して、要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援を想定し、物資の備蓄状況や集積拠点等について、県・市町村間の情報共有を図る。
- (3) 被災地に物資を迅速に提供するため、平常時から備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有を図るとともに、県内11か所の備蓄拠点による分散備蓄や民間の営業倉庫への保管委託を行うことにより相互補完による効果的な物資の支援体制を図る。また、民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。
- (4) 消費期限が短い等の備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結のさらなる推進に努める。

4. 県及び市における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市は、平常時から体制整備に努める。

(1) 県における物流体制

大規模災害時において、県は、市町村の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等により必要な物資を確保し、市町村の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。

このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック協会等民間物流事業者と連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築のうえ、「千葉県防災支援ネットワーク基本計画」で定めた広域物資拠点（一次物資拠点）において支援物資を円滑に受入れ、市町村物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送を行う。

(2) 市における物流体制

市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者等へ供給する役割を果たす必要がある。

そのため、佐倉市民体育館を物資の集積拠点候補地として選定するとともに、大量な物資の仕分けや避難所等への輸送について、民間物流事業者等と連携する等の体制整備に努める。

第16節 防災用資機材の整備・調達

危機管理部 市民部 土木部
 上下水道部
 佐倉市八街市酒々井町消防組合
 千葉県 関係機関
 住民・事業所

《基本方針》

災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災用資機材の整備充実に努めるとともに、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても災害時に速やかに調達・活用できるよう、連携体制の整備に努める。

1. 防災用資機材等の整備

災害時における応急活動用資機材の整備充実にについて、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実に努める。なお、消防資機材等の整備については、「第8節 消防、救助・救急体制の整備」に定めるところによる。

また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災用資機材の整備充実に努める。

(1) 防災用資機材の整備・点検

市及び関係機関が保有する災害対策に必要な応急活動用資機材及び救助・救出用資機材、並びにこれらを保管する施設については、定期的な点検を実施するとともに、備蓄の維持に努める。

また、自主防災組織や自治会・町内会等、住民、事業所は、日常生活用具等で、災害時においても活用可能な資機材の把握・点検に努める。

① 防災用資機材等

応急活動用資機材、救助・救出用資機材及び消火活動用資機材について、消防施設、防災中枢施設、その他防災拠点等の整備と関連づけて整備充実に努めるほか、住民等による災害時の初期消火、救助・救護活動にも活用できるよう、他の公共施設についても救助・救急用資機材、初期消火活動用資機材の整備を検討する。

また、被害の状況に応じて必要となる防疫・衛生用資材の確保に努める。

② 水防用資機材等

水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実に努める。

③ 防災特殊車両等

災害対策に必要な車両等の整備充実に努める。

(2) 保管施設・資機材の分散化

市は、災害時の初期防災・救助・救護活動に活用できるよう、指定避難所、消防団機庫等の必要な場所に防災・救助・救護用資機材を整備する等により、資機材の保管施設について分散化を図るとともに、福祉避難所等の施設についても整備を検討する。

また、自主防災組織への補助制度等を推進し、地域での防災用資機材等の整備を推進する。

(3) 自主防災組織に対する防災用資機材の貸与

市は、自主防災組織に対し、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災用資機材の貸与を行う。また、自主防災組織は、市より貸与を受けた防災用資機材の定期的な点検を実施するとともに、その維持に努める。

2. 調達・活用の体制

(1) 資機材調達の連携

① 関係機関等との連携

関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、関係機関等と協定を締結する等により、あらかじめ連携体制の整備に努める。

② 資機材提供先との協定

調達が必要な資機材について、関係業者との協定の締結による確保に努めるとともに、協定締結後は、相互の連絡体制を定め、平常時から連携強化に努める。

(2) 資機材の点検

市及び関係機関等は、災害応急対策に万全を期するため、車両、水防資機材、救助用資機材等の定期的な点検を行う。

第17節 廃棄物等処理体制の整備

環境部 土木部 都市部 上下水道部
 佐倉市、酒々井町清掃組合 印旛衛生施設管理組合
 千葉県 関係機関
 住民・事業所

《基本方針》

災害時には、住宅等の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上、様々な面で不都合が生じてくる。このため、処理施設の耐震性等の防災対策を実施するとともに、障害物の除去を含めた廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進する。

1. 災害廃棄物処理計画等の整備

市は、千葉県災害廃棄物処理計画及び市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）に基づき、災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理マニュアルの適宜見直しに努め、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

(1) 実施機関等

- ① 市は、廃棄物処理に係る災害時応急対策、道路・河川等へ倒壊・落下・流出等による障害物が発生した際の除去に係る災害時応急対策を定めておくものとする。
- ② 災害等により大量の廃棄物が発生し、市及び佐倉市、酒々井町清掃組合で処理が困難な場合や廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、援助協力を要請することから、協定の運用に係る体制を整備する。
- ③ 建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、県の「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じ、民間事業者の協力を求めることから、協定の運用に係る体制を整備する。
- ④ 県は、市がその責務を十分果たせるように、市町村災害廃棄物処理計画策定に関する助言、災害廃棄物処理に関する情報提供等の必要な技術的援助を行うとともに、都道府県間及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。
- ⑤ 市長は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

(2) 組織体制の整備

災害廃棄物対策組織として、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理にあたることができるようにするため、市は、ごみ処理、がれき処理及びし尿処理に関する各担当を配置する。

(3) 災害廃棄物の処理体制の確保

① 発生量の推計

市は、原則として、「千葉県災害廃棄物処理計画」で定めた推計方法によって発生量

を推計し、処理体制の確立を図る。

② がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん一時集積場所に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、最終処分場等において適正に処分する。このため、一時集積場所等における保管、分別、中間処理、リサイクルを実施するための体制を検討しておくこととする。

③ 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

④ 生活ごみ

生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

⑤ 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民等に広報するとともに相談窓口を設置するものとし、事前に広報・相談体制を整備する。

⑥ 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには一時集積場所を使用することが有効であることから、市は、原則として、「千葉県災害廃棄物処理計画」で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について、事前に候補地の選定に努める。

(4) し尿に関する処理体制の整備等

① し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理するための体制を整備する。

また必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求めることから、協定の運用に係る体制を整備する。

② 仮設トイレの確保及びマンホールトイレの整備

断水や公共下水道施設の損壊等を原因として、水洗トイレが使用できなくなる等により、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、県及び市は、広域での相互応援体制について検討しておく。また、指定避難所の生活環境を確保するため、市は、仮設トイレの調達を迅速かつ円滑に行う体制の整備や仮設トイレの管理に必要な資機材等の備蓄・調達に努める。また、マンホールトイレの整備に努める。

③ 公衆トイレ等の整備

避難者や帰宅困難者に対しては、指定避難所や駅周辺に所在する公民館等の市有施設、一時滞在施設等において、断水や公共下水道施設の損壊等がない限り、トイレを提供することが求められることから、各施設管理者は、各施設に設置されているトイレの維持管理に努める。

また、市は、公衆トイレの整備・維持に努める。

なお、公衆トイレの整備にあたっては、断水や公共下水道施設の損壊等に対応できる機能を持たせるよう努める。

2. 廃棄物等処理施設における災害対応力の強化

佐倉市、酒々井町清掃組合及び印旛衛生施設管理組合は、災害によるごみ・し尿処理施設の機能の低下、停止を防止するため、ごみ・し尿処理施設・設備の強化と保全に努める。

(1) ごみ・し尿処理施設の耐震化等

処理施設の耐震化等の整備を図る。

(2) 機能の確保

県内市町村等との相互応援措置等による代替処理方策の確保を図る。

また、非常用自家発電設備等の整備、機器冷却水等の確保及び廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄、収集車両・人員の確保に努める。

3. 障害物の除去

(1) 住宅関連障害物の除去

障害物の除去については、原則として、障害物が発生している土地、建物の所有者又は管理者が実施する。

ただし、災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれたことにより日常生活が営み得ない状態にあり、住家の被害程度が半壊又は床上浸水であり、かつ自らの資力により障害物を除去できない場合、市は、応急的な障害物の除去を実施し、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助することとなる。このため、実施に係る体制を整備する。

また、障害物の除去に関し、必要な人員、車両や機材等を確保するため、関係機関等と協定等を締結することにより体制の整備を図る。

(2) 道路関係障害物の除去

道路上の障害物の除去は、死体等の特殊なものを除き、道路管理者が行う。

また、道路管理者は、災害対策基本法第76条の6に基づき、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、その管理する道路について、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うことができ、運転者がいない場合や対象となる車両のパンクや燃料切れ等により運転者による車両の移動が困難な場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うことができる。

道路関係障害物の除去にあたっては、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図ることから、各道路管理者は、実施に係る体制を整備する。

このほか、障害物の除去に関し、必要な人員、車両や機材等を確保するため、関係機関等と協定等を締結することにより体制の整備を図る。

(3) 河川・水路関係障害物の除去

河川・水路の機能を確保するため、管理者は、河川・水路における障害物を除去するほか、必要に応じ、しゅんせつするものとし、各管理者は、実施に係る体制を整備する。

また、障害物の除去に関し、必要な人員、車両や機材等を確保するため、関係機関等と協定等を締結することにより体制の整備を図る。

4. 処理負担

道路・河川等への障害物以外の災害廃棄物の処理及び、処理費用については、当該廃棄物が存在する土地、建物の所有者ないし管理者が負担する。ただし、費用に関し、その負担がきわめて大きい場合、状況に応じ、処理施設における処分費用の減免措置等を検討する。

防災活動ないしは住民活動に障害となる道路・河川等への障害物の処理に関しては、状況に応じ、応急公用負担を適用する

第18節 営農対策の推進

産業振興部 土木部
千葉県 関係機関

《基本方針》

市及び関係機関は、災害による農業用施設等への被害発生に備え、必要な対策を講じるよう指導を行う。

1. 指導及び助言

市及び関係機関は、地域の特性に鑑み、農地及び農業用施設の災害対策に関し、指導及び助言を行うよう努める。

2. 広報活動による啓発

市及び関係機関は、地域ごとに広報活動を行い、農地及び農業用施設の災害対策に関する啓発を行う。

3. 農地・農業用施設

(1) 農地・農業用施設の災害の防止

農地、農業用施設等における洪水、土砂災害、たん水等の災害を防止するため、印旛沼土地改良区や鹿島川土地改良区等の関係機関は、農業用排水施設等の整備を進めるとともに、地震災害時における農業用排水施設等の耐震性の向上、低・湿地地域の排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に農地防災事業を推進する。また、緊急時の消防水利等として活用するため、水路等の整備・維持に努め、地域の総合的な防災安全度を高める。

(2) 集落の安全確保

市及び関係機関は、集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯となる道路、緊急時に消防用水等として取水できる農業用排水施設及び災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設の整備・維持に努める。

第19節 ボランティア・NPO活動環境の整備

各部 佐倉市社会福祉協議会 千葉県 関係機関

《基本方針》

大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、市は、佐倉市社会福祉協議会と協力し、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

佐倉市社会福祉協議会は、発災時に迅速な受入ができるよう佐倉市災害ボランティアセンターの開設・運営についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備する。

また、市及び佐倉市社会福祉協議会は、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。なお、環境整備にあたっては、県、日本赤十字社千葉県支部、千葉県社会福祉協議会、その他ボランティア・NPO活動推進機関と相互に連携し、推進していくものとする。

1. 受入体制の整備

(1) 佐倉市災害ボランティアセンターの設置準備

市と佐倉市社会福祉協議会は、災害時における円滑なボランティア活動等を推進するため、双方の協力体制と佐倉市災害ボランティアセンターの開設・運営に関して、必要な事項を定めた「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を締結している。

このため、当該協定に基づき、佐倉市社会福祉協議会は、一般分野のボランティアを受け入れるため、災害時に備えた佐倉市災害ボランティアセンターの機能を整備するものとし、市は、佐倉市社会福祉協議会に対して整備に関する必要な支援を行う。また、平常時より互いに協力し、登録ボランティア及び関係機関・地域各種団体等との協力体制の確立を図る。

なお、佐倉市災害ボランティアセンターの設置場所や活動拠点については、市と佐倉市社会福祉協議会が協議のうえ、用意する。

(2) 専門分野のボランティア等の受入れ体制の整備

市は、災害時における行政機関等への応援要請及びその受入れ体制の整備と併せ、専門分野のボランティア・NPOの受入れ体制の整備を図る。なお、専門分野のボランティア・NPOについては、関連する市の各担当部門が受入れ体制を整備する。

(3) 派遣調整方法等の整備

専門分野のボランティア等は、公的資格や特殊技術を持つ者であり、災害支援、目的及び活動範囲が明確であるほか、組織化されている場合もあり、平常時より関連する市の各担当部門との連携を行うことで、派遣調整を行うことが容易になることが期待される。

一方、一般分野のボランティアについては、災害発生と同時に、被災地域外からの自然発生的なボランティアの場合、組織化された集団ではない場合が多く、組織的な行動を行うことや個々の組織や個人をコーディネートすることが困難である。このため、佐

倉市災害ボランティアセンターにおいて受付を行うことを原則とし、ボランティア等が被災地に直接入る前に派遣調整を行う方法等について整備しておくものとする。

(4) 活動用資機材の用意

ボランティアが活動に必要な資機材については、ボランティア自身の自己調達を基本とするが、市及び佐倉市社会福祉協議会においても、用意を行うよう努める。

(5) 食事、宿泊場所等

ボランティアについての食事や宿泊場所等については、ボランティア自身の自己調達を基本とする。

(6) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故や損害の発生に対処するため、ボランティア活動を行うにあたっては、ボランティア自身において、ボランティア保険等に加入することを活動の条件とする。

(7) ボランティアへの配慮

市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体活動を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティア活動を行っている者の生活環境について配慮する。

2. ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ① 救護所での医療救護活動
- ② 被災建築物応急危険度判定
- ③ 被災宅地危険度判定
- ④ 外国語の通訳、情報提供
- ⑤ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- ⑥ 被災者への心理治療
- ⑦ 高齢者や障害者等の要配慮者の看護、情報提供
- ⑧ その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ① 避難所の運営補助
- ② 炊き出し、食糧等の配布
- ③ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- ④ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の支援
- ⑤ 被災地の清掃、がれきの片づけ等
- ⑥ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- ⑦ その他被災地における軽作業等

3. ボランティア意識の啓発等

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかける。

(1) 平常時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施される啓発活動等を通じ、住民にボランティア意識の醸成を図るほか、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施される啓発活動等を通じ、ボランティア活動の重要性を広報する。

また、各種住民活動等の様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての住民の理解と活動への参加の促進を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県、市及び佐倉市社会福祉協議会に加え、各ボランティア団体やNPO法人、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける必要がある。

東日本大震災においては、特にホームページやブログ等のネットでの情報公開により電話等による問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけのための体制を整備する。

4. 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるため、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。

そこで、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

5. 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修

日本赤十字社千葉県支部は、災害時の救援活動に参加・協力するボランティアを養成するため、研修・訓練を実施する。

また、大規模災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの受付、連絡調整等を行う防災ボランティアリーダー（コーディネーター）の養成を進める。

第20節 情報収集伝達体制の整備

危機管理部	総務部	企画政策部
資産経営部	教育委員会	
佐倉市八街市酒々井町消防組合		
千葉県	千葉県警察佐倉警察署	関係機関
住民・事業所		

《基本方針》

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、県、市及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

1. 情報収集システムの整備・充実

市は、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの災害関連情報等の収集や住民等への情報発信を図るため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の多様な通信手段の整備拡充に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保すること等に留意する。

また、上記通信施設や非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図る。

(1) 千葉県防災行政無線の活用

県では、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

市は、市に設置された千葉県防災行政無線を活用し、防災情報の迅速・確実な収集を行う。

【千葉県防災行政無線の概要】

① 無線設備設置機関

県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関258機関に無線設備を設置している。

② 通信回線

ア 地上系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方气象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。

イ 衛星系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライ

ン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。

ウ 移動系通信回線

県内に整備した10箇所の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。

③ 通信機能の概要

ア 個別通信機能

防災無線設備設置機関は、相互に一般加入電話が輻輳した場合でも利用可能な専用回線による電話、ファクシミリ、データ伝送による通信が行える。また、消防庁や地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県等とも同様に、相互に通信が可能である。

イ 一斉通報機能

一斉受令端末が設置されている機関には、県庁からファクシミリ、音声及びデータ伝送による一斉通報が行える。

ウ 映像伝送機能

県庁及び衛星通信車から衛星系通信回線を利用して、衛星系通信回線による無線設備を設置した県内の機関及び地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県に対し災害現場の映像等を伝送することができる。

④ 災害時等に対する設備対策

ア 回線帯域制御機能

発災時等における通信の輻輳に対処するため、地上系光ファイバー回線に回線帯域制御機能を備えており、重要な通信を優先して伝送することができる。

イ 機器監視制御

県庁防災行政無線統制室において、全局の運用状態を常時コンピュータで集中監視・制御している。

ウ 通信回線の2ルート化

県庁と土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部等の間は、衛星系通信回線と地上系通信回線により通信回線を2ルート化しており、情報伝達の確実性を図っている。

エ 予備電源の配備

停電に備えて、全局に予備電源装置（発動発電機、無停電電源装置、直流電源装置等）を配備している。また、県庁においては、津波発生時にも有効に稼働するよう電源装置の移設を行う。

オ 衛星通信車（ちば衛星号）の配備

衛星系通信回線を利用した映像送信機能のほか、電話、ファクシミリによる個別通信機能を有した衛星通信車を配備しており、災害現場における情報収集や通信機能が停止した機関の代替無線局として活用できる。

カ 可搬型地球局の配備

災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を県庁、地域振興事務所及び西部防災センターに配備している。

キ その他の設備の配備

災害発生時、既設通信回線が使用できなくなった場合の代替手段として、県災害対策本部の支部となる地域振興事務所等に衛星携帯電話等を配備する。

ク 通信訓練の実施

県防災行政無線が設置されている機関において、機器等の熟知及び災害発生時における円滑な操作を図るため、定期的に通信訓練を実施する。

⑤ 運用体制

ア 県防災行政無線統制室は、災害時における迅速、的確な情報の受伝達と全局の機器の運用状態の監視・制御のため、職員等による24時間体制をとっている。

イ 県は、通信機器等を、大雨等による水害に対処できるよう地域の状況を勘案のうえ設置し、また、災害時の通信確保を図るため通信運用マニュアル等を作成し、各局を指導している。

⑥ 機器の保守体制

県は、通信機器の定期的な保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止を図っている。

なお、機器に障害が発生した場合は、速やかに復旧処理にあたる体制をとっている。

(2) 千葉県防災情報システムの活用

県では、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」を整備し、運用している。

市は、市に設置された千葉県防災情報システムを活用し、防災情報の迅速・確実な収集を行うほか、被害情報等の報告を迅速に実施する。

なお、市に設置された千葉県防災情報システムが被害を受ける等により使用が困難となった場合には、印旛地域振興事務所や印旛土木事務所等に設置されている千葉県防災情報システムの使用を要請するほか、市長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できることから、千葉県警察佐倉警察署に協力を要請する。

【千葉県防災情報システムの概要】

千葉県防災情報システムは、災害に係わる情報の収集、処理、分析を迅速かつ的確に行い、災害時における防災関係機関との調整、意思決定等を支援するシステムである。

県庁、地域振興事務所及び土木事務所等の県出先機関及び市町村等の防災関係130機関に情報の入力・検索・表示機能を備えた専用端末を設置し、電気通信事業者の光回線を利用してオンラインによる被害情報等報告及びこれらの情報の共有を行っている。併せて、防災ポータルサイトを通じて県民に対する防災に関する情報発信を行っている。

① 被害情報処理機能（防災情報システム）

専用端末を設置した各機関で把握した被害情報等を、各機関の担当者が専用端末により直接データベースに登録することで、県災害対策本部への被害情報報告と専用端末を設置した各機関との情報共有を同時に行う。

② 実況監視処理機能

気象A S Pサービスから提供される気象情報を専用端末装置等に表示する。

また、緊急を有する情報についてはポップアップ（警告音、回転灯）により通知を行う。

③ 地図情報

電子化された基本地図上に各防災関係機関が入力した災害危険箇所・区域、避難場所及び公共施設等の各種防災情報や被害情報等を表示し、それらの情報を共有する。

④ 県民への情報発信機能

防災ポータルサイトを通じて気象情報、被害情報、避難所に関する情報等を発信する。また、希望者あてに「ちば防災メール」を配信し、防災に関する各種情報を発信する。

⑤ 報道機関への緊急情報発信機能

各防災関係機関が入力した避難準備・指示情報、避難所情報、災害対策本部設置情報を、「Lアラート」を通じて各報道機関へ発信する。

(3) 民間気象情報サービスシステムの導入

市では、平成5年度より民間気象情報サービスシステムを導入し、気象情報収集の強化を行っているほか、防災担当職員等への気象情報や震度情報等の配信による職員参集体制の強化に努めている。引き続き、災害発生時に備えた気象情報等の収集体制の維持・充実に努める。

2. 情報収集伝達体制の強化

災害発生時間にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できる情報収集伝達体制の整備を図る。

(1) 勤務時間内の情報の収集及び伝達

県等から伝達された情報や民間気象情報サービスシステム等から収集した情報について、佐倉市イントラネットや電話、庁内放送、使送によって職員に伝達する。

(2) 勤務時間外の情報の収集及び伝達

県等から伝達された情報や民間気象情報サービスシステム等から収集した情報について、危機管理部長又は危機管理部職員が受理し、あらかじめ定められた方法によって、市長、副市長及び各部の部長に伝達する。

なお、住民等からの通報については、その第一報を警備員が受信するケースがほとんどであることから、緊急情報の伝達マニュアルを定め、警備員より危機管理部長又は危機管理部職員に対し、緊急情報を伝達する体制を整備する。

(3) 災害情報共有化の推進

災害情報を各部で共有することにより、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的に、地図情報システムの構築を検討する。

3. 通信手段の整備

災害発生時の情報通信体制を確保するため、平常時から通信手段の整備を図るとともに、

保安管理の徹底を行う。

(1) 通信手段の確保・多様化

市は、災害に関する情報連絡等について、有線電話、携帯電話設備等を常時維持するため、整備及び保守管理を行うとともに、災害に備え、機器の転倒防止、予備電源の確保を図る。

また、携帯電話等の整備充実、メール機能の活用等を図り、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の機動力の向上に努める。

(2) 情報基盤の整備・充実

市は、災害時の応急対策における職員への情報伝達手段を確保するため、職員全員に業務用として配付しているパソコン及び庁内ネットワーク等、情報基盤の整備・充実を図るとともに、これら情報基盤に被害が発生した場合における復旧体制の整備を図る。

(3) 防災行政無線等の整備・充実

市は、災害時における情報の収集・連絡活動を迅速かつ的確に行うとともに、災害時に必要な情報を住民等に伝達する手段として、防災行政無線の整備及び保守管理を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、予備電源の確保を図る。

① 防災行政無線等の整備

ア 佐倉市防災行政無線（移動系）の整備

災害時の有線電話の途絶時等における各種情報の収集、災害対策活動に必要な指示・伝達等を速やかに行うため、今後とも防災行政無線（移動系）の整備・充実を図る。

なお、平成28年度に防災行政無線（移動系）のデジタル化を行ったことから、これの維持管理に努める。

また、施設整備に代わる手段についても研究を行う。

イ 佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））の整備

災害時の有線電話の途絶時等における各種情報の住民等への伝達を速やかに行うため、今後とも防災行政無線（同報系（固定系））の整備・充実を図る。

なお、市では、平成23年度に防災行政無線（同報系（固定系））のデジタル化を実施したことから、今後の新規の防災行政無線（同報系（固定系））子局の設置については、デジタル方式の無線設備とするほか、既存のアナログ方式の無線設備についても、デジタル方式の無線設備へ更新する。

また、市では、防災行政無線（同報系（固定系））の聞き取りにくい地域への対策として、デジタル方式に対応した戸別受信機を整備・配布するとともに、今後の活用方法についても研究を行う。

② 無線従事者の養成

防災行政無線局等の運用を実施するため、職員に陸上特殊無線技士の資格を取得させることにより、無線従事者を養成する。

(4) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備

緊急地震速報や気象特別警報、土砂災害警戒情報、弾道ミサイル発射情報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、住民等に対し迅速に伝達するため、平成22年度に全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備を行ったところであり、市

は、システムの維持・管理に努める。

(5) アマチュア無線関係団体等との連携

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、県及び市は、ボランティアによるものであることを配慮のうえ、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。

このため、県及び市は、平常時からアマチュア無線関係団体との連携強化に努める。

4. 指定避難所における連絡体制の整備

(1) 災害発生時において、現地の被害情報を迅速に収集するために、指定避難所ごとに防災行政無線（移動系）又は携帯電話を整備する。

(2) 指定避難所の運営要員のみならず、現地の被害情報等の収集・伝達要員として、指定避難所に避難所配備職員を配置する。

(3) 避難所配備職員は、地震災害発生時において現地の被害情報等を収集し、支部への報告を行う。

なお、支部への報告が困難な場合や緊急を要する場合は、災害対策本部へ直接報告を行う。

(4) 臨時避難所が開設された場合は、指定避難所に準じた対応を行う。

(5) 福祉避難所が開設された場合は、災害対策本部と直接通信を行う。

このため、福祉避難所に指定された施設においては、あらかじめ通信手段の確保に努める。

(6) あらゆる通信手段が途絶した場合には、使送による情報伝達を行う。

5. 災害広報体制等の整備

(1) 災害時の広聴体制の整備

住民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用FAX、相談窓口の設置等の広聴体制の整備に努める。

(2) 住民等への情報提供体制

市は、次のような手段によって、住民等への情報伝達を行うものとし、災害発生時において確実に情報伝達を実施できるよう平常時より体制の整備を行う。

また、県や関係機関と連携して、駅周辺のデジタルサイネージ※等を活用した情報提供方法についても検討する。

① 佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））、広報車等による情報伝達

市は、災害が発生した場合や災害の発生のおそれがある場合、佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））や広報車等により、住民等へ各種情報の伝達を速やかに行う。

なお、緊急地震速報や気象特別警報、土砂災害警戒情報、弾道ミサイル発射情報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報については、全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用し、佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））の自動起動を行う。

② メール等の文字情報による情報伝達

市は、佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））の聞き取りにくい地域への対策及び

避難行動要支援者対策として、株式会社広域高速ネット二九六（ケーブルネット296）による緊急情報の放送を行うほか、エリアメール、緊急速報メールやメール配信サービス、ホームページ、SNS等による情報提供を行う。

なお、メール配信サービスにおいては、全国瞬時警報システム（Jアラート）と連動させることにより、緊急地震速報や気象特別警報、土砂災害警戒情報、弾道ミサイル発射情報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報について、自動的に提供を行う。

③ FM放送による情報伝達

大規模な災害発生時に、FM放送波による災害情報、被災地の生活に必要な情報等を伝達するため、株式会社ベイエフエムを始めとするFM放送局と連携をすすめ、災害情報等を伝達するための手段の確保に努める。

④ 指定避難所等における情報伝達

指定避難所となる学校等において、指定避難所が開設された場合には、避難所の入り口付近等の避難者の目につきやすい場所に、掲示板等を設置し、確実な情報伝達の確保に努める。

なお、臨時避難所又は福祉避難所が開設された場合にあっても、開設された施設において、同様の対応に努める。

また、駅周辺に所在する公民館等の市有施設において掲示板等を設置することにより、確実な情報伝達の確保に努めるほか、関係機関と連携して、駅周辺施設や一時滞在施設における情報の掲示等についても検討する。

⑤ 災害情報共有システム（Lアラート）を利用した情報伝達

災害情報共有システム（Lアラート）とは、ICTを活用して、災害時における避難情報等の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオ等の様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するもので、一般財団法人マルチメディア振興センターが運営するものである。

市は、避難情報等や避難所情報、災害対策本部設置情報について、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を送信することにより、テレビ、ラジオ等の様々なメディアを通じて、地域住民に情報を提供しよう努める。

※ デジタルサイネージ

デジタルサイネージとは、屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストア等、一般家庭以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイ等の電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。

(3) 住民等への情報提供手段の周知・啓発

情報を確実に入手するためには、情報の提供を待つのではなく、自ら積極的に情報収集に努める必要がある。

また、生活スタイル等の多様化が進んだ現在において、全ての住民等に対し、情報提供をできるシステムを構築することには限界があることから、市は、情報提供手段について、平常時より次のような周知・啓発に努める。

① 災害時はテレビ・ラジオ等で自ら情報の入手に努めること

また、停電時に備え、ラジオの用意に努めること

- ② 佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））は、基本的に屋外にいる住民等に対する情報伝達手段であり、屋内にいる住民等に対して十分な情報伝達を行うことは困難であるため、エリアメール、緊急速報メールやメール配信サービスを受信できる環境を整えておくこと

特に、市のメール配信サービスは登録が必要であることから、登録を行うこと

- ③ ホームページやSNS等による情報収集手段の整備に努めること
- ④ 「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや自主防災組織や自治会・町内会等との連携による情報の伝達体制の整備に努めること
- また、住民一人ひとりには、日頃からのあいさつや自然な声かけを行うほか、積極的に地域社会参加を行い、地域住民相互間のコミュニティの強化に努めること

6. 安否情報提供体制の整備及び安否確認手段の周知・啓発

(1) 安否情報提供体制の整備

家族等から被災者の安否情報の照会があったときは、個人情報保護条例の規定にかかわらず、災害対策基本法第86条の15及び災害対策基本法施行規則第8条の3の規定に基づき、被災者等の権利利益を不当に害するおそれがない範囲内で家族等に回答できることとされていることから、市は、災害発生時において、安否情報の収集及び提供を行うための体制の整備に努める。

なお、災害対策基本法第86条の15及び災害対策基本法施行規則第8条の3の規定に基づき、安否情報の提供を行う場合、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める必要があることから、これら機関との連携体制の強化に努める。

また、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう、個人情報の管理を徹底する必要があることから、体制の整備にあたっては、この点について、徹底されるよう留意する。

(2) 安否確認手段の周知・啓発

災害発生後、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能の麻痺が予想される。

このため、県及び市は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板(web171)、ツイッター・Facebook等のSNS等の通話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえよう周知・啓発を行うとともに、企業や学校等の関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

第21節 防災活動組織の整備

各部 佐倉市全職員 千葉県 関係機関

《基本方針》

市及び関係機関は、大規模災害の発生時における迅速な自らの初動体制や、国・県・他市町村等からの広域応援を受けるための体制を構築するため、平常時から県、県内市町村や防災関係機関との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。

また、大規模地震等の発生時には、住民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要があることから、行政機能の確保など体制整備に努める。

1. 活動組織体制の整備

市は、防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、平常時から防災に係る活動組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図る。

(1) 災害対策本部の活動体制の整備

市は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部事務局内における役割分担について、明確化する。

また、マニュアルの作成や災害対策本部設置訓練、図上訓練等の実施により、体制の充実に努める。なお、訓練等の実施検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図る。

(2) 災害復旧・復興本部の活動体制の整備

市は、迅速かつ柔軟に復旧・復興支援業務の実施を目的として、災害対策本部を閉鎖後に、災害復旧・復興本部に移行するものとし、災害復旧・復興本部事務局体制を整備し、災害復旧・復興本部事務局内における役割分担について、明確化する。

(3) 災害発生時の各部の活動組織体制

災害発生時の各部の活動組織体制については、「第3章 災害応急計画 第1節 活動組織設置・組織動員」に定めるところによる。

2. 動員体制の整備・充実

(1) 職員の配備基準

配備基準・人員については、「第3章 災害応急計画 第1節 活動組織設置・組織動員」に定めるところによる。

(2) 職員動員体制

災害発生時間にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できる情報収集伝達体制の整備を図る。

① 情報の収集及び伝達

勤務時間内においては、県等から伝達された情報や民間気象情報サービスシステム

等から収集した情報について、佐倉市イントラネットや電話、庁内放送、使送によって職員に伝達する。

勤務時間外においては、県等から伝達された情報や民間気象情報サービスシステム等から収集した情報について、危機管理部長又は危機管理部職員が受理し、あらかじめ定められた方法によって、市長、副市長及び各部の部長に伝達する。

なお、住民等からの通報については、その第一報を警備員が受信するケースがほとんどであることから、緊急情報の伝達マニュアルを定め、警備員より危機管理部長又は危機管理部職員に対し、緊急情報を伝達する体制を整備する。

② 主要防災職員への早期情報伝達

災害対策本部員等の主要防災担当職員に対し、勤務時間外における情報伝達の迅速化を図るため、携帯電話等を携帯させる。

③ 現地情報収集担当職員の配置

指定避難所の運営要員のみならず、現地の被害情報等の収集・伝達要員として、指定避難所に避難所配備職員を配置する。また、各地区の被害情報等の集約・収集・伝達要員として、支部に支部配備職員を配置するとともに、その役割を周知徹底する。

④ 各部の情報伝達

勤務時間外に職員を緊急に参集させる必要がある場合に備え、各部長は、常に所属職員の住所・電話番号等の把握に努め、速やかに連絡が取れる体制を整備するとともに職員に周知徹底を図る。

⑤ 参集場所の周知

迅速な初動活動を確保するため、あらかじめ職員に参集場所を指定するとともに周知徹底を図る。

⑥ 初動活動期の参集可能職員の把握等

各部長は、公共交通機関が途絶した場合に備え、所属職員の代替交通手段を調査し、参集に要する時間の把握に努める。

また、職員に対し、公共交通機関が途絶した場合であっても、代替交通手段により参集することが義務である旨を周知徹底する。

3. 行動マニュアル等の作成

(1) 職員行動マニュアルの作成

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、佐倉市地域防災計画に基づいた「災害時の職員行動マニュアル」を作成する。

また、佐倉市地域防災計画の修正、各種の防災訓練、その他防災計画の改訂等をふまえ、随時「災害時の職員行動マニュアル」の改訂・修正を行う。

(2) 部局別マニュアル等の作成

各部局は、佐倉市地域防災計画に定められた各役割に基づき、部局ごとに「災害時の行動マニュアル」等を作成し、必要に応じ適宜見直しを行う。

4. 関係機関等との連携体制の整備

(1) 県、他市町村等との連携体制

市は、災害時において、市単独では十分な応急対策及び復旧対策を実施することがで

きない場合においては、災害対策基本法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県及び他市町村との連携及び協力体制を確立する。

また、県から派遣される情報連絡員（リエゾン）の役割について日ごろから理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

(2) 関係機関・民間団体等との連携体制

関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間団体等は、災害応急対策組織の整備・充実を図る。

また、市は、関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間団体等との連携及び協力体制の確立に努める。

(3) 自衛隊との連携体制

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制の整備に努める。

5. 職員の育成

防災体制の強化と合わせて、災害対応力の向上を図るため、職員への防災教育の充実に努める。

(1) 職員の防災教育

市職員の防災意識の高揚を図るため、次の事項について防災知識、個人の役割分担等に関する研修を実施する。

- ① 災害時における災害対策本部の一員としての立場と心構え
- ② 災害対策活動の概要
- ③ 災害時の役割の分担
- ④ 災害時の指揮系統の確立
- ⑤ 災害対策活動を確実に実施するための職員個人としての災害への備え
- ⑥ その他必要な事項

6. 学校等における防災体制の確立

各学校は、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう平常時から防災体制の確立を図る。

なお、幼稚園についても、学校に準じ、平常時から防災体制の確立を図る。

(1) 防災教育の一層の充実

今後の地震発生確率の観点から、現在、幼少期の住民は、将来何らかの大地震に遭遇することが、ほぼ確実視されることから、幼少期からの防災教育の実施は、必要不可欠である。

このため、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断のもとに適切に対応し避難できる力を養うことを目的に、学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）等、防災意識の高揚に努める。

防災教育の推進にあたっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自

らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につける、状況に応じた判断力を身につける等、防災意識及び思考力の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開する。

なお、実際の学習指導においては、防災教育のための専門の時間を確保するよう努めるが、防災教育のための専門の時間を確保することが困難な場合には、各教科指導の中に防災教育の要素を取り入れるといった工夫を行うことで、確実に防災教育を実施する。

(2) 防災体制の確立

① 校長は、学校の立地条件などを考慮したうえで、学校安全計画を策定、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知しておくものとする。

② 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じる。

ア 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。

イ 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。

ウ 教育委員会、警察署、消防署、保護者等への連絡体制を確立する。

エ 配備体制を定めるとともに、勤務時間外における学校職員等の連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

なお、配備体制の基準については、「第3章 災害応急計画 第1節 活動組織設置・組織動員」に定めるところによる。

オ 通学が広範囲となる県立高等学校等においては、交通網の途絶により帰宅できなくなる場合を想定し、学校・地域の実情に応じて、必要な防災備蓄を推進するよう努める。

7. 保育園等における防災体制の確立

各保育園、各学童保育所等は、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう平常時から防災体制の確立を図る。

(1) 防災教育の一層の充実

保護者も含め、発達段階に応じた防災意識の高揚に努める。

(2) 防災体制の確立

① 保育園長、学童保育所等の所長は、災害時の応急保育計画を策定し、その実施方法等について、周知する。

② 保育園長、学童保育所等の所長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じる。

ア 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。

イ 園児等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。

ウ 勤務時間外における所属職員等の連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

エ 保育時間内に災害が発生した場合において、保護者の引き取りが困難となった場合を想定した園児の保護についての対策を検討する。

第22節 防災訓練

各部 佐倉市全職員 関係機関 住民・事業所

《基本方針》

市は、佐倉市地域防災計画等の習熟、連携体制の強化及び住民の防災意識の向上を図ることを目的として、総合防災訓練、その他災害別防災訓練等の実施に努める。

また、災害対策本部、支部、避難所等の非常登庁配備体制を確立し、迅速かつ効果的に災害応急対策に着手することを目的として、職員の非常登庁訓練をはじめとする組織動員訓練や、災害対策本部事務局等図上訓練を実施する。

このほか、各地域の自主防災組織、自治会・町内会等及び各事業所等は、地域住民や従業員等の一人ひとりの防災力を高めることや組織力を強化し、災害発生時において、組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるようにすることを目的に、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

1. 総合防災訓練等の実施

(1) 市民防災訓練

市は、災害時における防災活動の迅速かつ的確な実施を図るため、総合防災訓練として、自衛隊、関係機関、住民、事業所等の参加を得て、毎年一回、市民防災訓練を実施する。

(2) 消防訓練

災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、非常召集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

2. 組織動員訓練等の実施

(1) 非常登庁訓練

① 訓練内容

ア 非常参集訓練

避難所配備職員、支部配備職員、本部付き職員等は、災害により交通機関等が機能しないことを想定し、徒歩もしくは自転車で指定の参集場所に集合する。

イ 資機材点検等

避難所配備職員は、発電機始動訓練、浄水訓練、その他の資機材点検等の訓練を実施する。

ウ 情報収集・伝達訓練

避難所配備職員、支部配備職員、本部付き職員は、災害により有線電話が不通又は使用が困難な状況を想定し、携帯電話又は防災行政無線無線（移動系）を使用し、情報収集・伝達訓練を実施する。

② 実施方法・時期

年度ごとに実施要領を策定し、それに基づき、年1回、実施する。

③ 対象者

避難所配備職員、支部配備職員、本部付き職員を対象とする。また、学校職員等にも参加を依頼し、相互に協力をしながら訓練を実施する。

(2) 災害対策本部事務局図上訓練

① 訓練内容

大規模地震、風水害等の発生直後における災害応急対策の着手・実行。

② 訓練時期

7月と1月の年2回、実施する。

(3) その他訓練

災害対策本部運営訓練、交通機関等が機能しないことを想定した所属への登庁訓練、物資輸送訓練、給水・給食に関する訓練、その他の実動訓練及び各種図上訓練については、実施要領を策定し、実施に努める。

また、市は、土砂災害等に関する避難訓練について、実施要領を策定し、実施に努める。なお、避難訓練の実施にあたっては、ハザードマップ等を活用するとともに、実践的な訓練となるよう工夫し、広く住民の参加が得られるよう努める。

このほか、市は効果的な災害応急対策の実施に資するため、県が実施する各種訓練等に参加又は協力することにより、県、他市町村、防災関係機関等との連携強化に努める。

3. 地域防災訓練の実施等

(1) 住民

① 自主防災組織、自治会・町内会等、その他関係機関・団体は、地区ごとに避難誘導、救出・救助、安否確認訓練、図上訓練、避難所の開設・運営訓練、その他の防災訓練の実施に努め、地域住民等へ防災訓練に積極的に参加するよう求めることにより、災害に対する意識啓発を図り、初期消火、避難誘導、救助・救護活動等の災害対策に関する実践的かつ効果的な知識、技能等を発揮できるよう努める。

また、住民は、これらの防災訓練への積極的な参加に努める。

なお、市は、自主防災組織、自治会・町内会等、その他関係機関・団体からの防災訓練等の協力依頼に対して、積極的に協力し、防災意識の高揚を図る。

② 自主防災組織、自治会・町内会等、その他関係機関・団体は、先進的な取り組みを実施している団体等の事例を参考にして、避難行動要支援者に配慮した避難誘導及び救出・救助や安否確認訓練の実施に努める。

③ 自主防災組織や自治会・町内会等、住民は、初期消火、救急・救護活動に必要となる資機材を独自に用意するよう努めるほか、日常生活用具等で、災害時においても活用可能な資機材の把握・点検に努める。

(2) 事業所

① 事業者は、事業所ごとの定例的な防災訓練を推進するとともに、従業員等が災害対策に関する知識、技能を習得できるよう防災訓練等に参加する機会の確保に努める。

また、地域と連携・協力することにより、避難誘導、救護活動等の自主防災力の向上に努める。

② 事業者は、初期消火、救急・救護活動に必要となる資機材を独自に用意するよう努めるほか、日常生活用具等で、災害時においても活用可能な資機材の把握・点検に努める。

第23節 業務継続計画等の策定

各部 関係機関

《基本方針》

市は、大規模地震等が発生した場合においても、住民等の生命、身体及び財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持する必要がある。このため、市における業務継続計画（災害時に優先されるべき業務の継続及び通常業務の早期復旧を図るために必要な手段、体制等を事前に定めておく計画をいう。）の策定に努めるとともに、策定後は、必要に応じて、計画の検証及び必要な見直しに努める。

また、各事業所等は、災害発生時においても事業継続を確保するため、事業継続計画の策定に努め、策定後は、必要に応じて、計画の検証及び必要な見直しに努める。

1. 業務継続計画（BCP）の策定

（1）業務継続計画の策定

業務継続計画（BCP）を策定し、必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上といった効果があり、より高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。

このため、市は、大地震が発生した場合においても住民等の生命、身体及び財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持することにより、住民生活等への影響を最小限とすることを目標に、業務継続計画を策定する。

なお、業務継続計画の策定にあたっては、職員が災害により死亡又は重度の負傷を負うことも想定し、担当職員以外の職員が当該業務に従事することになった場合でも、一定の行政サービスが提供できるよう業務の優先化、マニュアル化等についても検討する。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

（2）業務継続計画と地域防災計画の位置付け

地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて、県、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策（災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策）に係る業務内容を定める計画である。

これに対し、業務継続計画は、災害時に人員等の資源が制約された状況下における市の非常時優先業務を定める計画である。

このため、地域防災計画が実施すべき防災対策に係る業務内容を示した計画であることに対し、業務継続計画は、その時点における、実行可能な非常時優先業務を示した計画となる。

【業務継続計画と地域防災計画の概念図】



(3) 策定に係る重要6要素

業務継続計画の策定等に当たっては、特に以下の重要6要素について定める。

- ア 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ウ 電気・水・食料等の確保
- エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- オ 重要な行政データのバックアップ
- カ 非常時優先業務の整理

(4) 業務継続計画の検証及び見直し

業務継続計画とは、災害発生時であっても利用できる資源（ヒト、モノ、情報及びライフライン等）の集中投入により、実行可能な非常時優先業務を示した計画であることから、利用できる資源（ヒト、モノ、情報及びライフライン等）の拡充や非常時優先業務の変更等に伴い、適宜、見直しを図る必要がある。

このため、市は、利用できる資源（ヒト、モノ、情報及びライフライン等）の拡充、具体的には、職員の動員体制の強化や防災拠点の整備・充実、ライフライン等の災害対応力の強化等を推進するとともに、非常時優先業務の検証を行い、その時点における最適な業務継続計画となるよう、適宜、見直しを図る。

2. 事業継続計画（BCP）の策定

(1) 事業継続計画の策定

災害発生時に、事業の停止に追いこまれた場合、財物への直接の被害や事業が停止している間の利益の損失のみならず、取引先や顧客を失う大きな原因となり、ひいては事業からの撤退を余儀なくされることになりかねない。

また、事業の停止は、自らの損失に留まらず、取引先や顧客の事業停止へと影響が連鎖する可能性がある。

危機が発生したときに、事業所等に対して問われるのは、その事業所等が危機に直面した時であったとしても事業を遂行（継続）するという社会的使命を果たせるかどうか、である。特に、鉄軌道事業者や公益社団法人千葉県医師会（以下「千葉県医師会」という。）、一般社団法人千葉県歯科医師会（以下「千葉県歯科医師会」という。）、一般社団法人千葉県薬剤師会（以下「千葉県薬剤師会」という。）といった指定地方公共機関は、確実に事業を遂行（継続）することが求められる。

このことから、各事業所等は、自身の被害の局限化という観点に留まらず、個々の事業形態・特性などを考えたうえで、事業所等の存続の生命線である「事業継続」を死守するための行動計画である事業継続計画（BCP）の策定に努める。

(2) 事業継続計画の見直し

事業継続計画の策定後は、その時点における最適な事業継続計画となるよう、適宜、見直しを図る。

3. 受援体制・計画の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの広域応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について定めた受援計画を策定するよう努める。

第3章 災害応急計画

第1節 活動組織設置・組織動員	震-3-6
1. 活動体制基準	震-3-6
2. 災害対策本部の設置前の配備体制	震-3-7
3. 災害対策本部の設置及び災害対策本部設置時の配備体制	震-3-7
4. 災害活動班における動員計画	震-3-14
5. 避難所開設及び避難所配備職員配備職員等の動員計画	震-3-17
6. 災害時における職員の服務及び福利厚生	震-3-18
7. 平常業務の機能	震-3-19
8. 情報システムの復旧	震-3-19
第2節 情報の収集・伝達・報告	震-3-20
1. 通信体制	震-3-20
2. 地震情報等の収集・伝達	震-3-24
3. 佐倉市における被害情報等の収集・伝達	震-3-24
4. 国、県及び防災関係機関との被害情報等の収集・報告	震-3-29
第3節 応援の要請・受入れ	震-3-38
1. 行政機関との相互応援協力	震-3-38
2. 国等に対する応援要請	震-3-40
3. 消防機関の応援	震-3-41
4. 水道事業体等の相互応援	震-3-41
5. 協定等締結民間団体等に対する応援要請	震-3-41
6. 経費の負担等	震-3-41
第4節 自衛隊への災害派遣要請	震-3-44
1. 災害派遣の要請	震-3-44
2. 災害派遣部隊の受入体制	震-3-45
3. 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容	震-3-46
4. 災害派遣部隊の撤収要請	震-3-47
5. 経費負担区分	震-3-48
第5節 災害広報・広聴対策	震-3-49
1. 災害広報	震-3-49
2. 報道機関への情報提供等	震-3-51
3. 住民等の各種相談窓口の設置	震-3-52

第6節 応急避難	震-3-54
1. 避難の指示等の実施機関	震-3-54
2. 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施	震-3-55
3. 避難行動	震-3-58
4. 警戒区域の設定	震-3-59
第7節 避難所の設置・管理	震-3-63
1. 指定避難所又は臨時避難所の開設	震-3-63
2. 指定避難所又は臨時避難所の管理及び運営	震-3-66
3. 福祉避難所の開設及び運営	震-3-69
4. 避難所の集約及び閉鎖	震-3-70
第8節 広域避難の要請・受入れ	震-3-72
1. 広域避難の要請又は受入れ	震-3-72
第9節 帰宅困難者等対策	震-3-75
1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ	震-3-75
2. 企業、学校等の関係機関における施設内待機	震-3-75
3. 大規模集客施設や駅等における利用者保護	震-3-75
4. 帰宅困難者等への情報提供	震-3-75
5. 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	震-3-76
6. 徒歩帰宅支援	震-3-76
7. 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送	震-3-77
第10節 要配慮者への対応	震-3-78
1. 避難所等の安全な場所までの避難行動支援	震-3-78
2. 要配慮者の避難状況等の把握	震-3-79
3. 避難生活支援	震-3-79
第11節 消火・救助対策	震-3-82
1. 災害発生状況の把握等	震-3-82
2. 消防活動	震-3-82
3. 救助・救急	震-3-84
4. 地域住民との連携	震-3-85
5. 危険物等の対策	震-3-85
6. 水防活動	震-3-87
第12節 医療救護	震-3-88
1. 関係者とその役割	震-3-88

2. 発災時における医療救護活動	震-3-89
3. 医薬品、医療資器材等の調達	震-3-95
第13節 安全確保対策	震-3-98
1. 被災建築物の応急危険度判定の実施	震-3-98
2. 市が管理する施設の応急対策	震-3-99
3. 被災宅地の危険度判定の実施	震-3-100
4. 公共土木施設等の安全確保対策	震-3-101
5. 農業施設等の応急措置	震-3-102
6. 危険物施設等の応急措置	震-3-102
7. 警備活動	震-3-103
第14節 住家等の被害認定調査・罹災証明書等の発行	震-3-104
1. 災害に係る住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）	震-3-104
2. 被災証明書発行に係る調査	震-3-108
3. 罹災証明書の発行及び被災者台帳の作成	震-3-109
4. 被災証明書の発行	震-3-111
第15節 災害救助法の適用	震-3-113
1. 災害救助法の適用基準等	震-3-113
2. 滅失世帯数の算定基準	震-3-115
3. 救助の実施機関	震-3-115
4. 救助の種類	震-3-116
5. 災害救助法の適用手続等	震-3-116
第16節 緊急輸送活動・交通の機能確保	震-3-118
1. 陸上輸送	震-3-118
2. 交通規制等	震-3-122
3. 航空輸送	震-3-125
4. 水上輸送	震-3-126
5. 鉄軌道施設の応急復旧	震-3-127
第17節 緊急物資の供給	震-3-130
1. 応急給水	震-3-130
2. 食糧の供給等	震-3-131
3. 生活必需物資等の供給等	震-3-135
第18節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等	震-3-139
1. 住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	震-3-139
2. 被災住宅の応急修理	震-3-140
3. 損壊家屋等の解体撤去	震-3-141

4. 応急仮設住宅の設置及び供与	震-3-142
第19節 行方不明者及び遺体の捜索・収容・処理及び埋葬	震-3-146
1. 安否情報照会・捜索依頼の受付	震-3-146
2. 捜索の実施	震-3-147
3. 遺体の捜索	震-3-147
4. 遺体の処理	震-3-147
5. 埋葬	震-3-150
第20節 環境対策	震-3-151
1. し尿処理	震-3-151
2. 廃棄物の収集と処理	震-3-152
3. 環境保全対策	震-3-154
4. 動物対策	震-3-154
第21節 保健衛生活動	震-3-156
1. 保健活動	震-3-156
2. 防疫活動	震-3-157
3. 食品衛生管理	震-3-158
第22節 ライフラインの応急対策	震-3-159
1. 上水道	震-3-159
2. 公共下水道	震-3-160
3. ガス	震-3-161
4. 電力	震-3-163
5. 通信	震-3-164
6. 放送機関	震-3-166
第23節 応急教育等	震-3-167
1. 学校、幼稚園等の応急対策	震-3-167
2. 学用品の給与	震-3-168
3. 授業料等の減免・育英補助の措置	震-3-169
4. 保育園等の応急対策	震-3-170
5. 保育料等の減免の措置	震-3-172
6. 学校給食等の実施	震-3-172
7. 園児・児童・生徒等の健康管理等	震-3-172
8. 文化財の応急対策	震-3-172
第24節 応急公用負担等	震-3-173
1. 災害対策基本法に基づく応急公用負担	震-3-173
2. 他の法律に規定する応急公用負担	震-3-175

第25節 ボランティア協力対策	震-3-180
1. ボランティアニーズの把握等	震-3-180
2. 災害時におけるボランティアの受入体制の整備等	震-3-180
3. ボランティアの活動分野	震-3-183
4. ボランティアとして協力要請、参加の呼びかけ	震-3-184

第3章 災害応急計画

第1節 活動組織設置・組織動員

《基本方針》

大地震が発生した場合、人命被害にとどまらず、住宅の倒壊や流失、火災、崖崩れの発生、道路・橋梁の損壊、生活関連施設の機能障害等、県内の広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害対策基本法、佐倉市災害対策本部条例（昭和37年佐倉市条例第23号）及び佐倉市災害対策本部条例施行規則（令和3年佐倉市規則第46号）の定めるところにより、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。

1. 活動体制基準

(1) 配備体制及び災害対策本部設置の基準

市は、地震が発生した際、次の表に掲げる震度に応じ、自動的に配備体制をとるとともに、災害対策本部を設置する。

【震度別配備基準】

震度1～3	<ul style="list-style-type: none"> 地震情報の収集を行う
震度4	<ul style="list-style-type: none"> 第1配備職員は職場又は自宅待機 その他の職員は連絡の取れる体制を取る
震度5弱	<ul style="list-style-type: none"> 第2配備職員は登庁し、被害状況の把握及び災害対応にあたる 避難所長及び副所長は、避難所の安全確認を行う
震度5強	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の自動設置 第3・第4配備職員は登庁し、災害対応にあたる 避難所長及び副所長は、避難所の安全確認を行う 本部付き職員は、危機管理部へ参集し、本部事務にあたる
震度6弱以上	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の自動設置 非常登庁配備体制（第5配備） 避難所配備職員は、各避難所又は支部へ参集し、開設 本部付き職員は危機管理部へ参集し、本部事務にあたる その他の職員は各所属へ登庁し、災害対応にあたる

(2) 震度判定及び参集指令

① 震度は、佐倉市役所に設置してある震度計による。

なお、停電等により地震情報が確認できない場合は、職員各自の判断又は参集指令によるものとする。

② 活動体制をとるにあたり、市役所各部局において、参集指令等を行うための緊急連絡システムをあらかじめ定める。

③ 災害対策本部事務局（危機管理部）は、震度情報をたえず収集し、災害が発生するお

そのある場合、危機管理部長を通じ、市長及び副市長に報告する。

市長は、報告に基づき、配備体制等を検討・決定し、あらかじめ定められた緊急連絡システムにより、参集指令を行う。

2. 災害対策本部の設置前の配備体制

市長は、次の配備基準に該当する場合、危機管理部長を責任者とする第1配備体制又は第2配備体制をとり、災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部設置前の配備基準及び配備体制

災害対策本部設置前の配備基準及び配備体制については、次のとおりとする。

種 別	配備基準	配備内容	配備を要する所属・職員
第1配備	佐倉市役所に設置してある震度計が震度4を記録した場合 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合 本部長（市長）が必要と認めた場合	担当職員が自宅又は職場待機し、危機管理部長は情報収集・連絡活動が円滑に行いえる体制をとる。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。	○所属配備 地震災害発生時の配備一覧のとおり
第2配備	佐倉市役所に設置してある震度計が震度5弱を記録した場合 東海地震注意情報が発表された場合 本部長（市長）が必要と認めた場合	第1配備体制を強化して担当の職員が登庁し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制をとる。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。	○所属配備 地震災害発生時の配備一覧のとおり ○各出先機関の施設管理者 ○避難所 避難所長、副所長

(2) 配備を解く基準

市長が、災害応急対策の必要がないと認めた場合、又は災害応急対策が概ね完了したと認めた場合。

3. 災害対策本部の設置及び災害対策本部設置時の配備体制

災害対策本部長（市長）は、次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部設置基準

- ① 佐倉市役所に設置してある震度計が震度5強以上を記録した場合、自動設置とする。
- ② 佐倉市において、災害救助法の適用を要する災害が発生した場合
- ③ 佐倉市において、大規模な災害が発生する、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、その対策を要すると認められた場合

- ④ 東海地震予知情報が発表されたとき
- ⑤ その他災害対策本部長（市長）が設置の必要を認めたとき

(2) 災害対策本部設置時の配備基準

- ① 佐倉市役所に設置してある震度計が震度5強を記録した場合は第3・第4配備体制、震度6弱を記録した場合は第5配備体制（非常登庁配備体制）をとる。
- ② 災害対策本部が設置された場合は、原則として第3・第4・第5配備の範囲とし、災害対策本部会議において、状況に応じて適時、配備体制の決定を行う。

なお、災害対策本部設置時には、震度5弱以下の場合であっても、第3配備を自動配備する。

ただし、緊急を要する場合は、災害対策本部長（市長）が決定する。

(3) 災害対策本部設置時の配備体制

災害対策本部設置時の配備体制については、次のとおりとする。

種 別	配備基準	配備内容	配備を要する所属・職員
第3配備	佐倉市役所に設置してある震度計が震度5強を記録した場合 東海地震予知情報が発表された場合 本部長（市長）が必要と認めた場合	第2配備体制を強化して、災害発生を防ぎよ、災害の拡大防止等の災害応急対策が円滑に行うことができる体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。	○災害対策本部 本部長 副本部長 本部員 本部付き職員 ○所属配備 地震災害発生時の配備一覧のとおり ○避難所 避難所長、副所長
第4配備	佐倉市役所に設置してある震度計が震度5強を記録した場合 災害対策本部会議又は本部長（市長）が必要と認めた場合	第3配備体制を強化して災害応急対策を行う体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。	○災害対策本部 本部長 副本部長 本部員 本部付き職員 ○所属配備 地震災害発生時の配備一覧のとおり ○避難所 避難所長、副所長
第5配備 (非常登庁体制)	佐倉市役所に設置してある震度計が震度6弱以上を記録した場合 災害対策本部会議又は本部長（市長）が必要と認めた場合	市の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属の全職員とする。	全職員

(4) 災害対策本部の組織及び運営

- ① 本部の組織及び災害対策本部会議

災害対策本部の組織、運営については、佐倉市災害対策本部条例施行規則に示す災害対策本部組織及び事務分掌に基づくものとする。

本部においては、災害対策本部長（市長）、副本部長、本部員及び災害対策本部長（市長）が認めるその他の職員で構成する本部会議を重要な節目ごとに開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議し、実施の指令を行う。

② 災害対策本部事務局

災害対策本部事務局における所掌事務、職制及び事務局長等の職務については、佐倉市災害対策本部条例施行規則に示すものとする。

③ 本部付き職員

災害対策本部の運営を円滑に行うため、あらかじめ本部付き職員を指名し、災害対策本部事務局各班等に配置する。本部付き職員は、配置された各班班長の指示に基づき所掌事務を遂行するとともに、臨時避難所や市物資集積拠点を開設する必要がある場合、それぞれの開設・運営を担うものとする。

本部付き職員は、佐倉市役所に設置してある震度計が、震度5強以上を記録した場合に直ちに登庁し、災害対策本部事務局長（危機管理課長）及び各班長の指示のもと、災害対策本部の設置・運営やその他の事務分掌に定める事務を行うほか、震度5弱以下であっても、市内に甚大な被害が発生する等、災害対策本部の設置が必要となった場合には、災害対策本部事務局長（危機管理課長）の指示のもと、災害対策本部事務局へ参集する。

この際、交通機関の運行停止等により、災害対策本部事務局への参集が遅延する場合、所属する部を通じ災害対策本部事務局（危機管理課）にその旨を連絡する。

④ 現地対策本部

佐倉市災害対策本部条例第5条に規定する、現地対策本部における所掌事務及び設置場所等については、佐倉市災害対策本部条例施行規則に示すものとする。

【地震災害発生時の配備一覧表】

部	班	課名	本部設置前体制		本部設置後体制		
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	第4 配備	第5 配備
危機管理部	防災班	危機管理課	○	●	●	●	●
企画政策部	秘書班	秘書課			○	●	●
	物資需給班	企画政策課			○	○	●
	広報班	広報課	○	○	○	●	●
総務部	総務管理班	行政管理課			○	○	●
		人事課			○	○	●
	システム復旧班	情報システム課			○	●	●
	会計班	会計課			○	○	●
財政部	財政班	財政課			○	○	●
	税務班	市民税課			○	○	●
		資産税課			○	○	●
		債権管理課			○	○	●
契約班	契約検査課			○	○	●	
市民部	市民窓口班	市民課		○	○	○	●
	健康保険班	健康保険課		○	○	○	●
	出張所班	各出張所・派出所・市民サービスセンター 佐倉市パスポートセンター		△	○	○	●
	市民生活班	自治人権推進課		△	○	●	●
		和田ふるさと館		△	○	●	●
		志津コミュニティセンター		△	○	●	●
		市民公益活動サポートセンター		△	○	●	●
		シニアセンター佐倉		△	○	●	●
消費生活センター			△	○	●	●	
	千代田・染井野ふれあいセンター		△	○	●	●	
福祉部	福祉班	社会福祉課		○	○	●	●
		高齢者福祉課		○	○	●	●
		介護保険課		○	○	●	●
		障害福祉課		○	○	●	●

部	班	課名	本部設置前体制		本部設置後体制		
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	第4 配備	第5 配備
こども支援部	児童福祉班	こども政策課		△	○	○	●
		こども保育課		○	○	○	●
		こども家庭課		△	○	○	●
		各保育園		△	○	○	●
健康推進部	医療防疫班	健康推進課		△	○	○	●
		母子保健課		△	○	○	●
		西部保健センター		△	○	○	●
		南部保健センター		△	○	○	●
	体育施設班	生涯スポーツ課		△	○	○	●
産業振興部	農政対策班	農政課		○	○	●	●
		佐倉草ぶえの丘		○	○	●	●
	商工対策班	商工振興課		○	○	●	●
		佐倉の魅力推進課		○	○	●	●
環境部	環境対策班	生活環境課			○	●	●
	廃棄物対策班	廃棄物対策課			○	●	●
土木部	土木班	土木管理課	○	○	●	●	●
		治水課	○	○	●	●	●
	道路班	道路維持課	○	○	●	●	●
		道路建設課	○	○	●	●	●
都市部	計画班	都市計画課 指名された職員	○	○	●	●	●
	公園緑地班	公園緑地課	○	○	●	●	●
	住宅班	住宅課	○	○	●	●	●
	建築物危険度判定班	建築指導課 指名された職員	○	○	●	●	●
	宅地危険度判定班	市街地整備課 指名された職員	○	○	●	●	●
資産経営部	管財班	資産経営課	○	○	○	○	●
	市有建築物班	施設保全課	○	○	○	○	●

部	班	課名	本部設置前体制		本部設置後体制		
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	第4 配備	第5 配備
教育部	教育管理班	教育総務課	○	○	○	●	●
	学校教育班	学務課		△	○	○	●
		指導課		△	○	○	●
		教育センター		△	○	○	●
		各小中学校		△	○	○	●
	社会教育班	社会教育課		△	○	○	●
	文化班	文化課		△	○	○	●
	公民館班	各公民館		△	○	○	●
	幼稚園班	各幼稚園		△	○	○	●
	市民音楽ホール班	市民音楽ホール		△	○	○	●
	美術館班	市立美術館		△	○	○	●
図書館班	各図書館		△	○	○	●	
協力部	議会事務局協力班	議会事務局			○	○	●
	監査委員事務局協力班	監査委員事務局			○	○	●
	選挙管理委員会事務局協力班	選挙管理委員会事務局			○	○	●
	農業委員会事務局協力班	農業委員会事務局			○	○	●
上下水道部	※上下水道部の定める配備体制による	経営企画課	○	○	●	●	●
		水道課	○	○	●	●	●
		下水道課	○	○	●	●	●
	避難所	各指定避難所		○	○	○	●

※○…班に所属する職員のうち指名された職員が登庁

●…班に所属する全職員が登庁

△…出先機関の施設管理者（指定管理者含む）及び当該施設の所管課職員は、避難所や物資集積拠点、遺体安置所等として開設の指示があった場合、登庁

※兼務、併任職員については、原則として本務が属する部及び班の配備とする。

⑤ 災害対策本部組織の事務分掌

災害対策本部組織における避難所等の事務については、次のとおりとする。

また、各災害活動班の事務については、佐倉市災害対策本部条例施行規則に示すものとする。

避難所

班名	所掌事務
各指定避難所	1. 避難所開設・運営に関すること 2. 地区内の被災状況の把握及び連絡に関すること

水防班

(企画政策部・総務部・財政部・市民部・こども支援部・健康推進部・産業振興部・環境部・都市部・教育委員会・協力部共通事項)

班名	所掌事務
水防班	1. 部ごとに指定された場所の水防活動に関すること ※水防班の活動内容は、別途定める「風水害等災害対策編 第3章 第3節 水防活動」に定めるところによる。

各部共通事項

班名	所掌事務
各部共通	1. 被害状況報告に関すること 2. 職員の動員及び参集人数報告に関すること 3. 業務継続、業務再開及び復旧に関すること 4. 部内他班の応援に関すること 5. 関連専門分野のボランティア・NPOの受入れに関すること

(5) 災害対策本部会議決定事項の通知

災害対策本部会議の決定事項のうち必要と認める事項は、そのつど危機管理部長が防災関係機関に通知する。

また、職員に周知を要するものについては、佐倉市イントラネット、庁内放送、電話、FAX又は使送等により、速やかに各職員に周知徹底を図る。

(6) 災害対策本部設置場所

災害対策本部は、佐倉市役所敷地内に設置する。

災害対策本部会議は、佐倉市役所社会福祉センター3階会議室に置くものとし、災害対策本部事務局を佐倉市役所社会福祉センター3階危機管理部に置く。

佐倉市役所社会福祉センターに災害対策本部会議及び災害対策本部事務局を置くことができない場合は、佐倉市役所敷地内に存する他の施設のうちから代替施設を選定する。

なお、佐倉市役所敷地内では災害対策本部としての機能を発揮又は維持することが困難な場合は、ミレニアムセンター佐倉に設置する。この場合は、その旨を関係機関に連絡し、周知徹底を図る。

都市部建築物危険度判定班、資産経営部市有建築物班及び教育委員会教育管理班は、庁舎の使用可否、佐倉市役所社会福祉センター3階への災害対策本部設置の可否を判断することは、後の災害応急対策の実施に影響を及ぼすことから、他の業務に優先し行う。

災害対策本部を設置する場合、災害対策本部事務局（危機管理部）は、直ちに設置される部屋を点検し、必要な機器等を配置する。

(7) 本部表示の掲示

災害対策本部が設置された場合、「佐倉市災害対策本部」の標識を掲示する。

(8) 佐倉市八街市酒々井町消防組合への出動及び応援要請

災害対策本部長（市長）は、災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部事務局（危機管理部）を通じて、その旨を速やかに佐倉市八街市酒々井町消防組合に連絡する。

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、災害の状況により独自に災害現場に出動し活動するが、災害の規模により災害対策本部だけでは対処できないと災害対策本部長（市長）が判断したときは、災害対策本部事務局（危機管理部）を通じて佐倉市八街市酒々井町消防組合に対して、出動及び応援の要請を行う。

(9) 職務・権限の代理

① 副本部長

災害対策本部長（市長）不在時、又は災害対策本部長（市長）に事故があるときは、佐倉市災害対策本部条例施行規則の規定により副本部長（副市長）が本部長の職務・権限を代理する。

② 危機管理部長

危機管理部長は、災害時その他緊急の対応を要する事態において、災害対策本部長（市長）又は副本部長（副市長）の命を受け、災害応急対策に関する事務の総合調整を行う。

また、災害時その他緊急の対応を要する事態において、災害対策本部長（市長）又は副本部長（副市長）が不在の場合、危機管理部長は、災害応急対策に関することについて代決することができる。

③ 各部・各班の長の代理

各部長の代理は、各部の班長が務める。

班長が複数いる場合は、あらかじめ各部長が職務・権限を代理する班長を指名する。

また、班長の代理は、副班長とし、あらかじめ各部長が指名する。

(10) 災害対策本部の閉鎖及び災害復旧・復興本部の設置

災害対策本部長（市長）は、佐倉市災害対策本部条例施行規則の規定により、災害対策本部を設置した後において、災害又は災害の発生するおそれが解消したため災害対策本部を設置しておく必要がなくなったと認めたときは、災害対策本部を閉鎖することができるものとする。

ただし、被災者への生活再建支援や災害復興事業を実施する必要がある場合には、災害復旧・復興本部を設置する。

(11) 設置及び閉鎖の通知

本部長（市長）は、災害対策本部を設置又は閉鎖した場合は、各部、知事、関係機関、報道機関、住民等にその旨を通知する。

4. 災害活動班における動員計画

(1) 配備計画

① 災害活動班及び出動職員の編成

原則として、各部長が部内を調整して、あらかじめ必要な災害活動班及び出動職員を編成しておくものとし、防災活動の準備又は実施のため、配備職員に災害活動班及び出動職員の編成について周知徹底する。

各課長は、配備指令に直ちに応じられるよう、所属の職員について、あらかじめ第2配備から第4配備までの指令ごとの出動職員を把握するとともに、各職員に周知徹底する。

② 連絡体制の整備

防災担当等による情報収集・連絡活動が円滑に行えるようにするほか、上位の配備体制への移行時に速やかに職員の動員が行えるようにすることを目的に、あらかじめ各課等において連絡員等の所要人員を定める。

③ 災害活動班長の役割等

各部の部長は、あらかじめ災害活動班ごとに班長を指名する。

指名された班長は班内の業務の総括を行う他、原則として、本部連絡員を通じての災害対策本部との連絡及び部内の調整等を行う。

④ 本部連絡員の役割等

各部長は、あらかじめ部ごとに本部連絡員を指名する。

指名された本部連絡員は、本部員の指示により、災害対策本部との連絡及び部内の調整等を行う。

また、平常時においては部内の災害対策に関する調整、危機管理部との連絡、調整を行う。

⑤ 副班長の役割等

各部長は、あらかじめ副班長を指名する。

副班長は、班長を補佐し、班長不在の場合は、班長の代理として班内の業務を統括する。

班長が複数いる場合は、あらかじめ、各部長が班長の代理として班内の業務を統括する班長を指名する。

(2) 勤務時間内の動員方法

各部への連絡は、災害対策本部事務局（危機管理部）が佐倉市イントラネット、庁内放送、電話、FAX又は使送等によって行うものとし、佐倉市イントラネット、庁内放送、電話、FAX又は使送等の通知により、平常の勤務体制から災害応急活動体制に切り替えるものとする。

(3) 勤務時間外の動員方法

① 自動参集による動員

職員は、自らテレビ・ラジオ等によって地震情報を収集し、動員基準に定める震度の地震を確認した場合は、該当する職員(第5配備の場合は全職員、第2配備から第4配備の場合は指名する者)は、連絡がなくとも直ちに参集する。

② 参集連絡等による動員

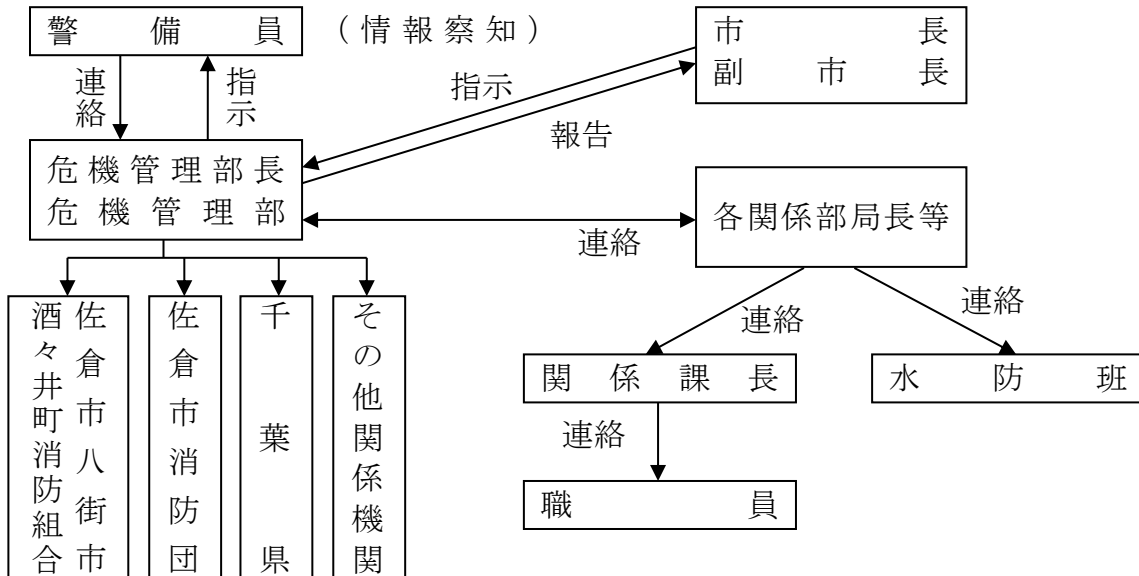
警備員は、災害発生 of 情報を察知した場合は、別途定める「自然災害等に関する緊急情報の伝達マニュアル」等に基づき、直ちに危機管理部長又は危機管理部職員に対し、情報の伝達を行う。

危機管理部長又は危機管理部職員は、関係部局長等に情報の伝達を行うほか、災害

情報の様態や程度等を勘案し、関係部局長等に職員参集の依頼を行うものとし、危機管理部長は、災害情報や配備体制等について、市長及び副市長に報告を行う。

また、関係部局長は、危機管理部長又は危機管理部職員より職員参集依頼があった場合は、あらかじめ定めた災害活動班及び出動職員編成に基づき、職員への参集指示を行う。

【勤務時間外の動員連絡系統】



(4) 各部の本部連絡員による体制確立後の報告

災害対策本部長（市長）の配備体制の指示に基づき各部が体制の確立を完了したときは、直ちに本部連絡員を通じて災害対策本部事務局（危機管理部）に報告し、災害対策本部事務局（危機管理部長）は、災害対策本部長（市長）に報告する。

(5) 人員の確保・調整及び過渡的措置

① 第1配備から第4配備の場合

各部長は、各部の防災活動遂行において、現状の配備体制で対応しがたいと判断される場合には、部内で配備人員を増員し、その旨を災害対策本部事務局（危機管理部）へ報告する。

ただし、状況に応じ、他の部から応援を求めることが適当と判断されるときは、災害対策本部事務局（危機管理部）を通じて、災害対策本部長（市長）（災害対策本部設置前においては危機管理部）に応援要請を行い、必要数の応援を受ける。

② 第5配備の場合等、部内の全職員が配備されている場合

災害時の状況及び応急措置の推移により、災害対策本部長（市長）は、必要に応じて各部の所属する職員を他の部に応援させる。

そのため災害対策本部の設置後、各部長は動員者数を災害対策本部事務局（危機管理部）まで速やかに報告するとともに、応援の必要がある場合は、災害対策本部事務局（危機管理部）を通じて、災害対策本部長（市長）に応援要請を行い、必要数の応援を受ける。

③ 過渡的措置

各部長は、勤務時間外において非常時の配備体制に移行した際に、初動の段階では、参集職員数が少ないことが想定されることから、過渡的措置として職員の参集状況に

応じて、順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

(6) 県及び防災関係機関への動員状況の報告及び連絡

災害対策本部事務局（危機管理部）は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、防災関係機関に連絡する。

5. 避難所開設及び避難所配備職員等の動員計画

避難者への支援及び被害の概要を早期に把握して、災害対策本部における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、災害対策本部長（市長）は、避難所配備職員等を派遣する。

なお、各避難所の設置・管理の方法等については、「第7節 避難所の設置・管理」に定めるところによる。

(1) 派遣基準

勤務時間内外において、佐倉市役所に設置してある震度計が震度5弱以上を記録した場合、災害対策本部長（市長）は、避難所配備職員等を派遣する。

ただし、震度5弱未満の場合であっても、現に被害が発生する等、避難所開設の必要がある場合には、災害対策本部長（市長）は、開設する避難所を選定のうえ、避難所配備職員等を派遣する。

(2) 動員方法及び動員時における活動

① 震度5弱又は震度5強の場合

ア 避難所長及び副所長は、指定避難所周辺の被害調査及び避難状況調査を行いながら各指定避難所に参集するものとし、避難所を開設する。

イ 避難所長及び副所長は、担当地区の概括的な被害情報の収集を行い、防災行政無線や携帯電話で災害対策本部（災害対策本部設置前においては危機管理部）に報告する。

エ 災害対策本部長（市長）は、報告に基づき、指定避難所を開設する必要があると認めるときは、指定避難所の開設について指示を行う。

オ 避難所長及び副所長は、指定避難所の開設の指示を受けたときは、直ちにその他の避難所配備職員に対し、参集の指示を行う。

カ 地震の揺れが長い等、被害の発生が予想される場合には、避難所長及び副所長からの報告の有無に関わらず、災害対策本部長（市長）は、指定避難所及び支部の開設について指示を行うものとし、全ての避難所配備職員を派遣する。

キ 臨時避難所を開設する必要がある場合、災害対策本部長（市長）は、災害対策本部事務局本部付き職員等（以下「臨時避難所派遣職員」という。）を派遣するものとし、派遣の際に避難所長に相当する職員（以下「避難所長相当職員」という。）を指名する。

② 震度6弱以上の場合（自動参集）

ア 避難所配備職員は、指定避難所周辺の被害調査及び避難状況調査を行いながら各指定避難所に参集し、開設を行う。

イ 避難所配備職員は、概括的な被害情報の収集を行い、防災行政無線や携帯電話で災害対策本部に報告する。

エ 臨時避難所を開設する必要がある場合、災害対策本部長（市長）は、臨時避難所

派遣職員を派遣するものとし、派遣の際に避難所長相当職員を指名する。

(3) 避難所配備職員の参集拠点

避難所配備職員の参集拠点は、あらかじめ指定された指定避難所とする。

6. 災害時における職員の服務及び福利厚生

(1) 災害時における職員の服務等

- ① 職員は、佐倉市地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部組織における班長の指揮に従って災害対応に従事しなければならない。
- ② 職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集することとする。
- ③ 全ての非常参集の免除を受けていない職員は、参集する義務を負うものとする。

(2) 非常参集を免除する者

次に掲げる職員は、非常参集を免除する。

- ① 病気、育児又は介護等のため許可を受けて特別休暇又は休職中の者
- ② 災害により死亡又は重度の負傷を負った者
- ③ その他所属長がやむをえない理由のため参集できないと認めた者

ただし、自宅建物の被災を理由とすることや保護等を要請することができる親類縁者等がいるにも関わらず家族の死亡又は負傷を理由とすること、遠方に居住していることを理由とすることはできないものとする。

(3) 非常参集の準備

大規模な地震が起こった場合は、通信が途絶すること、公共交通機関の麻痺等による交通の途絶のため登庁までに時間を要すること等を考慮し、全ての職員は、日常から参集場所までの所要時間、経路及び代替手段等を十分把握しておき、災害発生時は速やかに参集できるように準備しておくものとする。

(4) 宿泊施設等の確保

災害対応の長期化に備えるほか、他の市町村の職員等の受入れ等を考慮し、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・思考力・判断力持続のため、宿泊施設等の確保を図る。

宿泊及び一時的な仮眠施設については、庁舎内に専用の部屋を確保するほか、必要に応じ、市有施設の利用や民間宿泊施設等の借り上げによって対応する。

市職員の宿泊及び仮眠施設の確保及び全体の管理、調整については、総務部総務管理班と資産経営部管財班との協議のもと実施するものとし、派遣職員等の宿泊施設の手配等については、総務部総務管理班において実施する。

なお、宿泊施設の候補地としては、佐倉草ぶえの丘、佐倉市立青少年センターや市営住宅が考えられる。

ただし、市営住宅については、「第18節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等」に定めるとおり、被災者用応急住宅として、提供することとしている。このため、原則として、被災者用応急住宅としての提供を優先する。

また、指定避難所、臨時避難所、施設管理者との協議のもと、避難所配備職員、臨時避難所派遣職員にて、仮眠場所等を確保する。

(5) 食糧・飲料水・その他生活必需物資の調達及び配給

災害対応の長期化に備えるほか、他の市町村の職員等の受入れ等を考慮し、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・思考力・判断力持続のため、災害対策従事者用の食糧・飲料水・その他生活必需物資の確保を図る。

災害対策従事者への食糧・飲料水・その他生活必需物資の配給については、企画政策部物資需給班が本部付き職員の応援を得て、協定業者等から調達し、輸送の合理化の観点から、被災者への食糧・飲料水・その他生活必需物資の配送と合わせて、実施する。

なお、避難所においては、災害対策本部への被災者用の食糧・飲料水・その他生活必需物資の要請に合わせ、災害対策従事者用の食糧・飲料水・その他生活必需物資についても要請を行い、必要数の確保に努める。

(6) 職員の安全確保

災害対策本部長（市長）をはじめ、災害応急対策の実施の責任を有する者は、災害応急対策に従事する職員の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(7) 職員の健康管理

災害対策本部長（市長）をはじめ、災害応急対策の実施の責任を有する者は、災害応急対策に従事する職員の健康管理に十分に配慮しなければならない。

具体的には、所掌業務等を勘案し、職員に休憩時間を与える又は一時帰宅させるといった措置を講じる。

なお、指定避難所、臨時避難所にあつては、職員の健康管理に関する権限は、それぞれ避難所長、避難所長相当職員がそれぞれ有するものとする。

7. 平常業務の機能

災害配備体制下においても、継続しなければならない平常業務については、継続して実施する。

また、地震発生からの時間経過とともに、災害対策本部事務局（危機管理部）と協議のうえ、市民サービス部門等から順次平常業務を再開する。

8. 情報システムの復旧

災害応急対応に関する各業務の効率的な遂行に資するため、総務部システム復旧班は、情報システムの被害状況を調査し、優先業務に係る情報システムから復旧を実施する。

(1) 情報システム復旧の準備

総務部システム復旧班は、主に次のような情報システム復旧作業に必要なものを準備する。

- ① 情報システム復旧に関する技術者の受け入れ態勢の整備
- ② 代替手段の整備
- ③ 情報システム復旧に関する技術者の宿泊場所、食事、車両の手配

(2) 情報システム復旧の実施

総務部システム復旧班は、準備が整い次第、情報システム復旧作業を実施する。

第2節 情報の収集・伝達・報告

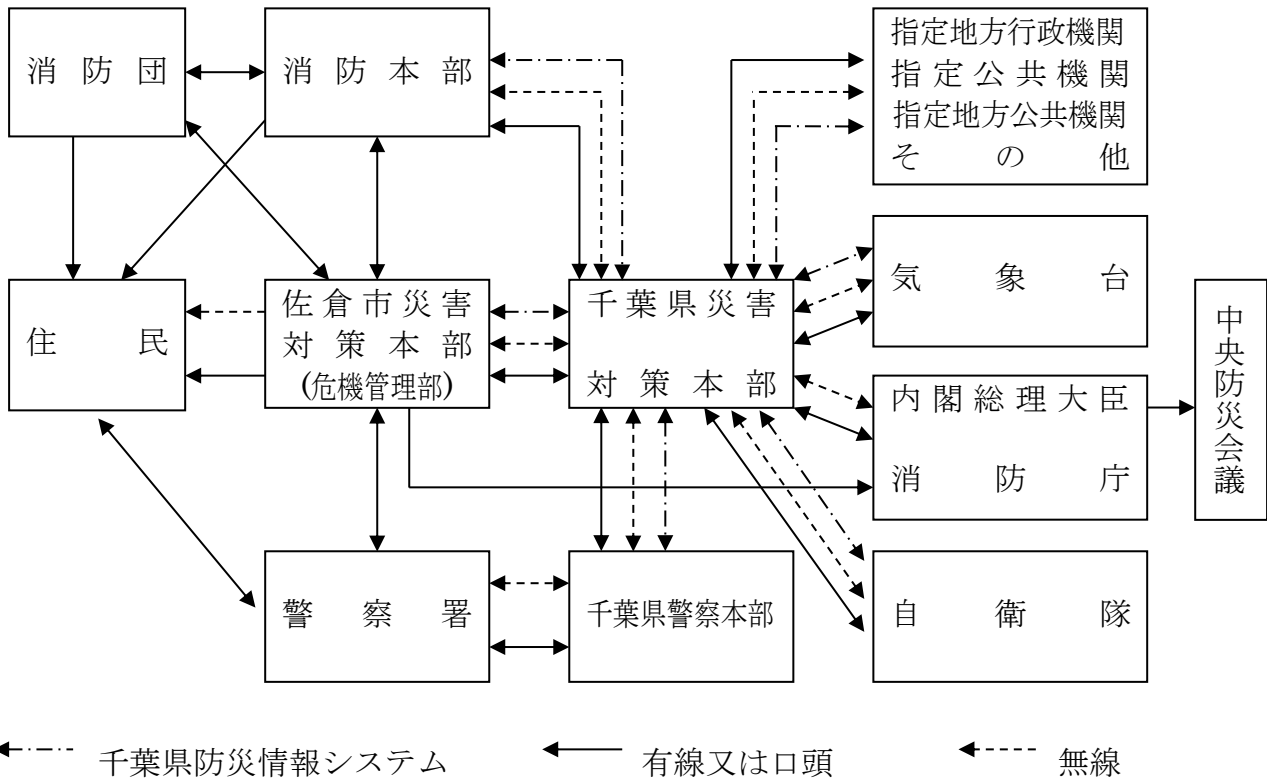
《基本方針》

地震発生後、県及び関係機関との連携協力のもとに、直ちに千葉県防災行政無線や千葉県防災情報システム、その他の情報収集伝達手段を活用し、被害状況の把握及び災害応急対策の実施のための情報収集・伝達活動を行う。

1. 通信体制

市、県及び関係機関は、迅速かつ的確に通信できるシステムを確保する。
震災時の情報連絡の流れは次のとおりである。

【通信連絡系統】



(1) 通信連絡体制の確保

市及び防災関係機関は、災害時における相互間の通知、要請、指示、通報、伝達、その他必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、非常の際における通信連絡体制を確保する。

① 指定電話及び連絡責任者

ア 市及び防災関係機関は、指定電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図る。

イ 各機関は、災害時においては指定電話を平常業務に使用することを制限し、連絡責任者の統括のもとに通信連絡にあたる。

ウ 防災関係機関は、指定電話及び連絡責任者に変更があった場合は、すみやかに佐倉市災害対策本部事務局（危機管理部）に報告する。

(2) 通信手段の確保

一般加入電話、携帯電話、FAX又はインターネット等の通信手段が利用できる場合は、基本的に当該通信回線を利用するが、これら手段が利用不能となった場合は、主に次のような通信設備等を利用し、震災時における通信手段を確保する。

なお、危機管理部は、地震発生後、直ちに市に設置されている防災行政無線等の通信機能を点検するとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。

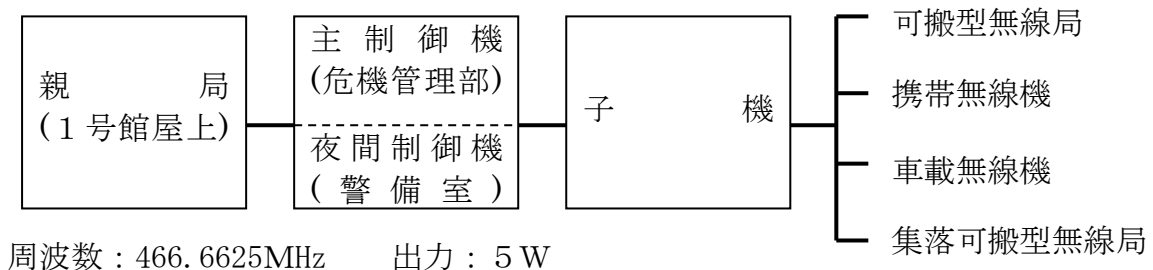
① 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システム

市と県との間における情報の収集、伝達は、基本的に千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムによって行う。

② 市防災行政無線（移動系）

災害の発生、又は発生のおそれがある場合における各部各班等への指示、通知、伝達その他必要な連絡等の通信を行う。

【防災行政無線（移動系）系統図】



③ 市防災行政無線（同報系（固定系））

災害の発生又は発生のおそれのある場合に、住民等に対し適切な情報の伝達等を行うため市内に設置した子局及び防災ラジオ、防災行政無線テレフォンサービスによる広報を行う。

なお、市防災行政無線（同報系（固定系））は、現在、各種情報の住民等への伝達手段として整備拡充に努めているところであるが、指定避難所等に対する情報伝達等の手段でもあることから、必要に応じ、指定避難所等に対する指示、通知、情報伝達の手段として利用する。

④ 消防無線

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、消防無線や消防電話等を活用して各消防署、市及び関係機関と情報連絡等の通信を行う。

⑤ 災害時優先電話

施設を有する市をはじめとする関係機関は、災害発生時における通信連絡を確保するため、平常時より各施設に配置されている電話の災害時優先電話指定について、東日本電信電話株式会社に対し要請を行うものとし、指定がなされた後は、当該電話番号を職員に周知するとともに、災害発生時には当該電話回線から発信を行うよう周知を行う。なお、佐倉市役所における災害時優先電話指定については、施設を管理する所属が実施する。

また、危機管理部は、平常時より市所有の携帯電話の災害時優先電話指定について、契約先携帯電話事業者に対し要請を行い、指定がされた携帯電話を指定避難所又は支

部に優先的に配置するよう努める。

災害時優先電話指定がなされている電話が配置されている施設においては、災害時優先電話指定電話を利用した指示、通知、伝達その他必要な連絡等の通信を行う。

なお、災害時優先電話については、発信制限を受けずに通話が可能となるもので、当該電話が受信している状態では、災害時優先電話としての機能を発揮できないことから、次の点について留意する。

- ア 原則として発信専用回線として使用し、受信は災害時優先電話指定を受けていない回線を使用する。
- イ 災害時優先電話指定回線に対しては、発信を行わない。
- ウ 災害時優先電話の電話番号については、公表しない。

⑥ 非常扱い及び緊急扱い電報

危機管理部は、必要に応じて、東日本電信電話株式会社に対し、非常扱い及び緊急扱い電報を申し込み、一般の電報に優先して取り扱うよう要請する。

ア 非常扱い電報

災害の予防・救援、交通・通信・電力供給確保、治安維持のために必要な事項を内容とする電報で、他に優先して伝送及び配達される電報である。

イ 緊急扱い電報

非常扱い電報以外の公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする電報で、伝送及び配達される順位は非常扱い電報に次ぐ扱いとなる。

ウ 利用方法

- 1) 東日本電信電話株式会社に対し発信を依頼する。(局番なしの115へ申し込む)
- 2) 発信人は、「非常扱い電報」又は「緊急扱い電報」である旨を告げる。
- 3) 発信人は、東日本電信電話株式会社から請求があった場合、「非常扱い電報」又は「緊急扱い電報」の適用範囲に該当するものであることを証明しなければならない。

(3) 県、近隣市町村及び関係機関との通信連絡の方法

① 千葉県防災行政無線等が利用可能な場合

市に設置された千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、一般加入電話、携帯電話、FAX又はインターネット等の通信手段が利用できる場合は、基本的に当該通信回線を利用する。

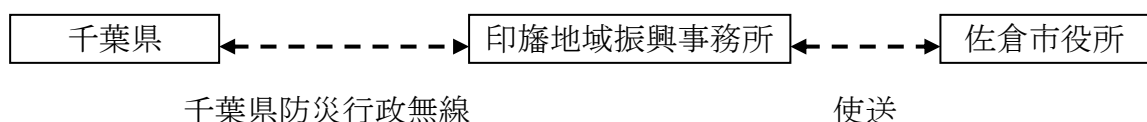
② 千葉県防災行政無線等が利用不能な場合（非常通信）

市は、千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、一般加入電話及び携帯電話が利用できない場合は、次のような措置を講じる。

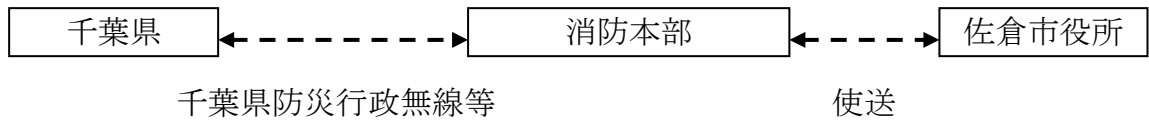
ア 地方通信ルート

千葉県では、市と千葉県との間で直接通信を行うことができない場合に備え、「地方通信ルート」を定めている。危機管理部は、市に設置された千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、一般加入電話及び携帯電話が利用できない場合は、「地方通信ルート」により通信を実施する。

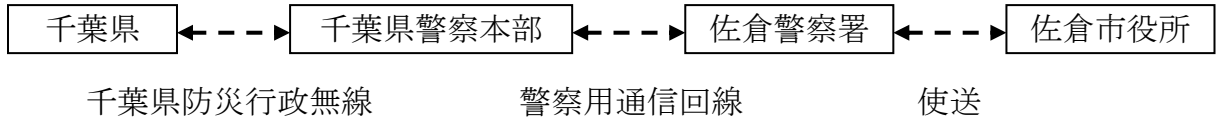
1) 印旛地域振興事務所経由



2) 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部経由



3) 千葉県警察佐倉警察署経由



イ 非常扱い及び緊急扱い電報

危機管理部は、「(2) 通信手段の確保」に定めるところに基づき、非常扱い及び緊急扱い電報の利用を要請する。

ウ その他機関の自営通信回線等の利用

危機管理部は、電波法第52条、災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条に基づき、佐倉市八街市酒々井町消防組合や千葉県警察佐倉警察署等に自営通信回線等の利用を要請することができる。

なお、利用要請の方法については、次のとおりである。

- 1) 非常通信※に該当するか検討する。
- 2) 各機関の通信回線及び伝達先の所在地を確認し、佐倉市と伝達先との間に通信回線を有する機関を選択し、当該機関に依頼を行う。
- 3) 以下の事項を記載した伝達先あての電文を作成する。
 - ・用紙の余白冒頭に朱書で「非常」
 - ・伝達先の住所、氏名（職名）、電話番号
 - ・本文及び本文の末尾に発信者名
 - ・用紙の余白末尾に発信者の住所、氏名（職名）、電話番号
- 4) 依頼先へ電文を持参し依頼を行う。

※ 非常通信の条件（以下の点にすべて合致する場合）

- ・地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ・有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難である場合
- ・人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序維持のために行う必要がある場合

③ 全ての通信連絡施設が途絶した場合

全ての通信連絡施設が途絶した場合、市は、県や近隣市町村、関係機関との通信を行うにあたり、直ちに復旧できる見込みである場合を除き、職員を派遣する。

(4) 職員の派遣等

全ての通信連絡施設が途絶した場合以外であっても、関係機関との連携を図る必要がある場合には、職員を派遣する。この場合、当該派遣職員に携帯電話等を可能な限り携行させる。

また、関係機関との連携を図るため、必要に応じ、関係機関の職員の派遣を要請するとともに、当該派遣職員と所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

(5) 災害現場等出動者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、携帯電話、市防災行政無線（移動系）又は使送（庁用車、バイク、徒歩等）等の適当な手段によって行う。

2. 地震情報等の収集・伝達

(1) 緊急地震速報

気象庁より提供される緊急地震速報を住民に迅速に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）を利用した市防災行政無線（同報系（固定系））及びメール配信サービスによる伝達を行う。

(2) 地震情報

- ① 危機管理部は、佐倉市役所に設置してある震度計（千葉県震度情報ネットワークシステム）にて計測した震度情報を確認するほか、千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、民間気象情報サービスシステム等を通じて、気象庁の発表する地震情報を速やかに収集する。
- ② 通信回線の障害・不通時は、地震に関する情報をテレビ・ラジオから入手するよう努める。

(3) 火災情報

- ① 火災発生の通報は、通常の場合、住民からの119番通報等による。
- ② 電話不通時は、住民から各消防署等への使送等による通報及び指定避難所等からの情報による。

(4) 異常現象の発見及び通報

- ① 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条の規定に基づき、速やかに市、佐倉市八街市酒々井町消防組合又は千葉県警察佐倉警察署に通報する。
- ② 市長は、災害対策基本法第54条の規定に基づき、異常現象の通報を受けた場合、銚子地方气象台、その災害に関係のある近隣市町村、最寄りの県出先機関（印旛地域振興事務所、印旛土木事務所）及び千葉県警察佐倉警察署等に通報し、状況に応じて警戒区域等の設定を行い、又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

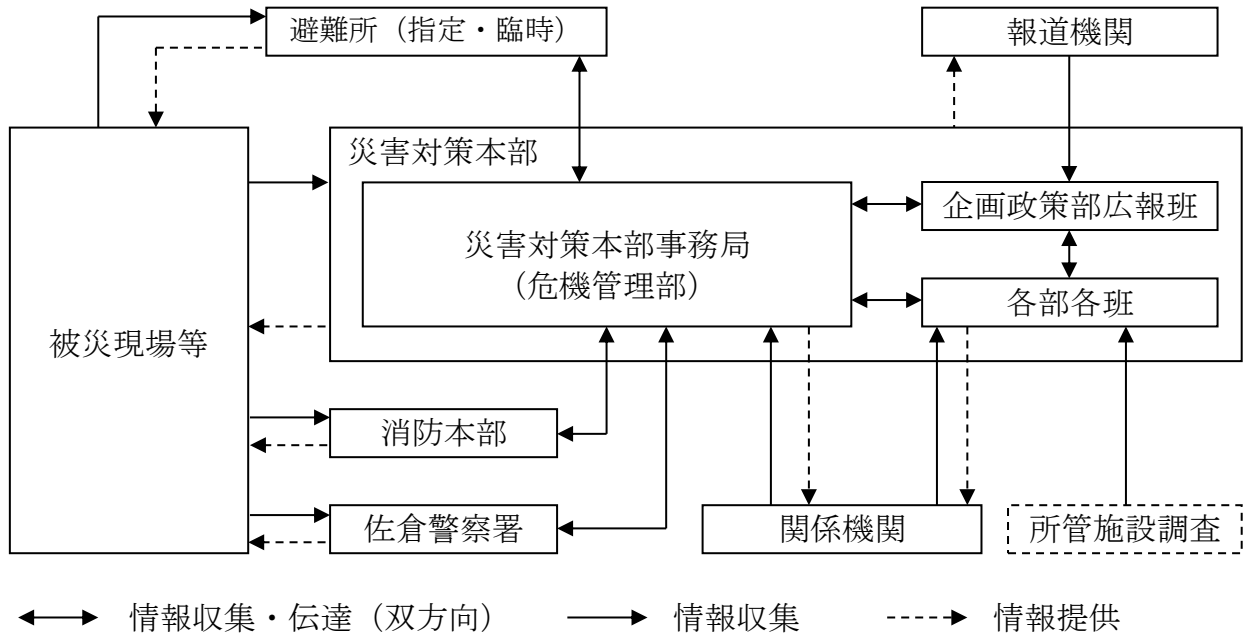
また、市長は、異常現象の通報を受けた場合、職員への参集指示を行うものとし、職員への参集指示及び情報伝達の方法等については、「第1節 活動組織設置・組織動員」に定めるところによる。

3. 佐倉市における被害情報等の収集・伝達

(1) 被害情報等の情報収集・伝達系統

震災時における佐倉市の情報収集・伝達系統は、主に次のとおりとする。

なお、情報収集・伝達にあたっては、市防災行政無線、電話、FAX、携帯電話、職員全員に業務用として配付しているパソコンを使用した庁内ネットワークやインターネット等によるほか、庁用車、バイク、自転車、徒歩等により実施する。



(2) 被害情報等の把握

応急対策活動、広域応援要請等を実施するうえで必要となる概括的な被害状況について、地震発生直後から把握する。

① 情報等把握責任者の選任

市は、次の基準により、被害情報等の把握に係る責任者を定める。

ア 総括責任者

市における被害情報等を総括する責任者は、危機管理部長とする。

イ 取扱責任者

市における被害情報等の把握事務を取り扱う責任者として、原則として各部長を取扱責任者とする。

また、指定避難所においては、避難所長を取扱責任者とする。

なお、災害対策本部長（市長）は、臨時避難所を開設する場合、臨時避難所派遣職員を派遣し、派遣の際に避難所長相当職員を指名するものとしていることから、臨時避難所においては、避難所長相当職員を取扱責任者とする。

② 概括的被害情報等の収集・報告

取扱責任者は、住民等からの通報により収集した情報を災害対策本部事務局（危機管理部）に報告する。なお、各部取扱責任者は、自己の部に属さない被害情報であっても、緊急の通報等を受けた場合は、速やかに担当部に連絡するとともに、災害対策本部事務局（危機管理部）に報告する。

また、企画政策部広報班は、テレビ・ラジオ、新聞等の報道による情報を収集し、災害対策本部事務局（危機管理部）に報告する。

③ 概括的被害情報等調査の実施

取扱責任者は、事務分掌に基づき概括的な被害情報等調査を実施するとともに、関係機関より情報収集を実施する。なお、概括的被害情報等調査は、人命に関わること又は二次被害の防止上重要なことを調査するものとし、主に次の情報を収集・調査する。

なお、専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、部内他班と協力し、概括的な被害情報等調査を実施する。

また、指定避難所、臨時避難所においては、概括的被害情報等調査として、各指定避難所、臨時避難所における避難者情報等を収集する。

- ア 死亡者、行方不明者、傷病者等の情報（住民等の安否情報）
- イ 庁舎等防災対策施設の被害情報（災害対策実施能力の現況を含む）
- ウ 道路・橋梁等の被害情報
- エ 河川・調整池等の被害情報
- オ 土砂災害危険箇所等災害危険箇所の被害情報（人的被害に関わる範囲）
- カ ライフライン施設の被害情報
- キ 建物の被害情報（建築物応急危険度判定の実施）
- ク 宅地等の被害情報（宅地危険度判定の実施）
- ケ 医療機関等救助救護施設の被害情報（対策実施能力の現況を含む）
- コ 産業施設等の被害情報
- サ その他災害の発生拡大防止措置上必要な情報

④ 概括的被害情報等の整理・報告

災害対策本部事務局（危機管理部）は、各取扱責任者より報告のあった概括的被害情報等を整理し、災害対策本部に報告する。

また、災害対策本部事務局（危機管理部）は、整理した情報を千葉県本部事務局（防災危機管理部防災対策課）へ報告する。報告の手続き等については、「4. 国、県及び防災関係機関との被害情報等の収集・報告」に定めるところによる。

⑤ 詳細被害情報等調査の実施

災害発生後の早い段階から、次に示す点について詳細な被害情報等の調査・把握を行う。

なお、調査事項によっては、概括的被害情報等調査と重複する事項もあるため、他の概括的被害情報等調査と合わせて実施する。

把握する内容		担当部等
人的被害	死者、行方不明者の状況	危機管理部 福祉部福祉班 健康推進部医療防疫班
	負傷者の状況	危機管理部 健康推進部医療防疫班

※ 人的被害については、本人又は遺族からの情報提供、千葉県警察佐倉警察署又は佐倉市八街市酒々井町消防組合との情報共有や医療機関等からの情報提供により把握を行う。

また、市民部市民窓口班は、災害を原因とする死亡届が提出された場合、災害弔慰金等の支給がある旨を伝えるとともに、危機管理部に情報提供をするよう案内を行う。

把握する内容		担当部等
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	危機管理部
	被災建築物応急危険度判定	都市部建築物危険度判定班
	被災宅地危険度判定	都市部宅地危険度判定班
非住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	危機管理部
	被災建築物応急危険度判定	都市部建築物危険度判定班
	被災宅地危険度判定	都市部宅地危険度判定班
公共建築物被害	公共建物（庁舎、保育園等）	資産経営部市有建築物班 所管施設を有する各部
その他被害	田畑、農業用施設の被害状況	産業振興部農政対策班
	文教施設の被害状況	教育委員会各班
	医療機関の被害状況	健康推進部医療防疫班
	道路、橋梁の被害状況	土木部道路班
	水路、調整池等の被害状況	土木部土木班
	公共下水道施設の被害状況	上下水道部
	上水道施設の被害状況	上下水道部
	ごみ処理施設等の被害状況	環境部廃棄物対策班
	電気、ガス、鉄道等の被害状況	危機管理部 関係機関
罹災状況	罹災世帯数、罹災者数	危機管理部
被害金額	公共文教施設の被害金額	教育委員会各班
	農業用施設の被害金額	産業振興部農政対策班
	その他公共施設の被害金額	資産経営部管財班 各部
	農林・商工の被害金額	産業振興部各班
火災発生	火災発生件数	佐倉市八街市酒々井町消防組合
避難状況、応急対策の状況	指定緊急避難場所、指定避難所等の状況	危機管理部 各支部・各避難所
	要配慮者の避難状況	福祉部福祉班 健康推進部各班 こども支援部各班、企画政策部広報班
	応急給水	上下水道部
	炊き出しその他による食品給与状況	危機管理部 各支部・各避難所
	救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等	健康推進部医療防疫班
	防災活動に必要な情報及びその他応急対策に必要な状況	危機管理部

⑥ 詳細被害情報等の整理・報告

災害対策本部事務局（危機管理部）は、各取扱責任者より報告のあった詳細被害情報等を整理し、災害対策本部に報告する。

また、災害対策本部事務局（危機管理部）は、整理した情報を千葉県本部事務局（防

災危機管理部防災対策課)へ報告する。報告の手続き等については、「4. 国、県及び防災関係機関との被害情報等の収集・報告」に定めるところによる。

このほか、災害対策本部事務局(危機管理部)は、必要に応じて「災害関連情報、配備指令等の状況報告書」、「被害分布状況報告書」等を作成し、災害対策本部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

⑦ 応援の要請

市単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、災害対策本部事務局(危機管理部)は、県に対して応援要請を行う。

なお、応援要請の方法等については、「第3節 応援の要請・受入れ」に定めるところによる。

⑧ 収集報告にあたって留意すべき事項

ア 情報収集にあたっては、効果的な被害状況等の収集活動に努めるほか、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報等の被害規模を推定するための概括的な情報の収集に特に配慮する。

イ 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施するうえで重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

ウ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

エ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

オ 罹災世帯・罹災人員等の把握にあたっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合することにより、正確を期する。

(3) 被害情報等の提供

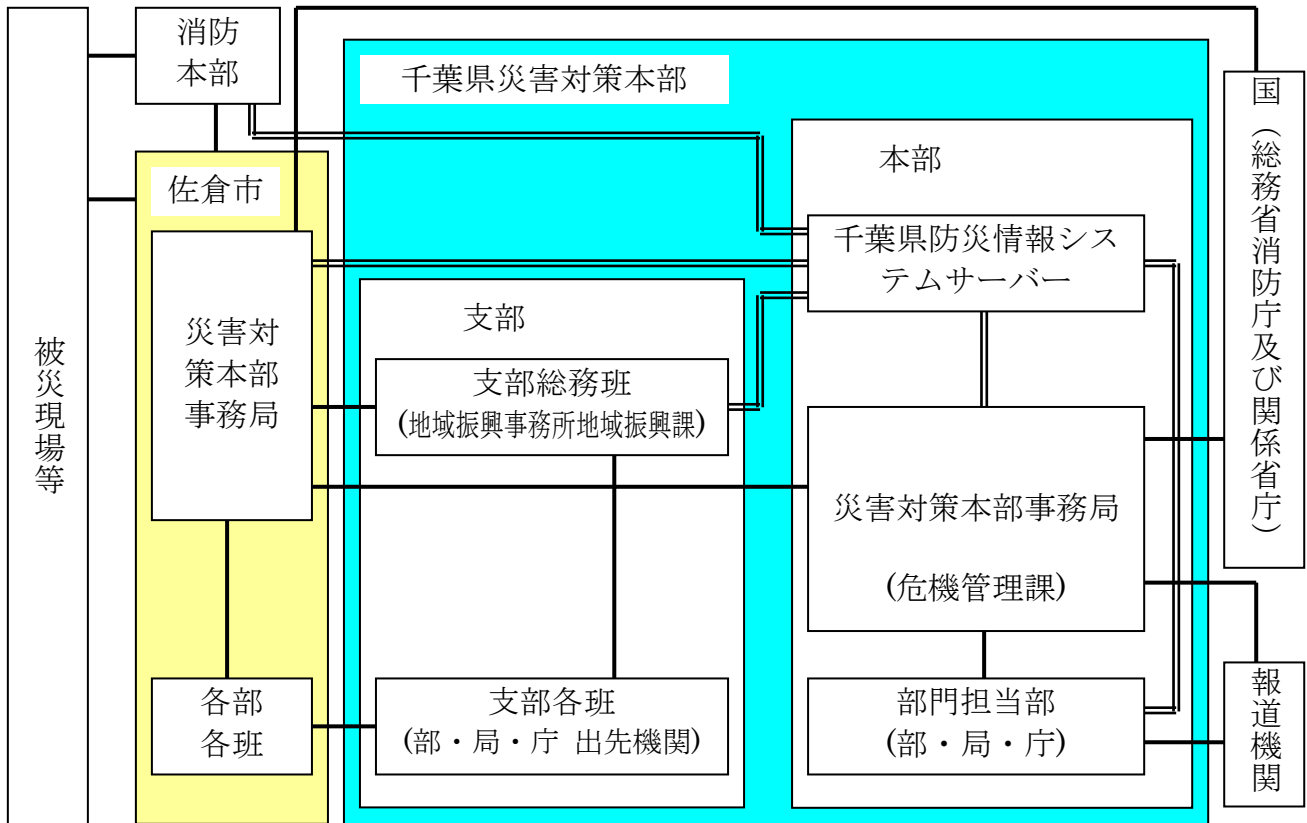
市は、関係機関と協力のうえ、住民等に対し、被害情報や避難状況、応急対策の状況について提供を行う。

なお、被害情報等提供の方法等については、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

4. 国、県及び防災関係機関との被害情報等の収集・報告

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



—— 千葉県防災情報システムによる報告ルート

- - - 電話・FAX等による報告ルート

- ※ 千葉県本部事務局：千葉県災害対策本部事務局（千葉県災害対策本部未設置の場合は、防災危機管理部防災対策課）
- 千葉県部門担当部：千葉県災害対策本部の部（千葉県災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）
- 千葉県支部総務班：千葉県災害対策本部支部総務班（千葉県災害対策本部未設置の場合は、印旛地域振興事務所地域防災課）
- 佐倉市本部事務局：佐倉市市災害対策本部事務局（佐倉市災害対策本部未設置の場合は、危機管理部）
- 佐倉市各部各班：佐倉市災害対策本部組織における部・班（佐倉市災害対策本部未設置の場合は、部・事務局・課）
- 消 防 本 部：佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部

(2) 報告手続等

① 報告基準

市は、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」に基づき、次の基準に該当する災害の場合、千葉県本部事務局（防災危機管理部防災対策課）へ報告する。

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、千葉県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

② 報告の種別等

千葉県本部事務局（防災危機管理部防災対策課）への報告の種別、時期及び方法は、別表1「報告一覧」のとおりとする。

③ 報告すべき事項

市が報告すべき事項は、下記のとおりとする。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の状況（被害の程度等は別表2「被害の認定基準」に基づき判定する。）
- オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - 1) 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - 2) 主な応急措置の実施状況
 - 3) その他必要事項
- カ 災害による住民等の避難の状況
- キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ク その他必要事項

(3) 市が実施する情報収集報告

市域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、電話、FAX等により千葉県本部事務局（防災危機管理部防災対策課）に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。「震度5強」以上を記録した地震にあつては「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その旨を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

(4) 防災関係機関が実施する情報収集報告

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を収集し、随時、県、市及び防災関係機関に報告又は通報を行う。また、各種情報の収集にあつては、関係機関と十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

(5) 千葉県危機管理情報共有要綱

佐倉市地域防災計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、千葉県が定める「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

(6) 報告責任者の選任

市及び防災関係機関は、次のとおり、被害情報等の報告に係る責任者を定める。

① 総括責任者

市及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する責任者として、市及び防災関係機関において1名選任する。

なお、市における総括責任者は、危機管理部長とする。

② 取扱責任者

市及び防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う責任者として、市及び防災関係機関において所掌事務等を勘案して選任する。

なお、市における取扱責任者は、原則として各部長とする。

(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

勤務時間内において、国（総務省消防庁）又は県（千葉県本部事務局（防災危機管理部防災対策課））へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

① 総務省消防庁

ア 消防防災無線（千葉県防災行政無線を使用）

電 話	120-90-49013（地上系）	（消防庁応急対策室）
	048-500-90-49013（衛星系）	（ " ）
F A X	120-90-49033（地上系）	（ " ）
	048-500-90-49033（衛星系）	（ " ）

イ 一般加入電話

電 話	03-5253-7527（消防庁応急対策室）
F A X	03-5253-7537（ " ）

② 千葉県

ア 千葉県防災行政無線

電 話	500-7320（地上系）	（防災危機管理部防災対策課）
	012-500-7320（衛星系）	（ " ）
F A X	500-7298（地上系）	（ " ）
	012-500-7298（衛星系）	（ " ）

イ 一般加入電話

電 話	043-223-2175（防災危機管理部防災対策課）
F A X	043-222-1127（ " ）

(8) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（千葉県本部事務局（防災危機管理部防災対策課））へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

① 総務省消防庁

ア 消防防災無線（千葉県防災行政無線を使用）

電 話	120-90-49102（地上系）	（消防庁宿直室）
	048-500-90-49102（衛星系）	（ " ）
F A X	120-90-49036（地上系）	（ " ）
	048-500-90-49036（衛星系）	（ " ）

イ 一般加入電話

電 話 03-5253-7777 (消防庁宿直室)

F A X 03-5253-7553 (")

② 千葉県

ア 千葉県防災行政無線

電 話 500-7225 (地上系) (危機管理課内 千葉県防災行政無線統制室)

012-500-7225 (衛星系) (")

F A X 500-7110 (地上系) (")

012-500-7110 (衛星系) (")

イ 一般加入電話

電 話 043-223-2178 (危機管理課内 千葉県防災行政無線統制室)

F A X 043-222-5219 (")

別表1 報告一覧

報告の種類		報告機関	報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告		市 消防本部	①庁舎等の状況 ②災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 ③応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 ④措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	①覚知後直ちに ②第1報告の後、詳細が判明の都度直ちに [電話、FAX]
災害緊急報告		防災関係機関	個別の災害現場の概況及び当該災害に対する具体的な対応状況等	①覚知後直ちに ②第1報告の後、詳細が判明の都度直ちに [電話、FAX]
災害総括報告	定時報告	市	被害情報及び措置情報の一般的な情報を定時に報告 ①被害情報 市域の人的被害、住家被害及びその他施設等の一般的な被害状況(件数) ②措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]

報告の種類		報告機関	報告の内容	報告時期・方法
災害総括報告	確定時報告	市	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告 本報告は、災害復旧の基礎となるものであるため、正確を期すること ①被害情報 市内の全般的な被害状況(件数) ②措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況 ③被害額情報 市内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 [端末入力及び文書]
	年報		4月1日現在で明らかになった前年の1月1日から12月31日現在までに発生した災害について報告	4月20日まで [端末入力及び文書]
災害詳細報告		市	災害総括報告で報告した被害情報の内容(日時・場所・原因等)及び措置情報の詳細を報告	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]
		防災関係機関	各機関の所管する施設等の被害状況、機能障害の状況及び復旧見込等について報告	①・②同上 [電話、FAX]

※防災関係機関とは、指定公共機関、指定地方公共機関、輸送関連施設管理者、ライフライン機関及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。

別表2 被害の認定基準

区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。

区 分		認 定 基 準
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満とする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊割合がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。	

住家被害	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。	
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	

区分	認定基準
文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
病院	医療法第1条1項に規定する病院（20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの）とする。
道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
橋梁	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。
河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶	ろ・かいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
海岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。
地すべり	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。
急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。
ブロック・石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

その他被害

区 分		認 定 基 準
その他被害	田の流失・埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被害金額	共 通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかっこ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

第3節 応援の要請・受入れ

《基本方針》

大規模地震時には、被害が拡大し、市及び各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、市及び各防災関係機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議のうえ、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な災害応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受け入れについては、国及び県の指導のもと体制整備に努める。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、総務部総務管理班、各部
佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市消防団
千葉県、関係機関

1. 行政機関との相互応援協力

(1) 市町村間の相互応援

① 他市町村への応援要請

各部署は、あらかじめ定めた事務分掌にしたがって災害応急対策を実施するとともに、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、法律や県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」等その他の協定に基づき、他市町村に応援要請を行う。

なお、県や他市町村への応援要請及び他市町村との相互応援・協力は、原則として、災害対策本部事務局（危機管理部）が窓口となる。

ただし、各部署が所管する協定等により、県や他市町村への応援要請を行う場合や災害対策本部事務局（危機管理部）を窓口とすることで応援要請の迅速性、確実性が損なわれる可能性がある場合は、各部署において直接、応援要請を実施するものとし、事後速やかに災害対策本部事務局（危機管理部）にその旨を報告する。

他市町村に応援を要請しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。また、複数の市町村に同時に応援を要請しようとする場合には、同様に次に掲げる事項を明らかにして電話等により県に対し、応援要請の依頼を行う。

- ア 被害の状況
- イ 応援の種類
- ウ 応援の具体的な内容及び必要量
- エ 応援を希望する期間
- オ 応援場所及び応援場所への経路
- カ その他必要な事項

市は、応援を受けた場合、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出する。

② 応援の調整

県は、市町村間の相互応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、県内市町村に対し被災市町村を応援するよう指示することができる。

この場合において県は、応援を指示した市町村に対し、次のことを示すものとする。

- ア 応援をすべき市町村名
- イ 応援の範囲又は区域
- ウ 担当業務
- エ 応援の方法

③ 応援の受入れ

県や他市町村からの応援の受入れは、原則として、災害対策本部事務局（危機管理部）が応援を要する各部と連絡・調整のうえ、実施する。

ただし、各部が所管する協定等により、県や他市町村からの応援を受け入れる場合や災害対策本部事務局（危機管理部）を窓口とすることで応援受入れの迅速性、確実性が損なわれる可能性がある場合は、各部において直接、応援受入れを実施するものとし、事後速やかに災害対策本部事務局（危機管理部）にその旨を報告する。

なお、応援職員を受け入れる場合は、総務部総務管理班が災害対策本部事務局（危機管理部）及び応援職員を受け入れる各部と連絡・調整のうえ、実施する。

④ 応援の実施

市は、他市町村から応援を求められた場合や県より応援の指示を受けた場合、特別な事情がない限り、直ちに応援を実施する。

応援を実施する場合、応援の内容を電話等により要請した被災市町村に連絡し、その後直ちに応援を実施する。なお、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

県から応援の指示を受けた場合、市は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合はその内容を県に対し、電話等により連絡する。

他市町村への応援は、原則として、災害対策本部事務局（危機管理部）が応援を実施する各部と連絡・調整のうえ、実施する。

ただし、各部が所管する協定等により、他市町村への応援を実施する場合や災害対策本部事務局（危機管理部）を窓口とすることで応援実施の迅速性、確実性が損なわれる可能性がある場合は、各部において直接、応援を実施するものとし、事後速やかに災害対策本部事務局（危機管理部）にその旨を報告する。

なお、他市町村へ応援職員を派遣する場合は、総務部総務管理班が災害対策本部事務局（危機管理部）及び応援職員を派遣する各部と連絡・調整のうえ、実施する。

⑤ 自主応援

市は、被災市町村からの応援要請又は県からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

他市町村への応援は、原則として、災害対策本部事務局（危機管理部）が応援を実施する各部と連絡・調整のうえ、実施する。

ただし、各部が所管する協定等により、他市町村への応援を実施する場合や災害対策本部事務局（危機管理部）を窓口とすることで応援実施の迅速性、確実性が損なわ

的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みとして定められている、総務省の「応急対策職員派遣制度」を活用する。

なお、指定地方行政機関への応援要請及び県へのあつ旋要請は、原則として、災害対策本部事務局（危機管理部）が窓口となる。ただし、各部が所管する協定等により、指定地方行政機関への応援要請及び県へのあつ旋要請を行う場合や災害対策本部事務局（危機管理部）を窓口とすることで応援要請等の迅速性、確実性が損なわれる可能性がある場合は、各部において直接、応援要請等を実施するものとし、事後速やかに災害対策本部事務局（危機管理部）にその旨を報告する。

- (2) 県は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の派遣を要請する。また、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、内閣総理大臣に対しては、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。

千葉県公安委員会は、警察災害派遣隊の派遣要求に関し、他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。

3. 消防機関の応援

消防機関の応援については、「第11節 消火・救助対策」に定めるところによる。

4. 水道事業体等の相互応援

市（上下水道部）は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県の調整の下に他の事業体等に応援要請を行う。

また、市（上下水道部）は、公共下水道について、必要があるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部と県が締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定書」により応急対策を行うとともに、県単独で対応できない被害が発生した場合には、東京都等の1都7県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。

5. 協定等締結民間団体等に対する応援要請

各部は、大規模災害時における迅速な災害応急対策の実施や復旧体制の整備を図るため、必要と認めるときは、協定等を締結している各民間団体等に対し協力を要請する。

なお、各部において協定等を締結している各民間団体等に対し協力要請を行った場合、事後速やかに災害対策本部事務局（危機管理部）にその旨を報告する。

6. 経費の負担等

- (1) 他の都県又は市町村等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担

市は、災害対策基本法第67条第1項、第68条又は第74条第1項の規定により他の都県又は市町村等の応援を受けた場合、当該応援に要した費用を負担する。

ただし、市が当該費用を支弁するいとまがないときは、市は、当該応援をする他の都県又は市町村等に対し、当該費用の一時繰替え支弁を求めることができる。（災害対策基本法第92条）

なお、災害救助法が適用された場合において、応援を受けた業務が災害救助法第4条に規定された救助の範囲に含まれる場合には、災害救助法に基づき費用負担がなされることとなる。

(2) 国又は他都県、他市町村から職員派遣を受けた場合の給与等の負担

国から派遣された職員に対する給与及び経費の負担方法、及び他都県、他市町村から派遣された職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

なお、国又は他都県、他市町村から職員派遣を受けた場合の給与等の負担に係る事務については、総務部総務管理班が実施する。

(3) 指定公共機関等から協力を受けた場合の経費負担

指定公共機関等から協力を受けた場合の経費負担については、各計画や協定等に定めるもののほか、事前に相互に協議して定めた方法又はその都度相互に協議して定めた方法による。

(4) 派遣職員等の宿泊施設等の確保

派遣職員等の宿泊施設等について、状況を勘案しながら適宜確保するものとし、市有施設の利用や民間宿泊施設等の借り上げによって対応する。

派遣職員等の宿泊施設の手配等については、総務部総務管理班において実施する。

なお、宿泊施設の候補地としては、佐倉草ぶえの丘、佐倉市立青少年センターや市営住宅が考えられる。

佐倉草ぶえの丘及び青少年センター(岩名運動公園内)については、「第2章 災害予防計画 第11節 避難体制の確立及び避難施設等の整備」に定めるとおり、臨時避難所の候補地でもあるが、当該施設の活用については、原則として、派遣職員等の宿泊施設としての活用を優先する。

また、市営住宅については、「第18節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等」に定めるとおり、被災者用応急住宅として、提供することとしており、原則として、被災者用応急住宅としての提供を優先する。

※ 災害応急対策

災害応急対策とは、災害対策基本法第50条に規定する以下の事項をいう。

- ① 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- ② 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ③ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ④ 災害を受けた児童生徒の応急の教育に関する事項
- ⑤ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ⑥ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ⑧ 緊急輸送の確保に関する事項
- ⑨ 前各事項に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

※ 応急措置

応急措置とは、災害応急対策のうち、災害対策基本法第62条第1項に規定する消防、水防、救助その他災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置のことであり、当該措置を講じなければ住民等の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得るような緊急性の高いものをいう。

具体的には、消防、水防、救助のほか、避難所設置初期段階における飲料水や食糧の確保（避難所が安定運営されるようになった後の対策は除く。）、疫病発生防止措置としての消毒やし尿処理等の防疫活動等が該当する。

第4節 自衛隊への災害派遣要請

《基本方針》

市は、大規模な地震等の災害が発生し、住民等の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、自衛隊に対しその旨を通知する。

なお、県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求することができない場合には、自衛隊に対し通知する。

また、派遣を要請した場合、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図る。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、千葉県、自衛隊

1. 災害派遣の要請

(1) 災害派遣の方法

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

① 県に対する自衛隊の災害派遣要請の要求

災害対策本部長（市長）は、市域において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、自衛隊の災害派遣要請を行うよう求める。

なお、この場合、災害対策本部長（市長）は、県に対して自衛隊の災害派遣要請の要求を行った旨及び市域における災害の状況を自衛隊に通知するものとし、自衛隊に通知を行った旨を県に通知する。

② 県に自衛隊の災害派遣要請を要求するいとまがない場合等

災害に際し、通信の途絶等により、県との連絡が不能で、県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求することができない場合には、直接自衛隊の関係部隊等に対し市域における災害の状況を通知するものとし、県との連絡が可能となった後、速やかに自衛隊に通知を行った旨を県に通知する。

市域における災害の状況についての通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、災害派遣を実施できる。

③ 自衛隊における自主的な災害派遣

災害に際し、次のような場合には、自衛隊は自主的に災害派遣を実施できる。

ア 通信の途絶等により、県との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

イ 関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合

エ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設、又はこれらの近傍に災害が発生した場合

(2) 災害派遣要請の手続等

災害対策本部長（市長）は、県に対し、自衛隊の災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合には、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求することができない場合には、直接自衛隊の関係部隊等に対し市域における災害の状況を通知した後に、所定の手続きを速やかに行う。

県に対する自衛隊の災害派遣要請要求又は自衛隊の関係部隊等に対する市域における災害の状況の通知については、災害対策本部事務局（危機管理部）が実施する。

① 提出（連絡）先

防災危機管理部防災対策課

② 提出部数

1部

③ 記載事項

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域、活動内容

エ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

2. 災害派遣部隊の受入体制

(1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

災害対策本部長（市長）は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

災害対策本部長（市長）は、自衛隊に対する救援活動の要請にあたっては、どのような分野（捜索、救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資器材を準備する。

また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動期間を含め住民等との連絡調整を実施する。

(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通知

災害対策本部長（市長）は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通知する。

【活動拠点候補地】

- 1) 岩名運動公園
- 2) 七井戸公園
- 3) 山王公園
- 4) ユーカリが丘南公園
- 5) 寺崎北公園
- 6) 佐倉城址公園

【ヘリコプター臨時離発着場候補地】

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 1) 市立佐倉小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 2) 市立内郷小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 3) 市立志津小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 4) 市立上志津小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 5) 市立臼井小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 6) 市立印南小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 7) 市立根郷小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 8) 市立和田小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 9) 市立弥富小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 10) 市立千代田小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 11) 市立井野小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 12) 市立佐倉中学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 13) 市立志津中学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 14) 市立南部中学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 15) 佐倉城址公園自由広場 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：自由広場 |
| 16) 岩名陸上競技場 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：陸上競技場 |
| 17) 山王公園 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：公園 |

【陸上自衛隊航空機の能力基準】

機 種	乗員、燃料以外の 有効搭載重量 (搭乗可能人員)	離着陸所要地積 (長さm×幅m) ※周囲に障害物がない場合
OH-6J 観測ヘリコプター	300kg (3名)	30×30
UH-1J 多用途ヘリコプター	1,000kg (7名)	36×36
UH-60JA 多用途ヘリコプター	(11名)	50×50
CH-47J 輸送ヘリコプター	8,000kg (35名)	100×100

【宿泊施設等候補地（市有施設）】

- 1) 佐倉草ぶえの丘
- 2) 佐倉市立青少年センター
- 3) 市営住宅

※ 市営住宅については、「第18節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等」に定めるとおり、被災者用応急住宅として、提供することとしており、原則として、被災者用応急住宅としての提供を優先する。

3. 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

(1) 被害状況の把握

車両・航空機等、状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握

握する。

(2) 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。

なお、消火薬剤等は、通常、県又は市、佐倉市八街市酒々井町消防組合等が提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等が提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

なお、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(12) その他

その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

4. 災害派遣部隊の撤収要請

災害対策本部長（市長）は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、県及び派遣部隊の長と協議を行う。

5. 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

市が負担する救援活動に要した経費は次のとおりとする。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備品を除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- ④ 天幕等の管理換に伴う修理費
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

第5節 災害広報・広聴対策

《基本方針》

県、市、防災関係機関は、相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、人心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

1. 災害広報

避難情報、災害情報、支援情報、ライフライン復旧情報等の応急対策活動に関する情報について、広報活動を実施する。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、企画政策部広報班、千葉県

(1) 広報内容

災害発生直後、又は災害が発生するおそれが生じている場合における速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、関係機関と協力のうえ、次の事項を中心に広報活動を実施する。

なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

① 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の避難に関する情報

② 交通規制等に関する情報

③ 被害に関する情報

- ア 人及び家屋関係
- イ 公益事業関係
- ウ 交通施設関係
- エ 土木港湾施設関係
- オ 農林水産関係
- カ 商工業関係
- キ 教育関係
- ク その他

④ 支援に関する情報

- ア 避難所に関する事
- イ 救護所に関する事
- ウ 救援物資の配布に関する事
- エ 給水・給食に関する事
- オ その他一般住民及び被災者に対する必要な広報事項

⑤ 応急対策活動に関する情報

- ア 水防、警備、救助及び防疫活動
- イ 交通、土木等施設の応急対策活動及び復旧情報
- ウ 上水道、下水道、電気、ガス等のライフライン復旧情報
- エ その他一般住民及び被災者に対する必要な広報事項

⑥ 県外で発生した震災に係る支援に関する情報

⑦ 流言飛語の防止に関する情報

(3) 広報方法

市及び県は、次のような手段によって、住民等への広報を行う。

なお、要配慮者への広報は、文字放送やインターネット等のメディアを活用するほか、手話、点字、筆記、外国語等による広報を実施するため、ボランティアや地域住民等への協力要請に努める。

① 一般広報活動（佐倉市）

ア 佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））、広報車等を活用した広報

市は、災害が発生した場合や災害の発生のおそれがある場合、佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））や広報車等により、住民等への広報を行う。

イ 広報紙、掲示板等を活用した広報

市は、広報紙による広報を実施するほか、指定避難所が開設された場合には、指定避難所施設の入り口付近等の避難者の目につきやすい場所に掲示板等を設置し、広報の実施に努める。

なお、臨時避難所又は福祉避難所が開設された場合にあっても、開設された施設において、同様の対応に努める。

また、駅周辺に所在する公民館等の市有施設において掲示板等を設置することにより、確実な情報伝達の確保に努めるほか、関係機関と連携して、駅周辺施設や一時滞在施設における情報の掲示等についても検討する。

ウ メール等の文字情報による広報

市は、佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））の聞き取りにくい地域への対策及び要配慮者対策として、株式会社広域高速ネット二九六（ケーブルネット296）による緊急情報の放送を行うほか、エリアメール、緊急速報メールやメール配信サービス、市ホームページ、SNS等による広報を行う。

エ FM放送による広報

市は、FM放送局と連携し、災害情報を地域住民に伝達する。

オ 災害情報共有システム（Lアラート）を利用した広報

災害情報共有システム（Lアラート）とは、ICTを活用して、災害時における避難情報等の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオ等の様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するもので、一般財団法人マルチメディア振興センターが運営するものである。

市は、避難情報等や避難所情報、災害対策本部設置情報について、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を送信することにより、テレビ、ラジオ等の様々なメディアを通じて、地域住民に広報を行うよう努める。

② 一般広報活動（千葉県）

ア 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報

イ 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報

ウ インターネット（千葉県ホームページ、メール等）を活用した広報

エ 千葉県防災ポータルサイトを活用した広報

2. 報道機関への情報提供等

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。

《実施担当機関》

企画政策部広報班、千葉県

(1) 放送事業者及びインターネット事業者への放送要請

県及び市は、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に放送を要請する。

また、災害対策基本法第57条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討する。

【放送要請協定機関及び窓口】

- ① 日本放送協会千葉放送局（放送）
千葉県防災行政無線
電 話 500-7393 F A X 500-7394
一般加入電話
電 話 043-203-0597 F A X 043-203-0395
- ② 千葉テレビ放送(株)報道局報道部
千葉県防災行政無線
電 話 500-9701 F A X 500-9702
一般加入電話
電 話 043-231-3100 F A X 043-231-4999
- ③ (株)ベイエフエム総務部
千葉県防災行政無線
電 話 500-9711 F A X 500-9712
一般加入電話
電 話 043-351-7841 F A X 043-351-7870
- ④ (株)ニッポン放送編成局報道部
一般加入電話
電 話 03-3287-7622 F A X 03-3287-7696

(2) 災害情報等の提供

市は、災害情報等を総括し、提供するためのプレスセンターを設置し、企画政策部広報班が報道機関に対し、主に次の項目について、適宜情報の発表を行う。なお、個人情報についてはその保護に十分に配慮する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

- ①災害発生場所及び発生日時
- ②被害状況

- ③応急対策の状況
- ④住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の発表、発令の状況
- ⑤住民に対する協力要請及び注意事項
- ⑥支援施策に関すること

3. 住民等の各種相談窓口の設置

市は、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡する等の広聴活動を実施する。

《実施担当機関》

企画政策部秘書班、市民部市民生活班、関係機関

(1) 市民相談窓口の開設

住民からの問い合わせや法律、医療等の専門相談等に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて市役所及び公共施設等に相談窓口を開設する。

また、大規模災害や住民の生活基盤に多大の影響を及ぼす事態が発生した場合は、必要に応じ、行政監視行政相談センターを中心に、国の行政機関、政府系金融機関、県、学識経験者や行政相談委員等が参加した「特別行政相談所」が開設され、特別行政相談活動が実施されることから、「特別行政相談所」が開設された場合は、企画政策部秘書班及び市民部市民生活班を中心に、市職員を派遣する。

なお、企画政策部秘書班及び市民部市民生活班は、「特別行政相談所」が開設される場合は、開設時期、場所、運営方法、処理体制等について、開設前に協議を行う。

市における相談窓口や「特別行政相談所」（以下「相談窓口等」という。）を開設した場合、市は、「1. 災害広報」に定めるところにより、広報を実施する。

(2) 相談内容

相談窓口等への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが想定される。

- ① 上水道・下水道の修理に関すること
- ② 要配慮者対策等、福祉に関すること
- ③ 罹災証明の発行に関すること
- ④ 災害弔慰金等の支給に関すること
- ⑤ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること
- ⑥ 租税等の減免、徴収猶予等に関すること
- ⑦ 住宅の応急復旧や融資制度の利用に関すること
- ⑧ 中小企業及び農業関係者の支援に関すること
- ⑨ その他生活再建に関すること

(3) 実施体制等

相談窓口等の実施体制については、原則として、企画政策部秘書班及び市民部市民生活班を中心に実施するが、専門的な相談に対応するため、必要に応じ、各部・各班又は関係機関の応援を求める。

また、相談窓口には、女性を配置するほか、女性専用相談窓口を設ける等、女性への配慮に努める。

(4) 要望の処理

相談窓口等で聴取した住民からの相談、要望、苦情等については、速やかに関係する部・班又は関係機関へ連絡するほか、相談者を関係する部・班又は関係機関へ案内することにより、早期解決を図る。

このため、企画政策部秘書班及び市民部市民生活班は、「第1節 活動組織設置・組織動員」に定める災害対策本部組織の事務分掌や関係機関の所掌事務を把握しておくものとする。

第6節 応急避難

《基本方針》

地震時には、住宅等の倒壊や延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民等の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。

このため、安全な場所への避難に必要な措置を可能な限り実施し、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。中でも高齢者、障害者その他の要配慮者の安全避難については特に留意する。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）
佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市消防団
千葉県、千葉県警察佐倉警察署、自衛隊、住民、関係機関

1. 避難の指示等の実施機関

(1) 避難の指示

避難の指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である市町村長を中心として、相互に連携をとり実施する。

- ① 市長等（災害対策基本法第60条）
- ② 警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- ③ 水防管理者（市長、印旛利根川水防事務組合管理者）（水防法第29条）
- ④ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- ⑤ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。）
（自衛隊法第94条）

(2) 避難所の設置

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民等に供与するため、指定避難所又は臨時避難所を設置するほか、緊急の入院加療等を必要としないものの、避難所での生活において特別な配慮が受けられる等の専門性の高いサービスを必要とする要配慮者を対象とした福祉避難所を設置する。

なお、各避難所の設置・管理の方法等については、「第7節 避難所の設置・管理」に定めるところによる。

- ① 指定避難所、臨時避難所又は福祉避難所の設置は、市長が行う。
ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助する。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長に行わせることができる。
- ② 市のみで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

2. 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施

(1) 実施機関の措置等

地震の発生に伴う災害による住民等の生命、身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、「1. 避難の指示等の実施機関」に掲げる者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示を行う。

① 市長の措置

市長は、火災、崖崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立退きの指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

また、市長は、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階において、高齢者等避難を発表する。

② 警察官等の措置

警察官は、地震に伴う災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市長が措置をとることができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、直ちに当該地域の住民等に立退きを指示する。

また、警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域の住民等に立退きを指示する。

③ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民等に避難の指示をする。

④ 知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事等は、地震に伴う地すべり等により、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民等に対し立退きを指示する。

(2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の内容等

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発表、発令の内容等は次のとおりとする。なお、具体的な発表・発令基準について、別に定めるものとし、常に情勢に適合した基準となるよう努める。

市長等が避難の指示を行う場合は、状況の許す限り発表内容に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

① 高齢者等避難

	内 容
発表時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれがある状況で、災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況。
住民に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれる。具体的にとるべき避難行動は、立退き避難を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認した上で自らの判断で屋内安全確保等することも可能である。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせるほか、避難の準備、自主的に避難するタイミングとなる。
発表内容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地域（町丁名、施設等） ・避難先（避難場所等の名称） ・避難経路（避難場所等への安全な順路） ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の理由（避難要因となった危険要素の所在地等） ・その他必要な事項（避難行動時の最小携帯品、避難行動要支援者の優先避難・介助の呼びかけ等）
伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・広報車 ・防災行政無線（同報系（固定系）） ・自主防災組織、自治会・町内会等の協力による口頭伝達 ・メール配信（メール配信サービス） ・市ホームページ ・SNS ・データ放送・テレビ・ラジオ放送（必要に応じ）

② 避難指示

	内 容
発令時の状況	・災害が発生するおそれが高い状況で、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況。
住民に求める行動	・居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。具格的にとるべき避難行動は、立退き避難を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認した上で自らの判断で屋内安全確保等することも可能。
発表内容	※高齢者等避難に準じる。
伝達方法	※高齢者等避難に準じる。 ただし、メール配信については、エリアメール、緊急速報メールも活用する。

※1 立退き避難：指定緊急避難場所だけでなく、親戚・知人宅等のより安全な場所・建物等を含む

※2 屋内安全確保：その時点にいる建物内において、より安全な部屋等への移動

③ 緊急安全確保

	内 容
発令時の状況	・災害が発生又は切迫している状況で、居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ避難することがかえって危険であると考えられる状況。
住民に求める行動	・居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。具体的にとるべき避難行動は緊急安全確保であるが、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は立退き避難をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
発表内容	※高齢者等避難に準じる。
伝達方法	※高齢者等避難に準じる。 ただし、メール配信については、エリアメール、緊急速報メールも活用する。

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

① 住民等への周知

ア 避難の措置を実施したときは、当該実施者は、「(2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の内容等」に掲げる伝達方法により、住民等に対し、その内容を周知する。

- イ 市長は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- ウ 市長は、住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。
- エ 市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動や、「屋内安全確保」といった適切な安全確保措置を住民がとれるように努める。

② 関係機関の相互連絡

市、県、警察、自衛隊は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

③ 県、関係機関等への報告・連絡

市長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合は、千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、電話、FAX等により千葉県本部事務局（防災危機管理部防災対策課）に報告するとともに、関係機関へ連絡を行う。

(4) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の解除

市長は、避難の必要がなくなった時は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の解除を行い、その旨を住民等に対して周知する。

また、市長は、千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、電話、FAX等により千葉県本部事務局（防災危機管理部防災対策課）に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の解除を行った旨を報告するとともに、関係機関へ連絡を行う。

3. 避難行動

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発表、発令がなされた場合や現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、生命又は身体の安全を確保するため、関係機関相互の連携のもとに、避難行動要支援者の避難を優先して避難行動を行う。

(1) 避難行動等

① 避難場所等への避難行動

避難場所、避難所への住民等の避難は、自助・共助による避難を基本とする。

なお、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織や自治会・町内会等を中心に、消防団や民生委員・児童委員等の協力を得て、近隣住民の共助により避難行動支援を実施する。

② 学校、事業所等における誘導

学校、幼稚園、保育所、事業所、その他の多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者（共同防火管理を実施している建築物等においては、統括防火管理者）、管理権限者等が、避難誘導を実施する。

③ 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関等があらかじめ定めた防災業務計画等に基づき、避難誘導を実施する。

(2) 避難にあたっての留意点と方法

① 避難にあたっての留意点

避難にあたっては、次の事項に留意する。

- ア 生き埋めや閉じ込めが発生していないか確認を行うとともに、地域住民相互に安否確認を行うこと
- イ 二次被害の防止のため、火の始末やガスの元栓の閉鎖を行うこと
- ウ 通電火災等の二次被害の防止のため、電気のブレーカーを落とすこと
- エ 貴重品や薬、生活必需品等（非常持出品）を持参すること
ただし、避難行動の妨げとならないよう非常持出品は必要最小限とすること
- オ 外出中の家族等に宛てた安否情報等を示しておくこと
ただし、防犯上の問題から、人目に付くところに文字情報を残すことはせず、事前に家族間等において、安否情報を残す場所や方法を定めておくこと

② 避難の方法

避難行動は、災害の規模、状況に応じて異なるが、概ね次のように実施する。

なお、一時避難後において、生命又は身体の安全が確保できていることが確認できた場合や二次被害の発生のおそれもない場合は、必ずしも避難行動を行う必要はない。

また、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定避難所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動または「屋内安全確保」を行うべきである。

- ア 避難者は、地域内において、あらかじめ決めておいた公園や空地等に一時避難を行い、相互に安否確認を実施する。
- イ 被害の発生等により、自宅等において、生活を営むことが困難であることが判明した場合や二次被害が発生するおそれがある場合は、事前に選定した安全な経路を通過して原則として徒歩で避難行動を行う。
なお、避難路の選択においては、二次災害防止のため、土砂災害等の発生のおそれのない、安全な避難路を早急に確認し、選定する。
- ウ 避難行動にあたっては、できるだけ自主防災組織や自治会・町内会等において集団避難に心がける。
- エ 避難行動要支援者の避難を優先するとともに、自主防災組織や自治会・町内会等を中心に、消防団や民生委員・児童委員等の協力を得て、近隣住民により避難行動支援を実施する。
- オ 避難場所、避難所が火災等により危険と判断された場合は、他の避難場所等へ移動する。

4. 警戒区域の設定

住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限・禁止、又は当該区域からの退去を命じる。

(1) 災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合、警戒区域を設定

する。

なお、警戒区域を設定した場合は、千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、電話、FAX等により千葉県本部事務局（防災危機管理部防災対策課）に警戒区域を設定した旨を報告するとともに、関係機関へ連絡を行う。

① 市長による警戒区域の設定

市長は、その職権によって警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立ち入りの制限や禁止、又は当該区域からの退去を命じることができる。

ただし、危険が切迫し市長自らが、発令するいとまがない場合は、危機管理部長又はその他の関係部長が実施する。この場合、事後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

② 警察官による警戒区域の設定

警察官は、市長又はその委任を受けて市長の職権を行なう市職員が現場にいない場合やこれらの者から要求があった場合は、市長の職権を行うことができる。この場合、事後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

③ 自衛官による警戒区域の設定

自衛官は、市長又はその委任を受けて市長の職権を行なう市職員、警察官が現場にいない場合やこれらの者から要求があった場合は、市長の職権を行うことができる。この場合、事後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

④ 警戒区域の明示等

市長は、警戒区域を設定する場合は、その目的上必要な区域を定めた後に、ロープ等によりその区域を明示する。

⑤ 関係機関との連携

警戒区域の設定に必要な措置は、市、佐倉市八街市酒々井町消防組合、千葉県警察佐倉警察署、その他の関係機関が連携し実施する。

特に、警戒区域設定の職権に基づく、当該区域への立ち入りの制限や禁止、又は当該区域からの退去命令については、その違反に対し、災害対策基本法第116条第2号に基づき罰則が科せられることになっていることから、千葉県警察佐倉警察署との連携を密にする。

⑥ 避難所の設置

市長は、警戒区域の設定に伴い、避難の必要が生じた住民等に供与するため、指定避難所又は臨時避難所を設置するほか、必要に応じ、福祉避難所を設置する。

なお、各避難所の設置・管理の方法等については、「第7節 避難所の設置・管理」に定めるところによる。

(2) 消防法第23条の2又は消防法第28条に基づく警戒区域の設定

① 消防法第23条の2に基づく火災警戒区域の設定

ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用の禁止、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去又はその区域への出入の禁止や制限

を行うことができる。

なお、警察署長は、消防長・消防署長又はこれらの者から委任を受けて消防長・消防署長の職権を行なう消防職員若しくは消防団員が現場にいない場合や消防長・消防署長から要求があった場合、消防長・消防署長の職権を行なうことができる。

この場合、事後直ちにその旨を消防長・消防署長に通知しなければならない。

② 消防法第28条に基づく消防警戒区域の設定

消防職員又は消防団員は、火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

なお、警察官は、消防職員又は消防団員が火災の現場にいない場合や消防職員又は消防団員の要求があった場合、消防職員又は消防団員の職権を行うことができる。

③ 関係機関との連携

火災警戒区域又は消防警戒区域の設定に必要な措置は、佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市消防団、千葉県警察佐倉警察署、その他の関係機関が連携し実施する。

特に、火災警戒区域又は消防警戒区域設定の職権に基づく、当該区域への立ち入りの制限や禁止、又は当該区域からの退去命令については、その違反に対し、消防法第44条第19号又は第21号に基づき罰則が科せられることになっていることから、千葉県警察佐倉警察署との連携を密にする。

④ 避難所の設置

市長は、警戒区域の設定に伴い、避難の必要が生じた住民等に供与するため、指定避難所又は臨時避難所を設置するほか、必要に応じ、福祉避難所を設置する。

なお、各避難所の設置・管理の方法等については、「第7節 避難所の設置・管理」に定めるところによる。

(3) 水防法第21条に基づく警戒区域の設定

① 水防法第21条に基づく警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

なお、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいない場合や水防団長、水防団員又は消防機関に属する者からの要求があった場合、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

② 関係機関との連携

水防法第21条に基づく警戒区域の設定に必要な措置は、市、佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市消防団、千葉県警察佐倉警察署、その他の関係機関が連携し実施する。

特に、水防法第21条に基づく警戒区域設定の職権に基づく、当該区域への立ち入りの制限や禁止、又は当該区域からの退去命令については、その違反に対し、水防法第53条に基づき罰則が科せられることになっていることから、千葉県警察佐倉警察署との連携を密にする。

③ 避難所の設置

市長は、警戒区域の設定に伴い、避難の必要が生じた住民等に供与するため、指定

避難所又は臨時避難所を設置するほか、必要に応じ、福祉避難所を設置する。

なお、各避難所の設置・管理の方法等については、「第7節 避難所の設置・管理」に定めるところによる。

第7節 避難所の設置・管理

《基本方針》

市は、災害による住宅の損壊、滅失によって避難を必要とする又は被害を受けるおそれのある住民等に供与するため、指定避難所、臨時避難所又は福祉避難所を設置する。

ただし、災害救助法が適用された場合は、県が行い、市はこれを補助する。

また、災害救助法が適用された場合において、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、事務に着手するものとし、市は、救助に着手したときは、その状況を直ちに県に報告する。

なお、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは市に行わせることができる。

市のみで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、福祉部福祉班、環境部環境対策班
健康推進部医療防疫班、こども支援部児童福祉班、教育委員会学校教育班
避難所配備職員等、施設管理者、避難者、千葉県、関係機関

1. 指定避難所又は臨時避難所の開設

(1) 避難所供与の対象者

- ① 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- ② 高齢者等避難の発表、避難指示、緊急安全確保の発令がなされた場合や警戒区域が設定されたこと等により緊急避難の必要がある者
- ③ 交通網の不通により、帰宅が困難になった者（帰宅困難者）
- ④ その他、避難所の供与が必要と認められる者

(2) 指定避難所の開設基準

① 震度5弱又は震度5強の場合

災害対策本部長（市長）は、佐倉市に設置してある震度計が震度5弱又は震度5強を記録した場合、指定避難所周辺の被害状況や避難状況の報告から、指定避難所の開設の必要性があると認めるときは、指定避難所を開設する。

ただし、災害対策本部長（市長）は、地震の揺れが長い等、被害の発生が予想される場合には、被害状況や避難状況の報告の有無に関わらず、指定避難所を開設する。

② 震度6弱以上の場合（自動開設）

佐倉市に設置してある震度計が震度6弱以上を記録した場合は、指定避難所の全てを開設する。

③ 高齢者等避難の発表、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合

高齢者等避難の発表、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民等に供与するため、指定避難所を設置する。

④ 警戒区域を設定した場合

警戒区域の設定に伴い、避難を行う必要が生じた住民等を受入れるため、指定避難

所又は臨時避難所を設置する。

⑤ その他、現に被害が発生した場合

災害により現に被害を受けた住民等がいる場合、指定避難所を設置する。

(3) 指定避難所の開設方法等

指定避難所の開設は、避難所配備職員が施設職員の協力を得て行う。

このため、施設職員も同時に参集し、施設の状況把握や施設の解錠（機械警備の解除を含む）、指定避難所又は臨時避難所の開設の協力をを行う。

なお、避難所配備職員の参集については、「第1節 活動組織設置・組織動員」に定めるところによるほか、避難所の開設方法等の詳細については、別に定める「避難所運営マニュアル」による。

① 震度5弱又は震度5強の場合

施設管理者、避難所長及び副所長は、施設を点検のうえ開設の準備を行う。

また、避難所長及び副所長は、指定避難所周辺の被害状況（避難状況を含む）を確認し、災害対策本部事務局（危機管理部）に報告を行う。

災害対策本部長（市長）は、避難所長等からの報告に基づき、指定避難所の開設の必要性があると判断した場合、開設の指示を行う。

なお、災害対策本部長（市長）は、地震の揺れが長い等、被害の発生が予想される場合には、被害状況や避難状況の報告の有無に関わらず、開設の指示を行う。

避難所長及び副所長は、災害対策本部長（市長）からの指示があった場合、避難所配備職員に参集の指示を行うとともに、速やかに開設する。

災害対策本部長（市長）は、指定避難所の開設を行う場合、施設管理者に対し、指定避難所の開設の協力要請を行う。

② 震度6弱以上の場合（自動開設）

施設管理者及び避難所配備職員は、速やかに施設を点検のうえ開設する。

③ 高齢者等避難の発表、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合

高齢者等避難の発表、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合、災害対策本部長（市長）は、開設の必要性がある指定避難所を選定するとともに、避難所長及び副所長に対し、開設の指示を行う。

避難所長及び副所長は、災害対策本部長（市長）からの指示があった場合、避難所配備職員に参集の指示を行うとともに、速やかに開設する。

なお、この場合、災害対策本部長（市長）は、施設管理者に対し、指定避難所の開設の協力要請を行う。

④ 警戒区域を設定した場合

災害対策本部長（市長）は、警戒区域が設定された場合、開設の必要性がある指定避難所を選定するとともに、避難所長及び副所長に対し、開設の指示を行う。

避難所長及び副所長は、災害対策本部長（市長）からの指示があった場合、避難所配備職員に参集の指示を行うとともに、速やかに開設する。

なお、この場合、災害対策本部長（市長）は、施設管理者に対し、指定避難所の開設の協力要請を行う。

⑤ その他、現に被害が発生した場合

災害により現に被害を受け、避難を要する住民等がいる場合、災害対策本部長（市

長)は、開設の必要性がある指定避難所を選定するとともに、避難所長及び副所長に対し、開設の指示を行う。

避難所長及び副所長は、災害対策本部長(市長)からの指示があった場合、避難所配備職員に参集の指示を行うとともに、速やかに開設する。

なお、この場合、災害対策本部長(市長)は、施設管理者に対し、指定避難所の開設の協力要請を行う。

(4) 臨時避難所の開設

臨時避難所の開設は、主に次のような場合に行うものとし、開設後は、指定避難所と同等に扱う。

① 指定避難所だけでは不足する場合

災害対策本部長(市長)は、事前に指定されている避難所だけでは不足する場合、市の施設等を臨時避難所として開設する。

臨時避難所として開設する施設が市の施設以外の場合は、開設前に施設管理者との十分な協議に努める。

また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対する配慮として、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を臨時避難所として借り上げる等、多様な臨時避難所の確保に努める。

なお、臨時避難所として開設する施設については、開設前に耐震性が確保されていることを確認するとともに、対象地域の被災住民が避難できる規模であることを確認するよう努める。

災害対策本部長(市長)は、臨時避難所を開設する場合、臨時避難所派遣職員を派遣し、施設管理者の協力を得て臨時避難所の開設を行う。

② 指定避難所以外の施設に避難者が集結した場合

災害対策本部事務局(危機管理部)は、指定避難所以外の施設に避難者が集結した旨の連絡を施設管理者より得た場合、施設管理者に対し、避難者に指定避難所に移動するよう案内を行うことを要請する。

特に、耐震性が確保できていないことが明らかな施設については、施設管理者は、確実に指定避難所に移動するよう案内を行う。

ただし、指定避難所にスペースがない又は避難者が移動の案内に従わない等の場合は、施設管理者の同意を得たうえで、臨時避難所として開設する。

災害対策本部長(市長)は、臨時避難所として開設する場合、臨時避難所派遣職員を派遣し、施設管理者の協力を得て臨時避難所の開設を行う。

③ 災害の規模等を鑑みたうえで臨時避難所の開設が適当であると判断される場合

洪水被害や土砂災害等の局地的な災害の場合、対象となる避難者が限定されることが想定される。このような場合、対象避難者にとって指定避難所が遠方にある、指定避難所の施設規模に比して避難者数が少数である等の理由により避難先としては好ましくないと判断される場合もあることから、災害の規模や災害発生箇所、対象避難者数、対象避難者にとってのコミュニティの維持等を鑑みたうえで、臨時避難所を開設することが適当と判断される場合、災害対策本部長(市長)は、指定避難所より優先して、市の施設等を臨時避難所として開設することができるものとする。

このため、災害対策本部長(市長)は、特に、高齢者等避難の発表、避難指示、緊

急安全確保の発令を行った場合や警戒区域が設定された場合、開設の必要性がある市の施設等を選定するとともに、臨時避難所として開設する。

臨時避難所として開設する施設が市の施設以外の場合は、開設前に施設管理者との十分な協議に努める。

また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮し、必要に応じて、旅館やホテル等を臨時避難所として借り上げる方法等について、検討を行う。

なお、臨時避難所として開設する施設については、開設前に耐震性が確保されていることを確認するとともに、対象地域の被災住民が避難できる規模であることを確認するよう努める。

災害対策本部長（市長）は、臨時避難所を開設する場合、臨時避難所派遣職員を派遣し、施設管理者の協力を得て臨時避難所の開設を行う。

(5) 臨時避難所の開設方法等

臨時避難所の開設は、臨時避難所派遣職員が施設職員の協力を得て行う。

このため、施設職員も同時に参集し、施設の状況把握や施設の解錠（機械警備の解除を含む）、臨時避難所の開設の協力をを行う。

なお、臨時避難所派遣職員の派遣については、「第1節 活動組織設置・組織動員」に定めるところによるものとし、避難所の開設方法等の詳細については、別に定める「避難所運営マニュアル」によるものとする。

(6) 関係機関等への報告及び住民等への周知

災害対策本部事務局（危機管理部）は、指定避難所又は臨時避難所を開設後、直ちに避難所開設の状況を県（千葉県本部事務局）に報告する。

また、関係機関と協力の上、住民等に対する避難所開設の状況の広報活動を実施する。

なお、避難所開設の状況に関する県（千葉県本部事務局）への報告方法等については、「第2節 情報の収集・伝達・報告」に定めるところによるほか、住民等に対する避難所開設の状況の広報活動方法等については、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

2. 指定避難所又は臨時避難所の管理及び運営

市は、自主防災組織、自治会・町内会等を中心とした住民組織や避難者の協力を得て、「避難所運営マニュアル」を参考に、指定避難所又は臨時避難所の管理、運営を行う。

なお、市及び避難所運営組織は、避難者のプライバシー及び安全の確保、衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、家庭動物等対策についても適切に対応するよう努める。

(1) 避難所運営マニュアル等の活用

避難所配備職員及び臨時避難所派遣職員は、施設管理者の監督のもとで、自主防災組織、自治会・町内会等を中心とした住民組織や避難者と協力して効率的な避難所の管理運営がなされるよう、「避難所運営マニュアル」を参考とし、避難所運営を行う。

なお、学校にあっては、教育活動の早期再開のため、「震災時における実働計画（実働マニュアル）」を参考に、避難所管理を行う。

(2) 避難所運営組織の設立

大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、自主防災

組織、自治会・町内会等を中心とした住民組織や避難者自らが運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法である。

ただし、この方法であっても、当然、避難所配備職員、臨時避難所派遣職員、施設管理者、ボランティアの支援は必要であるため、避難所運営組織の設立にあたっては、自主防災組織、自治会・町内会等を中心とした住民組織や避難者、避難所配備職員、臨時避難所派遣職員、施設管理者、ボランティアが参画するよう努める。

(3) 女性への配慮

指定避難所又は臨時避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、避難所運営組織には、男性ばかりでなく、必ず女性も参画する。

また、指定避難所又は臨時避難所における女性への配慮として、ニーズ等の把握を行うとともに、更衣室やトイレ等の施設の利用上の配慮、防災備蓄倉庫内に備蓄してある多目的ブースを活用した更衣室や授乳室の設置、女性専用の洗濯物干し場の設置、相談窓口への女性の配置や女性専用の物資配付等を行うよう努める。

(4) 要配慮者への配慮

指定避難所又は臨時避難所を開設した場合、自主防災組織、自治会・町内会等やボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、性的少数者(LGBT等)、外国人等の要配慮者を把握するとともに、これらの者に対して健康状態や特性、ニーズ等の把握を行う。

把握した要配慮者の状況をもとに、優先的に避難スペースを確保するとともに、要配慮者に配慮した運営に努める。

なお、指定避難所又は臨時避難所における要配慮者に対する支援として、具体的には、以下の点が重要となる。

- ① 避難所内での要配慮者用スペース及び物資の確保・提供
- ② 避難所における要配慮者用相談窓口の設置（要望の優先的把握）
- ③ 避難所から災害対策本部への迅速・具体的な支援要請
- ④ 避難所における要配慮者支援への理解促進
- ⑤ 避難所における障害者に対する「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」

また、情報提供にあっては、聞き逃し等を防止するため、文字情報を原則として、内容が把握しやすい平易な言葉や字を使う等の配慮に努める。

ただし、視覚障害者への対応として、音声による情報提供にも努める。

- ⑥ 外国人に対する対応

情報提供にあっては、文字情報を原則として、日本語の理解が十分ではない外国人でも、内容が把握しやすい平易な言葉や字を使う等の配慮に努める。

(5) 家庭動物等対策

家庭動物等との同行避難に備えて、家庭動物等の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成に努める。なお、避難所における家庭動物等の飼育のルール作成にあたっては、環境部環境対策班が必要な支援を実施する。

家庭動物等の飼育場所は、臭気や衛生、騒音の問題や、アレルギーを持っている人が避難してくる可能性があることから、家庭動物等は原則として屋外とし、やむを得ない場合でも居住空間や屋内の共有空間内には入れないように努める。

また、家庭動物等の給餌・排泄物の清掃等の飼育・管理は、飼育者が全責任を負うも

のとし、家庭動物等の餌や移動用のケージやキャリーバッグ等の用意は、飼い主が行う。

(6) 避難所居住環境等の整備

避難所生活が長期化するような場合に備え、避難者のプライバシーの確保や基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や速やかに調達できる体制の整備に努める。

具体的には、指定避難所又は臨時避難所が設置された学校等の給食室や家庭科教室、調理室等を利用して炊き出しを行えるよう調理器具、燃料、調理用水を確保するほか、洗濯機、畳、パーティション、仮設風呂・シャワー等の調達及び配置に努める。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策等、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

(7) 避難者情報の管理等

指定避難所、臨時避難所は、情報の収集・発信拠点でもあることから、指定避難所又は臨時避難所において、避難者のニーズ等を含めた避難者情報の収集に努め、適切に管理するとともに、災害対策本部事務局（危機管理部）と情報連絡を密にし、適宜、避難者の情報について、災害対策本部事務局（危機管理部）に報告を行う。

なお、安否情報の提供等については、原則として、災害対策本部事務局（危機管理部）において一元的に処理するが、指定避難所又は臨時避難所において、問い合わせへの対応や名簿の掲示等を行う場合には、あらかじめ避難者から情報の外部提供についての同意を確認し、情報の外部提供に同意をしていない人の情報は一切掲示しない等、個人情報取り扱いについて、適切に対応するよう努める。

(8) 避難所における感染症対策

市は、新型コロナ等の感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染防止対策を実施する。また、実施にあたっては、市が令和2年5月に策定した「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針」により、下記の基本的な考え方により対策を徹底するものとする。

- ① 避難所の過密状態防止
- ② 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底
- ③ 避難スペース及び新たな避難所の確保
- ④ 避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力
- ⑤ 感染が疑われる避難者への適切な対応

(9) 避難者の健康管理等

市は、避難者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。また、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。なお、車中泊の被災者を中心に発生する傾向のある深部静脈血栓症/肺血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、避難所に滞在している避難者、車中泊避難者、テント泊避難者を問わず、健康相談や保健指導を実施する。

(10) 避難者に対する広報の実施

指定避難所、臨時避難所は、情報の収集・発信拠点でもあることから、指定避難所又は臨時避難所において、避難所施設の入り口付近等の避難者の目につきやすい場所に掲

示板等を設置することにより広報を実施する。

(11) 在宅避難者等に対する配慮

市は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者（以下「在宅避難者等」という。）に対しても、避難所における避難者と同様に、必要な物資の配布や情報の提供等必要な支援の実施に努める。

(12) 指定避難所、臨時避難所における職員の健康管理

避難所長、避難所長相当職員及び施設管理者は、指定避難所、臨時避難所の設置・管理に従事する職員の健康管理に十分に配慮しなければならないものとする。

具体的には、所掌業務等を勘案し、職員に休憩時間を与える又は一時帰宅させるといった措置を講じる。

(13) 避難所設置費の限度額

災害救助法による避難所設置に要する費用の限度額は、千葉県災害救助法施行細則において、1人1日あたり330円以内と定められている。

(14) 避難所設置の期間

災害救助法による避難所設置の期間は、原則として災害発生の日から7日以内とされている。

3. 福祉避難所の開設及び運営

福祉部福祉班、健康推進部医療防疫班又はこども支援部児童福祉班は、一般の避難所では避難生活を送ることが困難な要配慮者がいる場合、福祉避難所を開設する。

なお、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している福祉施設等を福祉避難所として開設する場合、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している福祉施設等に対し、要配慮者の受入れ及び福祉避難所の開設及び運営を要請する。

福祉避難所の運営にあっては、「福祉避難所設置・運営マニュアル」を参考に、行う。

(1) 要配慮者健康状態や特性等の把握

指定避難所又は臨時避難所を開設した場合、自主防災組織、自治会・町内会等やボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握するとともに、これらの者に対して健康状態や特性等の把握を行う。

把握した要配慮者の状況をもとに、福祉部福祉班、健康推進部医療防疫班又はこども支援部児童福祉班に報告を行うとともに、必要に応じて、福祉施設や病院等への緊急入所や一時入所、入院又は福祉避難所の開設について、要請を行う。

(2) 福祉避難所の開設

福祉部福祉班、健康推進部医療防疫班又はこども支援部児童福祉班は、把握した要配慮者の状況をもとに、必要に応じて、福祉施設や病院等への緊急入所や一時入所、入院について、要請を行うほか、緊急入所や一時入所、入院ができない又はそれに至らない程度の要配慮者の避難所として、福祉避難所を開設する。

なお、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している福祉施設等を福祉避難所として開設する場合、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している福祉施設等に対し、要配慮者の受入れ及び福祉避難所の開設及び運営を要請する。

(3) 関係機関等への報告

福祉部福祉班、健康推進部医療防疫班又はこども支援部児童福祉班は、福祉避難所開

設後、直ちに福祉避難所開設の状況を災害対策本部事務局（危機管理部）に報告し、災害対策本部事務局（危機管理部）は、県（千葉県本部事務局）に報告する。

また、災害対策本部事務局（危機管理部）、福祉部福祉班、健康推進部医療防疫班又はこども支援部児童福祉班は、福祉避難所開設後、関係機関及び各指定避難所又は臨時避難所に福祉避難所を開設した旨を周知する。

(4) 指定避難所又は臨時避難所から福祉避難所への移送

福祉避難所を開設した場合、対象となる要配慮者は、指定避難所又は臨時避難所から福祉避難所まで移動することになるが、要配慮者自ら（家族等含む）で移動することが困難な場合、福祉部福祉班、健康推進部医療防疫班又はこども支援部児童福祉班は、指定避難所又は臨時避難所から福祉避難所までの移送について、災害時における避難輸送協力に関する協定を締結している旅客自動車運送事業者等に対し、通行可能な道路を示したうえで、要請を行う。

なお、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している福祉施設等を福祉避難所として開設する場合、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している福祉施設等に対し、福祉避難所への移送について、要請を行うほか、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している福祉施設等では移送することが困難な場合には、災害時における避難輸送協力に関する協定を締結している旅客自動車運送事業者等に対し、通行可能な道路を示したうえで、要請を行う。

また、指定避難所又は臨時避難所を通じ、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握するとともに、地域住民等に対し、要配慮者の福祉避難所までの移動支援や移送支援について働きかける。

(5) その他

「2. 指定避難所又は臨時避難所の管理及び運営」に定める女性への配慮、家庭動物等対策、避難者情報の管理等、避難者に対する広報の実施、避難所設置費の限度額等については、福祉避難所の管理及び運営においても、準じるものとする。

4. 避難所の集約及び閉鎖

全ての避難所はいうまでもなく一過性のものである。

このため、避難者及び地域社会が自立に向けて次の一步へ踏み出せるよう援助し、少しでも早く避難所が不要となり、避難生活が解消できるよう努めることが必要となる。

なお、ここでは、指定避難所及び臨時避難所の集約及び閉鎖について、記載を行っているが、福祉避難所における集約及び閉鎖についても、本定めに準じて実施する。

(1) 避難所の縮小

避難所の集約以前の対応として、施設機能の回復（学校の再開等）のため、避難所を徐々に縮小していく必要がある。

このため、避難所運営組織は、避難所フロアマップ等を活用し、避難所の縮小の方法等について協議を行う。

また、施設機能の回復（学校の再開等）が実施された後も避難者がおり、施設利用者が共存せざるを得ない状況に備え、ルールや体制づくりも検討する。

(2) 避難所の集約

基本的には、避難者がいなくなったときに避難所を閉鎖することになるが、早期の施

設機能の回復（学校の再開等）も求められることから、避難者数がわずかとなった場合は、他の近隣の避難所との統廃合も検討する必要がある。

この場合、残っている避難者に統廃合を周知し、希望を確認して他の避難所に移ってもらうよう理解を求める。

(3) 避難所の閉鎖

避難者の解消や他の避難所との統廃合により、避難所が閉鎖される際には、避難所運営組織を解散する。

その後、避難所配備職員、臨時避難所派遣職員は、施設職員とともに、施設の点検を行い、原則として避難所使用前の状態に原状復旧を行ったうえで、避難所の閉鎖を行う。

なお、大規模な清掃が必要となる等、避難所配備職員、臨時避難所派遣職員や施設職員による対応が困難な場合は、災害対策本部に対し、原状復旧に関する要請を行う。

第8節 広域避難の要請・受入れ

《基本方針》

県及び市は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとする。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、市民部市民窓口班、市関連部局、千葉県

1. 広域避難の要請又は受入れ

(1) 広域避難の調整手続等

① 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

1) 他の市町村に対する広域避難受入れ要請

災害対策本部事務局（危機管理部）は、市域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとする。

なお、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介等の調整を行うほか、運送事業者の協力を得て被災者の移送を行う等、被災市町村を支援する。

2) 他の市町村からの被災者の受入れ

当市が広域避難を要する被災者の受入れ協議を受けた場合には、同時被災等の受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。

受入れ施設の選定にあたっては、原則として「第2章 災害予防計画 第11節 避難体制の確立及び避難施設等の整備」に定める施設から、受入れ可能施設を選定するものとする。

② 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

1) 他の市町村に対する広域避難受入れ要請

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、災害対策本部事務局（危機管理部）は、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、県に対し要請を行うものとする。

県は、被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請する等の協議を行うほか、運送事業者の協力を得て被災者の移送を行う等、被災市町村を支援するものとする。

協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は、国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

2) 他の市町村からの被災者の受入れ

他の被災都道府県から千葉県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県は、県内市町村との調整を行い、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援するものとする。

当市が受入れ先に決定された場合には、市は、同時被災等、受入れを行うことが

困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。

受入れ施設の選定にあたっては、原則として「第2章 災害予防計画 第11節 避難体制の確立及び避難施設等の整備」に定める施設から、受入れ可能施設を選定するものとする。

(2) 広域避難者への支援

県及び市は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、広域避難者への支援を行うものとする。

① 避難者情報の収集・提供等

広域避難が行われた場合、住所地（避難前住所他）の市町村や都道府県では、避難した住民の所在地等の情報把握が重要となる。

ア 他の市町村に対し広域避難受入れ要請を行う場合

県は、避難者から避難先等に関する情報の任意による提供を受け、その情報を避難前の市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

災害対策本部事務局（危機管理部）は、本市の住民が広域避難を行った場合には、広域避難者に対し、避難先等に関する情報を提供するよう呼びかけるとともに、受入先の市町村等に対し、広域避難者からの避難先等に関する情報の受け付けについて、協力を要請する。

また、市民部市民窓口班は、県から広域避難者の避難先等に関する情報の提供があった場合や広域避難者から任意により提供された情報があった場合には、これを整理するとともに、災害対策本部事務局（危機管理部）に伝達する。

災害対策本部事務局（危機管理部）は、得られた情報を各部各班に伝達し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 他の市町村から被災者を受入れた場合

県は、避難者から避難先等に関する情報の任意による提供を受け、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

市民部市民窓口班は、広域避難者の受入れを行った場合には、避難者から避難先等に関する情報の任意による提供を受け付ける。

② 広域避難支援

ア 他の市町村に対し広域避難受入れ要請を行う場合

市域又は県域を越えて広域的な避難をすることが必要となり、他の市町村に対し、本市住民の広域避難受入れ要請を行う場合、広域避難者自らで避難を行うことを基本とするが、自ら避難することが困難な場合、災害対策本部事務局（危機管理部）は、広域避難支援について、災害時における避難輸送協力に関する協定を締結している旅客自動車運送事業者等に対し、通行可能な道路を示したうえで、要請を行う。

この場合、災害対策本部事務局（危機管理部）は、広域避難支援を希望する広域避難者に対し、広域避難の出発地を示したうえで、広域避難支援の実施について周知を図る。

また、災害対策本部事務局（危機管理部）及び広域避難者支援を実施する各部各班は、避難後、所在が確認できる広域避難者に対しては、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮するほか、広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

イ 他の市町村から被災者を受入れた場合

広域避難者の受入を行った場合、公共施設等で受入れを行うこととなるが、これを補完するため、県及び市は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第9節 帰宅困難者等対策

《基本方針》

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがある。

また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、市関連部局、避難所配備職員等
千葉県、関係機関

1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、県及び市は、住民、企業、学校等、関係機関に対し、国、周辺都県、市町村と連携して、テレビやラジオ放送等を通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校等の施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、SNS等の媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

2. 企業、学校等の関係機関における施設内待機

企業及び学校等の関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認したうえで、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3. 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認したうえで利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

4. 帰宅困難者等への情報提供

県及び市は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法等について、テレビ・ラジオ放送やホームページ、メール配信サービス、SNS等を活用した情報提供、指定避難所や臨時避難所、駅周辺に所在する公民館等の市有施設、一時滞在施設等における情報の掲示等による情報提供を行う。

また、県及び市は、エリアメールや緊急速報メール、駅周辺のデジタルサイネージ等を活用した情報提供、関係機関と連携した駅周辺施設等における情報の掲示等についても検討・実施していく。

5. 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(1) 一時滞在施設の開設

県及び市は、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。市においては、指定された避難所についても、一時滞在施設として活用するものとし、その開設にあたっては、「第7節 避難所の設置・管理」に準ずるほか、千葉県が定める「災害時における帰宅困難者等対策としての一時滞在施設運営マニュアル」を参考とする。

また、市は、必要に応じ、市域の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

市は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内又は誘導する。

なお、避難誘導の実施にあたっては、避難行動要支援者の状態や特性に応じた適切な避難誘導に努める。

また、外国人旅行者は、土地勘がない、情報が理解できない、日本で発生する災害の基本的知識や避難行動に関する日本人が通常有する知識を有していない等の特性を有することから、安全かつ円滑な移動に資するため、適切な情報提供の実施等に努める。

(3) 一時滞在施設の運営

一時滞在施設の施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営にあたっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求める。

その際、県及び市は、関係機関と連携し、一時滞在施設の施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を提供する。

なお、市においては、指定された避難所についても、一時滞在施設として活用することから、その運営にあたっては、「第7節 避難所の設置・管理」に準ずるほか、千葉県が定める「災害時における帰宅困難者等対策としての一時滞在施設運営マニュアル」を参考とする。

6. 徒歩帰宅支援

(1) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

県及び市は、震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、九都縣市と連携して支援の要請を行う。

(2) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、県及び市は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報等をテレビ・ラジオ放送やホームページ、メール配信サービス、SNS等を活用した情報提供、指定避難所や臨時避難所、駅周辺に所在する公民館等の市有施設、一時滞

在施設等における情報の掲示等による情報提供を行う。

また、県及び市は、エリアメールや緊急速報メール、駅周辺のデジタルサイネージ等を活用した情報提供、関係機関と連携した駅周辺施設等における情報の掲示等についても検討・実施していく。

7. 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れ等、自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシー等による搬送が必要となるため、県は、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第10節 要配慮者への対応

《基本方針》

地震時には、住宅の倒壊や延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民等の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

過去の災害において、その犠牲者の多くが高齢者である等、近年、避難に支援を要する者の被災が目立っていることから、被害を軽減させるため、あらかじめ情報の伝達体制を整えるほか、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）に対する避難支援体制を整えておくことが重要となる。

また、避難生活を送る際にも、要配慮者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要になることから、日頃から要配慮者の状況を把握し、理解するように努め、災害発生時には、適切かつ速やかにニーズに沿った対策を実施する必要がある。

このほか、被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、企画政策部広報班、福祉部福祉班
健康推進部医療防疫班、こども支援部児童福祉班、都市部住宅班
資産経営部市有建築物班、教育委員会学校教育班
千葉県、住民、関係機関

1. 避難所等の安全な場所までの避難行動支援

阪神・淡路大震災において、倒壊住宅等から救助・救出された者の9割以上が、自助や共助によるものであったことから、避難所等の安全な場所までの避難行動時における公助は、ほとんど期待ができないと推定される。

さらに、日頃の近隣住民の支え合いの延長線上に、要配慮者への避難誘導や避難支援等があることから、自助（家族を含む）・共助を支援の基本とする。

このため、特に避難行動要支援者に対しては、日頃より、地域の協力のもと、避難行動要支援者と支援者間において避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）等の作成に努め、災害時には、避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）等に基づき、支援者等による避難誘導、支援を行う。

避難支援の主な内容については、次のとおりである。

- ① 安否確認
- ② 救助・救出
- ③ 避難誘導等

避難誘導等の実施にあたっては、次の事項に留意して行う。

ア 避難経路は、できる限り危険な場所、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。

- イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。
この場合、輸送途中の安全を期する。
- エ 避難誘導は、避難先での救助物資の配給等を考慮し、できれば自治会・町内会等の単位で行う。
- オ 避難誘導実施者は、避難行動要支援者に対し、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、避難状況について、自主防災組織、自治会・町内会等やその他団体経由又は直接、避難所配備職員、臨時避難所派遣職員やその他の市職員に報告を行う。
なお、避難行動要支援者の避難状況についての報告を受けた場合、避難所配備職員、臨時避難所派遣職員やその他の市職員は、災害対策本部事務局（危機管理部）に報告を行う。

2. 要配慮者の避難状況等の把握

(1) 要配慮者の安否確認及び避難状況等の把握

災害対策本部事務局（危機管理部）は、報告を受けた避難行動要支援者の避難状況や指定避難所、臨時避難所において把握を行った要配慮者について、福祉部福祉班、健康推進部医療防疫班、こども支援部児童福祉班又は企画政策部広報班に報告する。

また、福祉部福祉班、健康推進部医療防疫班及びこども支援部児童福祉班は、災害対策本部事務局（危機管理部）からの情報のほか、民生委員・児童委員、住民、佐倉市社会福祉協議会、ボランティア等の協力による安否確認情報の収集や介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、障害者団体等の福祉関係者からの利用者等の安否確認情報提供等により、速やかな要配慮者の安否確認に努めるとともに、被災状況の把握に努める。

このほか、こども支援部児童福祉班は、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

(2) ニーズの把握

福祉部福祉班、健康推進部医療防疫班及びこども支援部児童福祉班は、災害対策本部事務局（危機管理部）からの情報のほか、民生委員・児童委員、住民、佐倉市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者への的確な支援を実施するため、相互に協力し、迅速な要配慮者のニーズの把握に努める。

なお、避難所における要配慮者のニーズの把握については、「第7節 避難所の設置・管理」に定めるところによる。

3. 避難生活支援

過去の災害が示すとおり、避難生活によって、被災者に大きな負担がかかることが想定される。

特に、要配慮者は、生活環境の悪化に対する適応力が十分でないことから、過ごしやすい環境（福祉避難所、福祉避難室等）を提供する、物資の支給を優先的に行う等の配慮が必要となる。

また、自宅が損壊していない等、避難所等に避難する必要がなく、自宅にて生活を送るケースにおいても、ライフラインの途絶等により、飲料水や食糧等の支給が必要となるほ

か、要配慮者の健康状態等によっては、緊急入所等の対応も必要となる。

このようなケースに対応するため、要配慮者の避難状況やニーズを的確に把握したうえで、自助・共助・公助が相互に連携し、要配慮者への避難生活支援の実施に努める。

なお、市のみで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(1) 指定避難所、臨時避難所における要配慮者への配慮

指定避難所、臨時避難所における要配慮者への配慮については、「第7節 避難所の設置・管理」に定めるところによる。

(2) 福祉避難所の開設及び運営

福祉避難所の開設及び運営については、「第7節 避難所の設置・管理」に定めるところによる。

(3) 指定避難所、臨時避難所から福祉避難所への移送

指定避難所や臨時避難所から福祉避難所への移送については、「第7節 避難所の設置・管理」に定めるところによる。

(4) 緊急入所等

福祉部福祉班及び健康推進部医療防疫班は、相互に連携し、避難所からの情報や民生委員・児童委員、住民、佐倉市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得るほか、避難所及び地域への巡回活動の実施により、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や避難所での避難生活が困難な要配慮者や身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等の把握に努め、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。

(5) 被災した要配慮者の生活の確保

① 応急仮設住宅への優先入所及び応急仮設住宅のバリアフリー化

都市部住宅班は、応急仮設住宅への入居については、高齢者、障害者等の要配慮者を優先して行うよう努める。

また、資産経営部市有建築物班は、応急仮設住宅の設置にあたっては、手すりやスロープ等を設置する、浴槽を利用する際の段差への配慮を行う、応急仮設住宅周辺に簡易舗装を実施する等の高齢者、障害者への配慮に努める。

② 要配慮者を対象とした相談等の実施

福祉部福祉班、健康推進部医療防疫班、こども支援部児童福祉班及び教育委員会学校教育班は、県と協力し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所等において保健師、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

ア 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

イ 被災児童及びその保護者への心のケア対策等の相談事業の実施

③ 在宅福祉サービスの継続的提供

福祉部福祉班は、被災した要配慮者に対し、居宅、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等の福祉サービスの継続的な提供や柔軟なサービス提供ができるよう事業者等に対し、要請を行う。

また、デイサービスセンター等の社会福祉施設の事業者等は、早期再開に努め、高齢者や障害者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

④ 情報提供

福祉部福祉班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅及び指定避難所、臨時避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

(6) 外国人に対する対応

企画政策部広報班は、避難所等からの要請に基づき、公益財団法人佐倉国際交流基金やボランティア等に対する語学ボランティアの派遣要請及び避難所等への語学ボランティアの派遣を行う。

また、千葉県では、被災直後から、公益財団法人ちば国際コンベンションビューローと連携して日本語の理解が十分でない外国人向けに多言語での災害状況や支援に関する情報の提供を行うとともに、被災地における語学ボランティアの需要状況を基に、派遣先や必要な派遣人員等を被災市町村等と調整のうえ、援助を必要としている避難所等へ同財団に登録されている語学ボランティアを派遣することとしていることから、企画政策部広報班は、避難所等からの要請に基づき、県に対する語学ボランティアの派遣要請及び派遣された語学ボランティアの避難所等への派遣を行う。

なお、語学ボランティアの派遣対応を行った場合は、事後速やかに災害対策本部事務局（危機管理部）にその旨を報告する。

このほか、避難所等においては、情報提供について、文字情報を原則として、日本語の理解が十分ではない外国人でも、内容が把握しやすい平易な言葉や字を使う等の配慮に努める。

(7) 被災による要保護児童対策

こども支援部児童福祉班は、避難所等において、避難者や自主防災組織、自治会・町内会等の協力を得て、被災による孤児、遺児等の要保護児童の把握調査を行う。

保護を必要とする児童を発見した場合には、児童相談所に通報し、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親への委託等の保護措置を講じる。

第11節 消火・救助対策

《基本方針》

地震の発生とともに、地震火災、地震水害、危険物の漏洩等による被害の可能性が非常に危惧される。

消防機関、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、これらの災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、市関連部局
 佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市消防団
 千葉県、千葉県警察佐倉警察署、自衛隊、住民、関係機関

1. 災害発生状況の把握等

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、災害対策本部事務局（危機管理部）との連携を図り、有線、無線通信設備等を効果的に活用して災害情報の収集伝達を行う。

また、住民等からの通報等により、情報把握に努める。

なお、同時多発の火災等により佐倉市八街市酒々井町消防組合等（ちば消防共同指令センター含む。）へ通報が殺到したときは、災害対策本部事務局（危機管理部）と連携し、その旨を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

活用すべき通信手段や被害情報等の収集・伝達系統については、「第2節 情報の収集・伝達・報告」に定めるところによる。

2. 消防活動

（1）活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防御活動を佐倉市八街市酒々井町消防組合（常備消防）、佐倉市消防団（非常備消防）の全機能をあげて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

大地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は「消防地震対策本部」等を設置し、消防長が本部長となり、佐倉市消防団（非常備消防）を含む消防が行う災害応急活動の全般を指揮統括する。

なお、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長をはじめ、災害応急対策の実施の責任を有する者は、災害応急対策に従事する消防職員、団員等の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

（2）活動方針

震災時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

なお、佐倉市消防団（非常備消防）を含め消防機関においては、消防活動の実施にあたり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。

(3) 活動の基本

① 佐倉市八街市酒々井町消防組合（常備消防）

ア 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行う。

イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行う。

エ 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して他の消防活動にあたる。

オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

② 佐倉市消防団（非常備消防）

ア 参集基準等

佐倉市役所に設置してある震度計が震度5強以上を記録した場合、全ての消防団員は、あらかじめ定められた消防団機庫に参集する。

イ 出火防止等

参集後、地震の発生により、火災等の災害発生が予測されることから、あらかじめ定められた担当区域に従い、警戒活動を行うとともに、住民等に対し出火防止を広報する。

また、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。

ウ 消火活動

常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、消防団単独又は常備消防と協力して行う。

エ 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

オ 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを住民等に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(4) 県内消防機関相互の応援

県内消防機関による広域的な応援を実施する必要がある場合、消防長は、既に締結されている「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に定めるところにより、迅速な消防相互応援を実施する。

また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、県内消防機関相互の連携の強化に努める。

(5) 国に対する応援要請

地震による同時火災等が発生し、県内の現有消防力を結集しても消防力に不足の生ずることが見込まれる場合、知事は、消防庁長官に緊急消防援助隊をはじめとする他都道府県の消防機関の派遣を要請し、その応援を得て、消防の任務を遂行する。

応援受入れに際しては、相互の連絡を密にし、緊急消防援助隊受援計画により消防応援活動調整本部を設置し、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

3. 救助・救急

(1) 活動体制

佐倉市八街市酒々井町消防組合及び千葉県警察は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県医師会、地区医師会、日本赤十字社千葉県支部、自衛隊等の関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

なお、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長をはじめ、災害応急対策の実施の責任を有する者は、災害応急対策に従事する消防職員等の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(2) 佐倉市八街市酒々井町消防組合における救助・救急活動

① 救助・救急活動

ア 活動の原則

救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

イ 出動の原則

救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

- 1) 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- 2) 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- 3) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- 4) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

② 救急搬送

傷病者等の救急搬送は、「第12節 医療救護」に定めるところによる。

③ 傷病者多数発生時の活動

ア 佐倉市八街市酒々井町消防組合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

なお、設置した現場救護所の管理運営については、佐倉市八街市酒々井町消防組合が、救助隊、医療チームと連携して行うものとし、傷病者等の応急処置を実施した後、さらに医療機関での提供を受ける必要がある者がいる場合には、健康推進部医療防疫

班や印旛市郡医師会等の関係医療機関と連携し、市内の診療需要情報を把握したうえで、市が設置する救護所又は医療機関に傷病者等を搬送する。

イ 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に市が設置する救護所又は医療機関への自主的な輸送協力を求める等、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(3) 千葉県警察佐倉警察署における救助・救急活動

- ① 救出・救護活動は、倒壊住宅等の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点に行う。
- ② 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に受入する。

(4) 救助・救急資機材の調達

- ① 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。
- ② 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

(5) 災害救助法による救出の経費の限度額及び期間

- ① 救出の経費の限度額
当該地域における通常の実費
- ② 救出の期間
救出の期間は、原則として災害発生の日から3日以内とされている。

4. 地域住民との連携

自主防災組織、自治会・町内会等を中心とした住民組織や住民等は、消防隊が災害現場に到着するまでの間、初期消火・救助作業を実施し、消防隊が到着した際は作業を引き継ぐ。

また、佐倉市八街市酒々井町消防組合及び佐倉市消防団は、必要に応じて自主防災組織、自治会・町内会等を中心とした住民組織や住民等に、災害現場における消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業への協力を求める。

5. 危険物等の対策

(1) 高圧ガス等の保管施設の応急措置

県、佐倉市八街市酒々井町消防組合及び関係機関は、ガス事業所に対して、高圧ガス等の保管施設の実態に応じて、必要な措置を講じるよう指導する。

また、ガス事業所は、高圧ガス等の保管施設の実態に応じて、必要な措置を講じる。

- ① 千葉県
 - ア 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。
 - イ 関係機関と連絡のうえ、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。
 - ウ 連絡通報体制の早期確立を図る。
- ② 佐倉市八街市酒々井町消防組合
 - ア 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。

イ 関係機関との情報連絡を行う。

③ ガス事業者

ア ガスホルダーの受入れ、送出の停止又は調整を行う。

イ 地区整圧器の作動停止又は調整を行う。

ウ ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。

(2) 石油類等危険物保管施設の応急措置

県及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

① 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

② 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

③ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定

④ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施並びに防災関係機関との連携活動

(3) 火薬類保管施設の応急措置

県は、延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、次に掲げる緊急時における管理上の措置命令を発する。

① 関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。

② 事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。

(4) 毒物、劇物保管施設の応急措置

県は、次の各項の実施について指導する。

① 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置

② 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措施

③ 発災時における印旛保健所（健康福祉センター）、千葉県警察佐倉警察署又は佐倉市八街市酒々井町消防組合に対しての連絡通報

(5) 危険物等輸送車両等の応急対策

佐倉市八街市酒々井町消防組合、千葉県警察佐倉警察署及び関係機関は、次に掲げる必要な措置を行う。

① 佐倉市八街市酒々井町消防組合

ア 事故通報等に基づきその状況を把握のうえ、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。

イ 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。

ウ 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

② 千葉県警察佐倉警察署

輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。

③ 日本貨物鉄道株式会社

危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故を起こした場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、JR貨物における応急措置要領に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、佐倉市八街市酒々井町消防組合、千葉県警察佐倉

警察署等の関係機関へ通報する。

6. 水防活動

地震水害等の発生に対する水防活動については、「千葉県水防計画」に基づくほか、「風水害等災害対策編 第3章 災害応急計画 第3節 水防活動」に準じて実施する。

第12節 医療救護

《基本方針》

災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、県、市及び関係機関は、相互に緊密に連携をとりながら、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

なお、災害時における医療は、災害により医療機関が喪失、機能停止、又は当該医療機関の診療可能患者数をはるかに超える患者が発生し、現に医療を必要とし、医療を受けられない者がいる場合に実施されるものであることから、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、実施することになる。また、実施する医療は、医療救護班による応急的な医療と必要な医療が行える医療機関への搬送に限定されることから、予防的又は防疫上の措置については、「第21節 保健衛生活動」に定めるところによる。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、健康推進部医療防疫班
佐倉市八街市酒々井町消防組合、千葉県、関係機関

1. 関係者とその役割

(1) 住民

- ① 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。
- ② 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を的確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。
- ③ 発災時においては、自らの安全を確保したうえで、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

(2) 市

- ① 発災時から地域医療の復旧に至るまで、救護所の設置等、住民等に対する医療救護活動に努める。
- ② 県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに、医療救護活動を実施する。また、関係機関等との連携のため必要がある場合は、救護本部を設置する。
- ③ 県が合同救護本部を設置した場合は、合同救護本部業務に協力するとともに、近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。

(3) 県

- ① 市町村による医療救護活動だけでは、対応が困難な場合、又は活動の強化が必要な場合は、市町村に対し、医療救護活動の応援を行う。
- ② 適切な医療救護活動の実施のため、県内外の医療機関等との必要な調整を行う。
- ③ 発災時においては、県庁に災害医療本部を設置し、各健康福祉センター（保健所）が設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と

の緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

- ④ 各健康福祉センター（保健所）は、必要に応じ、合同救護本部を設置し、地域内の災害拠点病院等の医療機関、関係団体等との緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- ⑤ 災害医療本部に、県内全域の医療救護活動について助言及び調整を行う災害医療コーディネーターを配置するほか、合同救護本部に、地域内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを配置する。

（4）医療機関等

- ① 発災時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルの作成に努めるとともに、発災時には、マニュアルに基づき、適切な対応を行う。
- ② 事業継続計画の作成に努めるとともに、作成した場合、発災時には、事業継続計画に基づき、可能な限り医療救護活動を実施する。
- ③ 災害により、通常実施できる医療を行うことができなくなった場合、診療機能の回復に努める。
- ④ 市及び県が実施する医療救護活動に協力するほか、関係機関等と連携した医療救護活動に努める。

2. 発災時における医療救護活動

（1）指揮及び調整

県は、県庁に災害医療本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行うほか、各健康福祉センター（保健所）は、必要に応じて、合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。

なお、医療救護活動の統括にあたっては、災害医療本部長は、災害医療コーディネーターの助言を得て行うほか、合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て行う。

また、健康推進部医療防疫班は、必要に応じ、救護本部を設置し、医療救護活動の調整を行う。

なお、健康推進部医療防疫班は、医療救護活動の調整にあたり、必要がある場合には、合同救護本部に支援又は調整を求める。

（2）医療救護の対象者

医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は、次のとおりとする。

なお、災害時における医療は、災害により医療の途が閉ざされた者に対し行われるものであり、例え経済的に余裕のある者であっても、現に医療を受ける手段を失っていることには変わりはないことから、経済的要件は問われない。

- ① 災害に起因する負傷者
- ② 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症又は悪化した疾患（精神疾患を含む）を有する者
- ③ 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けることができなくなった者
- ④ 災害により在宅で医療の提供を受けることが困難となった者

（3）情報の収集・提供

災害対策本部事務局（危機管理部）及び市救護本部（健康推進部医療防疫班）は、県

や佐倉市八街市酒々井町消防組合、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、佐倉市薬剤師会、医療機関等と連携し、情報収集を行う。

また、県は、市町村、消防機関、県医師会等との連携のもとに以下について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。

- ① 傷病者等の発生状況
- ② 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- ③ 避難所及び救護所の設置状況
- ④ 医薬品及び医療資器材の需給状況
- ⑤ 医療施設、救護所等への交通状況
- ⑥ その他医療救護活動に資する事項

(4) 市及び県による医療救護活動

傷病者等に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、市及び県は、緊密な連携のもと、協力して、救護所の設置や医療チームの派遣等により医療救護活動を行う。

また、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のために助産を受けられなくなった者に対して、助産師、産院、医療機関等により助産を行う。

① 市長による医療救護活動

市長による医療救護活動は、次のとおりとする。

ア 傷病者等の発生状況、医療施設の被害状況及び診療機能の確保状況を踏まえ、救護所を設置し、医療救護活動を実施するほか、避難所における巡回診療を実施する。

なお、在宅避難者等に対しても、避難所と同様に、巡回診療の実施に努める。

イ 救護所における医療救護活動及び避難所における巡回診療については、次の医療救護班等の派遣を要請し、実施する。なお、市救護本部（健康推進部医療防疫班）は、医療救護班等に協力し、その業務を補助する。

- 1) 印旛市郡医師会の長と締結した協定に基づき、印旛市郡医師会が組織する医療救護班
- 2) 印旛郡市歯科医師会の長と締結した協定に基づき、印旛郡市歯科医師会が組織する歯科医療班

ウ 印旛市郡医師会が組織する医療救護班及び印旛郡市歯科医師会が組織する歯科医療班だけでは、対応が困難な場合は、県、他市町村、その他関係機関の応援を得て医療救護活動を実施する。なお、市救護本部（健康推進部医療防疫班）は、県、他市町村、その他関係機関から医療救護班等が派遣された場合、当該医療救護班等に協力し、その業務を補助する。

② 知事による医療救護活動

知事は、医療救護に関する計画に基づき、次の事項を実施する。

また、市町村より応援要請があった場合には、当該市町村の傷病者等に対する医療救護活動を実施するほか、市町村より応援要請がない場合であっても、必要と認める場合は、医療救護活動を実施する。

- ア 災害時の医療救護活動の総合調整に関すること
- イ 医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること
- ウ 医療チームの編成、派遣に関すること

- エ 患者の搬送及び受入れの調整に関すること
- オ 医療機関、医療チームへの支援に関すること
- カ 関係機関、他都道府県等に対する支援要請及び連絡調整に関すること
- キ その他の傷病者等に対する医療救護に関すること

(5) 応援の要請

① 印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会及び千葉県助産師会に対する応援の要請

佐倉市においては、市立病院がないのみならず、職員としての医師の採用も行っていないことから、市としての医療救護活動は、印旛市郡医師会が組織する医療救護班、印旛郡市歯科医師会が組織する歯科医療班に頼らざるを得ない。

このため、市救護本部（健康推進部医療防疫班）は、医療救護活動を実施する場合には、協定に基づき、印旛市郡医師会及び印旛郡市歯科医師会に医療救護班等の出動を要請するものとし、派遣要請を受けた印旛市郡医師会及び印旛郡市歯科医師会は、事前に定めた計画に従い、医療救護班等を編成し、派遣する。

また、市救護本部（健康推進部医療防疫班）は、災害のために助産を受けられなくなった者に対する助産を実施する場合には、協定に基づき、千葉県助産師会に対し、助産師の派遣及び支援活動に必要な機材等について協力要請を行うものとし、協力要請を受けた千葉県助産師会は、千葉県助産師会及び千葉県助産師会に加盟している助産師の業務に支障のない範囲内において、助産師を派遣する。

② 県等に対する応援の要請

印旛市郡医師会が組織する医療救護班及び印旛郡市歯科医師会が組織する歯科医療班だけでは、対応が困難な場合は、県及び他市町村等に対し、医療救護班の派遣等の応援を要請する。

このほか、必要に応じ、県を通じて、DMATの派遣要請を行う。

③ DMATの派遣要請

県は、必要に応じて、DMATの派遣要請を行う。DMATの派遣要請を行った場合は、県庁内にDMAT調整本部を設置し、県内で活動する全てのDMATの指揮及び調整を行う。

また、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班の出動を要請する。

このほか、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。

④ 近隣都縣市への応援要請

県は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「九都縣市災害時相互応援に関する協定」等に基づき、近隣都縣市に対し、医療救護班の派遣や被災地からの搬送患者の受入等を要請する。

⑤ 広域にわたる応援要請

県は、上記に定める要請のほか、必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条に基づき、他の道府県等に対し、応援を求める。

(6) 応援の受入れと活動の調整

県は、他の都道府県からの医療救護班や医療ボランティア（以下「救援者」という。）を受け付け、全県的な活動の調整を行う。

県は、受け入れた救援者に対し、活動の指揮と調整を行う部署を示すとともに、当該部署の責任の下で活動を行うよう要請する。なお、佐倉市内における活動の指揮と調整を行う部署は、合同救護本部となる。

市救護本部（健康推進部医療防疫班）は、印旛市郡医師会が組織する医療救護班、印旛郡市歯科医師会が組織する歯科医療班が派遣された場合、受け付けを行うとともに、派遣された医療救護班等と協議のうえ、医療救護活動の調整を行う。なお、市救護本部を設置した場合にあっては、市救護本部で調整を実施する。

また、市救護本部（健康推進部医療防疫班）は、市内の医療救護活動の展開にあたっては、県及び他市町村等から派遣された医療救護班や救援者、DMAT等の来援の医療チームがある場合には、これら医療チームの動向を把握し、一体的な活動を実施するよう努める。

(7) 傷病者等受入先の確保

各医療機関は、重症度と緊急性、医療機関の機能に応じて、傷病者等の速やかな受入に努める。

なお、傷病者等を受け入れた後、当該傷病者等の急な症状の悪化やより専門的な処置を必要とする等により、転院搬送の必要が生じた場合には、他の医療機関に転院を要請する。

転院搬送の医療機関での調整が困難な場合には、市救護本部又は合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた市の救護本部又は県の合同救護本部は搬送先の確保に努める。

市救護本部又は合同救護本部では、搬送先の確保が困難な場合は、災害医療本部に搬送先の確保を要請する。

(8) 後方医療施設の確保

市及び各医療機関は、救護所や市内医療機関等での医療救護を行うが、応急処置等の後、入院治療を要する傷病者等の受入施設を確保するため、市長は、知事に対し、後方医療施設の確保を要請する。

知事は、医療救護班等による応急手当の後、入院治療を要する傷病者等の受入施設を必要に応じて広域的に確保する。

① 災害拠点病院

災害拠点病院は、発災時に重症患者の受入れや広域搬送への対応、DMATの受入れ及び派遣を行う等、災害医療に関して中心的な役割を果たすものとする。

なお、災害時の対応をより速やかなものとするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。

② 県立病院

災害拠点病院となっていない県立病院においても、災害拠点病院に準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとする。

また、全ての県立病院は、後方受け入れとともに被災地への医療救護班の応援派遣を行う等、災害時医療の中核として活動する。

③ 災害医療協力病院等

県は、災害拠点病院及び県立病院のほか県医師会の協力を得て、傷病者や難病患者等、人工透析患者の治療、受入にあたる災害医療協力病院等の確保を図る。

(9) 傷病者等の搬送

大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、次のとおり実施する。

① 被災現場からの傷病者等の搬送

医療チーム等は、被災現場における応急処置を実施したうえで、さらに医療機関での提供を受ける必要がある者で、かつ自ら移動することが困難な者がいる場合、市、佐倉市八街市酒々井町消防組合に対し、搬送を要請する。

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、医療チーム等から搬送要請があった場合や被災現場で傷病者等の応急処置を実施したうえで、さらに医療機関での提供を受ける必要がある者がいる場合には、市救護本部（健康推進部医療防疫班）や印旛市郡医師会等の関係医療機関と連携し、搬送先の状況等を把握したうえで、救護所又は医療機関に傷病者等を搬送する。

多数の傷病者等が短時間に集中して発生する等により、傷病者等の搬送に困難が生じる場合、佐倉市八街市酒々井町消防組合は、緊急車両等による搬送について、重傷者を優先する。この場合、災害対策本部事務局（危機管理部）又は市救護本部（健康推進部医療防疫班）は、重傷者以外の傷病者等で、自ら移動することが困難な者の搬送について、災害時における避難輸送協力に関する協定を締結している旅客自動車運送事業者等に対し、通行可能な道路を示したうえで、要請を行う。

なお、自ら救護所又は医療機関に移動が可能な者は、住民等の協力により、自ら移動する。

② 救護所からの傷病者等の搬送

救護所から医療機関への自ら移動することが困難な者の搬送は、市、佐倉市八街市酒々井町消防組合及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。

搬送先医療機関については、市内の医療機関を原則とするが、救護所における医療チーム等の指示による場合や医療施設の被害状況及び診療機能の確保状況を踏まえ、市内の医療機関では受入れが困難な場合は、市救護本部（健康推進部医療防疫班）、佐倉市八街市酒々井町消防組合又は合同救護本部において、搬送先を確保する。なお、市救護本部（健康推進部医療防疫班）、佐倉市八街市酒々井町消防組合又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、災害医療本部に搬送先の確保を要請する。

搬送を行う場合、傷病者等の傷病状況に応じて、可能な限り医師を同乗のうえ搬送するほか、受入先の医療機関に対して、傷病者等の情報提供を行う。

また、災害対策本部事務局（危機管理部）又は市救護本部（健康推進部医療防疫班）は、災害時における避難輸送協力に関する協定を締結している旅客自動車運送事業者等に対し、旅客自動車運送事業者等において搬送が可能な傷病者等の搬送について、通行可能な道路を示したうえで、要請を行う。

③ 広域医療搬送

市内の医療機関では、入院治療を要する傷病者等を受入ることが困難である等、後方医療施設への搬送が必要な場合は、緊急車両による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。

この場合、市救護本部（健康推進部医療防疫班）、佐倉市八街市酒々井町消防組合又は合同救護本部は、災害医療本部にヘリコプターの出動を要請する。

このほか、災害対策本部事務局（危機管理部）又は市救護本部（健康推進部医療防疫班）は、災害時における避難輸送協力に関する協定を締結している旅客自動車運送事業者等に対し、旅客自動車運送事業者等において搬送が可能な傷病者等の広域医療搬送について、通行可能な道路を示したうえで、要請を行う。

また、県は、「九都県市災害時相互応援に関する協定」等に基づき、近隣都県市に、県内からの患者の受け入れ等を要請する。

※ 広域医療搬送

広域医療搬送とは、重傷者のうち、被災地内での治療が困難で、被災地外の医療機関において緊急に治療することが必要な者であり、かつ、搬送中に生命の危険の少ない病態の患者を被災地区外の医療施設まで迅速に搬送し、治療することである。

④ 住民等の搬送協力

住民等は、自らの安全を確保したうえで、傷病者等から救護所又は医療機関までの移動について協力を要請された場合や救護所又は医療機関への搬送が必要と判断される傷病者等がいる場合には、可能な範囲で、搬送手段を確保し、又は搬送可能な者を探す等により、搬送に協力する。

(10) 災害救助法による医療救護等の経費の限度額及び期間

災害救助法による医療救護等の経費の限度額及び期間は、次のとおりである。

① 医療救護

ア 医療救護の経費の限度額

災害救助法による医療救護に要する費用の限度額は、千葉県災害救助法施行細則において、次のとおり定められている。

1) 救護班

使用した薬剤、治療材料、破損医療器具修繕費等の実費

2) 病院又は診療所

国民健康保険の診療報酬の額以内

3) 施術者

協定料金の額以内

イ 医療救護等の期間

災害救助法による医療救護の期間は、原則として災害発生の日から14日以内とされている。

② 助産

ア 助産の経費の限度額

災害救助法による助産に要する費用の限度額は、千葉県災害救助法施行細則において、次のとおり定められている。

1) 救護班

使用した衛生材料等の実費

2) 助産師

慣行料金の100分の80以内

イ 助産の期間

災害救助法による助産の期間は、原則として分娩した日から7日以内とされている。

3. 医薬品、医療資器材等の調達

(1) 医薬品、医療資器材等の確保

市救護本部（健康推進部医療防疫班）は、市内医療機関、佐倉市薬剤師会等の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療資器材等の調達・確保を行う。

(2) 医薬品、医療資器材等の供給の要請

市救護本部（健康推進部医療防疫班）は、医薬品、医療資器材等が不足した場合、合同救護本部を通じ、災害医療本部に対し、提供を要請する。

県は、市町村等から医薬品等の提供について、要請を受けたときは、備蓄しているものを提供するほか、

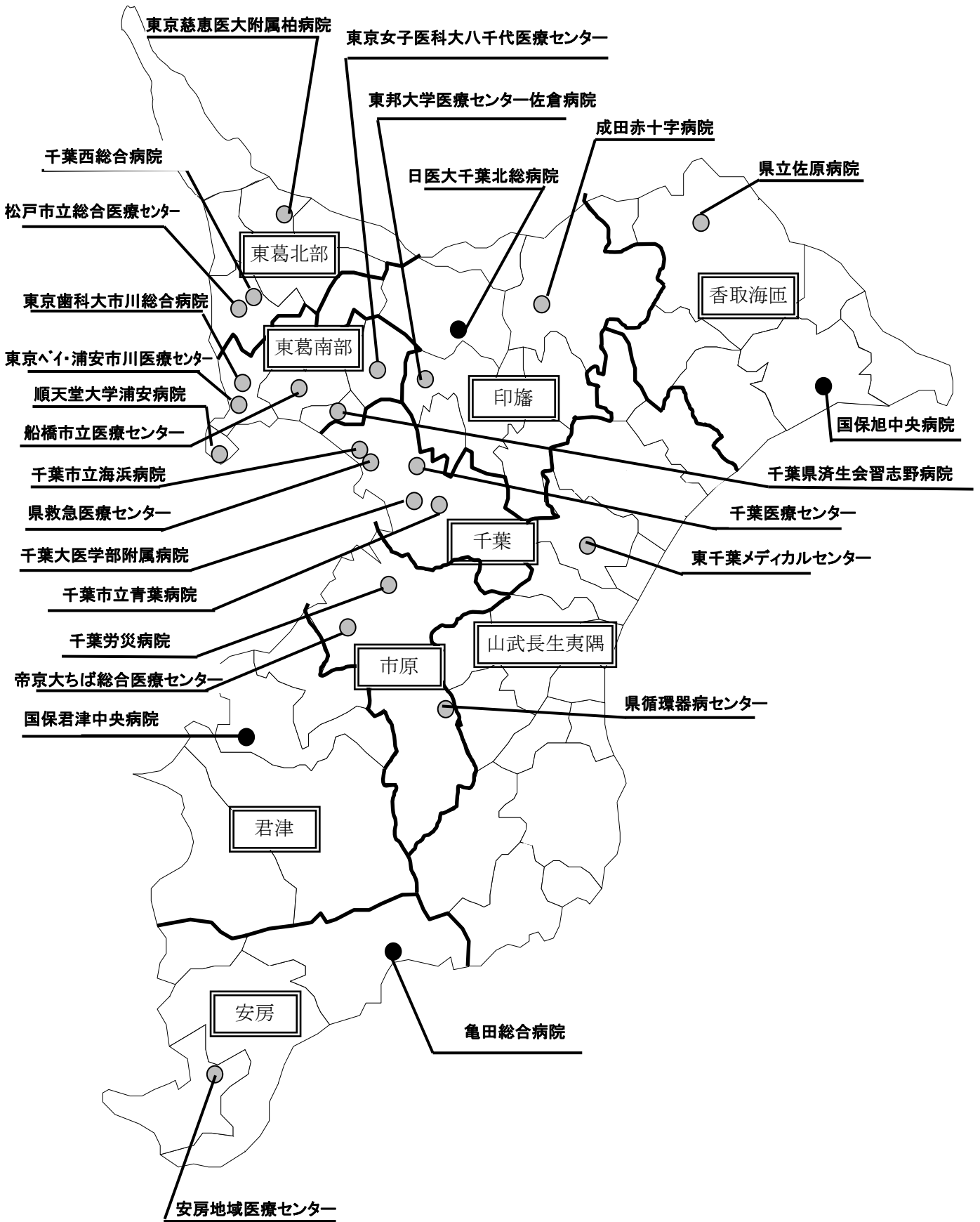
医薬品、医療資器材等が不足した場合は、卸売業者への供給の要請や国、他都道府県に協力要請等を行う。

(3) 血液製剤の確保

① 血液製剤が不足した医療機関は、日本赤十字社血液センターに供給を要請する。

② 県内での供給が不足する場合、日本赤十字社血液センターは、日本赤十字社に支援を要請する。また、県も厚生労働省を通じて、日本赤十字社に支援を要請する。

【災害拠点病院】



	医療機関名
基幹災害拠点病院 (4箇所)	日本医科大学千葉北総病院 旭中央病院 亀田総合病院 君津中央病院
地域災害拠点病院 (22箇所)	千葉大学医学部附属病院 千葉県救急医療センター 千葉市立海浜病院 千葉市立青葉病院 千葉医療センター 船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 社会福祉法人恩賜財団済生会千葉県済生会習志野病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属柏病院 千葉西総合病院 成田赤十字病院 東邦大学医療センター佐倉病院 県立佐原病院 東千葉メディカルセンター 帝京大学ちば総合医療センター 安房地域医療センター 千葉県循環器病センター 千葉労災病院

第13節 安全確保対策

《基本方針》

被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施する。

また、被災建築物の応急危険度判定結果等を踏まえ、市管理施設のうち、特に防災関連業務に必要な施設から優先的に応急措置を講じる。

このほか、余震、崖崩れ等による被害の発生防止又は拡大防止のため、適切な安全確保対策を実施するほか、被災地域における社会秩序の維持に努める。

1. 被災建築物の応急危険度判定の実施

大規模な地震により被災した建築物については、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

応急危険度判定の実施は、災害対策本部の決定により設置される応急危険度判定実施本部において実施する。

実施本部は、「千葉県被災建築物応急危険度判定要綱」（平成14年11月1日施行）を準拠し、別途定める「佐倉市被災建築物応急危険度判定実施本部業務マニュアル」に則り、その業務を行うこととする。

なお、特に民間建築物の応急危険度判定の実施にあたっては、災害に係る住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）とは、制度の趣旨が異なり、応急危険度判定結果と災害に係る住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）結果とは、一致するものではないことについて、十分な啓発に努める。

また、被災建築物の応急危険度判定結果に基づき、当該被災建築物の所有者等は、自己の責任において、その危険の除去等の対策を行うよう指導に努める。

《実施担当機関》

都市部建築物危険度判定班、資産経営部市有建築物班

(1) 応急危険度判定実施本部の業務

応急危険度判定実施本部の主な業務は、以下のとおりである。

- ① 判定実施計画の策定
- ② 判定資機材の準備
- ③ 判定士等の受付、名簿作成
- ④ 判定コーディネーターの配置
- ⑤ 判定士等の輸送、宿泊所の手配
- ⑥ 判定の実施
- ⑦ 判定結果の報告
- ⑧ 県等への支援要請
- ⑨ 住民等への広報
- ⑩ 判定結果に対する相談等

(2) 被災建築物の応急危険度判定の実施及び応援要請

① 被災建築物の応急危険度判定の実施

民間建築物の被災建築物応急危険度判定については、都市部建築物危険度判定班が主に担当し、市有建築物等の被災建築物応急危険度判定については、資産経営部市有建築物班が主に担当するものとし、必要に応じ、相互に協力する。

特に、庁舎の使用可否、佐倉市役所社会福祉センター3階への災害対策本部設置の可否を判断することは、災害応急対策の実施に影響を及ぼすことから、発災後、最優先に行う。

なお、庁舎の被災建築物応急危険度判定については、佐倉市役所本庁舎消防計画等に基づき、実施する。

② 応援要請

市単独で被災建築物の応急危険度判定を実施することが困難な場合は、都市部建築物危険度判定班及び資産経営部市有建築物班は、県に応援を要請するほか、「災害時における建築物被害状況調査の協力に関する協定」(平成24年6月1日締結)に基づき、一般社団法人千葉県建築士会佐倉支部及び公益社団法人千葉県建築士事務所協会に必要な人員の派遣及び器材等の確保について協力を要請する。

なお、被災建築物の応急危険度判定の実施に係る応援要請を行った場合は、事後速やかに災害対策本部事務局(危機管理部)にその旨を報告する。

(3) 県における被災建築物の応急危険度判定支援体制

県は、全国被災建築物応急危険度判定協議会の定める要綱等に基づき、県内における応急危険度判定に関する実施体制の整備を図り、10都県被災建築物応急危険度判定協議会(「震災時等の相互応援に関する協定」平成8年6月締結)の規約に基づき、広域的な相互支援体制の整備に努める。

震災時においては、10都県被災建築物応急危険度判定協議会の協力のもと迅速かつ的確な災害対応を図る。

また、県は、千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱(平成7年10月制定)に基づき、建築士等の建築技術者に対し、応急危険度判定に必要な建築技術を習得させるため講習会を開催し、応急危険度判定士の養成に努めるとともに、判定士名簿の管理を行う。

2. 市が管理する施設の応急対策

《実施担当機関》

資産経営部管財班、市有建築物班、教育委員会教育管理班、社会教育班

資産経営部管財班及び市有建築物班は、市管理施設のうち、特に防災関連業務に必要な施設の被災建築物応急危険度判定等による点検、調査を迅速かつ的確に行い、応急措置を講じる。

また、学校教育施設については、教育委員会教育管理班が、社会教育施設については、教育委員会社会教育班が実施する。

(1) 応急措置が可能なもの

① 危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。

- ② 機能確保のため、必要な復旧措置を講じる。
 - ③ 電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、関係機関と連絡をとり、実施する。
- (2) 応急措置の不可能なもの
- ① 被害の防止措置を重点的に講じる。
 - ② 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

3. 被災宅地の危険度判定の実施

大規模な地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、体制づくり及びその実施に努める。

《実施担当機関》

都市部宅地危険度判定班

(1) 体制の整備

都市部宅地危険度判定班は、「佐倉市被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定地域連絡協議会の定める「被災宅地危険度判定実施要綱」や千葉県被災宅地危険度判定連絡協議会の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」等と整合を図り、災害発生時における被災宅地危険度判定体制の整備を行うほか、支援体制の整備も図る。

(2) 都市部宅地危険度判定班の主な業務は、以下のとおりとする。

- ① 判定実施計画の策定
- ② 判定資機材の準備
- ③ 判定士等の受付、名簿作成
- ④ 判定コーディネーターの配置
- ⑤ 判定士等の輸送、宿泊所の手配
- ⑥ 判定の実施
- ⑦ 判定結果の報告
- ⑧ 県への支援要請
- ⑨ 住民への広報
- ⑩ 判定結果に対する相談等

(3) 応援要請

市単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難な場合は、県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、その受け入れ体制の整備を図る。

(4) 県における被災宅地危険度判定支援体制

県は、被災宅地危険度判定連絡協議会の定める「被災宅地危険度判定実施要領」に基づき、国、都道府県等との広域的な支援体制の整備に努めるとともに千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要領」に基づき、県内における被災宅地危険度判定に関する実施体制の整備に努める。

震災時においては、被災宅地危険度判定連絡協議会及び千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の協力体制のもと、迅速かつ的確な災害対応を図る。

また、県は、千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成15年3月6日決定）に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者を対象に、被災宅地危険度判定に必要な技術を取得させるため講習会を開催し、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の養成に努めるとともに、宅地判定士名簿の管理を行う。

このほか、県は、震災時において、判定を実施する市町村の要請に基づき、速やかに宅地判定士に協力を依頼する等の派遣措置を行う。

4. 公共土木施設等の安全確保対策

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、土木部土木班、道路班、上下水道部
千葉県、関係機関

(1) 道路、橋梁

道路、橋梁に関する安全確保対策については、「第16節 緊急輸送活動・交通の機能確保」に定めるところによる。

(2) 河川、排水路、調整池等

① 被害状況の把握

土木部土木班は、河川、排水路、調整池等の被害状況、河川、排水路、調整池等における橋脚、設備、工事箇所の新設物等に掛かる浮遊物等の障害物の状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

② 河川管理者等への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、当該管理者（千葉県印旛土木事務所、印旛沼土地改良区）に通報し、応急措置の実施を要請する。

③ 応急復旧

土木部土木班は、障害物の除去及び被害を受けた河川、排水路、調整池等の応急復旧を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、市単独での応急復旧が困難な場合は、「第3節 応援の要請・受入れ」に定めるところにより、県に対し応援を要請する。

(3) 公共下水道施設等

① 被害状況の把握

市（上下水道部）は、公共下水道施設等の被害状況、公共下水道施設等における設備、工事箇所の新設物等に掛かる浮遊物等の障害物の状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

② 応急復旧

市（上下水道部）は、障害物の除去及び被害を受けた公共下水道施設等の応急復旧を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、市（上下水道部）単独での応急復旧が困難な場合は、「第3節 応援の要請・受入れ」に定めるところにより、県等に応援を要請する。

(4) 危険区域等

土木部土木班は、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等の指定地において、通報等により被害を確認した場合は、必要に応じて応急措置を講じるほか、当該管理者に通報し、対策の実施を要請する。

また、土木部土木班は、当該被害状況を災害対策本部事務局（危機管理部）に報告するものとし、災害対策本部事務局（危機管理部）は、当該被害により生命、身体に対する被害を発生させるおそれがあると判断される場合は、避難指示を実施する。

なお、避難指示の実施については、「第6節 応急避難」に定めるところによる。

(5) 公園施設等

都市部公園緑地班は、地震により公園施設、緑地等の管理施設等が被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

5. 農業施設等の応急措置

《実施担当機関》

産業振興部農政対策班、関係機関

(1) 公共施設の応急対策

産業振興部農政対策班及び関係機関は、農道、堤防、用排水路、揚排水機、林道、治山施設等が被災した場合、被害の調査を早急を実施する。

また、これらの施設に被害が発生し、又は被害の発生のおそれがある場合は、その箇所の補強工事を至急実施するよう指導する。

(2) 共同利用施設の応急対策

産業振興部農政対策班及び関係機関は、作業場、倉庫、集荷場が被災した場合は、被害の調査を早急を実施し、必要な補強工事等を至急実施するよう指導する。

6. 危険物施設等の応急措置

ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の二次災害を防止するため佐倉市八街市酒々井町消防組合及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒劇物施設、放射性物質を利用・保管する施設の各管理者に対し、施設の点検を実施するとともに、必要な応急措置を講じるよう要請する。

《実施担当機関》

佐倉市八街市酒々井町消防組合、関係機関

(1) 立入検査等

佐倉市八街市酒々井町消防組合及び関係機関は、必要に応じて立入検査を行う等、適切な処置を講じる。

(2) 応急対策

佐倉市八街市酒々井町消防組合及び関係機関は、倒壊等によって二次災害が発生するおそれのある場合には、速やかに危険物施設等の管理者に対し、適切な措置を講じるよう要請する。

また、必要に応じて、被災施設やその周辺区域等からの退去又はその区域への出入の

禁止や制限を行う。

なお、立入制限等の実施については、「第6節 応急避難」に定めるところによる。

7. 警備活動

千葉県警察佐倉警察署は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたる。

《実施担当機関》

千葉県警察佐倉警察署、関係機関

(1) 警備体制

千葉県警察佐倉警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ、指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

(2) 災害警備活動要領

千葉県警察災害警備計画における災害警備活動要領は、次のとおりである。

- ① 要員の招集及び参集
- ② 地震、その他災害情報の収集及び伝達
- ③ 装備資機材の運用
- ④ 通信の確保
- ⑤ 負傷者の救出及び救護
- ⑥ 避難誘導及び避難地区の警戒
- ⑦ 警戒線の設定
- ⑧ 災害の拡大防止と二次災害の防止
- ⑨ 報道発表
- ⑩ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- ⑪ 死傷者の身元確認、遺体の収容
- ⑫ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ⑬ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- ⑭ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ⑮ その他必要な応急措置

第14節 住家等の被害認定調査・罹災証明書等の発行

《基本方針》

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、具体的な適用基準は、住家の滅失世帯数に基づくことから、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施する。

このほか、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書等の発行を行う。

1. 災害に係る住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）

住家の被害認定は、災害救助法の適用の根拠となるほか、罹災証明書の発行や各種の被災者支援制度の基礎となるため、迅速かつ的確に実施する。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部 本部付き職員）、財政部税務班
都市部建築物危険度判定班、資産経営部市有建築物班、関係機関

(1) 住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）方針等の決定

災害対策本部事務局（危機管理部）は、住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）の方針等を定める。

なお、市単独で住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）を実施することが困難な場合は、「災害時における建築物被害状況調査の協力に関する協定」（平成24年6月1日締結）に基づき、一般社団法人千葉県建築士会佐倉支部及び公益社団法人千葉県建築士事務所協会に必要な人員の派遣及び器材等の確保について協力を要請する。

(2) 現地調査の実施

住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）は、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」又は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府（防災担当）」）に基づき、被害認定調査を実施することが可能な建築物（住家、非住家は問わない。）の被害を対象とし、財政部税務班が実施する。

また、住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）を実施する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

なお、住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）を実施するにあたり、技術的に困難である場合や第2次調査・第3次調査を実施する場合は、必要に応じ、都市部建築物危険度判定班、資産経営部市有建築物班、一般社団法人千葉県建築士会佐倉支部又は公益社団法人千葉県建築士事務所協会の協力を求める。

① 第1次調査

市内全域を対象として、外観の損傷状況の目視による把握、住家等の傾斜計測及び住家等の主要な構成要素（外観からの目視で調査可能な部位に限る。）の損傷程度の把握を行う。

② 第2次調査

第1次調査の結果に不服のあった住家等及び第1次調査が物理的に不可能であった住家等について、再調査の申し出に基づき、再調査（第2次調査）を実施する。

第2次調査は、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家等の傾斜計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

なお、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

③ 第3次調査

第2次調査の実施後、被災者から判定結果に関する不服の申立てがあった場合には、当該被災者の不服の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査（第3次調査）を行う。

なお、再調査（第3次調査）に基づく、住家等の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

(3) 調査方法等

① 調査対象

調査の実施は、原則として、被災者等本人からの申し出（災害による罹災証明願）に基づき実施する。

ただし、被災建築物の応急危険度判定と災害に係る住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）とは、制度の趣旨が異なり、応急危険度判定結果と災害に係る住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）結果とは、一致するものではないことから、都市部建築物危険度判定班から応急危険度判定結果の提供を受け、応急危険度判定済の物件については、被災者等本人からの申し出（災害による罹災証明願）がなくとも、調査を実施する。

また、都市部宅地危険度判定班から被災宅地危険度判定結果の提供を受け、宅地危険度判定済の物件についても、被災者等本人からの申し出（災害による罹災証明願）がなくとも、調査を実施する。

なお、被災建築物の応急危険度判定又は被災宅地危険度判定と災害に係る住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）の実施時期が重複する場合、調査実施者の負担の軽減及び被災者の混乱防止等のため、同時に実施するよう努める。

このほか、甚大な被害が集中して発生している地域においては、調査範囲を定め、被災者等本人からの申し出（災害による罹災証明願）がなくとも、調査を実施する。

② 調査実施前における留意事項

災害救助法の適用は、災害により住家が滅失した世帯の数を基準としている。

住家とは、現実に居住のため使用している建築物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わないとされている。

なお、現実に居住のために使用している建築物か否かについては、被災者生活再建支援制度において、詳しく定められているところであり、住民票の有無が生活の本拠を見分けるうえで有力な判断材料であるとされている。もちろん、住民票を有していなくても、居住していることが確認できれば、被災者生活再建支援制度における被災世帯に該当することになる（「被災者生活再建支援法Q&A」参照）とされているところであるが、調査実施前においては、居住していることを確認することは困難であることから、住民票の有無をもって、まずは住家と非住家を判別する。

また、被災者生活再建支援金、災害義援金や佐倉市災害見舞金等の支給対象は、原則として発災当時の世帯主となっていることから、被災者生活再建支援金、災害義援金や佐倉市災害見舞金等の支給対象であるか否かを判断するうえでも、調査実施前に住民基本台帳により住民票の有無及び世帯主名の確認を行う必要がある。

③ 第1次調査実施時における留意事項

第1次調査の実施にあたっては、あらかじめ被災者に対し、敷地内への立入り調査の実施について説明を行う。

なお、被災者本人からの申し出（災害による罹災証明願）がない状況で調査を行う場合には、あらかじめ対象者に対し、調査を行う地区や日程等について、広報等で周知し、敷地内への立入り調査の実施について理解を得るように努める。

④ 第2次調査及び第3次調査実施時における留意事項

第2次調査及び第3次調査については、再調査の申し出に基づき実施するものであり、内部の立入り調査が必要であることから、居住者又は所有者等の申請者の立会いを求める。

(4) 住家等の被害認定調査結果の記録

住家等の被害認定調査の実施後は、災害対策基本法第90条の3に基づき作成する「被災者台帳」への登録を行うとともに、住家等被害認定調査票をファイリングする。

(5) 被害程度の認定基準

全壊、大規模半壊及び半壊の認定基準は、次のとおりである。

【災害の被害認定基準について】

区 分		認 定 基 準
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満とする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊割合がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。	

住家被害	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。	
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	

※ 被害認定基準（令和3年6月24日付府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）による。

2. 被災証明書発行に係る調査

《実施担当機関》

財政部税務班、災害対策本部事務局（危機管理部 本部付き職員）

（1）現地調査等の実施

住家等の被害認定調査を実施することが可能な建築物（住家、非住家は問わない。）以外の被害については、被災証明の対象となる。

被災証明書の発行を行う場合においては、写真等で一見して、判断可能な場合を除き、現地確認等の調査を行い、災害との因果関係及び被害発生の実事を確認する。

（2）調査方法等

被災証明の発行に係る調査については、被災者等本人からの申し出（災害による被災証明願）に基づき実施する。

3. 罹災証明書の発行及び被災者台帳の作成

《実施担当機関》

財政部税務班、佐倉市八街市酒々井町消防組合

(1) 罹災証明書の目的及び位置づけ

罹災証明書は、災害対策基本法第90条の2の規定に基づき、被災者生活再建支援法等による各種被災者支援や市税等の減免、その他の被災者支援策を実施することを目的に、住家等の被害について、市長、消防長又は消防署長が罹災の状況等を証明するものである。

(2) 罹災証明を行う者

罹災証明は、市内に所在する住家等を対象とし、次の者が行う。

- ① 火災による被害
消防長又は消防署長
- ② 上記又は落雷による被害以外の災害による被害
市長

(3) 罹災証明の対象

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた住家等について、次の事項の証明を行う。

- ① 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部及び消防署が発行するもの
火災による焼損、水損及び煙損
- ② 市が発行するもの

住家等の被害認定調査を実施することが可能な建築物（住家、非住家は問わない。）のみを対象とし、次のとおり、被害認定結果を証明する。

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水
このほか、軽微な被害であり、「一部損壊」としても被害認定ができないものについては、申請者からの求めに応じ、「軽微な被害（一部損壊に至らない）」として、罹災証明書を発行できる。

また、落雷は、他の自然災害と違い外観からは損害の状況が判断できにくいことや市では落雷の発生日時や発生場所等を特定し、その事実を把握することが困難であることから、落雷による被害は除く。

なお、発生した火災の規模によっては、被災者生活再建支援法に基づく支援を実施するため、市が火災に関する罹災証明書を発行する必要がある。

(4) 申請場所

災害により被害を受けた住宅等の世帯主、世帯員、所有者又は使用者が、次の場所において申請を行う。

- ① 火災による被害
佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部又は各消防署において申請手続きを行う。
- ② 上記又は落雷による被害以外の災害による被害
危機管理部において申請手続きを行う。
ただし、大規模被害が発生し、危機管理部が災害対策本部事務局となった場合にお

いては、財政部税務班から罹災証明担当職員を指名し、専用の窓口を開設する。

(5) 発行手続き等

① 市長が発行する罹災証明書

ア 罹災証明書等申請・発行窓口に関する周知

大規模災害が発生した場合において、罹災証明書等の申請・発行窓口を開設した場合には、住民等に対し、罹災証明書等の申請・発行窓口を開設した旨をホームページや広報誌等により周知を行う。

なお、その他の災害に対する罹災証明書等の発行は、危機管理部にて、恒常的に実施していることから、適宜、その旨をホームページや広報誌等により周知する。

イ 申請者資格の確認

申請者が世帯主又は世帯員である場合は、「1. 災害に係る住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）」に記載したとおり、住民票の有無及び世帯主名の確認を行う必要があることから、住民票により、申請者としての資格を確認する。

また、所有者からの申請の場合は、申請時に対象となる建築物を所有していることが分かる書類を添付させることで、申請者としての資格があるか確認する。

ウ 被災者台帳の作成

被災者等からの申請（災害による罹災証明願）を受理したときは、別に定める「被災者台帳」様式に必要事項を記入し、速やかに「1. 災害に係る住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）」に定めるところにより、被害調査を実施した後、災害対策基本法第90条の3に規定する「被災者台帳」として、被害認定結果等の登録を行う。

なお、災害対策基本法第90条の3に規定する「被災者台帳」に記載又は記録する事項は、次のとおりである。

- 1) 氏名
- 2) 生年月日
- 3) 性別
- 4) 住所又は居所
- 5) 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 6) 援護の実施の状況
- 7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 8) 電話番号その他の連絡先
- 9) 世帯の構成
- 10) 罹災証明書の交付の状況
- 11) 市町村長が被災者台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- 12) 提供先に被災者台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時

エ 罹災証明書の発行

「被災者台帳」への登録後は、佐倉市文書管理規程（平成6年3月31日訓令第5号）等に基づき、速やかに罹災証明書を発行する。

なお、被災者等からの申請（災害による罹災証明願）がなくとも、調査を実施する必要があることから、申請受理時点において、被害調査済であるか否かを「被災

者台帳」にて確認し、被害調査済である場合は、速やかに罹災証明書を交付する。

オ 被災者台帳情報の利用及び提供

災害対策基本法第90条の3に基づき作成した「被災者台帳」に記載し、又は記録された情報については、次に該当する場合、利用又は外部提供することができる。

- 1) 被災者台帳記載者本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- 2) 被災者に対する援護の実施に必要な限度で被災者台帳情報を内部で利用するとき
- 3) 他の地方公共団体に被災者台帳情報を提供する場合において、被災者台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

なお、他の地方公共団体に被災者台帳情報を提供する場合においては、次の事項を記載した申請書の提出を求めなければならない。

- 1) 申請の地方公共団体の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 2) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- 3) 提供を受けようとする被災者台帳情報の範囲
- 4) 提供を受けようとする被災者台帳情報の使用目的

② 消防長又は消防署長が発行する罹災証明書

火災による住宅等の焼損及び消火活動に伴う水損については、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部又は消防署において被害調査及び罹災証明の発行を行う。

③ その他

地震被害又は風水害等被害と火災被害が複合した場合においては、被害調査に関し、市及び佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部は、相互に協力する。

(6) 証明手数料

手数料は、徴収しない。

4. 被災証明書の発行

《実施担当機関》

財政部税務班

(1) 被災証明を行う者

被災証明は、市内に所在する住家又は非住家（建築物）以外を対象とし、火災又は落雷による被害を除いた災害について、市長が行う。

(2) 被災証明の対象

住家又は非住家（建築物）以外のものについては、災害の被害認定基準がないことから、市は、被害の事実のみの証明を行うものとし、被災証明書の発行を行う。

被災証明の具体的な対象としては、人的被害、家財や商品等の動産被害、ブロック塀や鉄軌道、地中埋設管等の建築物以外の構造物被害といった物的な被害とする。

このため、物的な被害を伴わない停電等の事象については、対象外とする。

また、落雷は、他の自然災害と違い外観からは損害の状況が判断できにくいことや市では落雷の発生日時や発生場所等を特定し、その事実を把握することが困難であることから、罹災証明と同様に、落雷による被害は除く。

なお、住家又は非住家（建築物）であっても、災害の被害認定を要しない旨の被災者

等からの申し出があった場合は、罹災証明書の発行を行わず、被災証明書の発行を行うことができるものとする。

(3) 申請場所

災害により被害を受けた住宅等の世帯主、世帯員、所有者又は使用者は、危機管理部において申請手続きを行う。

ただし、大規模被害が発生し、危機管理部が災害対策本部事務局となった場合においては、財政部税務班から被災証明担当職員を指名し、専用の窓口を開設する。

(4) 発行手続き等

ア 被災証明書等申請・発行窓口に関する周知

「3. 罹災証明書の発行及び被災者台帳の作成 (5) 発行手続き等 ①市長が発行する罹災証明書」に定めるところによる。

イ 申請者資格の確認

罹災証明と異なり、被災証明については、被災者生活再建支援法等による各種被災者支援に用いられることは、基本的にないことから、住民票の有無及び世帯主名の確認は、原則として必要としない。

ただし、証明対象物について、所有していることが分かる書類等を添付させることで、申請者としての資格があるかを確認する。

ウ 被災証明発行記録簿の作成

被災証明は、罹災証明と異なり、被災者生活再建支援法等による各種被災者支援に用いられることは、基本的にないことから、災害対策基本法第90条の3に基づく「被災者台帳」の作成は要しない。

ただし、「被災証明発行記録簿」を作成するものとし、被災者等からの申請（災害による被災証明願）を受理したときは、「被災証明発行記録簿」に必要事項を記入し、速やかに「2. 被災証明書発行に係る調査」に定めるところにより、被害調査を実施し、その後、「被災証明発行記録簿」への調査結果等の登録を行う。

エ 被災証明書の発行

「被災証明発行記録簿」への登録後は、佐倉市文書管理規程（平成6年3月31日訓令第5号）等に基づき、速やかに被災証明書を発行する。

(5) 証明手数料

手数料は、徴収しない。

第15節 災害救助法の適用

《基本方針》

災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、各部
千葉県、関係機関

1. 災害救助法の適用基準等

人口が10万人を越え、30万人以下の本市の場合、災害救助法の適用は、災害による市域の被害が次のいずれかに該当する場合で、かつ被災者が現に救助を必要とする場合に適用される。

災害救助法による救助を実施する場合、県は、その区域を速やかに公示することとなっている。

なお、救助の開始日は、公示日ではなく、災害発生日となる。

また、災害救助法による救助は、見舞金制度等とは異なり、被災者の保護を応急的に実施する必要があるときに初めて行われるものであることから、たとえ災害が発生し、被災者の発生があったとしても、周囲の状況から救助を必要としない場合や、事故等の場合でその管理者等が存在し、その者により適切な対応が行われ、十分な救助がなされている場合には、災害救助法による救助は行わないこととなる。

【災害救助法の適用基準】

根拠法令	適用基準
災害救助法施行令第1条第1項第1号	市域の住家が滅失した世帯の数（以下「滅失世帯数」という）が、100世帯以上に達した場合
災害救助法施行令第1条第1項第2号	滅失世帯数が県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、市域の滅失世帯数が50世帯以上に達した場合
災害救助法施行令第1条第1項第3号	<p>滅失世帯数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であり、市域において多数の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔離した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合</p> <p>◆救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情とは、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることと規定されており（災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成25年10月1日内閣府令第68号））、次のような場合が例示されている。</p> <p>例1：被害地域が他の村落から隔離又は孤立している等により生活必需品等の補給が極めて困難な場合で被災者の救助に被災者の救助に特殊な補給方法を要する場合</p> <p>例2：有毒ガスの発生等のため被災者の救助が極めて困難であり救出に特殊な技術を要する場合</p>
災害救助法施行令第1条第1項第4号	<p>多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合</p> <p>◆多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合とは、次のいずれかに該当することと規定されており（災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令）、それぞれ次のような場合が例示されている。</p> <p>(1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること</p> <p>例1：火山噴火等により多数の住民が避難の指示を受けて、避難生活を余儀なくされる場合</p> <p>例2：船舶の沈没、交通事故等により多数の者が死傷した場合</p> <p>(2) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること</p> <p>例1：交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば、飢餓状態に陥る場合</p>

2. 滅失世帯数の算定基準

(1) 滅失世帯数の算定

滅失世帯数とは、住家が「全壊（全焼・流出）」した世帯数とし、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により、次のとおり、みなし換算を行う。

「住家」とは、現実とその建物を居住のために使用している者がいる建物をいい、現実に住居するために使用している建物であれば、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。

【滅失世帯数の換算】

- 全壊（全焼・流失）住家1世帯を「滅失住家1世帯」とする。
- 半壊（半焼）住家2世帯をもって「滅失住家1世帯」相当とする。
- 床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家3世帯をもって「滅失住家1世帯」相当とする。

※床下浸水、一部破損は換算しない。

例：被害総数が、全壊1世帯、半壊2世帯、床上浸水3世帯の場合
滅失住家は、計3世帯となる。

$$(1 \div 1 \text{ (全壊)} + 2 \div 2 \text{ (半壊)} + 3 \div 3 \text{ (床上浸水)}) = 3$$

(2) 住家の被害認定基準

滅失、半壊等の被害認定基準については、「第14節 住家等の被害認定調査・罹災証明書等の発行」に定めるところによる。

(3) 世帯

世帯とは、生計を一にしている実際の生活単位とされており（災害救助法事務取扱要領（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付））、従って、同一住家内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば2世帯として差し支えないとされているほか、マンション、アパート等のように1棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ1世帯として取り扱うこととされている。

なお、会社又は学生の寮等は、従来は、全体をもって1世帯とすることを原則としてきたが、最近の実情を勘案し、個々の生活実態に基づき判断できるとされている。

3. 救助の実施機関

災害救助は市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、国からの法定受託事務として県が行い、市はこれを補助する。

また、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、事務に着手するものとし、市は、救助に着手したときは、その状況を直ちに県に報告する。

なお、県は、災害救助法が適用された場合においても、災害対策基本法第13条第1項

の規定に基づき、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市に行わせることができる。

市は、委任を受けた県の権限に属する事務の実施のほか、県が行う救助を補助する。

4. 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

【災害救助法による救助の種類】

救助の種類	実施期間
避難所の設置	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の設置及び供与	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間は2年以内
炊き出し、その他による食品の給与	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から10日以内に完了
医療	災害発生の日から14日以内
助産	分べんした日から7日以内
被災者の救出	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	災害発生の日から1か月以内
学用品の給与	教科書：災害発生の日から1か月以内 文房具：災害発生の日から15日以内
埋葬	災害発生の日から10日以内
遺体の搜索	災害発生の日から10日以内
遺体の処理	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	災害発生の日から10日以内に完了

5. 災害救助法の適用手続等

(1) 適用手続き

市は、災害に対し、市域における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県（千葉県災害対策本部事務局）に報告する。

災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行う。

市は、災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して県による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県（千葉県災害対策本部事務局）に報告する。

県は、市町村からの報告又は要請、その他県が把握した被害状況等に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告する。

また、県は、災害救助法を適用したときは、速やかに告示するとともに、県ホームページ等により広報を行う。

(2) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年10月1日付内閣府告示第228号）に従い、千葉県知事が定めた災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）別表第一による。

なお、災害救助法施行細則別表第一により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第16節 緊急輸送活動・交通の機能確保

《基本方針》

災害救助法に基づく救助、その他の被災者の救援・救護活動等を実施するためには、陸上交通をはじめとする緊急輸送体制の確保が必要となる。

このため、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被災者の救援・救護活動や緊急物資の輸送を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

また、鉄軌道及び道路の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、土木部道路班、資産経営部管財班
 上下水道部、佐倉市八街市酒々井町消防組合
 千葉県、千葉県公安委員会、千葉県警察佐倉警察署、自衛隊
 東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、山万株式会社、住民

1. 陸上輸送

（1）交通支障箇所の把握

① 交通支障発生危険箇所の事前把握

土木部道路班は、市の管理に属する道路について災害時における危険箇所をあらかじめ調査するとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査するための体制を整備する。

② 交通支障箇所の調査及び報告

土木部道路班は、被害状況調査の結果により支障箇所を発見した場合や通報等により支障箇所を把握した場合は、下記のとおり報告する。

ア 土木部道路班は、市の管理に属する道路について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無、その他被災の状況等について、災害対策本部事務局（危機管理部）に報告する。

イ 災害対策本部事務局（危機管理部）は、アによる報告を受けたときは、その状況を直ちに市の区域を管轄する関係機関に報告する。

ウ 土木部道路班は、市の管理に属さない道路について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名、箇所、拡大の有無、その他被災の状況等について、災害対策本部事務局（危機管理部）に報告するものとし、災害対策本部事務局（危機管理部）は、その状況を直ちに、当該道路管理者（国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所酒々井出張所、千葉県印旛土木事務所、東日本高速道路株式会社）に通報するとともに、応急措置の実施を要請する。

ただし、災害対策本部事務局（危機管理部）を窓口とすることで、被災状況連絡等の迅速性、確実性が損なわれる可能性がある場合は、土木部道路班において直接、当該道路管理者に連絡をするものとし、事後速やかに災害対策本部事務局（危機管理部）にその旨を報告する。

(2) 緊急輸送道路の点検等

① 道路施設の点検

土木部道路班は、緊急輸送道路を確保するため、使用可能な道路を把握するとともに、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行う。

特に、県選定の緊急輸送道路について、優先的に道路施設の被害状況の点検を行い、その点検結果を県に報告する。

なお、県が選定している佐倉市に係る緊急輸送道路については、次のとおりである。

■ 1次路線

ルート番号	路線名	起点	～	終点	車線数	管理者
1	東関東自動車道水戸線	大篠塚 上勝田	～	八木 上勝田	4～6	東日本高速道路株式会社
	主要地方道佐倉印西線	鐺木町	～	小篠塚	2	県
	一般国道 296 号	鐺木町	～	田町	2	県
2	一般国道 51 号	坂戸	～	長熊	2	国
3	一般国道 296 号	井野	～	大蛇町	2	県

■ 2次路線

ルート番号	路線名	起点	～	終点	車線数	管理者
1	主要地方道千葉八街横芝線	坂戸	～	岩富町	2	県
2	主要地方道佐倉印西線	田町	～	萩山新田干拓	2	県
3	市道 I-33 号線	石川	～	太田	2	市
	市道 II-15 号線	太田	～	太田	2	市
	市道 4-269 号線	太田	～	太田	2	市
	市道 4-268 号線	太田	～	太田	2	市
4	主要地方道千葉印西線	吉見	～	王子台六丁目	2	県
	市道 I-9 号線	王子台六丁目	～	下志津	2	市
	市道 I-32 号線	王子台六丁目	～	王子台四丁目	2～4	市
	市道 II-5 号線	下志津	～	下志津	2	市

■ 3次路線

ルート番号	路線名	起点	～	終点	車線数	管理者
1	主要地方道佐倉印西線	小篠塚	～	神門	2	県
	一般県道神門八街線	神門	～	岩富	2	県
	市道 4-597 号線	岩富	～	大作一丁目	2	市
2	市道 II-8 号線	岩名	～	岩名	2	市
	市道 1-433 号線	岩名	～	岩名	2	市
	市道 1-432 号線	岩名	～	岩名	2	市

② 市の管理に属する道路の緊急輸送道路選定

土木部道路班は、県の選定する緊急輸送道路を補完するほか、ヘリコプター臨時離発着場、市内の防災備蓄倉庫、緊急医療機関や活動拠点候補地等を連絡するため、必要に応じ、使用可能な市の管理に属する道路を緊急輸送道路として選定する。

⑦ 県への協力

災害対策本部事務局（危機管理部）及び土木部道路班は、県選定の緊急輸送道路が使用不能となった場合等において、県が行う緊急輸送道路の迂回路の選定について協力を行う。

(3) 緊急輸送道路等の道路啓開及び道路の応急復旧

① 緊急輸送道路等の道路啓開

土木部道路班は、緊急輸送道路等を確保するため、協定業者等の協力を得て、市の管理に属する道路の啓開作業を行う。

また、土木部道路班は、環境部廃棄物対策班と協力のうえ、緊急車両の通行及び応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し、適切な処理を行う。

なお、市の管理に属する道路以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による道路啓開を待ついとまがない場合は、必要最小限度の範囲で道路啓開を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

② 道路の応急復旧

土木部道路班は、市の管理に属する道路について、道路機能の早期復旧を図るため、優先順位の高い道路・橋梁等から順次修繕を行う。

土木部道路班は、道路・橋梁等の復旧工事にあたっては、復旧範囲を決定したうえで、補修・補強等の応急復旧工事を協定業者等の協力によって実施する。

なお、市の管理に属する道路以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急復旧を待ついとまがない場合は、必要最小限度の範囲で応急復旧を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

(4) 緊急輸送道路及び道路の応急復旧の周知

① 関係機関への連絡

災害対策本部事務局（危機管理部）は、県が決定した緊急輸送道路について、各部に連絡する。

また、土木部道路班は、市独自の緊急輸送道路を選定した場合や道路の応急復旧が完了した場合は、災害対策本部事務局（危機管理部）に報告するとともに、各部に連絡する。

② 住民等への周知

企画政策部広報班は、緊急輸送道路への一般車両の進入を防止し、緊急輸送道路の機能を十分に発揮させるため、県からの要請があった場合には、住民等への周知に協力する。

また、土木部道路班は、市独自の緊急輸送道路を選定した場合や道路の応急復旧が完了した場合には、必要に応じ、広報を実施する。

広報の方法等については、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

(5) 輸送手段の確保

① 輸送車両等の確保及び運用

資産経営部管財班は、災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、市の所有する車両を確保し、集中管理を行う。(ただし、上下水道部の車両を除く。)

また、資産経営部管財班は、車両の運用について、各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努めるとともに、常に配車状況を把握し、各部の要請に対応できるよう努める。

⑧ 運送業者等への協力要請

災害対策本部事務局(危機管理部)は、緊急用物資や災害復旧資機材等を輸送するための車両が不足する場合には、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、一般社団法人千葉県トラック協会等に輸送協力を要請する。

(6) 緊急通行車両の確認等

① 緊急通行車両の確認(緊急通行車両標章及び証明書の交付)

ア 資産経営部管財班は、当該車両が緊急通行車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両)であることの確認を、知事又は公安委員会(千葉県警察佐倉警察署経由)に申請する。(ただし、上下水道部の車両を除く。)

イ 前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

ウ 資産経営部管財班は、交付を受けた標章を当該車両内の見やすい箇所に掲出する。

なお、証明書は必ず携行し(当該車両に備えつける。)、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

② 緊急通行車両の事前届出・確認

公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証(以下「届出済証」という。)を交付することとされている。

このため、資産経営部管財班は、市所有の車両について、緊急通行車両の事前届出を行うとともに、リスト化し、災害発生時には、届出済証の交付を受けた車両について、優先度の高い業務に従事する部に配車する。(ただし、上下水道部の車両を除く。)

なお、届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、高速道路交通警察隊本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出することで、確認審査を省略して、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

届出済証の交付を受けた車両の使用者は、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書の交付を受けた後、交付を受けた標章を、当該車両内の見やすい箇所に掲出するとともに、証明書は必ず携行し(当該車両に備えつける。)、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

(7) 規制除外車両の確認等

① 規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき、通行禁止の対象から除外される。

② 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、「(6) 緊急通行車両の確認等 ① 緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び証明書の交付）」が準用される。

③ 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって、次に該当する車両については、規制除外車両の事前届出制度の対象となる。

なお、事前届出・確認は、「(6) 緊急通行車両の確認等 ② 緊急通行車両の事前届出・確認」が準用される。

ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(8) 燃料の確保

災害対策本部事務局（危機管理部）、資産経営部管財班及び上下水道部は、所有する車両、その他の災害応急対策を実施するための必要な燃料については、あらかじめ業者等と協定を締結し、十分な燃料の確保に努める。

また、災害対策本部事務局（危機管理部）、資産経営部管財班及び上下水道部は、必要に応じ、燃料の緊急輸送を実施するよう協定業者等に要請を行う。

なお、県では、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結している。このため、災害対策本部事務局（危機管理部）は、石油元売会社からの直接燃料供給を受けることができる条件に適合する重要な公共施設等において、直接燃料供給を行う必要が生じた場合には、県を通じ、要請を行う。

2. 交通規制等

大震災が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急通行車両の通行を確保するため、次により交通規制を実施するほか、緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、次により車両の移動等の対策を実施する。

また、交通規制等を実施したときは、公安委員会等は、直ちに交通規制等にかかる区域又は区間等の内容を交通情報板等の活用や日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て広く周知に努める。

(1) 道路管理者による交通規制等

千葉県警察佐倉警察署との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

① 交通規制の実施

災害時において、道路の破損、決壊等によって交通が危険であると認められる場合、又は被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、道路管理者は、道路

法第46条第1項の規定により、千葉県警察佐倉警察署との協議のうえ、区間を定めて車両の通行を禁止、又は制限する。

② 交通規制の標識等の設置

交通規制を実施するときは、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

③ 車両の移動等

道路管理者は、災害対策基本法第76条の6に基づき、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、その管理する道路について、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うことができる。

車両の移動等を命じる道路区間の指定を行う場合、道路管理者は、あらかじめ公安委員会に指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ通知をするいとまがない場合は、事後速やかにこれらの事項を通知する。

なお、運転者がいない場合や対象となる車両のパンクや燃料切れ等により運転者による車両の移動が困難な場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うことができる。

この場合、道路管理者は、当該措置をとるため、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。ただし、車両等を破損した場合には、災害対策基本法第82条に基づき、損失補償を行うことになることから、移動前後の状態を写真等に記録するよう努める。

また、道路管理者は、車両等の移動場所を確保するため、やむを得ない場合には、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。その際、土地の所有者が容易に見つからない等により、使用同意を得ることができない場合には、使用理由を掲示することにより対応するほか、竹木その他の障害物を処分した場合には、災害対策基本法第82条に基づき、損失補償を行うことになることから、処分の状態を写真等に記録するよう努める。

(2) 県公安委員会等による交通規制等

① 公安委員会の交通規制等

ア 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

イ 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限する等、緊急交通路の確保にあたる。

ウ 公安委員会は、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するため必要があると認める場合、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の6に基づく、車両の移動等を命じる道路区間の指定、車両の移動等の実施を要請することができる。

② 警察署長の交通規制

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

③ 警察官の交通規制等

ア 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行う。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

イ 警察官は、通行禁止区域等（災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。

この場合、警察官の命令に従わないときや、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第76条の3）

(3) 自衛官及び消防職員の措置命令・措置等

自衛官及び消防職員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官の職務の執行について行うことができる。

自衛官等は、前項の命令をし、又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知しなければならない。

(4) 交通規制の指針

- ① 被災地域における交通の混乱の防止及び円滑な災害対応策活動を図るため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。
- ② 交通規制の対象となる道路は、主として、県が選定している緊急輸送道路1次路線の中から選定する。
- ③ 災害対策基本法第76条の規定による緊急交通路の確保は、高速自動車国道、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。
- ④ 緊急交通路を確保するため、高速自動車国道及び自動車専用道路においてはインターチェンジ等からの流入を禁止するとともに、幹線道路においては必要により交通検問所を設置する。
- ⑤ 交通規制を実施するときは、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場の警察官の指示により行う。

(5) 相互連絡

災害対策本部事務局（危機管理部）は、千葉県警察佐倉警察署と被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換する。

また、千葉県警察佐倉警察署は、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行制限の対象、区間、理由等を災害対策本部事務局（危機管理部）に通知する。

(6) 交通情報の収集及び提供

千葉県警察は、交通情報の収集を行うとともに、交通情報提供装置を活用し、日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て、交通情報の提供を行う。

また、災害対策本部事務局（危機管理部）及び土木部道路班は、千葉県警察佐倉警察署と連携して、交通情報の提供を行う。

特に、被災地内の交通規制及び緊急通行車両以外の交通規制、車両の移動等を命じる道路区間の指定を行ったときはその状況の周知徹底に努める。

なお、市における周知にあたっては、災害対策本部事務局（危機管理部）及び土木部道路班が広報を実施する。

広報の方法等については、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

(7) 震災発生時における運転者のとるべき措置

災害対策本部事務局（危機管理部）は、千葉県警察佐倉警察署と連携して、震災発生時における運転者のとるべき措置として、次の事項の周知を図る。

なお、市における周知にあたっては、災害対策本部事務局（危機管理部）及び土木部道路班が広報を実施する。

広報の方法等については、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

① 走行中の車両の運転者のとるべき行動

ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること

イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること

ウ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等、通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと

② 通行禁止区域等においてとるべき措置

ア 車両を道路外の場所に置くこと

イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること

ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること

3. 航空輸送

(1) 輸送拠点の確保

災害対策本部事務局（危機管理部）は、航空機による緊急輸送が必要と判断される場合には、ヘリコプター臨時離発着場候補地における障害物の有無等、利用可能状況を確認し、県へ報告する。

なお、ヘリコプター臨時離発着場候補地及び陸上自衛隊航空機の離発着に必要な地積については、次のとおりである。

【ヘリコプター臨時離発着場候補地】

- | | |
|-------------|---------------------|
| 1) 市立佐倉小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 2) 市立内郷小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 3) 市立志津小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 4) 市立上志津小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 5) 市立臼井小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 6) 市立印南小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 7) 市立根郷小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 8) 市立和田小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 9) 市立弥富小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 10) 市立千代田小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 11) 市立井野小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 12) 市立佐倉中学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 13) 市立志津中学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 14) 市立南部中学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 15) 佐倉城址公園自由広場 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：自由広場 |
| 16) 岩名陸上競技場 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：陸上競技場 |
| 17) 山王公園 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：公園 |

【陸上自衛隊航空機の能力基準】

機 種	乗員、燃料以外の 有効搭載重量 (搭乗可能人員)	離着陸所要地積 (長さm×幅m) ※周囲に障害物がない場合
OH-6J 観測ヘリコプター	300kg (3名)	30×30
UH-1J 多用途ヘリコプター	1,000kg (7名)	36×36
UH-60JA 多用途ヘリコプター	(11名)	50×50
CH-47J 輸送ヘリコプター	8,000kg (35名)	100×100

(2) 航空機による緊急輸送活動の実施

災害対策本部事務局（危機管理部）は、航空機による緊急輸送が必要と判断される場合には、県と連携するとともに、佐倉市八街市酒々井町消防組合、警察、自衛隊等の協力を得て、航空機による緊急輸送活動を行う。

4. 水上輸送

(1) 輸送路の確保

災害対策本部事務局（危機管理部）は、印旛沼を利用した水上輸送が実施される場合には、河川管理者を通じて、物資等の積み降ろしが可能な緊急時の船着場の確保を行うとともに、航路の通行可能状況を把握する。

(2) 水上輸送活動の実施

災害対策本部事務局（危機管理部）は、印旛沼を利用した水上輸送が実施される場合には、県と連携するとともに、佐倉市八街市酒々井町消防組合、警察、自衛隊等の協力を得て、水上輸送活動を行う。

5. 鉄軌道施設の応急復旧

(1) 災害時の活動体制

① 災害対策本部等の設置

各交通機関は、震災が発生した場合、全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

② 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに必要に応じて無線車等も利用する。

(2) 発災時の初動措置

各機関の初動措置は次のとおり。

① 運転規制

ア 東日本旅客鉄道株式会社

地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。

- 1) 地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度S I 値（カイン）による。
- 2) 運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。
- 3) S I 値が一般区間で1 2以上、落石区間で6以上の場合、全列車を停止させ、規制区間全線を保守係員の点検後解除する。
- 4) S I 値が一般区間で6以上1 2未満、落石区間で3以上6未満の場合、3 5 km/h以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。

イ 京成電鉄株式会社

強い地震を感知した場合の運転の取扱いは次による。

- 1) 自社の震度計が震度4（4 0～9 9ガル）の場合、直ちに列車停止手配をとる。指定点検箇所の変位の有無を確認のうえ、2 5 km/h以下の注意運転を行う。安全を確認した区間から規制解除し、通常運転に復する。
- 2) 地震計が震度5弱以上（1 0 0ガル以上）の場合は、直ちに列車停止手配をとり当該区間内の鉄道施設の点検を実施する。安全を確認した区間から運転を再開する。

ウ 山万株式会社

強い地震を感知した場合の運転の取扱いは次による。

- 1) 震度5弱以上の場合、列車の運転を中止することとし、その後の運転については、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて逐次運転規制を解除する。
- 2) 震度4の場合、列車は速やかに安全な所で一時停止し、時速2 5 km/h以下の速度で注意運転することとし、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて逐次運転規制を解除する。

② 乗務員の対応

ア 東日本旅客鉄道株式会社

- 1) 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。
- 2) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認のうえ、安全と認められる場所に列車を移動させる。

- 3) 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。

イ 京成電鉄株式会社

- 1) 運転中に地震を認知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。
- 2) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認のうえ、安全と認められる箇所に列車を移動させる。
- 3) 列車を停車させた場合は、指令所又は最寄りの駅に連絡をとり、その指示を受ける。

ウ 山万株式会社

- 1) 運転中に地震を認知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。
- 2) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認のうえ、安全と認められる箇所に列車を移動させる。
- 3) 列車を停車させた場合は、指令所又は最寄りの駅に連絡をとり、その指示を受ける。

③ その他の措置

その他の措置として、各交通機関は、次のような措置を取る。

- 1) 旅客誘導のための案内放送
- 2) 駅員の配置手配
- 3) 救出、救護手配
- 4) 出火防止
- 5) 防災機器の操作
- 6) 情報の収集

(3) 旅客の避難誘導

各交通機関は、次のとおり、旅客の避難誘導を行う。

① 駅における避難誘導

- ア 駅長は、係員を指揮して、あらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し、避難させる。
- イ 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市又は県があらかじめ定めた一時滞在施設や指定避難所、臨時避難所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。

② 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

- ア 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。
- イ 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。
ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は、次による。
 - 1) 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。
 - 2) 特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。

3) 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(4) 事故発生時の救護活動

各交通機関は、災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。

(5) 応急復旧対策

各交通機関は、列車運行上重要な施設を優先して障害物の除去等の応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度等を考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。

(6) 広 報

各交通機関は、災害対策本部事務局（危機管理部）に各鉄軌道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、住民等に対しても被害状況、復旧状況等について広報活動に努める。

第17節 緊急物資の供給

《基本方針》

市は、住宅の倒壊、滅失等によって、飲料水、食糧、その他生活必需物資の確保が困難な住民（避難所における避難者に限らず、在宅避難者等も含む。）に対し、必要な物資の供給を実施する。

ただし、災害救助法が適用された場合は、県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合において、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、事務に着手するものとし、救助に着手したときは、その状況を直ちに県に報告する。

なお、県は、災害救助法が適用された場合において、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市に行わせることができる。

市のみで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

1. 応急給水

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民等に対して、浄水場及び防災井戸での拠点給水や給水車等による応急給水を実施する。

《実施担当機関》

上下水道部

(1) 実施機関

① 飲料水の供給は、市（上下水道部）が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は、県が行い、市（上下水道部）はこれを補助する。

なお、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市（上下水道部）が行うこととすることができる。

② 市（上下水道部）は、単独で対処が困難な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

③ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

(2) 給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少一人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な給水は、優先的に確保する。

(3) 飲料水の供給

① 発災直後の情報の収集

発災直後、次の情報を集約・整理して被害の範囲・規模を把握し、応急給水対策を立てる。

ア 地震発生直後は、浄水場に設置した計器で浄水池、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。

イ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

② 飲料水供給方法

ア 浄水場等での拠点給水

応急給水は、浄水場及び防災井戸における拠点給水及び給水車による給水を原則とする。

イ 仮配管による給水

復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

③ 飲料水の供給の限度額

災害救助法による飲料水の供給の限度額は、千葉県災害救助法施行細則において、当該地域における通常の実費と定められている。

④ 飲料水供給の期間

災害救助法による飲料水の供給の期間は、原則として災害発生の日から7日以内とされている。

⑤ 広報

上下水道部は、震災時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質等について、適切な広報活動を実施する。

なお、広報活動の方法等については、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

(4) 水質の安全対策

上下水道部は、応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。

また、住民等に対し、備蓄水について、容器の取扱い等の安全対策の指導に努める。

2. 食糧の供給等

県及び協定業者等の協力のもと、迅速かつ的確に食糧の確保・供給に努める。

なお、要配慮者に対する食糧の供給については、優先的に取扱う等、特に配慮を要するものとし、福祉避難所における食糧の供給については、本定めに準じて行う。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部 本部付き職員）、企画政策部物資需給班
 避難所配備職員等、施設管理者
 千葉県、避難者、住民、関係機関

(1) 食糧等の確保

① 備蓄品の活用

必要に応じ、各指定避難所に設置してある防災備蓄倉庫の保有食糧の活用を図る。

② 県からの調達

災害対策本部事務局（危機管理部）は、県に対し、食糧の支援要請を行う。

また、県に対し、県防災センター及び備蓄倉庫の保有食糧の活用について要請を行う。

なお、具体的な食糧の要請等の業務については、企画政策部物資需給班が本部付き職員の応援を得て、実施する。

③ 協定企業等からの調達

災害対策本部事務局（危機管理部）は、災害時の物資等の供給等に関する企業等との協定に基づき、必要な食糧の調達について要請を行う。

なお、具体的な食糧の発注等の業務については、企画政策部物資需給班が本部付き職員の応援を得て、実施する。

④ 義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であるほか、仕分けが困難であること等により、不要物資の滞留等の原因となることが示されていることから、受入れを制限する。

また、義援物資を受け入れる際には、仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入するほか、救援物資の申し出に対して、次の事項を要請する。

- ア 救援物資は荷物を開閉せずとも物資名、数量がわかるように表示すること
- イ 複数の品目を同梱しないこと
- ウ 腐敗する食糧等は避けること

なお、具体的な義援物資の受付の業務については、企画政策部物資需給班が本部付き職員の応援を得て、実施する。

(2) 食糧の供給

① 食糧供給の対象者

食糧供給の対象者は、次のとおりとする。

- ア 避難所で避難生活を営む者で、住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等のため、炊事のできない者
- イ 被害を受ける等により、避難する必要がある者

なお、救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者に対する食糧の供給は、災害救助法における食糧の供給としては、認められないことから、これらの者への食糧の供給を行う場合は、市の事業として行う。

② 食糧供給の限度額

災害救助法による食糧供給の限度額は、千葉県災害救助法施行細則において、1人1日あたり1,160円以内と定められている。

③ 食糧供給の期間

災害救助法による食糧供給の期間は、原則として災害発生の日から7日以内とされている。

④ 供給の流れ

- ア 食糧供給の対象者からの要望を把握するほか、食糧供給の対象者数から必要な数量を推定し、備蓄食糧や県、協定業者等からの調達によって、食糧を確保する。
- イ 調達等によって確保した食糧については、原則として、物資の集積拠点候補地である佐倉市民体育館に集積し、ボランティア等の協力を得て、仕分けを行う。
- ウ 指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設を食糧の供給拠点とする。

なお、賞味期限の短い食糧については、物資の集積拠点候補地である佐倉市民体育館には、配送せず、指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設に直接配送することを原則とする。

エ 食糧供給の対象者は、供給拠点である指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設に受領に来るものとする。

オ 指定避難所、臨時避難所における食糧の配布については、避難所運営組織の指示のもと、避難者、避難所配備職員、臨時避難所派遣職員、施設管理者、ボランティア等により実施する。

また、帰宅困難者等の一時滞在施設における配布については、管理責任者の指示のもと、施設職員やボランティア等により実施する。

⑤ 食糧の調達・配送等の管理

企画政策部物資需給班は、本部付き職員の応援を得て、指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設からの要望を整理するとともに、県や協定企業等への調達要請や調達した食糧の管理、供給拠点である指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設への配送指示を行う。

食糧の供給拠点である指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設への配送にあたっては、原則として、協定業者等から調達した食糧については、協定業者等によって、物資の集積拠点候補地である佐倉市民体育館又は供給拠点である指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設へ配送するものとし、県から「プッシュ型」により供給された食糧又は調達した食糧については、協定等に基づき、トラック業界等の民間物流事業者に協力を要請する。

⑦ 荷捌き資機材等の確保

災害対策本部事務局（危機管理部）は、協定企業等に協力を求め、物資の集積拠点候補地である佐倉市民体育館における作業に必要な荷捌き資機材等の確保に努める。

また、災害対策本部事務局（危機管理部）は、荷捌き作業等についての協力を市災害ボランティアセンターに要請し、荷捌き作業等に必要となる人員の確保に努める。

(3) 炊き出し

調理が必要な食糧を供給する場合、指定避難所、臨時避難所において炊出し設備や器具等を使用し、炊き出しを行う。

① 炊き出しの方法

炊き出しは、避難所運営組織の指示のもと、避難者、避難所配備職員、臨時避難所派遣職員、施設管理者、ボランティア等により実施する。

また、必要に応じ、自主防災組織や自治会・町内会等の地域各種団体の協力を求めるほか、自衛隊の派遣を受けた場合には、自衛隊により実施する。

② 炊き出しの場所

炊き出しは、指定避難所、臨時避難所が設置された学校等の給食室や家庭科教室、調理室等を利用して実施する。このため、指定避難所のうち、小中学校については、平常時から給食室等を炊出し場所として利用できるようなLPガス等の燃料や調理用水等の整備に努めるほか、整備済みの小中学校については、指定避難所開設後、早期に設備等の利用可能状況を確認する。

なお、給食室や家庭科教室、調理室等の調理施設及び設備が利用できない場合や調

理施設のない場合、指定避難所においては、防災備蓄倉庫内の備蓄物資である簡易コンロの活用や応急的な調理施設及び資機材の確保に努めるものとし、臨時避難所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

③ プロパンガス及び器具等の調達

企画政策部物資需給班は、本部付き職員の応援を得て、炊き出しに必要となるプロパンガス及び器具等の数量の把握を行い、協定企業等への調達要請を行う。

なお、災害対策本部事務局（危機管理部）は、協定企業等からの調達ができない場合、県に調達を要請する。

(4) 政府所有米の供給計画

政府所有米の供給計画については、千葉県地域防災計画において、次のとおり定められている。

政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結したうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省農産局長に要請し、売買契約を締結する。（【政府所有米穀の受渡し系統図】図－Ⅰ参照）

市町村が直接、農産局長に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農産局長に連絡する。（【政府所有米穀の受渡し系統図】図－Ⅱ参照）

【政府所有米穀の受渡し系統図】

図－Ⅰ 市町村からの要請を受け、県が要請する場合

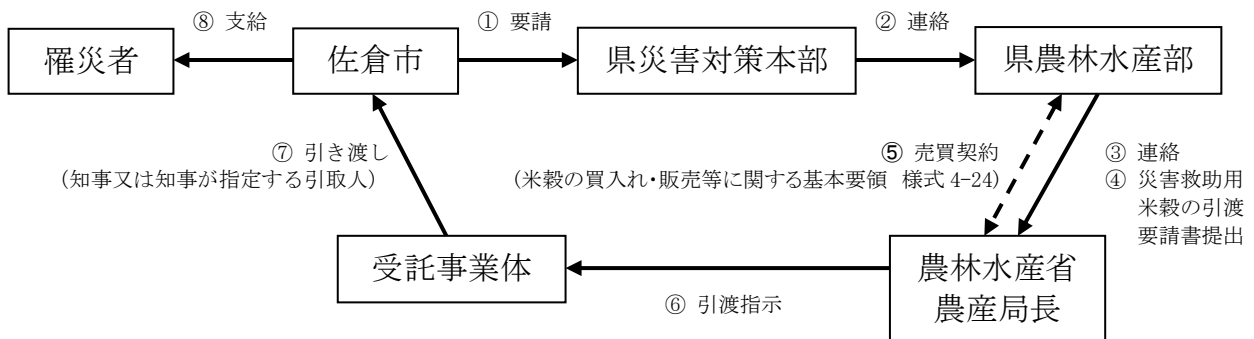
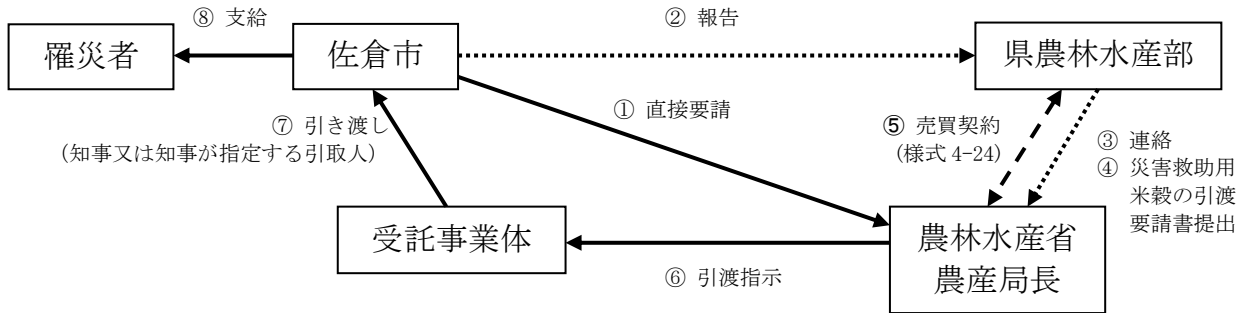


図-Ⅱ 市町村が直接要請した場合



3. 生活必需物資等の供給等

県及び協定業者等の協力のもと、迅速かつ的確に必要な最小限の生活必需物資等の確保・供給に努める。

なお、要配慮者に対する生活必需物資等の供給については、優先的に取扱う等、特に配慮を要するものとし、福祉避難所における生活必需物資等の供給については、本定めに準じて実施する。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部 本部付き職員）、企画政策部物資需給班
避難所配備職員等、施設管理者
千葉県、避難者、住民、関係機関

(1) 生活必需物資等の確保

① 備蓄品の活用

必要に応じ、各指定避難所に設置してある防災備蓄倉庫の保有資機材の活用を図る。

② 県からの調達

災害対策本部事務局（危機管理部）は、県に対し、生活必需物資等の支援要請を行う。

また、県に対し、県防災センター及び備蓄倉庫の保有資機材の活用について要請を行う。

なお、具体的な生活必需物資等の要請等の業務については、企画政策部物資需給班が本部付き職員の応援を得て、実施する。

③ 協定企業等からの調達

災害対策本部事務局（危機管理部）は、災害時の物資等の供給等に関する企業等との協定に基づき、必要な生活必需物資等の調達について要請を行う。

なお、具体的な生活必需物資等の発注等の業務については、企画政策部物資需給班が本部付き職員の応援を得て、実施する。

④ 義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であるほか、仕分けが困難であること等により、不要物資の滞留等の原因となることが示されていることから、受入れを制限する。

また、義援物資を受け入れる際には、仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品

目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入するほか、救援物資の申し出に対して、次の事項を要請する。

- ア 救援物資は荷物を開閉せずとも物資名、数量がわかるように表示すること
- イ 複数の品目を同梱しないこと
- ウ 腐敗する物資は避けること

なお、具体的な義援物資の受付の業務については、企画政策部物資需給班が本部付き職員の応援を得て、実施する。

(2) 生活必需品等の供給

① 生活必需品等供給の対象者

生活必需品等供給の対象者は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とし、支給は世帯単位で実施する。

なお、上記以外の者に対する生活必需品等の供給は、災害救助法における生活必需品等の供給としては、認められないことから、これらの者への生活必需品等の供給を行う場合は、市の事業として行う。

② 生活必需品等供給の限度額

災害救助法による生活必需品等供給の限度額は、千葉県災害救助法施行細則において、次のとおり定められている。

ア 住家の全焼、全壊又は流出による被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を 増すごとに加算
夏季（4月～9月）	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季（10月～3月）	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

イ 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を 増すごとに加算
夏季（4月～9月）	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季（10月～3月）	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

③ 供給する生活必需品等の内容

被災の実情に応じて、主に次に掲げる品目について、現物供給する。

- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

なお、生活必需品等の品目としては、災害救助事務取扱要領（平成30年4月 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当））において、次のとおり例示されている。

- ・タオルケット・毛布・布団等の寝具
- ・洋服上下・子供服等の上着・シャツ・パンツ等の下着
- ・タオル・靴下・靴・サンダル・傘等の身の回り品
- ・石鹸・歯磨用品・ティッシュペーパー・トイレットペーパー等の日用品
- ・炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の調理道具
- ・茶碗・皿・箸等の食器
- ・マッチ・使い捨てライター・プロパンガス・固形燃料等の光熱材料
- ・高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材

③ 生活必需品等供給の期間

災害救助法による生活必需品等供給の期間は、原則として災害発生の日から10日以内とされている。

④ 供給の流れ

ア 生活必需品等供給の対象者からの要望を把握するほか、生活必需品等供給の対象者数から必要な数量を算定し、備蓄資機材や県、協定業者等からの調達によって、生活必需品等を確保する。

イ 調達等によって確保した生活必需品等については、原則として、物資の集積拠点候補地である佐倉市民体育館に集積し、ボランティア等の協力を得て、仕分けを行う。

ウ 指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設を生活必需品等の供給拠点とする。

なお、緊急を要する場合等においては、物資の集積拠点候補地である佐倉市民体育館には、配送せず、指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設に直接配送することを原則とする。

エ 生活必需品等供給の対象者は、供給拠点である指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設に受領に来るものとする。

オ 指定避難所、臨時避難所における生活必需品等の配布については、避難所運営組織の指示のもと、避難者、避難所配備職員、臨時避難所派遣職員、施設管理者、ボランティア等により実施する。

また、帰宅困難者等の一時滞在施設における配布については、管理責任者の指示のもと、施設職員やボランティア等により実施する。

カ 災害対策本部事務局（危機管理部）は、被害区分や被災世帯の構成員数によって、生活必需品等の供給の限度額が異なることから、被害区分及び被災世帯の構成員数に応じた救助物資購入（配分）計画表を作成する。

ただし、発災初期においては、救助物資購入（配分）計画表を作成するいとまがないことが想定されることから、その場合、災害対策本部事務局（危機管理部）は、生活必需品等の供給を行った被災世帯の記録を集約、保存しておくものとし、生活必需品等の供給後、早期に救助物資購入（配分）計画表を作成する。

⑤ 生活必需品等の調達・配送等の管理

企画政策部物資需給班は、本部付き職員の応援を得て、指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設からの要望を整理するとともに、県や協定企業等への調達要請や調達した生活必需品等の管理、供給拠点である指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設への配送指示を行う。

生活必需品等の供給拠点である指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設への配送にあたっては、原則として、協定業者等から調達した生活必需品等については、協定業者等によって、物資の集積拠点候補地である佐倉市民体育館又は供給拠点である指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設へ配送するものとし、県から「プッシュ型」により供給された生活必需品等又は調達した生活必需品等については、協定等に基づき、トラック業界等の民間物流事業者に協力を要請する。

⑥ 荷捌き資機材及び人員の確保

災害対策本部事務局（危機管理部）は、協定企業等に協力を求め、物資の集積拠点候補地である佐倉市民体育館における作業に必要な荷捌き資機材等の確保に努める。

また、災害対策本部事務局（危機管理部）は、荷捌き作業等についての協力を市災害ボランティアセンターに要請し、荷捌き作業等に必要となる人員の確保に努める。

第18節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等

《基本方針》

被災住宅の再建は、本来、その世帯の者や所有者等の責務であるが、市及び県は、震災により住宅が全壊や半壊等の被害を受け、自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の建設や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行うとともに、公営住宅等への一時入居措置等に努める。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、市民部市民生活班、福祉部福祉班
 環境部環境対策班、廃棄物対策班、都市部計画班、住宅班
 資産経営部市有建築物班、教育委員会教育管理班
 千葉県、関係機関

1. 住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去

(1) 実施機関

住家等に運び込まれた土石・竹木等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものであるが、住家又はその周辺に運ばれた土砂、材木等で日常生活に著しい障害を及ぼしており、かつ自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない場合、その除去は、市が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は、県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合において、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、事務に着手する。

なお、県は、災害救助法が適用された場合において、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市に行わせることができる。

市単独で処理が不可能な場合には、近隣市町村、県、国、その他の応援を得て実施する。

市における住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去の業務については、都市部計画班が実施する。

(2) 障害物の除去の対象となる者

次のいずれにも該当する者であること

- ① 住家の一部又は全部に障害物が運びこまれたことにより当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ② 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者
- ③ 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者（全壊、床下浸水は対象外）

(3) 障害物の除去の給付内容

障害物の除去は、災害により受けた住宅の被害等を補償するものではないことから、居室、炊事場、玄関及び便所等の日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度において、実施（給付）する。

また、障害物の除去は、被災前の状態に戻す、いわゆる原状回復を目的とするもので

はないことから、上記部分の主要な障害物を除去するまでとし、その後の室内清掃等は、対象外とする。

(4) 障害物の除去の方法等

障害物の除去の方法は、都市部計画班又は県が、協定業者等と直接契約を行い、実施する。

(5) 障害物の除去の経費の限度額

災害救助法による障害物の除去に要する費用の限度額は、千葉県災害救助法施行細則において、1世帯あたり137,900円以内と定められている。

(6) 障害物の除去の期間

除去の期間は、原則として災害発生の日から10日以内に完了することとされている。

2. 被災住宅の応急修理

(1) 実施機関

被災住宅の応急修理の実施は、災害救助法が適用され、なおかつ、災害対策本部長（市長）が必要と認めた場合に行うものとし、県が行い、市はこれを補助する。

なお、市は、災害救助法の適用前であっても、緊急性や必要性が認められ、県の行う救助の実施を待つことができない場合、事務に着手する。

また、県は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市に行わせることができる。

市単独で処理が不可能な場合には、近隣市町村、県、国、その他の応援を得て実施する。

市における被災住宅の応急修理の業務については、都市部計画班が実施する。

(2) 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、以下の全ての要件を満たす者（世帯）となる。

① 原則、半壊若しくは半焼、又は大規模半壊の被害を受けたこと

ただし、全壊等であっても、修理すれば居住することが可能な場合は、応急修理の対象とすることができる。

② 修理した住宅での生活が可能となると見込まれること

つまり、応急修理を行うことによって避難所等への避難及び応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げ含む）の利用を要しなくなることが要件となる。

③ 資力要件を満たしていること（半壊又は半焼の場合）

なお、資力要件は、半壊又は半焼にのみ設けられており、大規模半壊や全壊の場合、資力要件はない。

資力要件の確認については、県または市において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断することとなる。

借家等については、通常はその所有者が修理を行うものであるが、所有者が修理を行わず、かつ居住者の資力では修理ができないため、現に居住する場所がない場合には、応急修理の対象とすることができる。

(3) 応急修理の給付内容

応急修理は、災害により受けた住宅の被害等を補償するものではないことから、居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度において、実施（給付）する。

このため、半壊等の被害を受けた場合であっても、残存した部分において差しあたりの生活に支障がない場合は、応急修理の対象とはならない。

(4) 応急修理の方法

応急修理の方法は、都市部計画班又は県が、応急修理を実施する事業者と直接契約を行う、又は大工、技術者等の工事関係者を災害救助法第7条の規定による従事命令によって従事させる方法により、実施する。

(5) 応急修理の経費の限度額

災害救助法による応急修理に要する費用の限度額は、千葉県災害救助法施行細則において、1世帯あたり595,000円以内と定められている。

(6) 応急修理の期間

応急修理の期間は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了することとされている。

3. 損壊家屋等の解体撤去

(1) 損壊家屋等の解体撤去の原則

損壊家屋等の解体及びそれにより発生する災害廃棄物の撤去・運搬は、原則として、建物の所有者が行うこととし、環境部廃棄物対策班は、これらの廃棄物の処理基地の確保や処理処分に関する情報を提供する。

また、被災者生活再建支援制度において、半壊又は大規模半壊の罹災証明を受け、あるいは住家の敷地に被害が生じる等して、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理にはあまりに高い経費がかかたりするため、やむを得ずこれらの住家を解体した場合には、全壊扱いとなり、当該住家の世帯主は、被災者生活再建支援金の支給を受けられることから、災害対策本部事務局（危機管理部）は、被災者生活再建支援制度の適用を受けた場合には、広報を実施するとともに、被災者生活再建支援制度に基づき、被災者生活再建支援金の支給申請の受付を行う。

なお、東日本大震災においては、千葉県独自の施策として、千葉県液状化等被害住宅再建支援事業が設けられ、戸建住宅の敷地に被害が生じた場合において、当該戸建住宅の個人所有者（不動産を生業とする者を除く。）に対し、解体補助を実施したところである。このことから、災害対策本部事務局（危機管理部）は、同様の制度が設けられた場合には、広報を実施するとともに、設けられた制度に基づき、補助金の支給申請の受付を行う。

広報の方法等については、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

(2) 公費解体制度

公費解体については、阪神・淡路大震災時において、国の制度が設けられたほか、東日本大震災及び熊本地震においても、災害等廃棄物処理事業費の拡充を行うことにより、国庫補助制度が設けられたところである。

このことから、環境部廃棄物対策班は、公費解体制度が設けられた場合には、公費解

体等の広報を実施するとともに、設けられた公費解体制度に基づき、公費解体申請受け等を行う。

広報の方法等については、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

なお、解体作業にあたっては、解体現場での分別を徹底するほか、粉塵の発生防止に努めるとともに、石綿等の有害物質の飛散防止対策を関係法令等に従い適正に実施する。

解体作業における有害物質の飛散防止対策等については、「第20節 環境対策」に定めるところによる。

4. 応急仮設住宅の設置及び供与

(1) 実施機関

住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を受入れるための応急仮設住宅の設置及び供与は、市が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は、県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合において、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、事務に着手する。

なお、県は、災害救助法が適用された場合において、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市に行わせることができる。

市単独で処理が不可能な場合には近隣市町村、県、国、その他の応援を得て実施する。

市における応急仮設住宅の建設の業務については市有建築物班が実施し、応急仮設住宅の供与の業務については、都市部住宅班が実施する。

(2) 応急仮設住宅の供与の対象となる者

次のいずれにも該当する者であること

① 住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者

ただし、土砂災害等により、避難指示等を受け、長期にわたり自らの住家に居住することができない等、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者と同等と見なす必要がある場合は、内閣府と連絡調整を図ったうえで、対象とすることもできる。

② 自らの資力をもってしては、住宅を得ることができない者

(3) 応急仮設住宅建設用地の選定

資産経営部市有建築物班は、必要であると決定された応急仮設住宅の戸数を確保するため、被災の状況を確認した上で、次の順位にしたがって建設用地を選定する。

① 西志津スポーツ等多目的施設用地

② 当面利用目的が決まっていない公共用地

③ 都市公園

④ 民間の遊休地

なお、応急仮設住宅建設用地の選定にあたっては、以下の物理的条件を備えた場所とする。

ア 既成の市街地と同一の生活圏に含まれる位置にあるか、もしくは公共交通機関の手当てが可能で、既成市街地へのアクセスが容易であること

イ 地震による地盤の液状化のおそれがないこと

ウ 敷地や周辺道路を含め、土砂災害等、二次的な災害を受ける危険性がないこと

エ 敷地の接する道路が、入居者の生活や建設工事の際の資材搬入等に支障のないよう

に整備されていること（最低4 t車が通行可能であること）

オ 候補地周辺に上水道、電気、雨水排水が整備されている、もしくは容易に整備可能（整備については、道路管理部局・上下水道事業管理者・上下水道指定工事業者・ガス事業者等と事前打合せが必要な場合があるため、必ず確認し、併せて、量水器等、機材の提供等についても打合せること）で、汚水雑排水の放流先が確保できること

カ 防火対策の為、河川・井戸・消火栓及び防火水槽等の消火水利が確保可能である、もしくは整備可能であること

キ 敷地及びその周辺の高低差が少ない、もしくは容易に整地可能となること

ク 建築基準法により制限を受ける場合があるので、防火地域内はなるべく避けること

ケ 候補地1ヶ所につき、10戸（一戸あたり29.7㎡）以上の応急仮設住宅を建設できること（建設可能区域面積が1,000㎡以上を推奨）

(4) 応急仮設住宅の設置の経費の限度額

災害救助法による応急仮設住宅の設置に要する費用の限度額は、千葉県災害救助法施行細則において、1戸あたり5,714,000円以内と定められている。

(5) 応急仮設住宅の建設にあたっての留意事項

- ① 迅速性が要求されることから、画一的なものの整備に陥りやすいが、時間的な余裕があれば、個々の身体状況や生活様式、単身や多人数世帯等の世帯構成等、様々な世帯の入居に対応できるよう、多様なタイプの応急仮設住宅を建設するほか、できる限り設置後の街並みや地域社会づくりにも配慮し、安全性及び迅速性を損ねない範囲で、設置位置を工夫することが望ましい。

また、災害直後の心理的なケアを考慮し、デザイン、色彩等を工夫することにより、快適な生活環境を造ることも検討する。

なお、大規模災害等の発生直後においては、個々の需要の把握は極めて困難であることから、当該地域の平均的な家族構成、心身の状況等を勘案し、応急仮設住宅の供与を希望する世帯を集計し、当面は、それにより、広さ、間取り及び仕様の異なるものの割合等を定めて建設を始めることが現実的方法と考えられる。

- ② 十分な建設用地が得られない場合には、省スペース化を図るため、炊事場、トイレ、風呂等を共用するタイプの設置も検討する。
- ③ 大規模な応急仮設住宅の建設にあたっては、完成までに時間を要するため、ライフラインの施工業者と連携を図り、小規模単位での完成・引渡しを行い、入居時期を早めることを検討する。
- ④ 応急仮設住宅の設置にあたっては、手すりやスロープ等を設置する、浴槽を利用する際の段差への配慮を行う、応急仮設住宅周辺に簡易舗装を実施する等の高齢者、障害者等の要配慮者への配慮に努める。

(6) 公営住宅等の一時使用

都市部住宅班は、公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請するほか、一時的な居住地としての市営住宅の提供に努める。

(7) 民間賃貸住宅の借上げ

都市部住宅班は、被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案したうえで、県及び関係団体と協力し、借上げによる民間賃貸住宅の提供を実施する。

(8) 応急仮設住宅の供与の期間

建設型応急住宅の建設は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならないとされている一方、賃貸型応急住宅又はその他による供与するものについては、災害発生の日から速やかに提供できるよう努めることとされている。

また、応急仮設住宅の供与の期間は、2年以内（完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限まで）とされており、民間住宅を借り上げる場合等においても、同様とされている。

(9) 応急仮設住宅の管理

災害救助法が適用されていない場合については市が管理し、適用されている場合は県が管理する。

ただし、県から要請があった場合、市が応急仮設住宅の管理を実施する。

なお、市における応急仮設住宅の改修等の業務については、資産経営部市有建築物班が実施し、応急仮設住宅の入居管理の業務については、都市部住宅班が実施する。

(10) 応急仮設住宅への入居決定にあたっての留意事項

- ① 応急仮設住宅への入居決定は、個々の世帯の必要度に応じて決定されるべきであることから、原則として抽選等により行わないものとする。

ただし、入居の順番又は希望する応急仮設住宅への割り当て等については必ずしもこの限りではない。

- ② 入居決定にあたっては、高齢者、障害者等の要配慮者を優先すべきであるが、応急仮設住宅での生活の長期化も想定し、地域による互助等ができるように、高齢者、障害者等の要配慮者が一定の地域の応急仮設住宅に集中しないよう配慮する。

また、従前地区のコミュニティを維持することも必要であり、単一世帯ごとではなく、従前地区の数世帯単位での入居方法も検討する。

- ③ 応急仮設住宅は、入居者に対し一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し、理解を得ておく。

(11) 応急仮設住宅における地域社会づくりへの配慮

応急仮設住宅は、一時的住居の場ではあるが、一定期間はそこで生活が営まれるものであるから、次の点に留意のうえ、地域社会づくりにも配慮する必要がある。

- ① 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流が図られるよう配慮する。

- ② 大規模な応急仮設住宅団地を設置したときには、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会・町内会等の育成を図る。

特に、長期化が想定されるときには、これらの拠点としての応急仮設住宅の集会施設の設置についても検討する。

- ③ 応急仮設住宅の集会施設を設置した場合、当該集会施設の運営は、住民による自主的運営を原則とし、各種行事等のために活用されるものであるが、県又は市、その他による生活支援情報や保健・福祉サービス等を提供する場所としての活用も検討する。

また、各種の情報入手が可能となるよう、必要に応じ情報通信機器の配備等を図る。

- ④ 高齢者、障害者等の要配慮者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会・町内会等を中心に、民生委員・児童委員やボランティア等の連携体制（ネットワーク）

による見守り活動や各種保健・福祉サービス等の提供が行われるよう配慮する。

以上のことから、都市部住宅班は、応急仮設住宅の供与にあたり、入居者に対し、自治会・町内会等の設置又は自治会・町内会等への加入について、促すよう努めるとともに、市民部市民生活班は、入居者より自治会・町内会等の設置に係る相談等があった場合には、必要な支援を行い、自治会・町内会等の設置、育成に努める。

このほか、福祉部福祉班及び健康推進部医療防疫班は、都市部住宅班より、入居者情報の提供を受け、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や単身入居者等の孤立しがちな者に対して、自治会・町内会等、民生委員・児童委員やボランティア等の連携体制による見守り活動や各種保健・福祉サービス等の提供が行われるよう必要な措置を講じる。

(12) 応急仮設住宅における家庭動物等の受入れ

県及び市は、応急仮設住宅における家庭動物等の受入れに努める。

① 応急仮設住宅を建設する場合

建設した応急仮設住宅の場合、原則として、家庭動物等の受入れは可能であるが、応急仮設住宅での家庭動物等の同居においても、避難所と同様に人と家庭動物等との距離が近くなるおそれがあり、鳴き声や臭い、衛生害虫等の苦情が出ることが予想されるため、環境部環境対策班は、都市部住宅班の協力を得て、応急仮設住宅における家庭動物等の飼育のルールを作成するほか、飼い主に対する適正な飼育の指導や必要な支援を行う。

② 市営住宅の一時提供を行う場合

市営住宅の一時提供を行う場合においては、市営住宅が家庭動物等の飼育を禁止していることから、家庭動物等の受入れは不可となる。

このため、応急仮設住宅の建設に代えて、市営住宅の一時提供を行う場合は、家庭動物等の受入れは不可となる旨を、入居者に対し、周知を行う。

③ 民間賃貸住宅の借上げを行う場合

応急仮設住宅の建設に代えて、借上げにより民間賃貸住宅を提供する場合には、借上げる民間賃貸住宅における家庭動物等の飼育の可否により、家庭動物等の受入れを判断することになる。

このため、応急仮設住宅の建設に代えて、借上げにより民間賃貸住宅を提供する場合は、家庭動物等の受入れの可否を確認したうえで、家庭動物等の受入れが可となっている借上げ民間賃貸住宅がある場合には、応急仮設住宅における家庭動物等との同居を希望する入居者に、優先的に供与する等の配慮を行う。

第19節 行方不明者及び遺体の捜索・収容・処理及び埋葬

《基本方針》

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者の遺体を捜索し又は災害の際に死亡した者について、遺体識別等のための処理を行い、かつ遺体の応急的な埋葬を実施する。

市は、関係機関と連携のうえ、遺体の捜索、収容、処理及び埋葬について、必要な措置を講じる。

ただし、災害救助法が適用された場合には、県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、事務に着手する。

なお、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは市に行わせることができる。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、市民部市民窓口班、福祉部福祉班、
環境部環境対策班、佐倉市四街道市酒々井町葬祭組合
佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市消防団
千葉県、千葉県警察佐倉警察署、自衛隊、住民、関係機関

1. 安否情報照会・捜索依頼の受付

(1) 安否情報照会

安否情報に関する照会は、原則として、災害対策本部事務局（危機管理部）が受け付け、回答を行う。

家族等から被災者の安否情報の照会があったときは、個人情報保護条例の規定にかかわらず、災害対策基本法第86条の15及び災害対策基本法施行規則第8条の3の規定に基づき、被災者等の権利利益を不当に害するおそれがない範囲内で家族等に回答できる。

この場合、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう、個人情報の管理を徹底するよう努める。

(2) 捜索依頼の受付

災害対策本部事務局（危機管理部）は、安否情報の照会があった際に、死亡者、行方不明者（覚知済み）、傷病者、避難者等のいずれのリストにも被照会者が掲載されておらず、各般の事情により捜索が必要と判断される者については、行方不明者記録簿を作成したうえで、照会者に対し、千葉県警察佐倉警察署に捜索依頼を提出するよう案内を行う。

また、千葉県警察佐倉警察署は、捜索依頼が提出された場合、平常時の手順に準じて、必要な手続きを行う。

2. 捜索の実施

捜索は、捜索依頼等に基づき、千葉県警察佐倉警察署、自衛隊等が住民等の協力を得て実施する。

なお、捜索の対象者が、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者である場合は、遺体の捜索を実施する。

3. 遺体の捜索

(1) 遺体の捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にある者で、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

なお、死亡した者の住家の被害状況及び死亡した原因は問わない。

(2) 遺体の捜索の方法

遺体の捜索については、災害の規模等の状況を勘案して、千葉県警察佐倉警察署、自衛隊等が住民等の協力を得て実施する。

(3) 遺体の捜索期間

遺体の捜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(4) 遺体の捜索に係る費用

災害救助法に基づく、遺体の捜索のための費用は、千葉県災害救助法施行細則において、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等、輸送費及び賃金職員等雇上費とし、当該地域における通常の実費と定められている。

4. 遺体の処理

災害により死亡した者について、遺体に関する処理を行う。

(1) 遺体の収容

福祉部福祉班は、佐倉市民体育館を遺体安置所として開設する。

また、佐倉市民体育館のみでは、遺体を収容しきれない場合や被災場所から距離が遠い等の場合には、その他の公共施設等についても、災害状況に応じて選定するものとし、適宜施設管理者と協議して開設する。指定管理者制度を導入している施設についても開設の対象とし、遺体安置所に指定された場合、指定管理者は、開設及び運営について必要な協力をする。

福祉部福祉班は、遺体安置所を開設した場合は、広報を実施する。

広報の方法等については、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

なお、遺体安置所までの遺体の搬送については、遺体の発見者等が実施する。

(2) 検案医師等の出動要請

- ① 福祉部福祉班は、検案医師等について、必要に応じて、印旛市郡医師会長、印旛郡市歯科医師会長、日本赤十字社千葉県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、県、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。

なお、福祉部福祉班は、印旛市郡医師会長及び印旛郡市歯科医師会長への出動要請にあたっては、健康推進部医療防疫班に協力を求める。

- ② 県は、検案医師等について、必要に応じて県立病院に出動を命じ、日本赤十字社千葉県支部長、県医師会長及び県歯科医師会長に出動を要請し、その他の関係機関に応援を

要請するほか連絡調整その他必要な措置を講ずる。

- ③ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて各関係機関で協議のうえ、統一を図る。

(3) 資機材等や車両の調達

福祉部福祉班は、ドライアイス、棺等の遺体の処理に係る資機材を、協定に基づき、葬祭業者等の協力のもと、速やかに調達する。

なお、資機材等や車両の調達が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他の応援を得て実施する。

また、福祉部福祉班は、遺体の洗浄等に多量の水を必要とすることから、水の確保を行う。なお、断水時において、佐倉市民体育館を遺体安置所として開設した場合は、近接する県立佐倉東高等学校又は市立佐倉中学校に設置してある防災井戸を活用する。

(4) 遺体の処理内容

福祉部福祉班は、関係機関等の協力を得て、遺体の処理を実施する。

なお、市単独で処理が不可能な場合には、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国、その他の応援を得て実施する。

① 遺体の処理内容

- ア 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- イ 遺体の一時保存
- ウ 検案

② 遺体の受付及び処理

遺体安置所における遺体の処理の流れは、次のとおりとする。

ア 遺体の受付

福祉部福祉班は、警察官と協力のうえ、搬送者等から必要事項を聴取して受付書類を作成するとともに、遺体に番号を付す。

イ 遺体の調査

警察官（警察災害派遣隊を含む）は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則等により遺体の調査を行う。

ウ 遺体の洗浄・縫合・消毒等

遺体の洗浄・縫合・消毒等は、遺体の調査の際に、遺体の身体的特徴や手術痕等を確認する目的や遺体の腐敗防止等のために実施される（遺体の補修）。

なお、協定葬祭業者又は委託葬祭業者は、遺体の調査、遺体の検案及び身元確認資料の作成の後に、必要に応じ、遺体の消毒等を行う。

エ 遺体の検案

検案医師は、検案を実施し、死体検案書を作成する。

オ 身元確認及び身元確認資料の作成

身元不明の遺体については、遺体の所持品等から身元の確認を行う。

なお、遺体の所持品等から身元が判別しない場合も多いことから、警察官による指紋や手形の採取、歯科医師による死亡後歯形記録の作成を行う。

カ 納棺

協定葬祭業者又は委託葬祭業者は、遺体の調査、検案、遺体の洗浄・縫合・消毒等が完了した遺体の納棺を行う。

納棺にあたっては、遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等を棺内に配置する。

また、納棺後は、身元確認のため、棺の上に遺品や特徴を示した資料等を配置するほか、顔が確認できるようにする。

(5) 遺体の身元確認

福祉部福祉班は、関係機関等の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理台帳を作成し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

福祉部福祉班は、身元が判明しない遺体については、千葉県警察佐倉警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。

なお、千葉県警察佐倉警察署は、県又は市からの身元不明者の措置について協力を要請された場合は、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧等を行って早期に確認できるよう協力する。

(6) 遺族対応及び遺体の引渡し

福祉部福祉班は、遺体安置所において、遺族受付を設置し、身元確認及び遺体の引渡しを行う。

また、遺体の引渡しを行う遺族等に対し、死亡届及び死体埋火葬許可証の申請を市民部市民窓口班又は出張所班窓口にて行うよう案内を行うとともに、死体検案書等を引き渡す。

身元が判明し、遺族等への遺体の引渡しを行った場合には、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

(7) 遺体の処理期間

遺体の処理期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(8) 遺体の処理に係る費用

災害救助法に基づく、遺体の処理のための費用は、千葉県災害救助法施行細則において、次のとおり定められている。

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体あたり3,500円以内の額とする。
- ② 遺体の一時保存のための費用は、遺体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設等の借上費とし、既存建物を利用できない場合は1体あたり5,400円以内の額とする。
- ③ 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
- ④ 救護班による検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- ⑤ 遺体の処理のため必要な輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(9) 留意事項

災害救助法適用市町村以外の市町村に漂着した場合において、漂着した遺体が、災害によるものと推定される場合は、漂着した地域の市町村は、災害救助法適用市町村に連絡し、遺族等の関係者に引き取らせる。

ただし、引き取る余裕がない場合にあつては、災害救助法適用市町村を統括する都道

府県に遺体の漂着日時、場所等を報告し、必要に応じて当該都道府県からの指揮を受けて、漂着した地域の市町村が災害救助法による遺体の処理を行う。

5. 埋葬

(1) 埋葬を行う場合

福祉部福祉班は、環境部環境対策班、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合等の関係機関の協力を得て、災害発生後の混乱期に遺体が発見された場合で、遺族等が埋葬をできない場合又は遺族等に引渡しをできない場合等においては、埋葬を行う。

なお、災害救助法による埋葬は、災害時における混乱のために遺族等による埋葬が困難な場合に実施するものであることから、以下の点に留意する。

- ① 死亡した原因は問わない。(直接災害のため傷病を受け、亡くなった者に限らない。)
- ② 災害発生以前に病気等で死亡した者であっても、埋葬が行われていない遺体については、同様に取り扱って差し支えない。
- ③ 遺族が緊急に避難を要するために、時間的にも労力的にも埋葬を行うことが困難な場合や経済的機構の一時的な混乱のために、棺、骨つぼ等が入手できない場合、墓地等が浸水又は流出したために、個人の力では埋葬を行うことが困難な場合が該当するため、遺族等の資力の有無は問わない。

(2) 埋葬の方法

- ① 埋葬は、原則として遺体を火葬に付すことにより実施する。
このため、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合で対応できない場合は、県及び他の市町村に協力を要請し、火葬場を確保する。
- ② 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。
- ③ 遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できることとし、福祉部福祉班が確保する。
- ④ 身元が判明しない遺体は、福祉部福祉班にて応急措置として、火葬及び埋葬を行い、身元が判明次第引き渡す。

(3) 埋葬の期間

埋葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(4) 埋葬に係る費用

災害救助法に基づく、埋葬のための費用は、千葉県災害救助法施行細則において、次のとおり定められている。

なお、災害救助法による埋葬は、災害による一時的混乱時期において行う応急的な仮葬であることから、供花、供物、酒代等は対象経費とはならない。

大人(12歳以上) 215,200円以内

小人(12歳未満) 172,000円以内

第20節 環境対策

《基本方針》

震災時には、公共下水道施設が被害を受けること等により、し尿処理が困難となるほか、住宅等の倒壊、火災、水害等により、多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図る。

また、被災地の衛生状態等保持のため、動物対策を実施する。

《実施担当機関》

健康推進部医療防疫班、産業振興部農政班、環境部環境対策班、廃棄物対策班
 上下水道部
 印旛衛生施設管理組合、佐倉市、酒々井町清掃組合
 千葉県、住民、関係機関

1. し尿処理

(1) し尿の収集処理見込み量及びし尿処理施設の被害状況と復旧見込みの把握

環境部環境対策班は、上下水道、電気等のライフラインの被害状況と復旧見込みを勘察し、避難所等をはじめ被災地域における、し尿の収集処理見込み量を把握する。

環境部環境対策班は、上下水道部、産業振興部農政対策班や印旛衛生施設管理組合の協力を得て、し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) 仮設トイレの設置及びマンホールトイレの整備

環境部環境対策班は、し尿の収集処理見込み量及びし尿処理施設の被害状況と復旧見込みから、仮設トイレの必要数を把握し、仮設トイレの設置が必要と判断される場合には、被災者の生活に支障が生じることのないよう、速やかに仮設トイレを設置する。

また、市は、指定避難所の生活環境を確保するため、マンホールトイレの整備に努めるものとし、マンホールトイレが整備された指定避難所においては、避難所開設後、速やかにマンホールトイレを設置する。

仮設トイレは、避難所等の公共施設に優先的に設置するものとし、特に避難所への仮設トイレの設置にあたっては、各避難所の避難者数に対応できるようにする。

また、屋外に設置する場合で、照明施設が必要な場合は、照明施設の設置についても実施する。

仮設トイレの設置にあたっては、業界団体等から調達するほか、県に協力を要請する。

(3) 消耗品等の調達

環境部環境対策班は、仮設トイレの設置等と合わせ、協定機関等から、次の消耗品等について、調達を行う。

- ① トイレットペーパー
- ② 清掃用品
- ③ 懐中電灯や投光器等の照明設備

(4) 設置期間

仮設トイレの設置期間は、下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの期間とする。

(5) 仮設トイレ及びマンホールトイレの管理

各避難所に設置された仮設トイレ及びマンホールトイレの清掃等の管理は、「避難所運営マニュアル」を参考として、避難所運営組織等が行う。

なお、避難所以外の場所に設置された仮設トイレについては、設置場所の管理者及び住民等の協力を得て、環境部環境対策班が清掃等の管理を行う。

環境部環境対策班は、仮設トイレのくみ取り消毒について、し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託する。

(6) し尿の収集及び処理

環境部環境対策班及び印旛衛生施設管理組合は、処理場の被害状況に応じて、し尿の収集・処理の体制を確定する。

なお、環境部環境対策班は、市単独でし尿の収集及び処理が不可能な場合には、近隣市町村、県、国、その他の応援を得て実施する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

2. 廃棄物の収集と処理

(1) 廃棄物の発生量及び廃棄物処理施設の被害状況と復旧見込みの把握

環境部廃棄物対策班及び佐倉市、酒々井町清掃組合は、避難所等をはじめ被災地域における、廃棄物の発生量を把握する。

なお、廃棄物の発生量の把握にあたっては、原則として、「千葉県災害廃棄物処理計画」で定めた推計方法によって発生量を推計する。

環境部廃棄物対策班は、佐倉市、酒々井町清掃組合等の協力を得て、廃棄物処理施設等の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) 災害廃棄物の処理方針

① がれき等

建築物の解体に伴い、膨大な量のがれき等が発生することから、いったん一時集積場所等の仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、佐倉市、酒々井町清掃組合にて、適正に処分する。

② 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱等を想定して、必要に応じ、特例的な排出、収集、処理方法を検討する。

③ 生活ごみ

生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱等を想定して、特例的な排出、収集、処理方法を検討する。

避難所から排出された生活ごみについては、平常時において施設から排出される一般廃棄物と同様に収集を行う。なお、市管理施設以外の施設が避難所として開設された場合、市管理施設と同様の扱いを行う。

④ し尿

し尿の処理にあたっては、公共下水道施設等が被害を受けること等により、し尿処理が困難となる可能性がある。

し尿処理は、仮設トイレの設置や汲み取り等の方法が基本となるが、公共下水道施設等の復旧や仮設トイレの設置までの間は、携帯トイレ等による処理を行う必要があることから、携帯トイレ等により排出されたし尿については、生活ごみに準じた処理を行う。

⑤ 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理する。

一般家庭から排出される適正処理が困難な廃棄物については、適切な処理方法を住民等に広報するとともに相談窓口を設置する。

広報の方法等については、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

(3) 廃棄物の収集

廃棄物を排出する者は、佐倉市一般廃棄物処理基本計画に定めるところにより、分別を行う。

なお、防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高い廃棄物から最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。

(4) がれき等の障害物の処理

① がれき等の障害物の処理の実施

道路や鉄軌道施設等におけるがれき等の障害物の処理については、「第16節 緊急輸送活動・交通の機能確保」に定めるところによる。

河川、排水路、調整池、公共下水道等におけるがれき等の障害物の処理については、「第13節 安全確保対策」に定めるところによる。

住居、又はその周辺に運ばれた障害物の除去又は損壊家屋等の解体撤去については、「第18節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等」に定めるところによる。

② がれき等の処理上の留意事項

がれき等の除去・処理を実施するにあたっては、次の点について十分留意する。

ア 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。

イ 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

ウ がれき等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

エ アスベスト等有害ながれき等については、専門業者に処理を委託し、周辺に存する住民等の健康管理に十分配慮する。

(5) 一時集積場所の確保

環境部廃棄物対策班及び佐倉市、酒々井町清掃組合は、「千葉県災害廃棄物処理計画」で定めた推計方法によって一時集積場所の必要面積を推計し、周辺の環境に留意したうえで、設置場所について調整を行う。

なお、一時集積場所の設置場所の選定については、公有地から優先的に検討するものとし、必要に応じ、私有地についても検討を行う。

(6) 廃棄物の処理

廃棄物処理施設に被害が発生した場合は、速やかに稼働できるよう措置を講じ、適切

かつ迅速な廃棄物処理に努める。

(7) 廃棄物に関する啓発・広報

市は、住民やNPO・ボランティア等に対して、廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

(8) 関係機関等への応援要請

環境部廃棄物対策班及び佐倉市、酒々井町清掃組合は、震災等による大量の廃棄物が発生し、佐倉市、酒々井町清掃組合単独で廃棄物処理等が困難な場合、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき応援要請を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

(9) 環境大臣による廃棄物の処理の代行

市長は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

3. 環境保全対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(環境省水・大気環境局大気環境課)を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

(1) アスベスト等の有害物質の飛散防止対策

県は、被災した建築物にアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベスト等の飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、環境部環境対策班は、必要に応じて、アスベスト等の飛散の危険性について住民等やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

(2) 危険物の漏洩による環境汚染対策

環境部環境対策班は、被災によって有害物質が漏洩した場合に大きな環境汚染のおそれがある事業所等に対し、地震発生後できる限り速やかに電話、現地調査その他の方法により、危険物の漏洩による環境汚染の有無について確認に努める。

なお、危険物の漏洩による環境汚染が発生した場合においては、必要に応じて適切な措置を講じるよう要請を行うほか、必要な措置の実施に努める。

4. 動物対策

(1) 初期対応

環境部環境対策班及び廃棄物対策班は、死亡獣畜及び放浪動物の発生状況の把握に努める。

(2) 死亡獣畜の処理

環境部環境対策班及び廃棄物対策班は、災害によって死亡し、放置された犬猫等の収集・処理を行う。

また、必要に応じ、健康推進部医療防疫班に対し、消毒その他の衛生処理の実施につ

いて要請を行う。

なお、収集された死亡獣畜の処理にあたっては、家畜保健衛生所の指導により処理を行う。

(3) 家庭動物等の対策

家庭動物等対応については、その飼い主の責任において実施することが原則であるが、災害発生後、飼い主の被災等により家庭動物等が遺棄されたり、逃げ出した場合、環境部環境対策班は、関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護を行う。

なお、市では、平成29年2月に公益社団法人千葉県獣医師会印旛地域獣医師会と「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結したことから、本協定に基づき、必要な要請を行う。

① 現地動物救護本部等の設置及び運営

環境部環境対策班は、災害の規模や被災状況等を勘察し、関係団体等と協議のうえ、必要に応じ、現地動物救護本部等を設置するものとし、現地動物救護本部等を設置した場合、その構成団体は、連携して動物救護活動を実施する。

② 動物相談窓口の設置及び運営

環境部環境対策班は、動物相談窓口を設置する等により、被災動物に関する相談の受付を行う。

なお、現地動物救護本部等を設置した場合は、現地動物救護本部等が動物相談窓口の設置及び運営を行う。

③ 避難所や応急仮設住宅における家庭動物等対策

避難所や応急仮設住宅における家庭動物等の対策については、それぞれ「第7節 避難所の設置・管理」、「第18節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等」に定めるところによる。

④ 特定動物対策

特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

第21節 保健衛生活動

《基本方針》

地震により多数の傷病者等が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

《実施担当機関》

健康推進部医療防疫班、千葉県、関係機関

1. 保健活動

健康推進部医療防疫班及び印旛保健所（健康福祉センター）は、相互に協力し、被災者の健康状態、栄養状態等を十分に把握するとともに、助言等、被災者の健康維持に必要な活動に努める。

(1) 健康相談等

① 巡回健康相談等

健康推進部医療防疫班は、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、千葉県助産師会や印旛保健所（健康福祉センター）が編成する保健活動チーム等と連携して、避難所等や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

また、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、避難所等における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）、生活不活発病等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。

② 感染症等予防活動

健康推進部医療防疫班は、災害発生後早い時期から、食中毒や感染症の発生予防等について、印旛保健所（健康福祉センター）等と連携して、予防活動を実施する。

③ 心の健康相談等

健康推進部医療防疫班は、災害発生後早い時期から、心のケア等について、印旛保健所（健康福祉センター）等と連携して、予防活動を実施する。

④ 要配慮者対策

健康推進部医療防疫班は、印旛保健所（健康福祉センター）と連携して、把握している要配慮者の健康状態の把握に努め、適切な指導等を行う。

⑤ 県等への報告及び応援要請

健康推進部医療防疫班は、印旛保健所（健康福祉センター）を通じ、住民の健康情報及び県からの保健師等の派遣要請の必要性について、県に報告を行う。

2. 防疫活動

健康推進部医療防疫班は、災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年法律第114号）に基づき、県と緊密な連携をとりながら、迅速かつ的確に防疫活動を実施する。

（1）防疫体制の確立

県及び健康推進部医療防疫班は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずる。

（2）災害防疫の実施方法

① 県の業務

ア 検病調査及び健康診断

印旛保健所（健康福祉センター）は、災害の規模に応じ、健康推進部医療防疫班と連携し、印旛市郡医師会、その他の関係機関の協力を得て、避難所等を重点に検病調査及び必要に応じ感染症法に基づく健康診断を実施する。

イ 市町村に対する指導及び指示

県は、感染症予防上特に必要と認めるときは、感染症法に基づき必要な指示、命令を行う。

ウ 広報の徹底

エ 防疫活動に必要な資材の供給

人員・資材（主に薬剤、ワクチン）の輸送は、必要に応じ、全健康福祉センター、県等の車両を動員する。

オ 感染症法第31条による飲料水の管理

カ 被害状況の国への報告

キ 消毒の実施

感染症法第27条の規定により、消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

② 市の業務

ア 防疫措置の強化

健康推進部医療防疫班は、災害の規模に応じた防疫のための組織を設け、対策の推進を図り、印旛保健所（健康福祉センター）の指導のもとに、避難所等における防疫活動を実施し、避難所運営組織や施設管理者等を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。

イ 広報活動の実施

住民等の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

広報の方法等については、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

ウ 消毒の実施

感染症法第27条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

エ 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請するほか、必要に

応じ、技術指導又は職員等の派遣を要請する。

(3) 感染症の予防及び患者の入院

健康推進部医療防疫班は、被災地において感染症患者、又は病原体保有者が発生した場合、直ちに印旛保健所（健康福祉センター）に報告するとともに、予防措置を講ずる。

印旛保健所（健康福祉センター）は、感染症の患者に対し、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

(4) 報告

健康推進部医療防疫班は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時印旛保健所（健康福祉センター）に報告する。

3. 食品衛生管理

健康推進部医療防疫班は、衛生上の徹底を推進する等、印旛保健所（健康福祉センター）の活動に協力する。

また、健康推進部医療防疫班は、食中毒が発生した場合、県が行う所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

第22節 ライフラインの応急対策

《基本方針》

上下水道・電気・ガス・通信等のライフライン施設が大震災により液状化等の地盤被害により被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態が長期化するおそれの強いことは、阪神・淡路大震災及び東日本大震災等で、さらに明らかになったところである。

このため、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら、迅速な活動を実施する。とりわけ市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

1. 上水道

震災時において、市（上下水道部）は、生活水の確保を図るとともに、二次災害の防止及び応急復旧に努める。

このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、市（上下水道部）単独で対応が困難な場合には、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行う。

《実施担当機関》

上下水道部

(1) 活動体制

上下水道部は、震災時においては、応急活動体制を速やかに確立するとともに、関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。

(2) 緊急活動

上下水道部は、地震災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、上水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限等を行うとともに、災害対策本部事務局（危機管理部）に報告を行うほか、必要に応じて、佐倉市八街市酒々井町消防組合、千葉県警察佐倉警察署に連絡を行う。

(3) 応急復旧

応急復旧にあたっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

また、復旧にあたっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。

① 復旧の優先順位

ア 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

イ 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

② 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請する。

③ 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

(4) 広報

上下水道部は、上水道施設の被害状況、復旧状況等について、広報活動に努める。

なお、広報活動の方法等については、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

2. 公共下水道

震災時において、市（上下水道部）は、二次災害の防止及び応急復旧に努める。

このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、市（上下水道部）単独での応急復旧が困難な場合は、「第3節 応援の要請・受入れ」に定めるところにより、県等の応援を得て、復旧を行う。

《実施担当機関》

上下水道部

(1) 活動体制

上下水道部は、震災時においては、応急活動体制を速やかに確立するとともに、関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。

(2) 緊急活動

上下水道部は、地震災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては、直ちに施設の稼働の停止又は制限等を行うとともに、災害対策本部事務局（危機管理部）に報告を行うほか、必要に応じて、千葉県警察佐倉警察署に連絡を行う。

なお、活動体制の確立並びに関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。

(3) 応急復旧

施設の重要度、危険度を考慮し、被害調査の優先順位を定め、点検マニュアル等に基づき調査を行うとともに、応急復旧対応の内容を決定（専門技術を持つ人材の活用等）し、復旧工事を実施する。

復旧にあたっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。

① 資機材の確保

応急復旧に必要な資機材は、供給団体に速やかに要請することとする。

② 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

(4) 広報

上下水道部は、公共下水道施設等の被害状況、復旧状況等について、広報活動に努める。

なお、広報活動の方法等については、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

3. ガス

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便益を図るため、以下の防災対策を実施する。

《実施担当機関》

関係機関

(1) 非常災害体制の確立

① 地震発生時の出動

ア 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出勤する。

イ 勤務時間外の場合は、地震の大きさをテレビ・ラジオ等の情報により判断し、あらかじめ指定された箇所に、自動発令で出勤する。

② 非常災害対策本部、支部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 応急対策

① 震災時の初動措置

ア 官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集を行う。

イ 事業所設備等の点検を行う。

ウ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止を行う。

エ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を講じる。

オ その他、状況に応じた措置を行う。

② 応急措置

ア 二次災害の防止

東京ガスネットワーク株式会社及び角栄ガス株式会社は、都市ガスの漏えい等による二次災害のおそれがあると判断される場合には、ガス供給施設の被害状況及び被害の範囲に応じてブロック単位でガス供給を停止する等の緊急措置を講じるとともに、関係機関への通報、応援依頼等の連絡を行う。

また、一般社団法人千葉県LPガス協会及び日本瓦斯株式会社は、LPガス供給施設を巡回し、ガス漏洩検知器等による調査点検を行い、火災、ガス漏洩等への対策を図るとともに、関係機関への通報、応援依頼等の連絡を行う。特にLPガス販売事業所においては、一般消費者の供給設備及び消費設備について速やかに被害状況調査を実施し、火災、ガス漏洩等への対応を図る。

イ ガス供給再開

施設や設備を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理を行う。

都市ガスについては、供給停止となっている地域等に対し、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行うほか、LPガスについては、他地域からの供給を受ける等により、速やかなガス供給再開に努める。

ウ その他

その他、現場の状況により適切な措置を講じる。

③ 資機材等の調達

復旧用資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

ア 取引先、メーカー等からの調達

イ 各支部間の流用

ウ 他ガス事業者からの融通

④ 車両の確保

保有している工作車、広報車について、常時稼働可能な体制を維持する。

(3) 災害時の広報

災害時には、ガスによる二次災害の防止等のため、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、以下の広報内容の報道を要請するほか、市等に広報を要請する等、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。

① 地震発生時

ア ガス栓を全部閉めること

イ ガスメータのそばにあるメータコックを閉めること

ウ ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること

この場合には、ガス栓・メータコックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること

エ 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること

② マイコンメータ（前面にランプがあるメータ）が作動してガスが出ない場合

ア マイコンメータ左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。

イ 操作終了後3分間はマイコンによる漏洩検査のため、ガスの使用はしないこと

③ 都市ガスの供給を停止した場合

ア ガス栓を開いてもガスがでない場合は、供給を停止しているため、ガス栓、メータコックを閉め、ガス会社から連絡があるまで待つこと

イ ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと

(4) 復旧活動拠点の確保

復旧要員の集合場所、宿泊場所、車両の駐車スペース、資機材置場等の候補地のリストアップ、連絡先の確認等をあらかじめ実施し、これらを確保しておく。

また、残土、廃材、資機材等の仮置きについて、県、市等が指定する臨時場所がある場合、その使用についてあらかじめ協議し、用地等の確保に努める。

4. 電力

《実施担当機関》

関係機関

(1) 震災時の活動体制

東京電力パワーグリッド株式会社は、地震災害が発生したとき、非常災害対策支部を成田支社内に設置する。

(2) 震災時の応急措置

① 資機材の調達

災害対策支部は、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア 第一線機関等相互の流用

イ 現地調達

ウ 対策本部に対する応急資機材の請求

電源車の配備については、「災害時における電源車の配備に関する覚書」に基づき対応する。

② 人員の動員、連絡の徹底

ア 災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。また、「災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書」に基づき、必要に応じて、市に連絡調整員を派遣し、連絡調整員は市との情報連携と要請窓口としての役割を担う。

イ 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

③ 震災時における危険予防措置

災害発生時であっても市民生活・地域治安維持のため、原則として送電を継続する。

ただし、浸水、建物倒壊等により送電することで二次災害発生のおそれがある場合などは、送電を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(3) 応急復旧対策

① 被害状況の早期把握

災害状況を早期に把握し、早期復旧計画の樹立に努める。また、「災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書」に基づき、市と連携し、停電復旧作業及び啓開作業に支障となる障害物等の除去にあたる。

② 復旧の順位

震災により被災した電気設備の復旧順位は、「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき策定した復旧計画を基本に順次復旧にあたる。

(4) 広報等

① 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、ホームページやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及び市町村防災行政無線（同報系（固定系））を通じて市民に対し、次の諸点を十分PRするほか、必要に応じて広報車等により直接当該地域へ周知する。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと

イ 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ通報すること

ウ 断線垂下している電線には絶対に触らないこと

- エ 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること
 - オ 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと
 使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること
 - カ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと
 - キ その他事故防止のための留意すべき事項
- ② 災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行う。
- ③ 需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておく。

5. 通信

《実施担当機関》

関係機関

(1) 東日本電信電話株式会社

① 震災時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、必要に応じて、市に連絡調整員を派遣し、市との情報連携と要請窓口としての役割を担うとともに、県、市及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。

イ 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

② 発災時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- 1) 電源の確保
- 2) 災害対策用無線機装置類の発動準備
- 3) 非常用電話局装置等の発動準備
- 4) 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- 5) 局舎建築物の防災設備の点検
- 6) 工事用車両、工具等の点検
- 7) 保有資材、物資の点検
- 8) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- 1) 通信の利用制限
- 2) 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
- 3) 無線設備の使用

- 4) 特設公衆電話の設置
- 5) 非常用可搬型電話局装置の設置
- 6) 臨時電報、電話受付所の開設
- 7) 回線の応急復旧
- 8) 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」の運用

ウ 震災時の広報

震災のため通信が途絶、又は利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- 1) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- 2) 災害復旧措置と復旧見込時期
- 3) 通信利用者に協力を要請する事項
- 4) 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」の提供開始

③ 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧にあたっては、市と連携し、通信設備復旧作業及び啓開作業に伴う障害物除去に早期に対応するとともに、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

イ 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、その他の通信事業者

① 災害時の活動体制

災害が発生した場合は、その状況により、災害対策本部等を設置し、情報の収集、伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、千葉県、市町村及び各防災関係機関と密接な連絡を図る。

② 災害時の応急措置

ア 設備、資機材の点検

発災後、設備、資機材の点検等を行う。

イ 応急措置

災害により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になった場合や通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、応急措置を行う。

特に、通信に輻輳が発生した場合には、通信の利用制限等を行い、必要な通信を確保するとともに、住民等を対象とした災害用伝言板サービス等による安否情報の伝達に協力する。

ウ 災害時の広報

震災のため通信が途絶、又は利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に通知する。

- 1) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- 2) 災害復旧措置と復旧見込時期
- 3) 通信利用者に協力を要請する事項

4) 災害用伝言板サービス等の提供開始

③ 応急復旧対策

震災により被災した通信設備の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

(3) 日本郵便株式会社

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

また、災害特別事務取扱いを実施するほか、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

6. 放送機関

地震が発生した場合、放送機関は、放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、県及び市の要請による防災情報の伝達にあたる。

第23節 応急教育等

《基本方針》

災害発生時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援も行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認のうえ、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、こども支援部児童福祉班
教育委員会教育管理班、学校教育班、文化班、幼稚園班
千葉県、関係機関

1. 学校、幼稚園等の応急対策

各学校は、速やかに平常の教育活動が実施できるよう必要な措置をとる。

なお、幼稚園についても、学校に準じた措置をとる。

(1) 事前準備

事前準備については、「第2章 災害予防計画 第21節 防災活動組織の整備」に定めるところによる。

(2) 災害時の体制

千葉県では、東日本大震災の経験と教訓を活かし、今後発生が予想される首都直下地震等の揺れの大きな地震に備え、授業中や保護者への引渡し等、状況に応じた教職員の対応、また、特別な支援を必要とする児童生徒への対応等を示した「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月）を作成している。

このことから、各学校は、このマニュアルを活用し、児童生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

- ① 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を行う。
- ② 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会へ報告しなければならない。
- ③ 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況等に応じ、臨時休校等適切な措置をとり、教育委員会に報告する。
- ④ 校長は、臨時休校措置をとる場合、事前に定めた計画等により児童生徒の下校（避難場所等への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。

なお、児童生徒等の下校方法等については、実態に応じて次のように対応する。

ア 通学路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網等を通じ保護者の来校を求めて下校させる。

イ 交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。

ウ 学校に残留し、保護する児童生徒等については、氏名等を把握し、職員は、職務内

容に従って対処する。

- ⑤ 校長は、指定避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定する等、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- ⑥ 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行う等、災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- ⑦ 応急復旧計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(3) 災害復旧時の体制

- ① 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒に対しては被災状況を調査し、教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。
- ② 教育委員会は、校長に対する情報及び指令の伝達に万全を期する。
- ③ 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供していること等により、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、教育委員会と緊密に連絡のうえ、出来る限り早い段階での授業再開に努める。

また、教育委員会は、避難所等に学校を提供していること等により、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなっている場合にあっては、早い段階での授業再開ができるよう災害対策本部事務局（危機管理部）と協議、調整を行う等、必要な措置を行う。

- ④ 教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保すること等、早期の授業再開を支援する。

(4) 教育実施者の確保

教育委員会は、教員の被災等によって教育実施者が不足する場合は、次の方法により、教育実施者の確保のための応急措置を講じる。

- ① 各学校において、教員の出勤状況に応じて一時的なカリキュラムを編成する。
- ② 幼稚園については、助教諭、臨時講師を任用する。
- ③ 小中学校については、県教育委員会と協議し、助教諭、臨時講師の任用について要請するほか、出張指導等による補充措置を要請する。

2. 学用品の給与

災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

(1) 実施機関

教材・学用品の給与は、市が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は、県が行い、市はこれを補助する。

また、災害救助法が適用された場合において、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、事務に着手する。

なお、県は、災害救助法が適用された場合において、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市に行わせることができる。

市における教材・学用品の給与の業務については、教育委員会学校教育班が実施する。

(2) 学用品の給与の対象となる者

次のいずれにも該当する者であること

- ① 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること
- ② 小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）
 中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）
 高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）
 中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒
- ③ 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること

(3) 学用品の給与の方法等

教材・学用品の給与にあたっては、次のとおり実施する。

- ① 学校及び教育委員会の協力により行う。
- ② 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。
- ③ 実際に必要なものに限り支給する。
- ④ 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

(4) 学用品の品目及び経費の限度額

① 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材とする。

高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材とする。

なお、経費の限度額は、その実費とする。

② 文房具及び通学用品

文房具については、ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等とする。

通学用品については、運動靴、傘、カバン、長靴等とする。

なお、経費の限度額は、次のとおりとする。

ア	小学校児童	1人あたり	4,500円以内
イ	中学校生徒	1人あたり	4,800円以内
ウ	高等学校等生徒	1人あたり	5,200円以内

(5) 学用品の給与の期間

教材・学用品の給与の期間は、原則として次のとおり完了することとされている。

- ① 教科書及び教材
 災害発生の日から1か月以内
- ② 文房具及び通学用品
 災害発生の日から15日以内

3. 授業料等の減免・育英補助の措置

(1) 県

- ① 授業料の減免

生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。

また、私立高等学校が定めるところにより、被災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。

② 育英補助の措置

被災したことにより、千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。

(2) 市

教育委員会は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

4. 保育園等の応急対策

各保育園等は、速やかに平常の保育活動が実施できるよう必要な措置をとる。

(1) 事前準備

事前準備については、「第2章 災害予防計画 第21節 防災活動組織の整備」に定めるところによる。

(2) 災害時の体制

① 各保育園、学童保育所等は、園児等の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

また、こども支援部児童福祉班は、各保育園、学童保育所並びに各老幼の館、児童センター、子育て支援センターの被害状況等を把握するほか、民間保育園、民間学童保育所、認可外保育施設、家庭保育員の被害状況等を把握し、各施設や保育士、園児等の被害状況等を踏まえ、復旧体制の確立に努める。

② 保育園長、学童保育所等の所長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を行う。

③ 保育園長、学童保育所等の所長は、災害の規模並びに各施設や保育士、園児等の被害状況を速やかに把握するとともに、こども支援部児童福祉班へ報告を行う。

④ 保育園長、学童保育所等の所長は、災害の規模並びに各施設や保育士、園児等の被害状況等に応じ、こども支援部児童福祉班と連絡のうえ、一時的な施設の閉鎖等適切な措置をとる。

⑤ 保育園長、学童保育所等の所長は、一時的な施設の閉鎖措置をとる場合、事前に定めた計画等により園児等の降園、降所（避難場所等への移動を含む。以下「降園」という。）の措置をとる。

なお、園児等の降園方法等については、実態に応じて次のように対応する。

ア 原則として、連絡網等を通じ、保護者の来園、来所を求めて降園させる。

イ 保育園、学童保育所等に残留し、保護する園児等については、氏名等を把握し、職員は、職務内容に従って対処する。

⑥ 保育園長、学童保育所等の所長は、指定避難所又は臨時避難所として開設された場合等、災害対策に協力するため、保育士等職員の配備、役割分担計画の策定等、避難所運営等に必要な保育士等職員を確保して万全の体制を確立する。

⑦ 保育園長、学童保育所等の所長は、事前に定めた災害時の応急保育計画に基づき、臨

時のクラス編成を行う等、災害状況と合致するよう速やかに調整する。

- ⑧ 応急復旧計画については、こども支援部児童福祉班に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び園児等に周知徹底を図る。

(3) 災害復旧時の体制

① 施設の応急復旧等

災害による被害が軽易な場合、施設の応急復旧は、その施設の長が実施する。

ただし、市管理施設について、被害が大きい場合には、こども支援部児童福祉班は、資産経営部市有建築物班の協力のもと、施設の応急復旧を実施する。なお、民間施設については、各施設管理者等が施設の応急復旧を実施する。

また、こども支援部児童福祉班は、保育活動や施設利用に支障がある場合には、仮設トイレや必要な設備等を手配し、保育活動や施設利用が円滑に行われるように努める。

② 応急仮設保育施設の確保

被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了するまで管理監督するとともに、応急仮設保育施設の手配を行う。

なお、応急仮設保育施設の手配にあたっては、仮設建築物等を建設するほか、近隣の小中学校等の学校施設やその他市管理施設、民間施設等と協議、調整を行うことにより確保に努める。

③ 応急保育の実施

保育園長、学童保育所等の所長は、事前に定めた災害時の応急保育計画に基づき、受入れ可能な園児等の保育を行う等、応急保育を実施する。

また、被災により通所できない園児等については、地域ごとに実情を把握するよう努める。

こども支援部児童福祉班は、応急保育の実施にあたり、情報や指示の伝達について万全の措置を講ずるものとし、保育園長、学童保育所等の所長は、情報や指示事項の徹底を図ることにより、円滑な応急保育の実施がなされるよう努める。

⑤ 通常保育の再開

保育園長、学童保育所等の所長は、各施設が災害により建物等の一部損壊や、避難所等に施設を提供すること等により、園児等の一部又は全部が施設を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、こども支援部児童福祉班と緊密に連絡のうえ、出来る限り早い段階での通常保育の再開に努める。

また、こども支援部児童福祉班は、避難所等に施設を提供していること等により、園児等の一部又は全部が施設を使用できなくなっている場合にあっては、早い段階での保育の再開ができるよう災害対策本部事務局(危機管理部)と協議、調整を行う等、必要な措置を行う。

(4) 保育実施者の確保

勤務時間外に災害が発生した場合、保育士等は、事前に定められた参集方法に基づき、各保育施設に参集し、応急保育の実施等の体制の確立に努める。

なお、こども支援部児童福祉班及び各施設管理者等は、保育士等の被災等によって保育実施者が不足する場合は、次の方法により、保育実施者の確保のための応急措置を講じる。

- ① 各保育施設において、保育士等の出勤状況に応じて一時的なクラスを編成する。
- ② 臨時職員を任用する。

5. 保育料等の減免の措置

こども支援部児童福祉班は、被災した園児等に対する保育料等の減免について必要な計画を樹立しておく。

6. 学校給食等の実施

教育委員会学校教育班及びこども支援部児童福祉班は、授業や保育の再開に合わせ、速やかに学校給食等が実施できるよう必要な措置を講じる。

ただし、被災状況等によって完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

なお、学校給食等の再開にあたっては、必要に応じ、県に対し指導又は助言を求めるほか、物資等の調達が不可能な場合には、県、その他関係機関に要請を行う。

7. 園児・児童・生徒等の健康管理等

教育委員会学校教育班、こども支援部児童福祉班、各施設管理者等は、被災した園児・児童生徒等の身体と心の健康管理を図るため、県教育委員会、印旛保健所（健康福祉センター）、健康推進部医療防疫班等と連携して、健康相談や健康診断等を実施する。

8. 文化財の応急対策

(1) 災害時の状況把握及び報告

- ① 教育委員会文化班は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。
- ② 文化財所有者等は、安全を確保したうえで、文化財の被害状況を確認し、教育委員会文化班に報告するものとし、教育委員会文化班は、県に報告する。
- ③ 県は、市町村及び文化財所有者等からの報告・連絡により文化財の被害状況把握に努める。

また、国指定等文化財については、状況を把握した後、速やかに文化庁に報告する。

(2) 災害時の応急措置

- ① 教育委員会文化班は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。
- ② 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。
建造物については、教育委員会文化班、関係機関等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。
有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県、教育委員会文化班、関係機関及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。
記念物については、教育委員会文化班、関係機関等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。
- ③ 県は、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況を確認し、応急措置等の指導・助言を行うとともに、復旧計画の策定に際して必要な指導・助言及び支援を行う。

第24節 応急公用負担等

《基本方針》

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、一定の区域内の土地、建物その他の工作物等を使用もしくは収用することができる。

また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市域内の住民等を応急措置の業務に従事させることができる。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、土木部土木班、道路班
 佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市消防団
 千葉県、千葉県警察佐倉警察署、自衛隊、関係機関

1. 災害対策基本法に基づく応急公用負担

(1) 実施責任者及び応急公用負担等の権限

① 市長（災害対策基本法第64条、第65条、第71条）

応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。

- ア 市域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、もしくは収用すること
- イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施に支障となるものの除去、その他必要な措置
- ウ 市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること
- エ 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された公用負担等の処分を行うこと

② 警察官又は自衛官（災害対策基本法第64条、第65条）

市長又はその職権の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は、①ア、イ及びウに掲げる市長の職権を行うことができる。なお、当該措置をとった場合は、直ちに市長に通知しなければならない。

また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長、その職権の委任を受けた市職員又は警察官が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は、直ちに市長に通知しなければならない。

③ 知事（災害対策基本法第71条、第73条）

- ア 県域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令もしくは保管命令を発し、施設、土地、家屋もしくは物資を管理し、使用もしくは収用することができる。
- イ 災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなっ

たときは、①に定める市長の行う事務を代って実施することができる。

(2) 応急公用負担の手續等（災害対策基本法第64条）

応急公用負担の手續等は、次のとおりである。

① 土地建物等の使用、収用

市長又は警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、土地建物等の使用、収用の措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア 使用又は収用を行うときは、当該土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（「土地建物等」という。）の占有者、所有者その他当該土地建物等について権原を有する者に対し、当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日その他必要な事項を通知する。

イ 当該土地建物等の占有者、所有者その他当該土地建物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、当該土地建物等の名称又は種類等を、市役所又は千葉県警察佐倉警察署、自衛隊の事務所等に掲示しなければならない。

② 工作物等の障害物の除去

市長又は警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、工作物等の障害物の除去の措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア 工作物等の保管

工作物等の障害物を除去したときは、市長、警察署長又は災害派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管する。

イ 工作物等の返還のための公示

除去された工作物等を当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者に返還するため、保管を始めた日から14日間、市役所又は千葉県警察佐倉警察署、自衛隊の事務所等に返還に必要な事項を掲示する。

ウ 工作物等の売却

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれのある場合もしくは保管に費用、手数のかかる場合は、その工作物を売却し、その代金を保管することができる。

エ 保管等の費用

工作物等の保管、売却、公示等に要した経費は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者が負担する。

オ 未返還工作物等の帰属

公示の日から6か月を経過しても返還することのできない工作物等（売却した代金を含む。）は、次のとおりその所有権が帰属する。

- 1) 市長が保管する場合…市
- 2) 警察署長が保管する場合…県
- 3) 自衛隊の部隊等の長が保管する場合…国

(3) 公用令書の交付（災害対策基本法第81条）

知事又は市長等は、従事命令、協力命令、保管命令及び施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合には、その所有者、占有者、又は管理者等に対し、公用令書を交付して行う。

(4) 損害補償、損失補償等（災害対策基本法第82条、第84条）

① 損失補償

知事又は市長等が発する保管命令や施設、土地等管理、使用、物資の収用を行う場合には、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

なお、災害対策基本法第64条に基づく工作物等の障害物の除去については、損失補償の対象とはならない。

② 実費弁償

災害対策基本法第71条に基づき、知事が行った従事命令により応急措置の業務に従事した者に対して、知事は、その実費を弁償しなければならない。なお、市長が災害対策基本法第71条に基づき知事に代わり行った従事命令による実費弁償は、知事が負担する。

また、区域内の住民、又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合については、実費弁償の対象とはならない。

③ 損害補償

知事又は市長等の従事命令等により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、県又は市は、その者又はその遺族もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

なお、損害補償の内容、金額等については、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例の定めるところによる。

2. 他の法律に規定する応急公用負担

災害対策基本法に基づく応急公用負担の権限は、他の法律に規定された応急公用負担の権限と比べて一般的な権限であることから、他の法律における応急公用負担の規定は、災害対策基本法に基づく応急公用負担より優先的に適用される。

(1) 物的公用負担

法令	権利者	目的	負担目的物	負担内容	補償	罰則
消防法 第29条 第1項	消防吏員又は消防団員	消火、延焼防止又は人命救助	火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地	使用、処分又は使用制限	なし	なし
消防法 第29条 第2項	消防長、消防署長	延焼防止	延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのものの在る土地	使用、処分又は使用制限	なし	なし
消防法 第29条 第3項	同上	消火、延焼防止又は人命救助のため緊急の必要	前2項以外の消防対象物及び土地	使用、処分又は使用制限	要求があるときは、時価により補償(市町村負担)	なし

法令	権利者	目的	負担目的物	負担内容	補償	罰則
消防法 第30条 第1項	同上	給水維持のため緊急の必要		水利使用、制水弁の開閉	なし	なし
土地収用法 第122条 第1項	起業者 (市町村長の許可)	非常災害にさいし緊急施行の必要	他人の土地	使用	時価により起業者が損失補償	なし
土地収用法 第123条 第1項	起業者 (収用委員会の許可)	裁決遅延により災害防止が困難となる場合	当該土地	使用(6か月間)	時価により起業者が損失補償	なし
水防法 第28条 第1項	水防管理者 水防団長又は消防機関の長	水防のため緊急の必要	水防の現場において必要な土地、土石、竹木その他の資材、車両その他の運搬用機器又は工作物その他の障害物	一時使用、使用、収用、処分	時価により補償(水防管理団体負担)	なし
災害救助法 第9条 第1項	知事	救助又は救助の応援	施設、土地、家屋、物資	管理、使用、収用	通常生ずべき損失を補償(都道府県負担、一定額をこえる額は国庫負担)	なし
河川法 第22条 第1項	河川管理者	洪水等の危険が切迫した場合	土地、土石、竹木その他の資材、車両その他の運搬具及び器具、工作物等	使用、収用、処分	通常生ずべき損失を補償(河川管理者負担)	なし
道路法 第68条 第1項	道路管理者	非常災害	土地、土石、竹木その他の物件	使用、収用、処分	通常生ずべき損失を補償(道路管理者負担)	正当の事由なく、拒み又は妨げた者 懲役又は罰金
土地改良法 第120条	国、都道府県、市町村、土地改良区	急迫の災害を防ぐため	土地、土石、竹木その他の現品	使用、収用	時価により損失を補償(当該団体負担)	なし

法令	権利者	目的	負担目的物	負担内容	補償	罰則
水難救護法 第6条 第1項	市町村長	救護のため	船舶、車馬その他の物件、所有地	徴用、使用	徴用、使用に対して補償（市町村負担）	正当の事由なく、拒んだ者 罰金
電気通信事業法 第133条 第1項 第2号	認定電気通信事業者	非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合における重要な通信を確保するための線路その他の電気通信設備の設置	土地等	使用	損失を補償（認定電気通信事業者負担）	なし

(2) 人的公用負担

法令	権利者	目的	負担義務者	負担内容	補償	罰則
消防法 第29条 第5項	消防吏員又は消防団員	消火、延焼防止又は人命救助	現場付近に在る者	消防作業に従事	①損害補償なし ②死亡、負傷、疾病、廃疾となった場合損害補償（市町村負担）	軽犯罪法
水防法 第24条	水防管理者 水防団長又は消防機関の長	水防のためやむをえない必要	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者	水防に従事	①損失補償なし ②死亡、負傷、疾病、廃疾となった場合損害補償（水防管理団体負担）	軽犯罪法

法令	権利者	目的	負担義務者	負担内容	補償	罰則
災害救助法 第7条 第1項	知事	救助又は救助の応援	医療、土木建築工事又は輸送関係者	救助に関する業務従事	①実費弁償 ②負傷、疾病、死亡の場合扶助金支給 (都道府県負担、一定額をこえる額は国庫負担)	①懲役又は罰金 ②軽犯罪法
災害救助法 第7条 第2項	運輸局長	救助の応援	輸送関係者	救助に関する業務従事	同上	①懲役又は罰金 ②軽犯罪法
災害救助法 第8条	知事	救助	救助を要する者及びその近隣の者	救助への協力	同上	軽犯罪法
災害救助法 第9条 第1項	知事	救助又は救助の応援	物資の生産、販売、保管、輸送等を業とする者	物資の保管命令	通常生ずべき損失を補償(都道府県負担、一定額をこえる額は国庫負担)	懲役又は罰金
河川法 第22条 第2項	河川管理者	洪水等の危険が切迫した場合	現場にある者	使役	死亡、負傷、疾病、廃疾となった場合損害補償(河川管理者負担)	軽犯罪法
道路法 第68条 第2項	道路管理者	非常災害	現場にある者又はその付近に居住する者	防御に従事	通常生ずべき損失を補償(道路管理者負担)	軽犯罪法
警察官職務執行法 第4条 第1項	警察官	危害防止	その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者	措置命令	なし	軽犯罪法
水難救護法 第6条 第1項	市町村長	救護のため	人	救護従事	労務報酬支給(市町村負担)	①罰金 ②軽犯罪法

法令	権利者	目的	負担義務者	負担内容	補償	罰則
水道法 第40条 第1項	知事	災害その他 非常の場合	水道事業者又は 水道用水供給事 業者	水道施設内 にとり入れ た水の供給	供給対価の 支払い（供 給を受けた 水道事業者 又は水道用 水供給事業 者）	懲役又 は罰金

第25節 ボランティア協力対策

《基本方針》

県及び市は、大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得るほか、被災者の多様なニーズを的確に把握し、需給調整に努め、効果的な応急対策を実施する。

なお、多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう努める。

佐倉市災害ボランティアセンターについては、佐倉市社会福祉協議会が中心となって運営することが期待されている。このことから、市と佐倉市社会福祉協議会では、災害時における円滑なボランティア活動等を推進するため、双方の協力体制と佐倉市災害ボランティアセンターの開設・運営に関して、必要な事項を定めた「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を締結している。

また、千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会では「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、「災害時における相互支援マニュアル」が整備されていることから、県及び市は、その運営を支援する。

1. ボランティアニーズの把握等

(1) ボランティアニーズの把握

災害対策本部事務局（危機管理部）は、被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

具体的には、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところにより、各種相談窓口を設置し、ニーズの把握を行うほか、「第7節 避難所の設置・管理」に定めるところにより、各避難所等において避難者のニーズ等を含めた避難者情報の収集を行うことにより、ニーズの把握を行う。

(2) ボランティアニーズの情報提供

災害対策本部事務局（危機管理部）は、把握を行ったボランティアニーズのうち、一般ボランティアに係る情報を佐倉市災害ボランティアセンター（佐倉市社会福祉協議会）に連絡を行う。

なお、佐倉市災害ボランティアセンター（佐倉市社会福祉協議会）においても、独自にボランティアニーズの把握に努める。

2. 災害時におけるボランティアの受入体制の整備等

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、県、市、佐倉市災害ボランティアセンター（佐倉市社会福祉協議会）及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応する。

(1) 災害ボランティアセンターの設置

① 佐倉市災害ボランティアセンターの設置

市と佐倉市社会福祉協議会は、災害時における円滑なボランティア活動等を推進す

るため、双方の協力体制と佐倉市災害ボランティアセンターの開設・運営に関して、必要な事項を定めた「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を締結している。

このため、当該協定に基づき、佐倉市社会福祉協議会は、一般分野のボランティアを受け入れるため、発災後、速やかに佐倉市災害ボランティアセンターを設置するものとし、市は、佐倉市社会福祉協議会に対して佐倉市災害ボランティアセンターの設置に関する必要な支援を行う。

なお、佐倉市災害ボランティアセンターの設置場所や活動拠点については、市と佐倉市社会福祉協議会が協議のうえ、用意する。

② 県災害ボランティアセンターの設置

大規模災害時に、県は、県災害ボランティアセンターを設置することとしている。

県災害ボランティアセンターは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施するとともに、被災地に設置される市町村災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行う。

また、当該センターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営し、原則、千葉県社会福祉センター内に設置することとし、設置できない場合は、千葉県庁内に設置することとなっている。

③ 広域災害ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない等の場合に、それを代替するために、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置することとしている。

なお、広域災害ボランティアセンターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

広域災害ボランティアセンターの設置場所は、次の表のとおりである。

【広域災害ボランティアセンターの設置場所】

名 称	支援対象地域	設置場所
東葛飾広域災害ボランティアセンター	東葛・葛南	西部防災センター (松戸市)
千葉広域災害ボランティアセンター	千葉	県総合スポーツセンター (千葉市)
かずさ広域災害ボランティアセンター	木更津・安房	かずさアカデミアパーク (木更津市)
九十九里広域災害ボランティアセンター	海匝・山武・長生	さんぶの森公園 (山武市)
いすみ広域災害ボランティアセンター	夷隅	大多喜町 B & G 海洋センター (大多喜町)

※印旛、香取地域については、千葉広域災害ボランティアセンター又は近隣市ボランティアセンター等を拠点に支援する。

(2) ボランティアの登録等

① 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況をもとに、派遣先や派遣人員等を被災市町村等と調整のうえ、派遣する。

県における登録を行う活動分野及び県受付窓口等は、次のとおりである。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課
被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課
外国語通訳、翻訳、情報提供	公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー語学ボランティア、災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部防災対策課

② 専門分野のボランティア等の受入れ

市は、災害時における行政機関等への応援要請及びその受入れ体制の整備と併せ、専門分野のボランティア・NPOの受入れ体制を整える。

なお、専門分野のボランティア・NPOについては、関連する市の各担当部門が受入れを行うものとし、「第3節 応援の要請・受入れ」に準じて実施する。

③ 佐倉市災害ボランティアセンター（佐倉市社会福祉協議会）等における登録

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、災害時に設置される佐倉市災害ボランティアセンター（佐倉市社会福祉協議会）窓口において受け付け、登録する。

なお、広域災害ボランティアセンターで受け入れた一般分野のボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況をもとに、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整のうえ、派遣することとなることから、佐倉市災害ボランティアセンター（佐倉市社会福祉協議会）は、当該ボランティアについても受入れを行う。

(3) 活動用資機材の用意

ボランティアが活動に必要な資機材については、ボランティア自身の自己調達を基本とするが、市及び佐倉市災害ボランティアセンター（佐倉市社会福祉協議会）にお

いても、用意を行うよう努める。

(4) 食事、宿泊場所等

ボランティアについての食事や宿泊場所等については、ボランティア自身の自己調達を基本とする。

(5) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故や損害の発生に対処するため、ボランティア活動を行うにあたっては、ボランティア自身において、ボランティア保険等に加入することを活動の条件とする。

(6) ボランティアへの配慮

市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体活動を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティア活動を行っている者の生活環境について配慮する。

(7) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、ボランティア自身の自己負担を基本とするが、その必要性に応じて、市が負担する。

(8) 各種ボランティア団体との連携

佐倉市災害ボランティアセンター（佐倉市社会福祉協議会）は、市のほか、日本赤十字社千葉県支部や県及び県災害ボランティアセンター、独自に活動するボランティア団体・NPO等と十分な情報交換を行うとともに、密接な連携のもとに各種災害支援活動を進める。

3. ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は、次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ① 救護所での医療救護活動
- ② 被災建築物応急危険度判定
- ③ 被災宅地危険度判定
- ④ 外国語の通訳、情報提供
- ⑤ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- ⑥ 被災者への心理治療
- ⑦ 高齢者、障害者等の要配慮者の看護、情報提供
- ⑧ その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ① 避難所の運営補助
- ② 炊き出し、食糧等の配布
- ③ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- ④ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の支援
- ⑤ 被災地の清掃、がれきの片づけ等
- ⑥ 避難所や応急仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- ⑦ その他被災地における軽作業等

4. ボランティアとして協力要請、参加の呼びかけ

(1) ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求める。

① 個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

② 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団
- イ 千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会
- ウ 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー
- エ 一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・NPO等

(2) 災害時におけるボランティア参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、県、市、佐倉市災害ボランティアセンター（佐倉市社会福祉協議会）に加え、佐倉市市民公益活動サポートセンターやボランティア団体、NPO、近隣の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログ等のネットでの情報公開により電話等による問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧・復興本部設置	震-4-3
1. 災害復旧・復興本部設置基準及び位置づけ	震-4-3
2. 災害復旧・復興本部の組織及び運営	震-4-3
第2節 復興計画の策定等	震-4-6
1. 災害からの復興に関する基本的な考え方	震-4-6
2. 復興計画の構成	震-4-6
3. 災害復興事業の実施	震-4-7
4. 復興対策の研究・検討	震-4-7
第3節 被災者の生活確保	震-4-9
1. 被災者生活再建支援制度	震-4-9
2. 災害弔慰金等の支給	震-4-11
3. 生活福祉資金の貸付	震-4-13
4. 佐倉市災害見舞金	震-4-14
5. 市税の減免等	震-4-15
6. 国民健康保険等の一部負担金の減免等	震-4-16
7. 生活相談	震-4-16
8. 雇用の維持に向けた事業主への支援	震-4-17
9. その他の生活確保	震-4-17
第4節 義援金品の配布等	震-4-18
1. 義援金	震-4-18
2. 義援物資（義援品）	震-4-19
第5節 公営住宅の建設等	震-4-20
1. 災害公営住宅の建設等	震-4-20
2. 公営住宅の空き家の活用	震-4-20
第6節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	震-4-21
1. 中小企業への支援	震-4-21
2. 農林業者への支援	震-4-21
3. 物価の安定及び物資の安定供給	震-4-22
第7節 ライフライン関連施設等の復旧対策	震-4-23
1. 上水道	震-4-23

2. 公共下水道施設等	震-4-23
3. ガス施設	震-4-24
4. 電気施設	震-4-25
5. 通信施設	震-4-25
6. 公共土木施設等	震-4-26
7. 農業施設等	震-4-27
第8節 激甚災害の指定	震-4-28
1. 激甚災害指定の手続等	震-4-28
2. 激甚災害指定の基準	震-4-29
3. 特別財政援助額の交付手続	震-4-29

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧・復興本部設置

《基本方針》

市は、著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、住民等の生活や地域（都市）の機能、地域産業等の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための横断的な臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。

なお、復興本部の構成及び事務分掌については、設置の際に定めるものとし、市は、東日本大震災における他市町村等の復旧・復興に係る教訓等を踏まえ、災害復旧・復興本部の役割等について、研究を進める。

1. 災害復旧・復興本部設置基準及び位置づけ

災害復旧・復興本部は、災害の規模、被害状況等を勘案し、著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認める場合、設置する。

また、災害対策本部が設置されている状況であっても、必要があると認める場合は、並行して設置する。このため、災害復旧・復興本部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。

なお、「第3章 災害応急計画 第1節 活動組織設置・組織動員」に定める災害対策本部の閉鎖基準に該当する場合であっても、被災者への生活再建支援や災害復興事業を実施する必要がある場合には、原則として、災害復旧・復興本部へ移行する。

2. 災害復旧・復興本部の組織及び運営

(1) 災害復旧・復興本部の組織

災害対策本部の組織については、以下に示す災害復旧・復興本部会議構成員に基づき組織する。

本部においては、災害復旧・復興本部長（市長）、副本部長、本部員及び市長が認めるその他の職員で構成する災害復旧・復興本部会議を必要に応じ開催し、災害復旧・復興に関する重要事項について協議し、方針決定及び実施の指示を行う。

(2) 災害復旧・復興本部会議

災害復旧・復興本部会議は、災害復旧・復興に関する重要事項について協議・検討し、方針決定及び実施の指示を行うため、災害復旧・復興本部長（市長）が必要に応じて招集する。

また、災害復旧・復興本部長（市長）は、災害復旧・復興に関し、必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し災害復旧・復興本部会議への職員等の出席を要請する。

なお、災害復旧・復興本部会議における協議・検討事項は、次に掲げるものとする。

- ① 災害復旧・復興の基本方針、災害復旧・復興に係る重要施策の審議、調整
- ② 各部の重要事項の報告

【災害復旧・復興本部会議構成員】

職名	構 成 員	役 割
本部長	市長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	教育長、上下水道事業管理者 企画政策部長、総務部長、財政部長 市民部長、福祉部長、こども支援部長 健康推進部長、産業振興部長 環境部長、土木部長、都市部長 議会事務局長、会計管理者 資産経営部長、危機管理部長	各部局を代表し、各部局の災害復旧・復興に係る重要事項の報告を行うとともに、災害復旧・復興本部会議の決定に基づき、災害復旧・復興に係る重要施策を実施する。

(3) 災害復旧・復興本部事務局

災害復旧・復興本部事務局については、災害復旧・復興の内容により、次の所属が担当するものとし、いずれの場合も、災害復旧・復興本部事務局は、その事務の遂行にあたり「第3章 災害応急計画 第1節 活動組織設置・組織動員」に定める本部付き職員を動員することができる。

① 災害復興計画の策定及び推進（事務局：企画政策部企画政策課）

災害復興計画とは、佐倉市総合計画等との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り策定する計画であり、災害発生以前の状態に回復するのみならず、新たな視点から地域を再生することを目指した総合的な計画であることから、その策定及び推進にあたっての災害復旧・復興本部事務局は、企画政策部企画政策課が担当する。

② 被災者に対する生活再建支援等の実施（事務局：危機管理部）

被災者に対する各種生活再建支援等の実施総括等に関する災害復旧・復興本部事務局は、危機管理部が担当する。

また、危機管理部は、各種生活再建支援等の実施にあたり必要と認める場合は、総合窓口を設置し、各種生活再建支援等の円滑な実施に努める。

なお、各種生活再建支援等の実施のための総合窓口を設置した場合、「第3章 災害応急計画 第5節 災害広報・広聴対策」に定める住民等の各種相談窓口とその役割分担の明確化を図る。

(4) 災害復旧・復興本部の閉鎖

災害復旧・復興本部長（市長）は、次の基準のいずれにも該当する場合、災害復旧・復興本部を閉鎖することができる。

① 災害復旧・復興本部長(市長)が、市域における災害復旧・復興が概ね完了したと認めた場合

- ② 災害復旧・復興本部長(市長)が、市域における被災者に対する生活再建支援等の実施が概ね完了したと認めた場合

第2節 復興計画の策定等

《基本方針》

市は、災害の規模、被害状況等を勘案し、著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認める場合、佐倉市総合計画等との整合性を図りつつ、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。

復興計画の策定にあたっては、被災者、各分野にわたる有識者、市民等の参画や提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画等との調整を図るよう努める。

なお、県では、平成23年3月に発生した東日本大震災における被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」ととどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組みこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」の作成を行っている。

1. 災害からの復興に関する基本的な考え方

国、県、市町村等の行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）こと等、住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

また、単なる原状回復である「復旧」ととどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に入れ、取り組む。

なお、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）が適用される大規模災害が発生したときは、国、県、市は、それぞれの役割分担の下、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図る。

2. 復興計画の構成

復興計画の策定及び推進にあたっては、被災者、各分野にわたる有識者、市民等の参画や提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画等との調整を図るよう努める。

復興計画の構成については、復興計画策定の基本方針としての「基本構想」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、重要な復興分野についての「分野別復興計画」等とする。

また、復興計画の策定後は、当該復興計画に基づき、明確な戦略とスケジュールのもと、復興を推進する。

なお、「分野別復興計画」を要する復興分野については、次のようなものが想定される。

(1) 暮らしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金支援から生業支援、雇用対策等の被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識等、

健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

(2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市（地域）社会の継続の必要性と都市（地域）機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを迅速に進める。

そのため、都市計画の策定時には、行政と市民等とが協働し、都市（地域）の特性（歴史・文化等）や地域コミュニティ等が途絶えることなく継承できるようにするとともに、より発展できるような視点から検討する。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。

被災者の自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設等、多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。

その産業（事業者）が被災し、操業（営業）の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用等による財政的な支援等の措置を検討する。

また、産業間を結ぶ流通等の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

観光、農業等においても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝等、産業の復興を側面から支援する。

3. 災害復興事業の実施

市は、県及び関係機関、住民等と協力して、災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

また、必要に応じて市に災害復興に関する専門部局を設置する。

4. 復興対策の研究・検討

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、各部は、関係機関と協力し、東日本大震災における各地方自治体の復興状況や復興計画等を参考に、災害復興計画を速やかに策定するための研究に努める。

具体的には、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考に、震災後の対策や活動内容について検討しておく。

(1) 防災・危機管理体制の強化

- ① 防災対策の充実・強化
- ② 関係機関との連携強化
- ③ 地域コミュニティの活性化

(2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

- ① 医療提供体制の整備

- ② 福祉サービス提供体制の整備
- ③ 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
- ④ 子育て支援サービスの提供体制の整備
- (3) 教育分野における防災体制の充実
 - ① 教育施設の早期耐震化推進
 - ② 防災教育の一層の充実
 - ③ 学校における災害発生時の児童生徒等に対する支援の充実
- (4) 農林業の再生と発展
 - ① 農林業の生産力の強化と担い手づくりの推進
 - ② 佐倉市産農産物等の魅力発信
 - ③ 緑豊かで活力ある農村づくりの推進
 - ④ 自然災害対策の推進
- (5) 商工業・観光業等の再生の発展
 - ① 商工業の再生及び成長支援
 - ② 観光業の再生
 - ③ 就労支援及び雇用創出の推進
- (6) 地震・液状化等の災害に強いまちづくり
 - ① 安全なまちづくりの推進
 - ② 公共土木施設の防災機能の強化
 - ③ 交通ネットワークの機能強化
 - ④ 上下水道施設等ライフラインの機能強化

第3節 被災者の生活確保

《基本方針》

震災により被害を受けた住民等が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、住民等に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

1. 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって県民生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的に被災者生活再建支援金の支給を実施する。

(1) 被災者生活再建支援制度の対象となる自然災害

被災者生活再建支援制度の対象となる自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、次のいずれかに該当する災害となる。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住家が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住家が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

(2) 被災者生活再建支援制度の対象となる被災世帯

被災者生活再建支援制度の対象世帯は、次のいずれかに該当する世帯となる。

なお、住家の被害程度の認定については、「第3章 災害応急計画 第14節 住家等の被害認定調査・罹災証明書等の発行」に定めるところによる。

- ① 住家が「全壊」した世帯
- ② 住家が半壊、又は住家の敷地に被害が生じ、その住家をやむを得ず解体した世帯
なお、「やむを得ない事由」とは、「当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること」、「当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること」、「その他これらに準じるやむを得ない事由」（被災者生活再建支援法第2条第2号ロ）となる。
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住家に居住不能な状態が長期間継続している世帯
なお、「長期避難世帯」とは、「火砕流等による被害が発生する危険な状態が継続することその他の事由により、その居住する住家が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯」とされており、避難指示、勧告、警戒区域の設定等が解除される見通しがなく、世帯の生活及び住家の実情等から新たな生活を開始する必要性が生じていると判断される場合に当該都道府県において認定するものとされている。
- ④ 住家が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住家が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 被災者生活再建支援金の支給額

支給額は、住家の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の

合計額となる。

なお、「解体（半壊・敷地被害）」及び「長期避難」は、全壊世帯と同じ支援を受けられることができる。

- ① 住家の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ② 住家の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

なお、加算支援金については、賃借した後に、自ら居住する住家を建設・購入するといった居住形態の変更を行った場合は、建設・購入による加算支援金200万円（単数世帯であれば150万円）から既受給額50万円（単数世帯であれば37.5万円）が差し引かれた額の支給を受けられることができる。

ただし、補修から建設・購入への居住形態の変更は、原則として、認められていない。

（単位：万円）

区分	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯(損害割合50%以上) 解体 長期避難	100	建設・購入 200	300
		補修 100	200
		賃借 50	150
大規模半壊世帯 (損害割合40%台)	50	建設・購入 200	250
		補修 100	150
		賃借 50	100
中規模半壊世帯 (損害割合30%台)	—	建設・購入 100	100
		補修 50	50
		賃借 25	25

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

(4) 申請期間

被災者生活再建支援金の申請期間は、原則として、次のとおりとなる。

ただし、住家の再建に着手する期間が長期にかかる場合等、やむを得ない事情がある場合には、市町村を単位として、申請期間の延長が行われることもある。

- ① 基礎支給金：災害発生から13か月以内
- ② 加算支給金：災害発生から37か月以内

(5) 被災者生活再建支援金支給手続き

申請者（原則として、災害発生時における被災世帯の世帯主）は、申請書と必要添付書類を危機管理部に提出するものとし、危機管理部は、申請書等の確認及び取りまとめを行ったうえで、県へ提出する。

県は、市町村から提出のあった当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県センターが交付決定等を行う。（被災者生活支援法人として、（公財）都道府県センターが指定されている。）

(6) 千葉県被災者生活再建支援事業

ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記（2）

の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。

イ 本事業の実施主体は、市とする。(県から市への補助方式：補助率8/10)

ウ 支援金の支給額は上記(3)と同等とする。

2. 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき、災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 災害弔慰金の支給

主たる原因が災害に起因している死亡者について、遺族に対し、災害弔慰金の支給を行う。

① 災害弔慰金の支給の対象となる自然災害

ア 市内において住居が5世帯以上滅失した災害

イ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

ウ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

エ 災害救助法が適用された市町村が区域内にある都道府県が2以上ある場合の災害

② 受給遺族

配偶者、子、父母、孫、祖父母、同居又は同一生計の兄弟姉妹の順に、より順位の高い遺族に支給を行う。

③ 支給額

ア 生計維持者が死亡した場合 500万円

イ その他の者が死亡した場合 250万円

④ 費用負担

国1/2 都道府県1/4 市町村1/4

⑤ 災害弔慰金支給手続き

支給の申込みは、福祉部社会福祉課に行う。

(2) 災害障害見舞金の支給

災害により重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

① 災害弔慰金の支給の対象となる自然災害

ア 市内において住居が5世帯以上滅失した災害

イ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

ウ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

エ 災害救助法が適用された市町村が区域内にある都道府県が2以上ある場合の災害

② 受給者

自然災害により重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた者

③ 支給額

ア 生計維持者 250万円

イ その他の者 125万円

④ 費用負担

国1/2 都道府県1/4 市町村1/4

⑤ 災害障害見舞金支給手続き

支給の申込みは、福祉部社会福祉課に行う。

(3) 災害援護資金の貸付

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。

① 貸付対象

県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害により、ア若しくはイに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、下表に掲げる額に満たない世帯の世帯主を貸付対象とする。

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあつては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1, 270万円に満たない世帯の世帯主を貸付対象とする。

ア 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合

イ 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1 人	220万円
2 人	430万円
3 人	620万円
4 人	730万円
5人以上	1人を増すごとに730万円に30万円を加えた額

② 貸付限度額

貸付限度額は、次のとおりである。

ア 世帯主に1月以上の負傷のある場合

- 1) 家財等の損害がない場合 150万円
- 2) 家財の1/3以上の損害もあった場合 250万円
- 3) 住居が半壊する被害もあった場合 270万円
- ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を
取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 350万円
- 4) 住居が全壊する被害もあった場合 350万円

イ 世帯主に1月以上の負傷のない場合

- 1) 家財の1/3以上の損害があった場合 150万円
- 2) 住居が半壊する被害があった場合 170万円
- ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を
取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 250万円
- 3) 住居の全壊（下記4）を除く 250万円
- ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を
取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 350万円
- 4) 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

③ 貸付条件等

ア 据置期間

据置期間は、3年とし、特別の場合は、5年とする。

イ 貸付期間

据置期間3年を含め、10年を償還期間とする。

ウ 利率

利率は、年3%とし、据置期間中は、無利子とする。

エ 保証人

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

なお、保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、違約金を包含する。

オ 違約金

災害援護資金の貸付けを受けた者は、支払期日に償還金又は一時償還すべき金額を支払わなかった場合、違約金を支払う。

ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

④ 償還方法

災害援護資金の償還は、年賦償還又は半年賦償還の方法による。

⑤ 申込方法

災害援護資金の申込みは、福祉部社会福祉課に行く。

3. 生活福祉資金の貸付

「生活福祉資金貸付事業制度要綱」(厚生労働省)に基づき、災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金の貸付けを行う。

(1) 福祉資金災害援護費の貸付

災害(災害救助法が適用されない災害についても適用)を受けたことにより臨時に必要な経費に対し、生活福祉資金(福祉費 災害を受けたことにより臨時に必要な経費)の貸付を行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯や他の制度による融資を受けることができる世帯は、他の制度の利用が優先となり、この資金の貸付け対象とならない。

① 貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金の貸付けを受けることによって、独立自活できると認められる世帯を貸付対象とする。

なお、所得基準は、世帯の所得が市町村民税非課税程度、又は生活保護基準の概ね1.7倍以下となる。

② 貸付金額 1世帯 150万円以内

③ 貸付条件等

ア 据置期間

据置期間は、貸付後6月以内とする。

イ 貸付期間

償還期間は、据置期間経過後、7年以内とする。

ウ 利率

利率は、保証人がある場合無利子とし、保証人がない場合は、年1.5%とする。

エ 保証人

生活福祉資金（福祉費 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）の貸付けを受けようとする者は、原則として、次の条件を満たす保証人を立てなければならない。

- 1) 連帯保証人となること
- 2) 原則として借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者
- 3) 生活福祉資金の借受人又は借入申込者となっていない者

④ 償還方法

生活福祉資金（福祉費 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法による。

ただし、借受人は、いつでも繰上償還することができる。

⑤ 申込方法

生活福祉資金（福祉費 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）の申込みは、民生委員・児童委員を通じ佐倉市社会福祉協議会に行う。

⑥ その他

住宅に被害を受け、当該住宅の補強等を行う場合は、生活福祉資金（福祉費 住宅の補修等に必要となる経費）との重複貸付けを受けることが可能である。

(2) 緊急小口資金の貸付

災害等の被災により、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対し、生活福祉資金（緊急小口資金）の貸付けを行う。

① 貸付対象

世帯の所得が市町村民税非課税程度の低所得世帯を貸付対象とする。

② 貸付金額 1世帯 10万円以内

③ 貸付条件等

ア 据置期間

据置期間は、貸付後2月以内とする。

イ 貸付期間

償還期間は、据置期間経過後、8月以内とする。

ウ 利率 無利子とする。

エ 保証人 不要とする。

④ 償還方法

生活福祉資金（緊急小口資金）の償還は、月賦償還の方法による。

ただし、借受人は、いつでも繰上償還することができる。

⑤ 申込方法

生活福祉資金（緊急小口資金）の申込みは、佐倉市社会福祉協議会に行う。

4. 佐倉市災害見舞金

佐倉市災害見舞金支給規則（平成14年規則第55号）に基づき、被災者に対し、その種類、程度等に応じて災害見舞金を支給する。

(1) 佐倉市災害見舞金の対象となる災害

佐倉市災害見舞金の支給の対象となる災害は、災害対策基本法第2条第1号に定める災害とする。

(2) 佐倉市災害見舞金の対象となる被災世帯等

佐倉市災害見舞金の支給の対象となる者は、佐倉市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている者で、災害により現に自己の居住している住家に被害を受け、又は本市内において発生した災害により死亡若しくは傷害を受けた者とする。

なお、住家の被害程度の認定については、「第3章 災害応急計画 第2節 情報の収集・伝達・報告」及び「第3章 災害応急計画 第14節 住家等の被害認定調査・罹災証明書等の発行」に定めるところによる。

(3) 佐倉市災害見舞金の支給額

佐倉市災害見舞金の支給額は、次のとおりとなる。

被害の程度	災害見舞金の額	
全壊	1世帯につき	200,000円
半壊	1世帯につき	80,000円
床上浸水	1世帯につき	80,000円
死亡	1人につき	200,000円
傷害（1月以上）	1人につき	50,000円

(4) 支給の制限等

同一又は複数の災害が重複して発生した場合の住宅の被害に対する佐倉市災害見舞金は、支給額の多い災害を支給の対象とし、傷害に対する佐倉市災害見舞金を受給した者がその後の経過により当該災害を原因として死亡したときは、その差額を支給する。

また、次のいずれかに該当するときは、佐倉市災害見舞金は、支給しない。

- ① 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたとき。
- ② 世帯員又は同居している者の故意又は重大な過失によるとき。
- ③ 被災者が防災に関する市長又は関係機関の指示に従わなかったために被害を受けたとき。

(5) 佐倉市災害見舞金支給手続き

支給の申込みは、危機管理部に行う。

5. 市税の減免等

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法、佐倉市税賦課徴収条例、その他法令等の規定により、市税の申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免等個々の事態に対応した適時・適切な措置を講じる。

(1) 申告等の期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認める場合、次により当該期限を延長する。

- ① 災害が広範囲にわたる場合
適用の地域及び期日を指定する。
- ② その他の場合

納税義務者等の申請により、災害が収束した日から納税義務者については2月以内、特別徴収義務者については30日以内において期日を指定する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、市税を一時に納付、又は納入することができないと認められる場合、その者の申請に基づき徴収を猶予する。

(3) 減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等に対し、地方税法、佐倉市税賦課徴収条例、その他法令等の規定により、減免及び納入義務の免税等を行う。

6. 国民健康保険等の一部負担金の減免等

(1) 国民健康保険の一部負担金の減免及び徴収猶予

市は、国民健康保険法等に基づき、震災、風水害等の災害により著しい損害を受けた等の特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難な者に対し、一部負担金を減免、徴収猶予する。

(2) 後期高齢者医療制度における保険料の減免及び一部負担金の減免

市は、後期高齢者医療制度において、被災者の被災程度に応じた保険料の減免、一部負担金の減免のために必要な事務を行う。

7. 生活相談

機関名	相談の取扱い
市	「第3章 災害応急計画 第5節 災害広報・広聴対策」、 「第4章 災害復旧計画 第1節 災害復旧・復興本部設置」に定めるところによる。
県	<p>1. 被災者総合相談窓口の設置 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。</p> <p>2. 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。</p> <p>(1) 要介護者への巡回相談事業の実施 (2) 被災児童生徒及び親への相談事業の実施</p> <p>3. 住宅被災者に対する相談等の実施 被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。</p> <p>4. 県各部局及び市町村との連携 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び市町村と緊密な連携を図る。</p>
県警察	<p>1. 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。</p> <p>2. 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。</p>

8. 雇用の維持に向けた事業主への支援

- (1) 県及び市は、雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。
- (2) 市は、雇用調整助成金等の特例的な運用について、県を通じて、厚生労働省への要請を行う。

9. その他の生活確保

機関名	生活確保の取扱い
日本郵便株式会社	<p>1. 郵便関係</p> <p>災害救助法が発動された場合、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施する。</p> <p>2. 災害時における窓口業務の維持</p> <p>3. (株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いの実施</p>
労働局	<p>1. 就職のあっ旋等</p> <p>震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっ旋を図る。</p> <p>2. 職業相談等の実施</p> <p>震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置</p> <p>(2) 巡回職業相談の実施</p> <p>3. 雇用保険の失業給付に関する特例措置</p> <p>震災により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。</p>
NHK	<p>災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。</p>

第4節 義援金品の配布等

《基本方針》

各地から寄せられる義援金品の申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

また、義援金品の受入れ、保管及び配分の手続きについて、適切に対処するよう努める。

1. 義援金

市は、災害の規模等を鑑み、必要に応じ、日本赤十字社等の義援金募集团体と配分委員会を組織し、義援金の配分方法等について、十分協議のうえ、決定する。

なお、義援金は、被災者に対し、迅速に配分するべきものであることから、被災者に対する配分以外の用途に使用してはならない。

また、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておく等により、被災者への迅速な配分に努める。

(1) 義援金の受入れ

市は、市独自に義援金の募集を行うことを決定した場合は、義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。受け入れた義援金は、被災者に配分するまでの間、市指定金融機関へ預金し、適切に保管する。

なお、義援金の受入れ業務は、会計室が担当する。

(2) 義援金の配分等の決定

東日本大震災においては、厚生労働省が事務局となった「義援金配分割合決定委員会」が設置され、被害を受けた都道府県への義援金の配分割合及びその指標となる考え方が決定され、これに基づき、県義援金配分委員会が被災者への義援金の配分の決定を行ったところである。

東日本大震災においては、市独自の義援金の募集を実施しなかったところであるが、今後予想される災害に際し、市は、次のとおり義援金の配分等の決定を迅速に行うよう努める。

① 市独自に義援金を募集する場合

市独自に義援金を募集した場合、義援金の配分については、日本赤十字社等の義援金募集团体と市職員等で構成した市義援金配分委員会を設置し、配分方法等を十分協議のうえ、決定する。

市義援金配分委員会は、危機管理部及び福祉部社会福祉課の協力を得て、財政部財政課が事務局を担う。

② 市独自に義援金を募集しない場合

市独自に義援金を募集しない場合、義援金の配分については、県義援金配分委員会の決定に基づき、被災者に配分する。

(3) 義援金の支給

義援金の配分等の決定後、市は、迅速に被災者へ支給を行う。

義援金の支給にあたっては、原則として、被災者からの申請に基づき実施するものとし、被災者への申請書の配布及び申請受付は、危機管理部が行う。

危機管理部は、義援金の申請受付後、財政部財政課に申請書を送付し、財政部財政課は、会計室と連携し、義援金の支給を行う。

また、住民等に対し、義援金の支給等について必要な事項を周知するものとし、周知の方法等については、「第3章 災害応急計画 第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

2. 義援物資（義援品）

(1) 義援物資（義援品）の受入れ

義援物資（義援品）の受入れについては、「第3章 災害応急計画 第17節 緊急物資の供給」に定めるところによる。

なお、市は、義援物資（義援品）について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容等のリストについて、公表するほか、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

(2) 義援物資（義援品）の配分

義援物資（義援品）の配分については、原則として、他の供給物資と合わせて配分する。

なお、配分までの流れ等については、「第3章 災害応急計画 第17節 緊急物資の供給」に定めるところによる。

第5節 公営住宅の建設等

《基本方針》

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

1. 災害公営住宅の建設等

市は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、県の指導・支援を受け、住宅被害の状況や被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

なお、災害公営住宅の建設等の業務は、都市部住宅課が担当する。

2. 公営住宅の空き家の活用

県及び市は、公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

第6節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

《基本方針》

震災により被害を受けた産業に対し、その経営の安定を図ること等を目的に融資対策を実施する。

1. 中小企業への支援

(1) 支援制度等の周知

国、県及び市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く広報するとともに、相談窓口等を設置する。

(2) 中小企業等への融資

株式会社日本政策金融公庫等は、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、災害復旧貸付等により、運転資金及び設備資金の融資を行う。

また、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び県は、必要に応じ、高度化融資（災害復旧貸付）により、事業協同組合等の施設復旧資金の貸付を行う。

このほか、県は、県制度融資（セーフティネット資金）による貸付を行う。

2. 農林業者への支援

(1) 支援制度等の周知

国、県及び市は、被災農林業者等に対する援助、助成措置について、広く広報するとともに、相談窓口等を設置する。

(2) 農林業者への融資

株式会社日本政策金融公庫等は、被災農林業者に対し、施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通する。

また、国は、必要に応じて、被災農林漁業者の経営資金等を供給するため、天災融資法の発動を行う。

このほか、県は、県単災害資金（農業）による貸付を行う。

(3) 農作物等対策

① 災害対策技術の指導

被害を最小限に食い止めるため、市は、農家に対し、災害対策技術の指導を行うものとし、必要に応じ、千葉県、印旛農業事務所等に指導、援助を要請する。

② 種子もみ及び園芸種子の確保のあっせん

市は、必要に応じて、千葉県に対して、災害対策用種子もみ及び園芸種子のあっせんとを依頼し確保を図る。

③ 病虫害の防除

市は、印旛農業事務所、その他関係機関と協力して、被災した農作物の各種病虫害の防除指導を行う。

④ 家畜伝染病の予防

市は、千葉県北部家畜保健衛生所等と協力して、家畜伝染病の予防とまん延の防止

に留意し、家畜損耗の未然防止に努める。

3. 物価の安定及び物資の安定供給

市は、物価等の消費者情報の把握に努めるとともに、県と協力して被災者の経済的生活の安定と、経済の復興を推進する。

(1) 物価の把握

① 物価把握

産業振興部(仮)商工振興課は、物価の実態に関する情報収集に努める。

② 県への要請

産業振興部(仮)商工振興課は、県に対して、小売業者に対する適正な物資等の供給・流通、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

(2) 消費者情報の提供

産業振興部(仮)商工振興課は、消費者の立場を守るとともに、情報の錯綜等による心理的パニックを防止するため、生活必需物資等の在庫量、平均的価格、販売場所等の消費者情報の提供に努める。

また、これらの消費者情報については、消費生活センターへ提供を行う。

第7節 ライフライン関連施設等の復旧対策

《基本方針》

上下水道・電気・ガス・通信等の都市施設、農林業用施設、道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、「第3章 災害応急計画 第13節 安全確保対策」、「第3章 災害応急計画 第16節 緊急輸送活動・交通の機能確保」及び「第3章 災害応急計画 第22節 ライフラインの応急対策」に定める震災直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行う。

1. 上水道

応急復旧が一段落し、給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため、総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進める。

- ① 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- ② 施設の耐震化を図る。
- ③ 復興計画が策定された場合にあっては、当該計画に基づいた計画的な施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されることから、配水の正常化を図るため、漏水が確認された場合、早急に漏水防止対策を行う。

なお、必要に応じ、漏水調査を実施するとともに、当該調査に基づき、漏水修理計画を作成する。

漏水防止対策の実施にあたっては、次の点に留意する。

- ① 漏水の多発している管路は、布設替えを行う。
- ② 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

2. 公共下水道施設等

応急復旧が一段落した段階で、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、関係機関との調整を図り、施設の速やかな復旧を行う。

(1) 公共下水道施設等の復旧

公共下水道施設等の復旧にあたっては、他のライフラインの復旧状況等を勘案し復旧順序を定める。

また、効率的な復旧を行うため、二次災害の発生や避難の長期化等を想定し、特に次の点に留意して進める。なお、災害後の震災復旧の進め方については、「下水道の地震対策マニュアル」（公益社団法人日本下水道協会）等を参考に実施する。

- ① 優先度の高い施設から復旧する。
 - ア 管路施設（優先度の高い順）
 - 1) ポンプ場等の基幹施設、重要な幹線等

- 2) その他の幹線管渠
- 3) 枝線管渠
- 4) 取付管渠
- イ ポンプ場（優先度の高い順）
 - 1) 非常用電力施設の確保
 - 2) 下水排除（揚水等）
- ② 施設の耐震化を図る。
- ③ 復興計画が策定された場合にあっては、当該計画に基づいた計画的な施設の整備を図る。

3. ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度、応急復旧の状況を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害状況及び応急復旧の状況を把握する。

- ① 供給設備
- ② 通信設備
- ③ 消費者のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

(2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

(3) 復旧作業

① 都市ガス

ア 整圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

イ 高・中圧導管の復旧作業

- 1) 区間遮断
- 2) 気密試験（漏えい箇所の発見）
- 3) 漏えい箇所の修理

ウ 低圧導管と消費者設備の復旧作業

- 1) 閉栓確認作業
- 2) 被災地域の復旧ブロック化
- 3) 復旧ブロック内巡回点検作業
- 4) 復旧ブロック内の漏えい検査
- 5) 本支管・供内管漏えい箇所の修理

- 6) 本支管混入空気除去
- 7) 内管検査及び内管の修理
- 8) 点火・燃焼試験
- 9) 開栓
- ② LPガス
 - ア 整圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。
 - イ 消費者設備の復旧作業

一般消費者の供給設備及び消費設備について、点検を行い、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理を行う。

また、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

4. 電力施設

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、市民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

- ① 全回線送電不能の主要線路
- ② 全回線送電不能のその他の線路
- ③ 一部回線送電不能の重要線路
- ④ 一部回線送電不能のその他の線路

(2) 変電設備

- ① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- ② 都市部に送電する系統の送電用変電所
- ③ 重要施設に供給する配電用変電所

(3) 通信設備

- ① 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
- ② 保守用回線
- ③ 業務用回線

(4) 配電設備

水道、新聞、放送、ガス、電鉄、官公庁、警察、消防、通信、指定避難所、臨時避難所、福祉避難所、その他重要施設に対しては、優先的に送電する。

5. 通信施設

(1) 東日本電信電話株式会社における復旧の順位

震災により被災した通信回線の復旧順位については、予め定められた順位にしたがって実施する。

重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

- ※ 上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。
 なお、電気通信サービスとは、電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等をいう。

6. 公共土木施設等

道路等の公共土木施設等については、発災後直ちに応急復旧を行うが、当面の応急復旧完了後、本格的な復旧作業を実施する。

これらの施設は、都市基盤の根幹をなすものであることから、堅牢な本復旧の実施に努める。

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況の把握及び応急復旧を行った後、優先順位を定め、本復旧を行う。

復旧にあたっては、被害者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、緊急輸送道路等を最優先に実施する。

また、復旧にあたっては、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ行う。

(2) 河川、排水路、調整池、急傾斜地崩壊防止施設

各施設の管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況の把握及び応急復旧を行った後、優先順位を定め、本復旧を行う。

特に公共の安全確保上、優先的に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

① 河川、排水路、調整池

ア 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

イ 堤防護岸等の決壊又はそのおそれのあるもの

ウ 河川等の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

エ 河川等の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの

オ 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

② 急傾斜地崩壊防止施設

ア 急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置することで、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの

イ 急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置することで、その他著しい被害を生じるおそれのあるもの

7. 農業施設等

農業施設等の管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況の把握及び応急復旧を行った後、優先順位を定め、本復旧を行う。

特に緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 用排水施設

- ① 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ② 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの。

(2) 農道等

農道等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(3) 排水施設

- ① 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ② 護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの。
- ③ 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(4) 地すべり防止施設（治山施設）

地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路、農業用施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

第8節 激甚災害の指定

《基本方針》

県及び市は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号 以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

1. 激甚災害指定の手続等

(1) 激甚災害に関する調査

① 県

県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。

関係部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項の調査を速やかに行うほか、激甚法に定められた事業を実施する。

② 市

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- ⑤ 災害に対しとられた措置
- ⑥ その他必要な事項

(3) 激甚災害指定の手続

激甚災害指定の手続は、おおよそ以下のとおり行われることになる。

- ① 市長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に報告する。知事に報告できない場合は内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第53条による。）
- ② 知事は市長からの報告内容により、必要と認めたときは内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第53条による。）
- ③ 内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、必要と認めたときは中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- ④ この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、「激甚災害指定基準」又は、「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答

申する。

- ⑤ 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定された後、政令として公布する。

2. 激甚災害指定の基準

激甚災害については、「激甚災害指定基準」(昭和37年12月7日 中央防災会議決定)と「局地激甚災害指定基準」(昭和43年11月22日 中央防災会議決定)の2つの指定基準がある。

3. 特別財政援助額の交付手続

(1) 県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続きその他を実施する。

(2) 市

市は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象はおおよそ以下のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ④ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ⑤ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ⑥ 市町村が施行する感染症予防事業に関する補助の嵩上げ
- ⑦ 水防資材費の補助
- ⑧ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の嵩上げ